

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度
	主務省令期間	平成27～令和元年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		経済産業大臣	
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	製品評価技術基盤機構室長 黒田 俊久
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 横島 直彦

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価のために実施した手続き等については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月29日（月）～7月3日（金）にて、経営に関する有識者（芦邊 洋司、國井 秀子）及び評価に関する有識者より製品評価技術基盤機構の自己評価書について意見を聴取。 <p>（独立行政法人製品評価技術基盤機構に係る経営に関する有識者及び評価に関する有識者）</p> <p>芦邊 洋司 G C A株式会社 顧問 梶屋 俊幸 一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事 國井 秀子 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 客員教授 中西 準子 国立研究開発法人産業技術総合研究所 名誉フェロー 松田 譲 公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団 名誉理事 向殿 政男 明治大学 名誉教授</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月7日（火）経済産業省産業技術環境局長より、製品評価技術基盤機構理事長、製品評価技術基盤機構監事から自己評価結果等についてヒアリングを実施。

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	A：事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		B	B	A	B	A
評定に至った理由	各部門の業務において事業計画を上回る成果を上げたと判断し、評価基準に基づきA評定とした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省と密接な連携の下、法執行や支援に係る業務を事業計画どおり着実に実施し、経済産業行政に貢献した。 ・基盤整備／重要項目を含む事業計画を着実に実施し、多くの分野で基幹目標を達成するなど、社会や産業界に貢献する大きな成果をあげており、外部有識者からも高い評価を得た。 ・特に、国際評価技術分野では、基幹目標（定量指標）を大幅に上回り、かつ、国際標準開発について国際規格段階を達成し、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られたほか、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野及び適合性認定分野では、全ての評価指標を高いレベルで達成することができた。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹目標はほぼ達成。全体的な取組として、スピーディに対処している。 ・内部統制やリスク管理は、運営会議や理事長ヒアリングが有効に機能しており、情報伝達もスムーズでタイムリーな経営判断がなされている。 ・広報活動もとても効果的に進められており、機構の知名度が上がってきている。 ・組織改革を通じて、若手を中心に職員の意識が向上し改革の気運が高まっており、今後、支所の職員にもこの改革の考えを浸透させ、顧客への価値提供を軸にした検討視点が定着してほしい。 ・業務運営に関する目標の設定は重要であるとともに、これに囚われ過ぎてもいけない。主務大臣が独立行政法人の業務実績評価を行う際は、数値だけでなく、社会に何をどう還元したかの目線で質的評価をより重視してほしい。
その他特記事項	<p>外部有識者からの主な意見は以下のとおりであり、総じて高い評価を受けている。</p> <p>(製品安全分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定がNITEの実績につながらず、NITEの業績評価に適さないのは明らかだが、そうはいつでも現状の目標としてある以上、これを前提に考えることとしても、下記2点からB評価としても差し支えないと考える。①デジタル化の推進の観点からも、製品事故予測システムが実際に利用され始めたことは大きな前進。②これまでの対応と比べ、一発二錠搭載自転車事故では、広報等の普及力が大きく向上したことから、四半期という短期で結果を出しており、対応スピードが上がっている。 <p>(化学物質管理分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化審法の審査における試験負担の軽減や規制の合理化について、成果を非常に上げているといえる。また、事業者や自治体における化学物質管理の改善につ

いて、これまで独立していた化審法・化管法のデータを一元化し、懸念のある実際の工場まで機構職員が赴き指導することで、最終的に化学物質の環境排出におけるリスクを下げることに成功しつつある点は、非常に高く評価したい。

(バイオテクノロジー分野)

- ・微生物遺伝資源利用件数のうち新規法人割合が24%とあるが、これだけの新規開拓率は、民間では余り聞いたことのない数値であり、大変な営業努力に裏打ちされた大きな成果といえる。
- ・デジタル社会への対応が叫ばれる中、DBRPという膨大なデータプラットフォームを作り、自治体や企業等とデータの共有化事例を作れたことは大きな成果といえる。

(適合性認定分野)

- ・製品等の信頼性向上を目的とすることから、認定行為には、中立性・公平性・透明性という3つの要件が求められる。この要件が欠落すると全く信用されず、その仕組み自体が成り立たない制度となる。その中で、機構のような堅実で信頼性の高い組織が、新たな3つの分野の認定業務を開始したことは大きく評価したい。特に、IECEXの分野(防爆機器規格適合試験制度)は、ほかの認定分野と比べて現時点で規模が小さいが、これから成長する分野であり、また、安全性確保の上で社会的にも重要。

(国際評価技術分野)

- ・大型の蓄電池は、評価するにも大がかりな評価が必要であり、民間のデータも少ない中で、国際標準化には、5年くらいが標準的に必要といわれている中、わずか3年でIS化できるとは思っていなかった。さらに、メーカーからの認証の件数も、同時に、倍以上増加しているということであり、これ以上ないほどのIS化の理想的な姿を体現している。

(マネジメント分野)

- ・大きな成果として、2つ。一つは、機構全体の分野ごとに異なる状況下でも、一貫してデジタルトランスフォーメーションに果敢に挑戦したこと。二つ目は、マルチステークホルダーへのアカウントビリティが求められている中、価値協創ガイダンスを作成し、最終的に統合レポートとしてとりまとめたこと。特に後段は、独法として初の取組であり、特に外国で即座に組織の強みが答えられるコミュニケーションツールである統合レポートも、企業でさえ約500社しかとりまとめられていない困難なもので、そういうものを出せたというのはすばらしい。職員の意識向上の観点からも、非常に良かった。
- ・全体的にスピーディに対応されている。これは、マネジメント分野の成果といえる。組織文化を変えるのは、そう簡単ではない。これまで地道に行われてきた成果だと思うが、今回の非常に難しく、迅速性を要求された新型コロナウイルス対応などでも、非常にスピーディで、しっかりとデータを取得し、今後のニーズに備わった実際の動きができたことは、日々のマネジメントによるところ。高く評価したい。また、ダイバーシティの観点では、今年の新規採用者について、女性を44%も採用されたことはすばらしい。

様式3-1-3 行政執行法人 年度評価 項目別評価総括表

年度目標(事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全分野	A	B	B	B	B	I-1	-
化学物質管理分野	B	A	A	A	A	I-2	-
バイオテクノロジー分野	A	A	A	A	A	I-3	-
適合性認定分野	B	B	B	B	A	I-4	-
国際評価技術分野	B	S	A	A	S	I-5	-

年度目標(事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
	B	B	B	B	B	II	-
III. 財務内容の改善に関する事項							
	B	B	B	B	B	III	-
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 広報、情報提供の推進						IV-1	-
2. 組織・人事に関する目標						IV-2	-
	B	B	A	B	B		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、製品安全	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法） ガス事業法 工業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【基幹目標】 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の受付件数	平成30年度比3%減少		—	—	—	前年度比0.9%減少	前年度比51.9%増加	予算額（千円）	7,286,793	1,932,512	1,676,346	1,759,135	1,849,125
消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数	全件実施	（参考）過去3年平均781件	862件（全件実施） 特定保守製品等の経年劣化調査との合計	754件（全件実施）	797件（全件実施）	793件（全件実施）	1,136件（全件実施）	決算額（千円）	6,887,327	1,981,828	2,027,503	1,729,541	2,046,251
									（令和元年度における予算額1,849,125千円、決算額2,046,251千円と、決算額が予算額に対して10%以上増加しているものの、これは予算では施設整備費を法人共通に設定したという理由によるもので、実際の執行では、分野毎に細分化して業務を遂行したものの概				

															ね計画どおりの結果であり、業務に影響を及ぼすことはなかった。)
消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 781件 (※) 上欄と同数	862件 (全件実施) 重大製品事故の原因究明調査との合計	754件 (全件実施)	797件 (全件実施)	793件 (全件実施)	1,136件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,999,717	2,002,259	1,930,617	1,847,293	1,849,549		
非重大製品事故の原因究明調査実施件数	非重大製品事故として受け付けた全件を実施	(参考) 過去3年平均 1,294件	1,313件 (全件実施)	1,419件 (全件実施)	1,429件 (全件実施)	1,035件 (全件実施)	923件 (全件実施)	経常利益(千円)	▲12,445	1,558	47,278	28,160	50,000		
収集した事故情報に基づく事故原因究明手法の開発や因果関係究明・解析のための取組テーマ数	5件	—	9件	10件	12件	9件	6件	行政サービス実施コスト(千円)	2,282,036	2,546,283	2,428,301	2,371,821	—		
各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 224件	256件 (全件実施)	246件 (全件実施)	214件 (全件実施)	212件 (全件実施)	237件 (全件実施)	行政コスト(千円)	—	—	—	—	3,316,372		
整合規格案の技術評価件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 32件	26件 (全件実施)	37件 (全件実施)	46件 (全件実施)	12件 (全件実施)	27件 (全件実施)	従事人員数	122	122	126	118	110		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>基幹目標 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。</p>	<p>基幹目標 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく、重大製品事故の受付件数を平成30年度比3%減少</p>	<p>【基盤整備/重要項目】 これまでの製品事故情報を活かし、中期的な視点から製品事故の未然防止に向け、以下を実施。</p> <p>① 製品事故予測システムの機能向上及び対象製品の拡大 製品事故予測システム（SAFE）の社会実装化に向け、事業者及び消費者団体等に対して説明会を実施し、計88の法人・団体にSAFEを活用いただいた。 今回の普及活動によって、SAFEの実用性が認識され、事業者の新製品開発時におけるリスクアセスメントや社内教育訓練、消防の鑑識方針の決定等に導入、活用された。 また、SAFEの対象製品として、「石油給湯機」及び「自転車」の2製品を追加し計8製品に拡大した。さらに、SAFEについて、AIを活用した事故シナリオ自動生成を行うための支援機能を追加した。</p> <p>② 近年、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池等の事故原因究明 リチウムイオン蓄電池（LIB）全般の安全性向上を目的とし、重大製品事故が多発している特定の円筒形LIBについて、寿命末期の劣化評価試験（1000サイクルの充放電試験）を実施するとともに、角形LIBの充放電試験、連続定電圧充電試験、強制内部短絡試験、釘刺し試験を実施した。 調査結果は、LIBの安全性向上に資する技術事項として取りまとめ、経済産業省に報告するとともに、「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年10月～令和2年1月）に提示した。</p> <p>③ 技術基準・規格の整備、行政・産業界への活用に向けた働きかけ 試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化（IEC TS 60695-11-11）について、投票用委員会原案（GDV）が回付された。寄せられたコメントについてWGエキスパートで検討後、令和2年度には国際規格（IS）として発行される見込みである。</p> <p>④ 様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信 令和元年度に特異的に発生した、ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構を搭載した自転車の事故及び非純正バッテリーによる事故について、記者説明会を通じた消費者向け注意喚起を実施し、これらの事故の再発を抑制した。 LIBを搭載した製品の種類が増加していることに伴い、LIBが燃えるごみなどに混在して廃棄され、ごみ収集車の火災事故が増加していた。これらの事故は通常の事故調査の範疇ではなかったが、製品のライフサイクル全般への取組も使命と捉え、名古屋市環境局と連携しごみ収集時の発火映像を作製し、注意喚起したことにより、LIBの適切な廃棄方法が社会的にクローズアップされた。</p>	<p>評価：B</p> <p>基幹目標の指標である「消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の受付件数を平成30年度比3%減少」は達成に至らなかった。その主な原因としては次の3点が考えられ、いずれも突発的かつ特殊な要因である。</p> <p>ア ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構（一発二錠）を搭載した自転車の事故等を契機に当該事業者からの事故報告が過去の未報告案件も含め令和元年度に集中したこと 346件（事故発生日が平成30年度以前のもの265件、令和元年度に発生した事故81件。うち一発二錠の事故34件）</p> <p>イ 非純正バッテリーによる事故が多数発生（計32件）したこと</p> <p>ウ 平成30年度以前に発生していた上記ア以外の製品事故の未報告案件が多数報告されたこと（計121件、平成30年度比+61件）</p> <p>上記アの自転車の事故については、機構の事故原因究明結果に基づき、予見可能な製品事故として設計上の欠陥が考えられる旨事業者に提言し、343万台のリコールに結び付けた。また、上記イの非純正バッテリーによる事故については、多発性を懸念し優先的に事故情報を提供し、経済産業省からインターネットモール事業者への販売自粛及び購入者への使用中止の注意喚起の要請を支援した。</p> <p>さらに、機構はこれらの製品事故に関する記者説明会を通じた消費者向け注意喚起を実施した。</p> <p>その結果、上記アの自転車の事故は、第1四半期～第3四半期（4月～12月）に76件発生していたが、第4四半期（1月～3月）には5件まで減少させることができた。また、上記イの非純正バッテリーによる事故は、第1四半期～第3四半期（4月～12月）に31件発生していたが、第4四半期（1月～3月）には1件まで減少させることができた。</p> <p>上記ウについては、消費者庁において、事故の発生を把握しつつも、事業者から事故報告がなされていなかった案件について、事業者に報告するよう指導を強化してきており、過去に発生していた上記ア以外の製品事故についてもまとめて報告されたものである。</p> <p>その他の指標については全て達成するとともに、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることによ</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 令和元年度は、基幹目標（消費生活用製品安全法に基づく、重大製品事故の受付件数を平成30年度比3%減少）は、外部要因（※）の発生により達成しなかったが、その質的成果において、次のように重大製品事故の原因究明の調査等実施計画を着実に実施し、多発した重大製品事故への迅速な対応による事故の再発抑制や、製品事故予測システム（SAFE）の普及等を通じた事故の未然防止活動を実施するほか、基幹目標以外の全ての指標を高いレベルで達成し、十分な成果をあげることができた。よって、これらを総合的に判断した結果、所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価と判断した。</p> <p>※基幹目標の定量的目標未達については、過去から発生していた386件もの事故に関する報告が令和元年度に重大製品事故として報告されたこと、同種製品の事故の報告が多発したことによるものであり、仮にはあるが、こうした極めて異例な外部要因の影響を除外すると、令和元年度目標指数を満たすこととなる。加えて、この評価が適切か否かを判断する意味でも、質的成果に関する有識者からの評価が重要と考えられるが、以下のとおり、有識者からの評価を踏まえて十分な質的成果をあげていると認められる。</p> <p>（外部要因影響） ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構（一発二錠）を搭載した自転車の事故については、機構の多大な努力により製品や事故の詳細を調査し、この結果を踏まえて製造事業者によ</p>

				<p>り、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>①製品事故予測システムの機能向上及び対象製品の拡大 製品事故予測システム（SAFE）の社会実装化に向け、事業者及び消費者団体等に対して説明会を実施し、計 88 の法人・団体に SAFE を活用いただいた。 今回の普及活動によって、SAFE の実用性が認識され、事業者の新製品開発時におけるリスクアセスメントや社内教育訓練、消防の鑑識方針の決定等に導入、活用された。 また、SAFE の対象製品として、「石油給湯機」及び「自転車」の 2 製品を追加し計 8 製品に拡大した。さらに、SAFE について、AI を活用した事故シナリオ自動生成を行うための支援機能を追加した。 機構が開発した SAFE によって、幅広い産業分野や製品において、事業者における製品安全の取組が推進されることは大きな成果である。</p> <p>②近年、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池等の事故原因究明 リチウムイオン蓄電池（LIB）全般の安全性向上を目的とし、重大製品事故が多発している特定の円筒形 LIB について、寿命末期の劣化評価試験（1000 サイクルの充放電試験）を実施するとともに、角形 LIB の充放電試験、連続定電圧充電試験、強制内部短絡試験、釘刺し試験を実施した。 調査結果は、LIB の安全性向上に資する技術事項として取りまとめ、経済産業省に報告するとともに、「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年 10 月～令和 2 年 1 月）に提示した。 機構が提示した技術事項が事故防止に重要と判断され、業界自主ガイドラインに盛り込むべき事項に反映されたことは、今後、関係する工業会、事業者、国内外の認証検査機関等にも周知されることから、LIB 製品による事故の再発未然防止が期待される。</p> <p>③技術基準・規格の整備、行政・産業界への活用に向けた働きかけ 試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化（IEC TS 60695-11-11）について、投票用委員会原案（CDV）が回付された。寄せられたコメントについて WG エキスパートで検討後、令和 2 年度には国際規格（IS）として発行される見込みである。</p> <p>④様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信</p>	<p>働きかけた結果、製造事業者が当該事故を製品起因によるものと認識し、リコールにつながった。こうした経緯から、当該事業者から平成 30 年度以前に発生していた未報告案件を含めた事故が 346 件（平成 30 年度以前 265 件、令和元年度 81 件）報告された。さらに、このような働きが行政の問題意識を喚起し、平成 30 年度以前に発生していた当該自転車事故以外の 121 件についても新たに報告を受けることとなった。消費生活用製品安全法上、製造・輸入事業者は重大製品事故が発生したことを知ったときから 10 日以内に報告をしなければならないことになっている。当該法的義務を事業者が履行することを前提に指標を設定していることもあり、過去年度に発生したものの令和元年度になってからまとめて報告がされたもの 386 件とリコールによって本製品の事故報告が急増したもの（前述との重複を除くと 81 件）の計 467 件の事故については、令和元年度の指標設定時には予見し難い事象であるといえる。 さらに、令和元年度は、製造事業者不明の非純正バッテリー（輸入品）による事故が多発した。この報告は、制度上報告義務のないバッテリーの組込先である機器本体の製造事業者から、事故の多発性・特殊性を鑑みなされたもの。当該事業者の判断にもあるように、統計的にも技術的にも平成 30 年度以前は、同種の多発事故は存在しておらず、規制当局や機構にとっても多分に外部要因的な事前に予見が不可能な事象であった。同種多発事故は 32 件報告された。</p>
--	--	--	--	---	---

			<p>令和元年度に特異的に発生した、ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構を搭載した自転車の事故及び非純正バッテリーによる事故について、記者説明会を通じた消費者向け注意喚起を実施し、これらの事故の再発を抑制した。</p> <p>LIBを搭載した製品の種類が増加していることに伴い、LIBが燃えるごみなどに混在して廃棄され、ごみ収集車の火災事故が増加していた。これらの事故は通常の事故調査の範囲ではなかったが、製品のライフサイクル全般への取組も使命と捉え、名古屋市環境局と連携しごみ収集時の発火映像を作製し、注意喚起したことにより、LIBの適切な廃棄方法が社会的にクローズアップされた。</p> <p>電気保安協会、量販店等に対して、機構のコンテンツを活用した、消費者への注意喚起や製品安全の取組を提案し、消費者向けの講習会等製品安全活動に機構作成の動画やリーフレットを活用いただいた。</p> <p>また、定例の記者説明会に加え、取材対応やYouTubeによる注意喚起動画配信を積極的に進めた結果、マスコミへの製品安全に係る映像提供件数が大幅に増加し（平成30年度比2020件増）、YouTube視聴回数も倍増した（平成30年度比434万回増）。</p> <p>TV、新聞、Webニュース、YouTube等のメディアによって若年層から高齢者まで幅広い世代の人々に対して情報を発信した。</p> <p>以上、基幹目標の指標は達成に至らなかったものの、受付件数の増加要因は突発的かつ特殊な要因であり、それらに対しても事故の再発防止に努めたこと、また、注意喚起等の取組により、年度ごとの事故発生件数は減少傾向を維持できていることから自己評価を「B」とした。</p> <p><通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況></p> <p>●実績に対する課題及び改善方策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用したデータ分析事業や海外機関・流通関連事業者とのさらなる連携等を通じ、製品の想定外の事故を減らす ・速やかに対処できるよう、事故の分析機能をさらに高度化させること。 ・増加が懸念されるリチウムイオン蓄電池関連の事故への対応検討に引き続き重点的に取り組み、製造時の品質管理・安全性評価等の規格の提案等に繋げること。 ・これらを通じ、引き続き重大製品事故の抑制を図ること。 <p>●反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品事故予測システム（SAFE）について、AIを活用した事故シナリオ自動生成を行うための支援機能を追加した。 ・これまで機構に蓄積された製品事故調査にかかるデータ等を用いて、製品安全業務を支援するためのAIを活用した情報システムを構築することを目的とし、製品事故調査レ 	<p>仮にはあるが、これらの極めて異例な外部要因を、令和元年度重大製品事故受付件数1,271件から除外した場合、令和元年度の重大製品事故の受付件数は772件となり、30年度（870件）と比較した場合11%減となり、基幹目標を達成している。</p> <p>（質的成果）</p> <p>上記の点を評価すべきか否かを判断するため、質的成果に関する有識者評価が重要と考えられる。第一に、過去から発生していた多数の重大製品事故に対して、迅速な対応を行い、自主的に事故の再発防止に努めたことは有識者からも高く評価された。具体的には、一発二錠搭載自転車による事故に対しては、経済産業省とともに事業者への働きかけを行い、早急なリコールの実施につなげた。リコールの実施及び記者説明会を通じた消費者への注意喚起の実施等により、第1四半期～第3四半期まで各期とも20件以上で推移した「一発二錠関係事業者の自転車事故件数」が、第4四半期には5件となった。一方、非純正バッテリーによる事故の多発に対しては、購入経路や海外ブランド名の確認、METIへの情報共有を実施、記者説明会による注意喚起の実施、協力関係にあるAmazonに対して出品前の安全性確認の要請等の取り組みにより、第2四半期の20件をピークに、第4四半期には1件まで事故の発生を減少させた。</p> <p>第二に、製品事故予測システム（SAFE）の普及（88法人が活用）、近年増加傾向にあるリチウムイオン蓄電池の事故原因究明（劣化評価試験の結果を</p>
--	--	--	---	---

				<p>ポートについて、電子テキストデータ化を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> LIBの安全性向上に資する技術事項について、経済産業省に報告するとともに、「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年10月～令和2年1月）に提示した。当該技術事項が事故防止に重要と判断され、業界自主ガイドラインに盛り込むべき事項に反映された。 <p><NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 製品安全分野の評価がなぜずっとBなのか不満。A評価が妥当だと思う。（製品安全分野で取り組んでいる事故調査・啓発は、）子供、高齢者等誰が使用する場合でも安全を確保する点で意義がある。（菊池委員） 製品安全分野について、一発二錠の自転車に係る事故が過去にさかのぼって報告されたことにより、製品安全分野の評価が下がるのはおかしい。製品安全が社会・一般市民にどういった影響を与えているかという視点で、地道な取組を評価できる手法を考える必要がある。実際はかなりよくなっているため、製品安全分野はA評価とB評価の間に値する。（向殿委員） 	<p>METIへ報告）、テレビ、新聞、パナー広告、ユーチューブなど様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信等の取り組みを行い、製品事故の再発防止、未然防止に努めた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>（実績に対する課題及び改善方策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品事故予測システムのさらなる改良・普及により、製品の未然防止への活用をより一層促進すること。 リチウムイオン蓄電池関連事故については、これまでノートPCやスマートフォンに組み込まれるものを主な対象に調査・分析を行ってきたが、多発している事故の動向を踏まえ、非純正品の互換バッテリーについて、事故の発生メカニズムや防止策を検討し、提案すること。 非純正バッテリーによる多発事故でも顕在化したように、輸入製品による事故の増加は今後も懸念されるところ。流入する製品が引き起こす事故を防止するための戦略について、海外機関との連携も含め、経済産業省と一体となって検討すること。 <p><その他事項></p> <p>（経営に関する有識者等によるコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標の設定がNITEの実績につながらず、NITEの業績評価に適さないのは明らかだが、そうはいつでも現状の目標としてある以上、これを前提に考えることとしても、下記2点からB評価としても差し支えないと考える。①デジタル化の推進の観点からも、製品事故予測システムが実際に利用され始めたこと
--	--	--	--	--	--

						<p>は大きな前進。②これまでの対応と比べ、一発二錠搭載自転車事故では、広報等の普及力が大きく向上したことから、四半期という短期で結果を出しており、対応スピードが上がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他律的要因に左右される基幹目標の立て方が良くなく、NITEが取り組んだ結果がどうかを評価できるような指標とすべき。消費者向けの広報などががんばっており、A評価でもいいのではないかと思うほど。 ・一発二錠は件数の面からいうとよくないが、事故の発生年度に割り振って見ると重大製品事故の減少傾向は変わらなかった。事故を受け付ければ受け付けただけ悪い評価になってしまうような評価項目の立て方がおかしかったということ。本当に必要な評価とは、社会、ユーザーに対してどのような効果をもたらしたかという点であるべき。一発二錠についていえば、事業者と原因究明し素早く対応しており、よい対応だった。非純正バッテリーについても、原因を突き止め、アマゾンとも手を握り、法律を超えて対応したという点も評価できる。SAFE（AIシステム）については、事故の未然防止というのは定量的な評価をしづらいが、こうした取り組み自体を行っているだけで既にA評価であるべき。
<p>1. 国の法令業務等に対する支援 (1) 製品事故情報の収集及び原因調査・分析</p>	<p>1. 国の法令業務等に対する支援 (1) 製品事故情報の収集及び原因調査・分析</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数</p>	<p>ア 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析等により、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施する。</p> <p>イ 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の</p>	<p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び非重大製品事故の原因究明調査（非重大製品事故として受け付け）を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>特に、大きく製品事故の減少・抑制につなげた案件は、以下2件である。</p> <p>ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構を搭載した自転車の事故等については、機構の事故原因究明結果に</p>		

(全件実施)
非重大製品事故の原因究明調査実施件数(非重大製品事故として受け付けた全数を実施)

関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

ウ 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

事業計画 1. (1)ア～ウにある製品事故については、いずれも評価指標にある原因究明調査を全件実施した。詳細は以下のとおり。

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、全件調査を実施した。

年度	重大製品事故の消費者庁受付件数	重大製品事故の調査指示件数
令和元年度	1,271	1,136
平成30年度	837	793

非重大製品事故に係る製造事業者等からの報告に基づき、以下の表のとおり、全件原因究明調査を実施した。

年度	原因究明調査実施件数
令和元年度	923
平成30年度	1,035

上記に関連して、以下①～⑥のとおり、収集した事故情報についてリスク分析を実施し、緊急性の高い案件の選択に資するとともに、重大性の高い事故については、分析結果を経済産業省に報告した。また、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携、専門技術者、外部有識者の知見の活用、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査を実施した。

また、以下⑥のとおり、事故原因究明調査によって、リコールに結び付いた事例があり、製品事故防止につながった。

① リスク分析の活用

● リスク分析の実施

収集した製品事故情報 2,428 件(※)について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、リスク分析方法(R-Map法)を用いて分析した。その結果を事故原因に基づく事業者による製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用し、適切な市場措置の実施につなげた。

※ 重複案件を含む、延べ数

● リスク低減の具体的な方策に関するコメントを毎週経済産業省に報告

重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告した。このコメントは行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料として活用された。

基づき、予見可能な製品事故として設計上の欠陥が考えられる旨事業者に提言し、343万台のリコールに結び付けた。その結果、上記の自転車の事故は、第1四半期～第3四半期(4月～12月)に76件発生していたが、第4四半期(1月～3月)には5件まで減少させることができた

非純正バッテリーによる事故については、多発性を懸念し優先的に事故情報を提供し、経済産業省からインターネットモール事業者への販売自粛及び購入者への使用中止の注意喚起の要請を支援した。さらに、機構はこれらの製品事故に関する記者説明会を通じた消費者向け注意喚起を実施した。その結果、第1四半期～第3四半期(4月～12月)に31件発生していたが、第4四半期(1月～3月)には1件まで減少させることができた。

②警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携
警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関に対して積極的に
情報提供や合同調査の働きかけを行い、必要な情報収集等を実施した。

●全国の警察、消防等との合同調査等の実施

以下の表のとおり、製品事故の原因究明調査を的確に実施するために、関係機関・関係者等に依頼して事故を起こした製品の確認を行うとともに事故品の入手に努めた。さらに、事業者等との現場調査、全国の警察、消防との合同調査を実施した。

年度	事故品確認件数		事業者等との現場調査	消防との合同調査	警察との合同調査
		うち、事故品入手件数			
令和元年度	697	504	5	281	22
平成30年度	814	589	6	264	30

●全国の警察、消防、消費生活センター等への講師派遣や研修受入れの実施

以下の表のとおり、製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、全国の関係機関からの研修や見学会の受入、講師派遣を積極的に実施した。

年度	消防機関(火災調査員)に対する研修受入件数(受講者数)	警察、消防、消費生活センター、消費者団体への講師派遣件数(受講者数)
令和元年度	6件 (147人)	51件 (2,115人)
平成30年度	8件 (342人)	42件 (2,496人)

●国民生活センターとの協力

消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月1回開催して情報共有、調整等を実施した。

また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会に委員として参加し、商品テスト業務に協力するとともに、国民生活センターの主催する研修に講師を派遣し、講演を実施した。機構の製品事故調査の役割、機構への事故通知の際の留意点、消費生活センターとの関係等と併せて、製品事故事例の再現映像を交えて説明を行った。

年度	実務者会議(TV会議)	商品テスト分析・評価委員会
令和元年度	12件	6件
平成30年度	12件	7件

年度	消費生活相談員研修 専門・事例講座「製品の安全性と表示」
令和元年度	2回派遣、受講者88名
平成30年度	2回派遣、受講者87名

③事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件を優先的に調査
 ハンドルと後輪を一動作で同時に施錠する機構（一発二錠）を搭載した自転車・電動アシスト自転車で、走行中にハンドルがロックして転倒、重傷となる重大製品事故が発生した。従前から散見されており、施錠の構造からすれば、潜在的な同種事故の存在が疑われたため、その旨を機構が指摘したところ、事業者が製品事故と認識していなかった複数件の同種事故が露見し、リコール（約 343 万台）に至った。

充電式電気掃除機で、当該掃除機と互換性のあるメーカー非純正の LIB を供して火災となる重大製品事故が発生した。多発性が懸念されたことから、機構が優先的に調査に取り組んで非純正バッテリーの危険性を明らかにしたことで、経済産業省、電気掃除機メーカーによる注意喚起の技術的な礎となった。

④迅速な事故原因調査の実施

重大製品事故の原因究明調査に当たっては、十分な検討を行うことによる技術的な裏付けを明確にすることが求められる一方で、事故の更なる発生を防止するためには迅速に結論を出すことが重要である。そこで、機構では、個々の案件について経済産業省の指示や製造事業者からの報告等を受けてから処理が完了するまでのスケジュール管理を行っている。その結果、令和元年度では、76.4%（平成30年度 81.6%）の案件について3か月以内に調査を終了した。これにより、事業者等による迅速なリコールや製品回収の実施等につなげることで事故の再発防止に大きく貢献した。

⑤機構の独自技術による原因究明調査が事業者の迅速なリコールにつながり製品事故防止につながった例

機構が事故原因究明を行い、経済産業省がリコール措置の必要性を判断する情報を提供した。経済産業省において、事業者から聞き取りが行われ、その結果、13件、約388万台のリコールにつながった。これにより、当該製品事故の再発防止に資するとともに、当該製品を製造する事業者における同種事故の防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報として活用された。

このうち、一発二錠を搭載した自転車・電動アシスト自転車については、事業者において製品起因を認めず、対策が取れなかったが、機構の知見・技術力を生かして事故原因を究明し、製品事故の再発防止（約343万台のリコール）に結び付けた。

製品	内容	対象台数
自転車・電動アシスト自転車	錠の故障に気づかずに使用することでハンドルがロックし、転倒して負傷したもの。錠の故障を示すサインがわかりづらく、これに気づかないことは予見可能な範疇と捉えるべきとの機構の指摘により、リコールにつながった。	約343万台

(2) 誤使用及び不注意情報の収集と分析
 事業者にお

(2) 誤使用及び不注意情報の収集と分析
 事業者にお

全国消費生活情報ネットワークシステム(PI0-NET)情報(3,036件)、消費者庁で実施しているインターネット上から消費者被害情報を収集する業務によって提供されるデータ(120件)、協力協定を締結している流通事業者(ユニー株式会社、株式会社ビックカメラ、アマゾンジャパン)からの情報提供(185,837件)により、情報を収集した。

<p>いて製品事故と認識していない、使用者の明らかな誤使用、不注意情報を収集し分析を行う。</p>	<p>いて製品事故と認識していない、使用者の明らかな誤使用、不注意情報を収集し分析を行う。 具体的に は、製品事故に至ったものの、誤使用・不注意による事故や、人的被害には至っていないが、事故に至る可能性がある、いわゆる「ヒヤリハット情報」について、全国の消防、製造・流通事業者等の協力を得ながら適切に効率よく収集し、また、その要因を分析する。</p>		<p>これら全ての情報から誤使用及び不注意（ヒヤリハット）に関する情報を 230 件抽出し、製品事故防止のための注意喚起に活用した。</p>		
<p>（3）事故調査により得られる技術的知見及び新技術を活用した、事故原因究明の高度化・効率化への取組</p>	<p>（3）事故調査により得られる技術的知見及び新技術を活用した、事故原因究明の高度化・効率化への取組</p>	<p>収集した事故情報に基づく事故原因究明手法の開発や因果関係究明・解析のための取組</p>	<p>ア 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。 この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオテクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。 事故原因究明手法の開発（3件）、因果関係究明・解析のための取組テーマ数（3件）計6件（指標値比120%）を実施した。</p>	<p>事故原因究明手法の開発、因果関係究明・解析のための取組テーマ数計6件（指標値比120%）を実施し、指標を達成した。</p>	

<p>事故調査から得られる技術的な知見及び新技術を活用した事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における究明率の向上、原因調査期間の短縮等につなげる原因究明技術の高度化に資する取組を行う。また、IoT機器の製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。</p>	<p>テーマ数（5件）</p>	<p>●事故原因究明の精度向上、迅速化及び効率化のための事故原因究明手法開発</p> <p>機構が実施する製品事故原因究明をより迅速、的確に進めるため、原因究明手法の開発、技術データの取得を進め、LIBの劣化等3テーマについて、原因究明に有益な技術データを活用した調査や調査手法の確立、判断基準の明確化等に取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="647 340 1665 1959"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 340 810 422">テーマ</th> <th data-bbox="810 340 1359 422">内容</th> <th data-bbox="1359 340 1486 422">実施年度</th> <th data-bbox="1486 340 1665 422">実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 422 810 1377">ノートパソコン用LIBの電池特性データ収集</td> <td data-bbox="810 422 1359 1377"> <p>ノートパソコン用のLIBの、劣化特性等について継続調査を行った。</p> <p>LIBの発火につながる製造上の不具合要素が一定程度明らかとなったことに加え、ノートパソコンのようにACアダプターを挿入して長時間充電状態になると、劣化が通常の充放電に比べて早まることが判明した。</p> <p>また、ラミネート形LIBと缶形LIBの比較から、ラミネート形LIBは劣化により電池が膨張しやすく、膨張時のスペースが考慮されていなければ、電池内部の圧力が更に高くなり、異物の混入やケースの押さえなどにより発火に至る危険性があるなどの知見を得た。</p> <p>「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年10月～令和2年1月）において、機構の調査内容が、業界自主ガイドラインに盛り込むべき事項として反映され、これをとりまとめた報告書が経済産業省のWebサイトに掲載された。</p> </td> <td data-bbox="1359 422 1486 1377">平成30年度～令和元年度</td> <td data-bbox="1486 422 1665 1377">燃焼技術センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1377 810 1875">ノーパンクタイヤ自転車のタイヤ外れ原因究明手法の開発</td> <td data-bbox="810 1377 1359 1875"> <p>自転車のノーパンクタイヤがリムから外れる事故（タイヤ外れ）の原因究明を行うとともに、我が国に流通するノーパンクタイヤを用いた自転車の構造や同様事象の有無等に関する周辺状況の調査を実施した。</p> <p>タイヤ外れについては、事故品の観察結果を基に、ドラム走行試験機を用いた種々の実験から、タイヤ外れの再現及びその際に生じるタイヤへの横力を計測し、これらのデータと、段差乗り越えや急制動を含む実走行データとの比較を行い取りまとめた。</p> </td> <td data-bbox="1359 1377 1486 1875">令和元年度</td> <td data-bbox="1486 1377 1665 1875">九州支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1875 810 1959">亜酸化銅の生成による</td> <td data-bbox="810 1875 1359 1959">電気製品の火災事故において、出火元の特定の際に出火根拠（判断材料）の一つ</td> <td data-bbox="1359 1875 1486 1959">平成29年度～</td> <td data-bbox="1486 1875 1665 1959">中部支所</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	内容	実施年度	実施場所	ノートパソコン用LIBの電池特性データ収集	<p>ノートパソコン用のLIBの、劣化特性等について継続調査を行った。</p> <p>LIBの発火につながる製造上の不具合要素が一定程度明らかとなったことに加え、ノートパソコンのようにACアダプターを挿入して長時間充電状態になると、劣化が通常の充放電に比べて早まることが判明した。</p> <p>また、ラミネート形LIBと缶形LIBの比較から、ラミネート形LIBは劣化により電池が膨張しやすく、膨張時のスペースが考慮されていなければ、電池内部の圧力が更に高くなり、異物の混入やケースの押さえなどにより発火に至る危険性があるなどの知見を得た。</p> <p>「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年10月～令和2年1月）において、機構の調査内容が、業界自主ガイドラインに盛り込むべき事項として反映され、これをとりまとめた報告書が経済産業省のWebサイトに掲載された。</p>	平成30年度～令和元年度	燃焼技術センター	ノーパンクタイヤ自転車のタイヤ外れ原因究明手法の開発	<p>自転車のノーパンクタイヤがリムから外れる事故（タイヤ外れ）の原因究明を行うとともに、我が国に流通するノーパンクタイヤを用いた自転車の構造や同様事象の有無等に関する周辺状況の調査を実施した。</p> <p>タイヤ外れについては、事故品の観察結果を基に、ドラム走行試験機を用いた種々の実験から、タイヤ外れの再現及びその際に生じるタイヤへの横力を計測し、これらのデータと、段差乗り越えや急制動を含む実走行データとの比較を行い取りまとめた。</p>	令和元年度	九州支所	亜酸化銅の生成による	電気製品の火災事故において、出火元の特定の際に出火根拠（判断材料）の一つ	平成29年度～	中部支所		
テーマ	内容	実施年度	実施場所																	
ノートパソコン用LIBの電池特性データ収集	<p>ノートパソコン用のLIBの、劣化特性等について継続調査を行った。</p> <p>LIBの発火につながる製造上の不具合要素が一定程度明らかとなったことに加え、ノートパソコンのようにACアダプターを挿入して長時間充電状態になると、劣化が通常の充放電に比べて早まることが判明した。</p> <p>また、ラミネート形LIBと缶形LIBの比較から、ラミネート形LIBは劣化により電池が膨張しやすく、膨張時のスペースが考慮されていなければ、電池内部の圧力が更に高くなり、異物の混入やケースの押さえなどにより発火に至る危険性があるなどの知見を得た。</p> <p>「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年10月～令和2年1月）において、機構の調査内容が、業界自主ガイドラインに盛り込むべき事項として反映され、これをとりまとめた報告書が経済産業省のWebサイトに掲載された。</p>	平成30年度～令和元年度	燃焼技術センター																	
ノーパンクタイヤ自転車のタイヤ外れ原因究明手法の開発	<p>自転車のノーパンクタイヤがリムから外れる事故（タイヤ外れ）の原因究明を行うとともに、我が国に流通するノーパンクタイヤを用いた自転車の構造や同様事象の有無等に関する周辺状況の調査を実施した。</p> <p>タイヤ外れについては、事故品の観察結果を基に、ドラム走行試験機を用いた種々の実験から、タイヤ外れの再現及びその際に生じるタイヤへの横力を計測し、これらのデータと、段差乗り越えや急制動を含む実走行データとの比較を行い取りまとめた。</p>	令和元年度	九州支所																	
亜酸化銅の生成による	電気製品の火災事故において、出火元の特定の際に出火根拠（判断材料）の一つ	平成29年度～	中部支所																	

識別手法の調査	<p>となる亜酸化銅について、その生成要因（接触不良又は外火のいずれであるか）により、亜酸化銅の特徴に違いがあるか調査を行った。</p> <p>その結果、屋内配線用銅線（IV線）を用いたサンプルでは、気泡や酸化銅組織の生成に違いを生じることが明らかになった。</p> <p>一方、実用的なサンプルとして用いたプラグ（栓刃）とコンセント（受け刃）では、明確な特徴の違いを見いだせなかったが、これは栓刃に含まれる銅元素以外の元素の影響と考えられたことから、新たなサンプルで黄銅（銅と亜鉛の合金）、鉄、アルミニウムの材料（元素）ごとのデータを収集し、検討した。</p>
---------	---

●因果関係究明・解析のための深掘り調査

製品事故の原因究明を行う他、製品事故の未然防止の観点から事故発生メカニズム等3テーマの解明(深掘り)を行い、機構における技術的知見の向上を図るとともに、解明結果を取りまとめ、製品の安全設計に資する技術情報として事業者提供等に活用した。

テーマ	内容
カセットボンベの加熱爆発検証	<p>飲食店においてカセットボンベの爆発事故が発生した。調理器具の上に置かれていたボンベが過熱されて爆発したものと推定されたが、具体的な爆発時の状況が不明だったため、警察からの要請により、合同で再現実験を行うこととなった。未使用ボンベ（フル充填）を供しての実験であったため、安全面に配慮し、機構 国際技術評価本部 蓄電池センターの多目的大形実験棟にて実施した。未使用ボンベを爆発させたときの爆発規模や爆発状態といった貴重なデータが取得できたほか、警察機関に対して実効性のある技術支援が行えた。</p>
LIB搭載ハンディファン市場流通品調査	<p>LIBを使用したハンディファンの焼損事故が複数件発生していることから、市場に流通する10銘柄をインターネット通販で購入し、充放電制御等の安全性について確認した。</p> <p>その結果、内部構造上の製造不良や、充放電時の電流・電圧・電池容量の異常など、製品事故につながる危険性の要素は認められなかった。</p>
電動工具用の非純正LIBパック市場流通品調査	<p>充電式電動工具で、当該電動工具と互換性のあるメーカー非純正のLIBパックを供して火災となる製品事故が多発したことを受け、市場に流通する非純正バッテリーパック12銘柄をインターネット通販で購入し、充放電制御等の安全性について確認した。</p> <p>その結果、全銘柄とも充電時に各バッテリーセルのバランス制御が不全であり、非純正バッテリーの発火に至る危険性が認められた。</p>

●機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進

下表のとおり、機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については、積極的に連携を行うことで組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。

連携分野名	連携業務名	取組と成果
化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む）	化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。令和元年度は1件。
化学物質管理分野	長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組	化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、フタル酸エステルやその他揮発性有機化合物（VOC）成分を含有する樹脂シート（厚みと含有量の異なる4サンプル）からの化学物質放散、吸着及び移行データを取得した。
化学物質管理分野	製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集	ストックホルム条約附属書Aに追加されたペルフルオロオクタン酸（PF0A）等について、化審法で第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品が検討されている。PF0A等を含有する製品経由のリスク評価に供するため、カーペット等の繊維製品を対象として、人工唾液溶出試験を実施し、その含有量を測定した。
バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析を依頼した。令和元年度は15件。
バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる案件において、微生物の特定等をバイオテクノロジーセンターに依頼した。令和元年度は4件。

イ IoT機器の製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。

消費生活用製品がIoT化され、ネットワークを介して相互に接続し、クラウド上で展開されるサービスに接続するような状況化で、製品事故を未然に防ぐための安全対策、原因究明に必要な調査・分析技術の開発に向けた必要事項を検討す

		<p>るとともに、関係業界と連携し情報収集を実施した。</p> <p>IoT化により、個別製品の機能は単体で完結せず、製品とクラウドが連携することにより高度なサービスを提供するシステムが出現している。機能がクラウドにシフトする中、安全性も製品単体ではなくシステムとして議論されるべきであり、システムを評価できる環境の構築や技術者の育成等の課題を抽出した。</p> <p>ウ 機構が保有する事故情報及び調査データを基に、AI を利用した製品事故の原因予測及び調査方針の決定を行う仕組み作りを開始する。</p> <p>近年、製品や消費者の使用様態の多様化により、事故原因もまた多様化していることに加え、蓄積された事故情報の件数が約 50,000 件に上っていることから、製品事故の分析及び事故の未然防止対策には、高度化（高度なデータ分析）が必要不可欠であり、さらにはシステム化による作業省力化が求められている。</p> <p>このため、これまで機構に蓄積された製品事故調査にかかるデータ等を用いて、機構の製品安全業務を支援するための情報システムを構築することとした。令和元年度はシステム構築に先立ち、当該システムに学習させるためのデータを整えるため、情報システムへ読込不能な製品事故調査レポートについて、電子テキストデータ化を実施した。</p> <p>また、製品事故情報の分析を専門に行う体制の検討を行った（令和 2 年度から情報解析企画課を新設）。</p>		
<p>（４）事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、行政施策への反映のための取組</p> <p>（１）、（２）及び（３）で得られた調査・分析結果等の情報から、リスク分析、実証試験等を行い、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の再発・未</p>	<p>（４）事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、行政施策への反映のための取組</p> <p>（１）、（２）及び（３）で得られた調査・分析結果等の情報から、リスク分析、実証試験等を行い、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の再発・未</p>	<p>●リチウムイオン蓄電池に係る行政施策への反映のための取組</p> <p>発火事故が多発していた円筒型 LIB は、リコール開始後もリコール対象範囲や事故防止対策の見直しが五月雨式に行われていたこと等から、当該事業者の講じた安全対策の妥当性確認、ひいては LIB 全体の安全性向上に向けた提言を行うべく、調査を行った。</p> <p>調査の結果、正極タブ部分が他の部分よりも電池の内部圧力が大きくなること、活物質が塗布されていない正極部分とその周辺で電池内部の圧力も高くなり、異物が混入していると正極の導電体と負極の活物質間での短絡となり発火に至る可能性が高いことが分かった。加えて、ノートパソコンのように AC アダプターを挿入して長時間充電状態になると劣化が通常の充放電に比べて早まることが判明した。このため、ノートパソコンの用途での事故が多くなっていると推定した。</p> <p>円筒形及び角形の LIB について検証したところ、角形 LIB は円筒形に比べると電池内部の圧力の上昇は小さいが、円筒形 LIB で想定される異物サイズが混入すると塗布されている活物質の厚みが薄いために、小さな圧力でも発火に至ることが判明した。また、角形 LIB は劣化により電池が膨張しやすく、膨張した際のスペースが製品として考慮されていないと電池の膨張が抑えられて、電池内部の圧力が更に高くなり、異物の混入やケースの押さえなどにより発火に至る危険性がうかがえた。</p> <p>以上の調査結果に基づき、「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年 10 月～令和 2 年 1 月）において、LIB の安全性向上のため以下の提言を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造工程での品質管理を徹底し、可能な限り金属製異物の混入を低減すること ・劣化により電池内部の内圧が上昇しないか、内圧が上昇しても発火しない構造にすること 	<p>「令和元年度リチウムイオン蓄電池搭載電気製品の安全基準検討に係る調査検討委員会」（令和元年 10 月～令和 2 年 1 月）において、機構が提示した調査結果に基づく LIB の安全設計に資する技術事項が、業界自主ガイドラインに盛り込まれることで、LIB 製品の事故再発未然防止が期待される。</p>	

<p>然防止につなげる提案を行う。</p>	<p>然防止につなげる提案等を行う。上記に際し、特に製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池については、円筒形（ノートパソコン用）リチウムイオン蓄電池の更なる調査に加え、角形（携帯電話用）リチウムイオン蓄電池の繰り返し使用に伴う劣化評価試験も実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・電池を使用する製品側で、LIBの温度上昇等を考慮した設計にすること <p>機構が提示した技術事項が事故防止に重要と判断され、以下のLIBの安全設計に資する技術事項が、業界自主ガイドラインに盛り込むべき事項に反映された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の動作条件で使用し続けた場合に、安全上問題となる内部短絡の発生リスクを低減するために、設計上必要な異物管理をすること ・劣化により単電池が不安全な状態にならないようにするため、一定容量以下となった電池に対する対応（上限充電電圧、最大充電電流、使用温度範囲等の変更等）をとること ・温度制御について、想定される異常状態及び単一故障状態を考慮すること。また、仕様で認められている温度範囲から外れることがないようにすること 					
<p>(5) 立入検査・適合性検査等</p>	<p>(5) 立入検査・適合性検査等</p>	<p>各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数 （全件実施） （参考） 過去3年平均 239件 消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施</p>	<p>ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>下表のとおり経済産業省の指示に基づき、令和元年度指示件数237件（全件）を的確に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="647 1829 1635 1944"> <tr> <td data-bbox="647 1829 1210 1944">立入検査区分</td> <td data-bbox="1210 1829 1418 1944">令和元年度 実施件数 /指示件数</td> <td data-bbox="1418 1829 1635 1944">平成30年度 実施件数 /指示件数</td> </tr> </table>	立入検査区分	令和元年度 実施件数 /指示件数	平成30年度 実施件数 /指示件数	<p>各法律に基づく立入検査及び適合性検査を経済産業省の指示に基づき全件実施し、指標を達成した。</p>	
立入検査区分	令和元年度 実施件数 /指示件数	平成30年度 実施件数 /指示件数						

		<p>件数（製造事業者等からの依頼に基づき全数を実施）</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">製品安全 4 法に基づく立入検査</th> </tr> <tr> <td>(1) 消費生活用製品安全法</td> <td>40 件/40 件</td> <td>40 件/40 件</td> </tr> <tr> <td>(2) 電気用品安全法</td> <td>177 件/177 件</td> <td>152 件/152 件</td> </tr> <tr> <td>(3) ガス事業法</td> <td>6 件/6 件</td> <td>8 件/8 件</td> </tr> <tr> <td>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td> <td>14 件/14 件</td> <td>12 件/12 件</td> </tr> </table> <p>オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 令和元年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。</p> <p>カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 令和元年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。</p> <p>キ 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。 登山用ロープは消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、滑落時における身体を保護するため、国が示した試験の基準に適合し、その旨を示すマーク（PSC マーク）を表示しなければ販売できないことになっている。機構は、基準で定められている落下衝撃試験及びせん断衝撃試験を行う試験施設を保有している国内唯一の機関である。 また、登山用ロープのほか、消防・自衛隊等で使用される救助用ロープ等の試験についても、機構が、試験を実施できる国内唯一の機関である。 これらの試験について、事業者からの依頼に基づき、令和元年度は下表のとおり、依頼件数 26 件（登山用ロープ 60 本、その他のロープ 22 本）の全数について試験を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>依頼件数</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>26</td> <td>登山用ロープ：60 本 その他のロープ：22 本</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>30</td> <td>登山用ロープ：40 本 その他のロープ：37 本</td> </tr> </tbody> </table>	製品安全 4 法に基づく立入検査			(1) 消費生活用製品安全法	40 件/40 件	40 件/40 件	(2) 電気用品安全法	177 件/177 件	152 件/152 件	(3) ガス事業法	6 件/6 件	8 件/8 件	(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	14 件/14 件	12 件/12 件	年度	依頼件数	内訳	令和元年度	26	登山用ロープ：60 本 その他のロープ：22 本	平成 30 年度	30	登山用ロープ：40 本 その他のロープ：37 本		
製品安全 4 法に基づく立入検査																													
(1) 消費生活用製品安全法	40 件/40 件	40 件/40 件																											
(2) 電気用品安全法	177 件/177 件	152 件/152 件																											
(3) ガス事業法	6 件/6 件	8 件/8 件																											
(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	14 件/14 件	12 件/12 件																											
年度	依頼件数	内訳																											
令和元年度	26	登山用ロープ：60 本 その他のロープ：22 本																											
平成 30 年度	30	登山用ロープ：40 本 その他のロープ：37 本																											
<p>（6）技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を</p>	<p>（6）技術基準整備の推進 製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系等の整備</p>	<p>整合規格案の技術評価件数（全件実施）</p>	<p>製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準の整備を支援した。 下表のとおり経済産業省の要請に基づき、整合規格案の技術評価を 27 件（全件）実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>技術評価実施規格数</th> <th>対象電気用品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>27 件</td> <td>電線、変圧器、電子レンジ（家庭用、業務用）、電子スイッチ、電線管システム、配線器具、プラグ・コンセント、バッテリーチャージャ、産業用リチウム二次電池等</td> </tr> </tbody> </table>	年度	技術評価実施規格数	対象電気用品	令和元年度	27 件	電線、変圧器、電子レンジ（家庭用、業務用）、電子スイッチ、電線管システム、配線器具、プラグ・コンセント、バッテリーチャージャ、産業用リチウム二次電池等	<p>整合規格案の技術評価を全件実施し、指標を達成した。</p>																			
年度	技術評価実施規格数	対象電気用品																											
令和元年度	27 件	電線、変圧器、電子レンジ（家庭用、業務用）、電子スイッチ、電線管システム、配線器具、プラグ・コンセント、バッテリーチャージャ、産業用リチウム二次電池等																											

<p>経済産業省の要請に基づき支援する。</p>	<p>を経済産業省の要請に基づき支援する。 具体的には、経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る整合規格（※）の整備等を支援する。</p>		<table border="1" data-bbox="667 90 1647 262"> <tr> <td data-bbox="667 90 875 262">平成 30 年度</td> <td data-bbox="875 90 1083 262">12 件</td> <td data-bbox="1083 90 1647 262">電気脱水機、マッサージ器、渦流浴槽機器、温風暖房機（ガス、石油）、水電解器、家庭用電気治療器、吸入器、ロープライト、音響・映像・情報技術機器等</td> </tr> </table>	平成 30 年度	12 件	電気脱水機、マッサージ器、渦流浴槽機器、温風暖房機（ガス、石油）、水電解器、家庭用電気治療器、吸入器、ロープライト、音響・映像・情報技術機器等		
平成 30 年度	12 件	電気脱水機、マッサージ器、渦流浴槽機器、温風暖房機（ガス、石油）、水電解器、家庭用電気治療器、吸入器、ロープライト、音響・映像・情報技術機器等						
<p>（7）海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化を目的とし、経済産業省との国際戦略を踏まえて、米国消費者製品安全委員会（CPSC）、台湾經濟部標準檢驗局（BSMI）等海外関係機関と連携し、リコール情報、海外の製品安全情報の共</p>	<p>（7）海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化を目的とし、経済産業省との国際戦略を踏まえて、米国消費者製品安全委員会（CPSC）、中国檢驗檢疫科学研究院（CAIQ）、台湾經濟部標準檢驗局（BSMI）等の海外関係機関と連携し、リコー</p>		<p>令和元年度は、経済産業省と協力し、中国との連携再構築への取組、台湾との継続した連携、タイ及びマレーシアへの技術協力を実施した。また、米国と初の共同セミナーを日本の事業者向けに開催した。その他、国際シンポジウムへの参加、経済産業省への海外リコール情報の提供等を実施した。</p> <p>●海外関係機関との連携</p> <p>① 中国 CAIQ との連携再構築 オンライン販売等による輸入製品の事故防止に取り組むため、令和元年 6 月に経済産業省とともに、平成 30 年に組織改編された市場監督管理総局（SAMR）、海関総署、中国檢驗檢疫科学研究院（CAIQ）を訪問し、連携を再構築した。これを受けて 10 月に CAIQ が機構を訪問して経済産業省とともに双方の製品安全体制等の共有等を実施し、今後の連携強化に合意し取り組んで行くこととなった。</p> <p>② 台湾 BSMI との継続した連携 日台製品安全協力覚書締結（平成 28 年 11 月）を踏まえ、双方の交流協会の第 3 回定期会合（令和元年 12 月）に経済産業省とともに同席し、台湾經濟部標準檢驗局（BSMI）等と双方の製品安全体制等について情報共有を行った。さらに、技術交流を開催し、双方からリチウムイオン蓄電池、電気温水器に関する事故の調査事例を紹介し、意見交換を行った。</p> <p>③ 東南アジアへの製品安全文化の普及 経済産業省とともに「平成 31 年度技術協力活用型・新興国市場開拓事業（制度・事業環境整備）」の一環として、東南アジアの政府機関に対して日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される製品の安全性向上に資する活動を行</p>					

<p>有等必要な取組を行い、これらの取組によって入手した海外製品安全情報を、我が国の行政機関に対して提供することで、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援する。</p> <p>また、輸入製品を製造する諸外国の政府機関や企業等に対し、製品安全に関する情報提供等を行い、現地での製品安全意識の向上等を図る。</p>	<p>ル情報や海外の製品安全情報の共有等必要な取組を行い、日本に輸入される製品の安全性向上及び事故未然防止を図る。</p> <p>国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO）の国際会議に参加し、参加各国との意見交換や、製品安全に係る情報を収集し、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。</p> <p>なお、これらの取組によって海外関係機関から入手した海外製品安全情報、リコール情報等については、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援するため、我が国</p>	<p>った。</p> <p>具体的には、令和元年8月にタイに職員を派遣して政府職員（工業省タイ工業標準局、王室警察庁、消費者保護局）を対象に製品安全セミナー（2日間）を実施し、機構の製品事故データベース及び電気製品の事故の事例及び原因究明手法を解説した。また、11月、12月にタイ、マレーシアから各10名の研修生を受入れ、大阪事業所において試験設備を用いた事故の原因究明手法等の研修を実施した。令和2年2月にタイで2回目の製品安全セミナー（2日間）を開催した。平成29年度から続いたこの取組により、タイ政府機関は製品事故の情報を把握し対応する重要性を認識し、三者で製品事故等の情報を共有するデータベース構築のためのワーキンググループを発足した。また、経済産業省が工業省タイ工業標準局と製品安全にかかる協力文書（MOC）を締結し、継続した協力関係を構築した。</p> <p>④ 米国 CPSC との製品安全セミナー共催</p> <p>令和2年1月に、米国消費者製品安全委員会（CPSC）の依頼により日本の事業者を対象に、米国の製品安全規制及び機構の取組を紹介する製品安全セミナーを共同で開催した。当該セミナーは機構大阪事業所で開催（東京へのサテライト中継）し、CPSC 北京事務所長と機構職員が講演を行った。これにより CPSC との連携強化はもとより、日本の事業者に安全な製品供給にかかる情報を提供した。</p> <p>●海外関係機関からの情報収集及び経済産業省への情報提供</p> <p>① 国際製品安全シンポジウム（ICPHSO）への参加</p> <p>令和元年10月アイルランド開催、令和2年2月米国開催のシンポジウムに出席し、米国 CPSC、カナダ保健省、欧州委員会等の関係機関と意見交換を実施し、海外の製品安全動向についての情報を収集し、適宜、経済産業省へ情報共有した。</p> <p>② 海外で実施されたリコール情報の提供</p> <p>海外の製品安全機関（米国 CPSC、カナダ保健省、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）、欧州委員会）のリコール情報から、日本でも販売されている可能性があるものを経済産業省に提供し、当該情報を元に同省から必要に応じて事業者への措置が執られ、ワイヤレスヘッドフォンや子ども用水筒などの国内でのリコールの把握に繋がった。</p>		
--	--	--	--	--

	の行政機関に対しても提供する。				
<p>2. 事業者の製品安全活動に対する支援</p> <p>(1) 事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進</p> <p>機構が保有する事故情報と事業者の製品設計に係る部品・材料情報や事業者が保有する顧客からのクレーム・修理受付情報を照合し、予測される事故シナリオ、過去の発生頻度、危害の程度等の情報を事業者に提供する仕組み（製品事故予測システム）について、機能を向上させるとともに対象製品の追加を行う。また、AIによる製品毎及び製</p>	<p>2. 事業者の製品安全活動に対する支援</p> <p>(1) 事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進</p> <p>機構が保有する事故情報と事業者の製品設計に係る部品・材料情報や事業者が保有する顧客からのクレーム・修理受付情報を照合し、予測される事故シナリオ、過去の発生頻度、危害の程度等の情報を事業者に提供する仕組み（製品事故予測システム）について、中小企業を含む事業者からの要望をヒアリングし、その結果を反映させることに</p>	<p>平成30年度に開発した製品事故予測システム（以下「SAFE」という。）の普及を目的として、製造・流通事業者、消費者団体や消防等へ計23回の説明会や機構講座・業務報告会で広く紹介した結果、373名（88法人等）で利用が広まった。その結果、ウェアラブル血圧計など新製品開発時の安全性評価や消防の鑑識方針決定にSAFEが利用され、製品事故の未然防止や再発防止に寄与することができた。</p> <p>また、SAFE利用者にヒアリング等でニーズ調査を行い、SAFEに画像登録機能などを追加した。機構が提供する事故シナリオと事業者が持つ不具合品の写真等が紐付け可能となるユーザビリティ改善などの機能向上を行ったアップデート版を開発した。</p> <p>一方、事故シナリオでは、「石油給湯機」と「自転車」の2製品を追加して計8製品となった。これにより、電気・ガス・石油の各種エネルギー製品の事故シナリオが揃い、家電製品以外で新たに機械・構造物の事故シナリオも加えたことで幅広い産業分野においてSAFEが利用しやすくなった。</p> <p>さらに、自然言語処理と機械学習により、これまでに作成した事故シナリオを学習データとすることで、事故シナリオ未作成製品に対する事故シナリオ作成支援機能をSAFEへ追加した。これにより、AIを活用した事故シナリオ自動生成技術へのフィージビリティスタディ（実現可能性調査）が可能となった。</p>	<p>SAFEは、機構が製品事故調査を通じて蓄積してきた過去の失敗事例（事故情報）をデータベース化・可視化したリスクアセスメント・ツールである。これを製品の設計・開発のデザインレビューで活用することにより、製品事故の未然防止への「気づき」がわかりやすく容易に得られることとなり、より安全な製品開発のリードタイムの短縮が可能となる。実際に、いくつかの製品開発で利用され効果が認められ始めたところである。</p> <p>また、事故シナリオの対象製品を多様な製品に広げることにより、幅広い産業分野でのSAFEの活用が期待され、他分野の事故シナリオもわかりやすく知ることができることから、リスクアセスメントを複合的な観点で行える事業者が増えていくものと考えられる。特に、AIによる事故シナリオ自動生成機能への端緒が得られたことから、製品事故の未然防止対策の高度化や多様化が進むことが期待できる。</p> <p>機構が開発したSAFEによって、幅広い産業分野や製品において、事業者における製品安全の取組が推進されることは大きな成果である。</p>		

<p>品横断的な事故要因抽出を行い、事故シナリオの充実を図る。これにより、機構は事業者による製品事故の未然防止に向けた自主的な取組を促進する。</p>	<p>より機能を向上させるとともに、事故件数の多い石油給湯機、自転車等対象製品の追加を行う。また、AIによる製品ごと及び製品横断的な事故要因抽出を行い、事故シナリオの充実を図る。これにより、機構は事業者による製品事故の未然防止に向けた自主的な取組を促進する。</p>												
<p>(2) 事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、製品事故防止に資する取組 (技術基準・規格等の整備、作成支援) 事故原因究明結果及び製品事故予測システムを活用し、事故の未然</p>	<p>(2) 事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、製品事故防止に資する取組 (技術基準・規格等の整備、作成支援) 事故原因究明結果及び製品事故予測システムを活用し、事故の未然</p>		<p>事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行った。</p> <p>●技術基準・規格等の提案に資する取組 下表のとおり、技術基準・規格等の提案に資する取組について、<u>製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案を3件実施した。</u></p> <table border="1" data-bbox="676 1459 1638 1795"> <thead> <tr> <th></th> <th>テーマ</th> <th>実施年度</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>チャイルドレジスタンス (CR) 機能の標準化</td> <td>平成 28 年度～</td> <td>子供のいたずらによる事故を防ぐ機械式のチャイルドレジスタンス機能について、ロック機能を評価する規格案を作成した。具体的には、乳幼児の被験者計測を実施し、年齢毎に操作力を調査し、試験方法及び安全要件を盛り込んだ規格案を開発した。</td> </tr> </tbody> </table>		テーマ	実施年度	内容	1	チャイルドレジスタンス (CR) 機能の標準化	平成 28 年度～	子供のいたずらによる事故を防ぐ機械式のチャイルドレジスタンス機能について、ロック機能を評価する規格案を作成した。具体的には、乳幼児の被験者計測を実施し、年齢毎に操作力を調査し、試験方法及び安全要件を盛り込んだ規格案を開発した。	<p>事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備への支援を適切に実施した。</p> <p>そのうち、試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化 (IEC TS 60695-11-11) について、投票用委員会原案 (CDV) が回付された。寄せられたコメントについて WG エキスパートで検討後、令和 2 年度には国際規格 (IS) として発行される見込みである。</p>	
	テーマ	実施年度	内容										
1	チャイルドレジスタンス (CR) 機能の標準化	平成 28 年度～	子供のいたずらによる事故を防ぐ機械式のチャイルドレジスタンス機能について、ロック機能を評価する規格案を作成した。具体的には、乳幼児の被験者計測を実施し、年齢毎に操作力を調査し、試験方法及び安全要件を盛り込んだ規格案を開発した。										

<p>防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。</p>	<p>防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。 具体的には、製品事故件数が増加しているリチウムイオン蓄電池搭載製品等について、事故原因と現行技術基準・規格との関連性調査を実施する。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="655 92 736 422">2</td> <td data-bbox="736 92 902 422">乳幼児用製品に関する共通安全対策</td> <td data-bbox="902 92 1032 422">平成 24 年度～</td> <td data-bbox="1032 92 1638 422">乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー鋭利なエッジ及び尖端部ー鋭利な先端への接触」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN等の玩具規格を参考に、鋭利な先端の危険度を目視や指などの感覚に頼ることなく、客観的で精度の高い判定を得ることができる試験方法を開発した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 422 736 798">3</td> <td data-bbox="736 422 902 798">プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動 (IEC/TC89)</td> <td data-bbox="902 422 1032 798">平成 24 年度～</td> <td data-bbox="1032 422 1638 798">試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化 (IEC TS 60695-11-11(耐火性試験ー試験炎ー非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)) について、投票用委員会原案 (CDV) が回付された。寄せられたコメントについて WG エキスパートで検討後、令和 2 年度には国際規格 (IS) として発行される見込みである。</td> </tr> </table>	2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 24 年度～	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー鋭利なエッジ及び尖端部ー鋭利な先端への接触」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN等の玩具規格を参考に、鋭利な先端の危険度を目視や指などの感覚に頼ることなく、客観的で精度の高い判定を得ることができる試験方法を開発した。	3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動 (IEC/TC89)	平成 24 年度～	試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化 (IEC TS 60695-11-11(耐火性試験ー試験炎ー非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)) について、投票用委員会原案 (CDV) が回付された。寄せられたコメントについて WG エキスパートで検討後、令和 2 年度には国際規格 (IS) として発行される見込みである。		
2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 24 年度～	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー鋭利なエッジ及び尖端部ー鋭利な先端への接触」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN等の玩具規格を参考に、鋭利な先端の危険度を目視や指などの感覚に頼ることなく、客観的で精度の高い判定を得ることができる試験方法を開発した。										
3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動 (IEC/TC89)	平成 24 年度～	試験方法の原案を作成するなどの貢献をしてきたプラスチック燃焼試験方法の国際標準化 (IEC TS 60695-11-11(耐火性試験ー試験炎ー非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)) について、投票用委員会原案 (CDV) が回付された。寄せられたコメントについて WG エキスパートで検討後、令和 2 年度には国際規格 (IS) として発行される見込みである。										
<p>これまでに作成した規格案が社会や産業界で利用されるように、以下のフォローアップを行った。</p>			<p>① 乳幼児用製品に関する共通安全対策 平成 27 年度までに機構が作成した「乳幼児用製品の共通試験方法ー身体挟み込み」の規格案について、経済産業省 高機能 JIS 等整備事業 (平成 29 年度ー令和元年度) として、一般財団法人建材試験センター (JTCCM) が組織する JIS 原案委員会に技術支援を行って標準化に積極的に関与し、JIS 原案を取りまとめた。令和 2 年度以降に JIS 制定の予定。 また、「乳幼児用製品の共通試験方法ー一部の外れ」について、経済産業省及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) の協力を得て、平成 30 年度に引き続き、経済産業省戦略的標準化加速事業 (JIS 開発) として、JSA と機構で事務局を担当し JIS 原案作成に積極的に関与した。 この他、乳幼児の安全を確保する商品であるベビーゲートの安全対策の検討を行っていた「平成 31 年度東京都商品等安全対策協議会」に委員として参加。機構が作成した「乳幼児用製品の共通試験方法ー身体挟み込み」規格案を提供し、乳幼児の製品安全対策の一つとして検討された。</p> <p>② 靴の耐滑性試験方法の開発 平成 27 年度に機構が作成した靴の耐滑性試験方法 (案) について、測定誤差が生じている現状から、その要因把握を行う追加計測を行った。</p> <p>③ 事故原因と現行技術基準・規格との関連性調査 近年事故が増加している LIB 搭載製品について、過去 3 年分の事故原因と規格との関係性を調査し、現行の規格における非純正品の LIB の事故防止への課題を抽出した。</p>										

		<p>●民間団体等への技術支援等</p> <p>民間団体の標準化に係る22の委員会に委員として参加し、製品の安全性向上や規格等の質の向上につながる発言や意見の提出を行った。このうち、一般社団法人日本福祉用具生活支援用具協会（JASPA）開催のJIS T 9265「福祉用具-歩行補助具-歩行車」改正委員会には、委員と分科会委員長として就任し、休息用シート試験方法の改正案を作成するとともに、これまで適用除外となっていた歩行車を適用に含めるため、安定性試験、ブレーキ試験等の改正案を作成し、採用された。また、経済産業省が開催する日本工業標準調査会の専門委員会では、規格の質の向上に繋がる支援を行った。</p> <p>また、これまで機構が収集した身体特性データ等を製品安全協会に提供し、SG基準棒状つえ（CPSAE-0073）の改正作業に活用された。</p> <p>JASPAの全身床ずれ防止用具国際標準分科会等に委員として参画し、機構の開発した試験方法、基準等が盛り込まれたISO19894 Walking trolleys - Requirements and test methods（シルバーカー）、ISO20342-1 Assistive products for tissue integrity when lying down（全身床ずれ防止用具等）2規格が新規ISOとして発行された。</p> <p>経済産業省の令和元年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（高齢者行動データライブラリを活用したセイフティ・バイ・デザイン促進事業）において、高齢者の重大製品事故を防止するためのハンドブックの策定を委員として支援した。</p>		
<p>（3）製品安全の向上に対する支援 事業者により安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識の向上を支援する。</p>	<p>（3）製品安全の向上に対する支援 事業者により安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識の向上を支援する。 具体的には、事業者の製品安全の向上に資する取組として、使用者特性を考</p>	<p>事業者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組では、機構が自発的に実施している活動として、下表のとおり、業務報告会を2回開催し、東京・大阪で合計574名の参加を得た（平成30年度615名）。また、製品安全の体系的な説明を行うNITE講座の開催、電子メールマガジンとしての製品安全情報マガジン（PSマガジン）を、7,500名を超える読者に毎月2回配信する等の取組を行った。</p> <p>NITE講座は、基礎編と実務者編に分け、それぞれ2日間実施した。基礎編では、これまで発生してきた重篤な製品事故とそれを契機とした製品安全対策や最近の製品安全行政の動向等を、実務者編では、まず、製品事故調査を実施する上での技術的な着眼点と実践を紹介し、更にリスクアセスメントの実習、化学物質管理センターの協力を得た消費生活用製品に含まれる化学物質のリスク評価の考え方や海外の製品安全動向等を解説した。</p> <p>基礎編のメイン会場を東京に、実務者編のメイン会場を大阪に据え、東京、大阪のほか、東北、北陸、中部、九州の各支所をサテライト会場とし聴講者の増加を図った結果、受講者数は273名に達した（平成30年度121名）。東京会場の申し込みは2時間で定員に達する盛況ぶりであった。また、総合評価で「満足」・「ほぼ満足」が98%を占めた。</p>		

慮した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情報等について、業務報告会、社会人講座での講座開設、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。

項目	件数	内容
業務報告会	2	東京・大阪各1回開催。LIBの製造工程上安全性を確保すべき点や事故事例及びSAFEの概要などを口頭、デモ及びポスターセッションで紹介。東京会場・大阪会場で、計574名（平成30年度615名） （内訳は、事業者：375名、消防：46名、消費生活センター・消費者団体：56名、その他：97名）
社会人講座での講座開設	1 （大阪、東京各2回）	NITE講座（受講者数：273名） 東京（基礎編）、大阪（実務者編）をメイン会場とし各2日間開催。他にメイン会場以外をサテライト会場として東北、北陸、中部、九州にて各4日間対応。（平成30年度121名）
製品安全情報マガジンの発行	28	毎月2回（業務報告会・CPSCとの共同セミナー等PR用特別号4回含む。）発行 登録者数：7,520名（令和2年3月末時点）

上記の他に、事業者への製品安全対策の周知・情報提供の取組としては下表のとおり、電気業界等からの依頼に対して、講師を派遣し、事業者の製品安全に対する意識の向上を目指した。また、化粧品業界や建築業界からの製品事故の事例やリスクアセスメントに関する講演要請があり、積極的に対応した。

項目	件数	内容
業界団体等への講師派遣	20	・サプライチェーンの構造に潜む製品事故原因とその究明 ・リチウムイオン蓄電池の構造、特徴と事故時の現象及び安全性についての説明 ・誤使用・不注意による家庭用製品の事故と対策の状況 他

令和2年1月に米国消費者製品安全委員会（CPSC）との消費者製品安全セミナーを共同して実施した。このセミナーでは、CPSCから消費者製品にかかる米国の製品安全体制や規制（電気製品、玩具・子ども用製品）等を紹介し、機構からは製品安全業務の概要を紹介した。大阪をメイン会場に東京をサテライト会場とし、国内製造事業者、輸出入事業者、販売事業者、検査機関等 計125名が聴講し、好評を得た。

業界団体からの依頼に基づき、事業所内（大阪、東京、東北）の見学に下表のとおり対応した。

項目	件数	備考
事業所試験室等の見学受入	6	住宅部品業界、電気製品関係業界、通信販売協会ほか（40名）

事業者等から機構の注意喚起情報を社内での教育等に使用したい旨の要請があり、下表のとおり対応した。

事業者数	映像等資料提供件数
23	246

●安全な製品の流通を目的とした修理受付情報等を基にした不具合情報の分析結果の提供

協力協定締結流通事業者 2 社から受領した修理受付情報等から、事故発生に至る可能性のある不具合情報を分析・抽出し、これと併せて機構が保有する類似事故情報等について意見交換を行った。これにより、当該流通事業者の自主的な製品安全活動の促進が期待される。

●製造事業者との技術支援に係る連携

事業者の製品安全に対する自主的な取組を促進するため、下表のとおり実験施設を活用し、事業者への技術支援を行った。

そのうち、令和元年度にエアコン化粧カバー、カメラ、キーボード、LIB ほか 8 機種 of 可燃性確認実験等を事業者等と共同で実施し、事業者のより安全な製品設計の取組を支援するとともに、機構は同種事故原因究明調査における燃焼実験のための技術情報を蓄積した。

連携内容	連携製造事業者等	施設名
エアコン化粧カバー、カメラ、キーボード、LIB ほか 8 機種 of 可燃性確認実験(延べ 11 日間実施)	化学、電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設

●業界団体との意見交換会の実施

業界団体からの依頼に基づき、関係する事故情報とその対策、サイレントチェンジ問題、SAFE の開発状況等について意見交換会を実施した。

- ・ 一般財団法人家電製品協会（事故動向、高齢者事故対策等）
- ・ 一般社団法人日本宅配水&サーバー協会（SAFE の開発状況等）
- ・ 一般社団法人リビングアメニティ協会（住宅関連製品の事故事例とその対策等）
- ・ 一般社団法人日本冷凍空調工業会（SAFE の開発状況等）
- ・ 高圧ガス保安協会（SAFE の開発状況等）
- ・ 一般社団法人日本ガス石油機器工業会（中古品の事故対策、換気扇の経年劣化事故対策等）

●記者説明会（プレスリリース）等による製品事故防止に向けた注意喚起

消費者の製品安全意識の向上を目的とした情報提供等の取組では、下表のとおり記者説明会を実施し、TV 報道・新聞報道を通じた消費者の誤使用・不注意による事故やリコール製品による事故に関する注意喚起を 13 件実施した。

記者説明会は、報道機関の参加の定着を図るべく毎月 1 回定期的に開催するとともに、報道実績の確保のため伝わりやすい内容を意識し、事実に基づくデータと分かりやすい映像を提供した。さらに、機構各支所においては、各管内における事故情報を記者説明会に併せて取りまとめ、管内の報道機関向けの情報を提供するとともに、Web サイトにも掲載した。

消費者の誤使用や不注意による事故を防止するための注意喚起情報やリコール対象製品の情報が、現状より多くの消費者に届き、事故の防止やリコール情報の周知を効果的に行うことを探るために、電気保安協会、インターネットモール事業者等に対して機構の注意喚起コンテンツの利用などを積極的に広報するとともに、注意喚起リーフレットを刷新した。

（注意喚起リーフレット活用事例）

- ・ コジマ電気が実施している顧客サービス「くらし応援」

3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援

消費者に、様々なメディアを通じて、より安

3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援

消費者に、様々なメディアを通じて、より安

全な製品の使用を促進するための有用な情報を幅広い世代に対して積極的に提供し、製品安全意識の向上を支援する。具体的には、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ等を通じて提供する。

全な製品の使用を促進するための有用な情報を幅広い世代に対して積極的に提供し、製品安全意識の向上を支援する。具体的には、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ等を通じて適宜提供するとともに、流通事業者と連携し、製品安全情報の消費者への伝達を効果的に行う。また、製品安全教育への取組として、事故品（実物）の見学による一般消費者への啓発や消費者団体からの製品安全に関す

また、下表のとおり、全国地域婦人団体連絡協議会が主催する製品安全セミナーへの講師派遣依頼、独立行政法人国民生活センターで開催される消費生活相談員に対する製品安全関係の講演依頼等に対応した。

項目	件数	内容
プレス発表	13	<p>毎月定例の記者説明会（12回）では、5月の大型連休を前に帰省等に伴って環境が変わったりすることで子どもが屋内で負う事故について、8月には防災の日を前に自然災害をきっかけに発生する事故防止について注意喚起を行った。</p> <p>LIBを搭載した製品の種類が増加していることに伴い、LIBが燃えるごみなどに混在して廃棄され、ごみ収集車の火災事故が増加していた。これらの事故は通常の事故調査の範疇ではなかったが、製品のライフサイクル全般への取組も使命と捉え、名古屋市環境局と連携しごみ収集時の発火映像を作製し、注意喚起したことにより、LIBの適切な廃棄方法が社会的にクローズアップされた。</p> <p>さらに、充電式掃除機や電動工具で、メーカーが指定していない非純正バッテリーを安価にインターネットから入手し、充電時の発火事故が多発した。購入後1年未満の事故が多いなどセルの品質問題や充放電の制御が働かない構造上の問題等を指摘した。</p> <p>10月の特定保守製品の点検促進、長期使用製品に関する事故防止に関して記者への情報提供を行った。</p>
製品安全セミナー等への講師派遣	5	新潟県、福井県、広島県、徳島県、宮崎県開催に講師を派遣した（聴講者数計：390名）。
国民生活センターへの講師派遣	2	消費生活相談員研修へ講師を派遣した（聴講者数計：88名）。
消費者団体・消費生活センター等への講師派遣	20	消費者団体・消費生活センター等が主催する「消費者への製品事故防止に関する講演」依頼に対応した（聴講者数計：758名）。

記者説明会に加え、取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、新聞には201件（うち五大紙33件）報道されたほか、テレビ等の報道は147件（うち全国放送60件）、延べ4時間1分放送され（平成30年度7時間9分）。新聞やTV放映は、前年度より少なかったものの、Webニュースでの取り上げ件数が、1,672件（平成30年度：277件）と前年度から大きく増加し

活動において、リーフレットを顧客へ直接配布（約2万部）
・消防が民生委員や福祉施設等に配布

電気保安協会が実施している顧客向けの電気を安全に使用するための研修会において、機構の再現映像が活用された。

また、3月23日～3月29日の枠でYahoo!バナー広告に政府広報「非純正品バッテリーの事故」を貼り、機構プレスリリースにリンクされ、1日当たり約3,000回の閲覧を計上した。

日立グローバルライフソリューションズ（株）北日本ブロックが、東北地方各県の消費生活センター及び市町村の消費生活センター（合計91箇所）を定期的に巡回訪問し消費者対応の窓口として情報提供や情報交換を行った際に機構注意喚起再現映像とミニポスターの紹介を行い、行政担当者を通じて消費者の事故防止の啓発を行ったことに対して支援した。

●平成30年6月にアマゾンジャパンと「製品安全に係る活動の協力に関する協定」を締結し、カスタマーレビュー情報等を入手するとともに、アマゾンジャパンがモバイルバッテリー、等の製品ごとの購入者に対して、それぞれ関連のある機構の注意喚起情報（プレスリリース資料、再現映像）を付与した「Amazon あんしんメール」が計148回配信された。

また、機構の事故情報で知り得たリスクの高い製品についてアマゾンジャパンに情報提供し、2製品について販売が停止された。

- ① マキタの電動工具用互換バッテリー用の制御基板（LIBの電圧を監視していない）
- ② LED投光器（内蔵LIBの充電時の保護回路がない）

Amazon あんしんメール配信実績（令和元年度）

対象製品（機構情報）	対象の顧客	回数
モバイルバッテリー（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）	購入後1ヶ月	52
ヘアドライヤー（春から新生活！！～電子レンジ、ヘアドライヤー、洗濯機、身近な家電の使い方）に注意～）	購入後1ヶ月	14
スマートフォン・ノート	購入後1ヶ月	13

る講師派遣依頼への対応、大学と連携し、近い将来、製品の設計、製造、販売に携わる人材の教育を行い、もって安全な製品の普及を図る。さらに、広報室によるソーシャルメディアを使った情報提供について、製品安全に係るコンテンツの提供等、積極的に参画することで、幅広い世代に対して製品安全情報を提供し、安全啓発、注意喚起を推進する。

た。消費者の製品安全意識の向上及び事故の未然防止に貢献するとともに、事業者の行う自主回収製品への注意喚起に協力した。
また、雑誌等への記事掲載が23件（うち出版社からの求めに応じた寄稿が9件）あり、製品安全の啓発、技術情報の提供を行った。

項目	件数	備考
Web ニュース	1,672	
新聞	201	
テレビ等の報道 (ネットTV含む)	147 ※60	※うち全国放送された件数
雑誌等への記事 掲載	23 ※9	※うち出版社等からの求めに応じて寄稿した件数

国・自治体等が主催する展示会への出展依頼、消防等からの講師派遣依頼について、下表のとおり対応した。

項目	件数	内容
国・自治体等主催の展示会への出展	21	札幌市、宮城県、名古屋市、大阪府、川口市、高松市ほかで開催された消費者フェアなど
消防等への講師派遣	25	消防学校（宮城県、三重県、石川県、富山県、福井県、大阪府、神戸市、徳島県、愛媛県、福岡県）、火災実務研修会等

国、地方公共団体、消防機関等からの依頼に基づき、消費者関係者に対して事業所内の試験室等（大阪、東京、燃焼技術センター、各支所）の見学に下表のとおり対応した。

依頼先	件数（人数）	備考
国	2（35）	製品安全研修ほか
地方公共団体	3（44）	
教育機関	2（14）	大学
消防	6（286）	
消費者団体	3（108）	
海外関係機関	2（39）	マレーシア、中国浙江省
計	18（526）	

●事故防止を目的としたリーフレット、ミニポスター等の作成

5種類のリーフレット（子どもの事故、夏の事故、春の事故（新生活）、冬の事故、高齢者の事故）を刷新し、Webサイトに掲載するとともに消防機関などに配布した。

記者説明会に合わせて作成したポスター及び動画を製品群ごとに分類し、機構のWebサイトに掲載して公開した。

ポスターは12件作成し、動画は、YouTube 機構公式チャンネルに、誤使用や不注意による事故の注意ポイントやリコール対象製品の事故事象を分かりやすくまとめた動画を200件公開し、さらに、国内に在住している海外渡航者のために、別途、視聴回数の多いものから順次英語版を追加し（計58本）、より広い世代への

パソコン（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）		
スプレー（スプレー缶で思わぬ事故が発生しています）	購入後1ヶ月	11
エアコン（エアコン・扇風機の事故に注意 ～6月から急増！火災事故～）	購入後1ヶ月	10
ガスこんろ（ガスこんろの事故に注意～火災事故に潜むヒューマンエラー～）	購入後2か月以内	10
自転車（春本番、自転車の思わぬ事故に注意！～安全のために知っておきたいポイント～）	購入後2か月以内	8
ベビーカー・抱っこひも（家の外で起きる事故から子どもを守る～正しく使って、しっかり教えましょう～）	購入後1ヶ月	6
延長コード・電源タップ（点検しましょう。ほこりを払ってキレイに年越し～5年で191件、配線器具の火災事故～）	過去5年	6
電気ストーブ（暖房器具の事故により5年間で107名死亡～誤使用・不注意による火災を防ぎましょう～）	過去5年	5
照明器具・蛍光灯（照明器具が関係する火災が起きています。蛍光灯照明を長く使っていないか、白熱灯照明の周りに燃えやすい物がないか確認しましょう）	購入後10年以上	5
扇風機（エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～）	購入後10年以上	4

		<p>情報提供を目指す取組を実施した。 また、「身・守りハンドブック」を平成28年度版から令和2年版に刷新した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニポスターの作成・Webサイト掲載</td> <td>12</td> <td>プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現映像とともに、Webサイトで紹介。</td> </tr> </tbody> </table> <p>●製品安全の意識の向上を目的とした、大学教育機関との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組</p> <p>平成29年度から引き続き、青山学院大学大学院製品安全講座を開講・実施した。当該講座の受講によって、消費者として、より安全な生活の実現のために何が必要か考える力が養われるとともに、将来、企業で製品の設計、製造、販売に携わる際に、講座で得た製品安全の知識を活かし、製品安全に資することが期待される。</p> <p>また、平成28年度から上智大学大学院において、製品安全に関する講座の特別講師として招へいされ、令和元年度も同様に実施した。</p>	項目	件数	内容	ミニポスターの作成・Webサイト掲載	12	プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現映像とともに、Webサイトで紹介。	<p>石油ストーブ(石油ストーブ・石油ファンヒーターの事故、5年間で57人死亡)～給油時は、細心の注意を払いましょう～</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>過去5年</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>148</td> </tr> </table>		過去5年	4	計		148	
項目	件数	内容														
ミニポスターの作成・Webサイト掲載	12	プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現映像とともに、Webサイトで紹介。														
	過去5年	4														
計		148														

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	化学物質管理		
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、 化学物質管理	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【基幹目標】 （1）化審法の執行支援による少量新規化学物質の売上喪失額	70%解消	（参考）平成30年度：約210億円	—	—	—	—	97.1%解消（約204億円）	予算額（千円）	1,559,494	1,224,314	1,208,159	1,311,666	1,197,534
【基幹目標】 （2）化学物質の生産量等を考慮し、PRTR対象物質の環境排出量を前年度と同レベルに維持するとともに、リスクの懸念のある自治体にNITEとの連携活動を働きかけ、3件以上で新たな取組に着手 （なお、環境排出量は大気及び水域へ排出された量の合計値とし、また、各年度において集計した値とする。）	3件以上		—	—	—	—	9件	決算額（千円）	1,532,405	1,195,449	1,327,110	1,279,242	1,317,114
													（令和元年度における予算額1,197,534千円、決算額1,317,114千円と、決算額が予算額に対して10%以上増加しているものの、これは予算では施設整備費を法人共通に設定したという理由によるもので、実際の執行では、分野毎に細分化して業務を遂行したも

															の。概ね計画どおりの結果であり、業務に影響を及ぼすことはなかった。)
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 291件	333件 (全件実施)	307件 (全件実施)	288件 (全件実施)	278件 (全件実施)	250件 (全件実施)	経常費用(千円)	1,132,532	1,193,162	1,231,773	1,247,077	1,326,586		
構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 267件	341件(全件実施)	194物質 (全件実施)	303物質 (全件実施)	303物質 (全件実施)	192物質 (全件実施)	経常利益(千円)	▲25,708	4,790	▲6,928	13,221	▲806		
GLPに係る試験施設の基準適合確認件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 2件	4件 (全件実施)	3件 (全件実施)	0件 (全件実施)	3件 (全件実施)	3件 (全件実施)	行政サービス実施コスト(千円)	1,144,796	1,209,046	1,187,344	1,251,715	—		
少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 32,780件 (少量新規)、166件 (中間物等)	・少量新規化学物質 36,370件 ・中間物等 187件 (全件実施)	・少量新規化学物質 35,759件 ・中間物等 153件 (全件実施)	・少量新規化学物質 37,013件 ・中間物等 166件 (全件実施)	・少量新規化学物質 25,567件 ・中間物等 178件 (全件実施)	・少量新規化学物質 26,577件 (うち、QSAR評価件数 16,609件) ・中間物等 142件 (全件実施)	行政コスト(千円)	—	—	—	—	1,764,469		
届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 100,102件 (物質リスト) 6,686件 (一般化学物質)、172件 (優先評価化学物質)(平成27年度及び令和元年度からカウント方法を変更)	・物質リスト作成 97,951件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,718物質 優先評価化学物質 152物質 (全件実施)	・物質リスト作成 98,539件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,667物質 優先評価化学物質 163物質 (全件実施)	・物質リスト作成 99,391件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,653物質 優先評価化学物質 172物質 (全件実施)	・物質リスト作成 102,376件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,738物質 優先評価化学物質 180物質 (全件実施)	・物質リスト作成 103,029件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 8,379物質 優先評価化学物質 206物質 (全件実施)	従事人員数	68	66	64	62	65		
化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 31件(中間物等)、13件	・中間物等 29件	・中間物等 31件 ・少量中間物等 4件	・中間物等 37件 ・少量中間物等 15件	・中間物等 26件 ・少量中間物等 20件	・中間物等 30件 ・少量中間物等 23件								

		(少量中間物)、17件 (少量新規)	・少量新規 化学物質 16 件 (全件実 施)	・少量新規 化学物質 15 件 (全件実 施)	・少量新規 化学物質 19 件 (全件実 施)	・少量新規 化学物質 18 件 (全件実 施)	・少量新規 化学物質 23 件 (全件実 施)						
化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Ⅰに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 7,230 物質 (スクリーニング評価)、 過去3年平均 181 物質 (リス ク評価Ⅰ)	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,214 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ: 延 べ160 物質 (全件実 施)	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,243 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ: 延 べ169 物質 (全件実 施)	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,250 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ: 延 べ177 物質 (全件実 施)	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,197 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ: 延 べ196 物質 (全件実 施)	・スクリー ニング評価 の実施延べ 7,096 物質 ・リスク評 価の実施 評価Ⅰ: 延 べ201 物質 (全件実 施)						
リスク評価Ⅱに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 8 物質	7 物質 (全件実 施)	9 物質 (全件実 施)	8 物質 (全件実 施)	評価Ⅱ: 7 物質 (全件実 施)	評価Ⅱ: 4 物質 (全件実 施)						
新たな化学物質の公示名称原案作成物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 化 審法 196 件、 安衛法 899 件	・化審法の 新規化学物 質名称案 207 件 ・化審法の 優先評価化 学物質名称 案 22 件 ・安衛法の 公示名称案 972 件 (全件実 施)	・化審法の 新規化学物 質名称案 200 件 ・化審法の 優先評価化 学物質名称 案 16 件 ・安衛法の 公示名称案 902 件 (全件実 施)	・化審法の 新規化学物 質名称案 169 件 ・化審法の 優先評価化 学物質名称 案 10 件 ・化審法の 第一種特定 化学物質名 称案 2 件 ・化審法の 監視化学物 質名称案 2 件 ・安衛法の 公示名称案 995 件 (全件実 施)	・化審法の 新規化学物 質名称案 171 件 ・化審法の 優先評価化 学物質名称 案 17 件 ・安衛法の 公示名称案 799 件 (全件実 施)	・化審法の 新規化学物 質名称案 169 件 ・化審法の 優先評価化 学物質名称 案 5 件 ・安衛法の 公示名称案 762 件 (全件実 施)						
PRTR データ集計の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 34,732 件 (届出データ の記録・集計	・35,573 件 (全件実 施)	・35,274 件 (全件実 施)	・34,668 件 (全件実 施)	・34,253 件 (全件実 施)	・33,669 件 (全件実 施)						

		件数)											
化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 22件 (国際機関による検査への立会い実施件数)、19件 (事前調査)、2件 (実態調査件数)	・国際機関による検査等の立会い 21件 ・事前調査 20件 ・実態調査 3件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 21件 ・事前調査 19件 ・実態調査 3件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 23件 ・事前調査 20件 ・実態調査 2件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 22件 ・事前調査 17件 ・実態調査 0件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い 24件 ・事前調査 21件 ・実態調査 0件 (全件実施)						
化兵法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均 9件	13件 (全件実施)	13件 (全件実施)	7件 (全件実施)	7件 (全件実施)	5件 (全件実施)						
NITE-CHRIPにおける検索回数	過去5年平均±8%の年間リクエスト数	(参考) 過去5年平均 296万リクエスト/年	283万リクエスト/年	298万リクエスト/年	285万リクエスト/年	340万リクエスト/年	393万リクエスト/年						
3省から提供されたGHS分類結果の提供物質数	全件実施	(参考) 過去3年平均 170物質	224物質 (全件実施)	181物質 (全件実施)	177物質 (全件実施)	151物質 (全件実施)	292物質 (全件実施)						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
基幹目標 (1) 未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という。) 等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化に貢献し、事業者の負担・コストの削減及び健全な産業活動の推進を支援する。 (2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (以下	基幹目標 (1) 未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という。) 等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化に貢献し、事業者の負担・コストの削減及び健全な産業活動の推進を支援する。 (2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (以下	(1) 化審法の執行支援による少量新規化学物質の売上喪失額 (平成 30 年度: 約 210 億円) を 70% 解消 (2) 化学物質の生産量等を考慮し、PRTR 対象物質の環境排出量を前年度と同レベルに維持するとともに、リスクの懸念のある自治体に NITE との連携活動を働きかけ、3 件以上で新たな取組に着手 (なお、環境排出量は大気及び水域へ排出された量の合計値と	【基盤整備/重要項目】 これまでに蓄積した化学物質管理に関する知見と情報を活かし、 ① 申請処理を効率化する化学物質構造表記ファイルを作成するシステムの提供と申請に対する事業者への支援を行うことにより、化審法の円滑な執行を支援する。また、化学物質の性状と構造との定量的な関係 (QSAR) に基づく安全性評価の化審法運用への適用等制度の合理化・効率化に取り組む。 申請処理を効率化するための NITE MOL ファイル作成システムを提供するとともに、MOL ファイル作成に係る事業者ガイダンスや FAQ、MOL ファイル作成システムのユーザマニュアルを改訂し、公開した。また、年 4 回から年 10 回になった新制度の申出受付において、機構職員が技術的な内容である MOL ファイルや用途分類、名称一覧表等の確認を実施するとともに、講演会や機構 Web サイト、NITE ケミマガからの必要な情報の積極的な発信や事業者からの問合せ対応等を行う等、事業者の少量新規化学物質等の円滑な届出を支援した。 また、機構が有する化学物質に関する技術的知見を活用し、事業者からの申出の全 2 万 6 千件について、化学物質の名称と構造式の整合性を確認することにより数量調整に影響する可能性があった申出 (約 2.2 千件) の修正を事業者に指示するとともに、QSAR を活用して、難分解、高蓄積性の懸念のある物質として製造・輸入数量を確認しない申出を迅速に同定した。 ※MOL ファイル: 化学構造式をコンピュータ処理可能とするため、化学構造式をテキスト化したファイル ② 企業や自治体における化学物質管理を促進するため、排出量データを地図上に表示するシステム (PRTR マップ) を公表する。また、簡易なリスク評価を実施し、リスクの懸念がある自治体にアプローチし、必要な助言・支援を行う。 PRTR データを活用し、全国を対象にヒトへの健康被害等のリスクが懸念される地域を明確し、自治体に対してリスク情報を提供したことで、自治体はそれまでリスクについて情報は得られていなかったが、それぞれの自治体に存在するリスクを認識した。	評価: A 指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取り組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 <u>○化審法の少量新規化学物質等確認制度の円滑かつ適正な運用に貢献</u> 申請処理を効率化するための NITE MOL ファイル作成システムを提供するとともに、MOL ファイル作成に係る事業者ガイダンスや FAQ、MOL ファイル作成システムのユーザマニュアルを改訂し、公開した。また、年 4 回から年 10 回になった新制度の申出受付において、機構職員が技術的な内容である MOL ファイルや用途分類、名称一覧表等の確認を実施するとともに、講演会や機構 Web サイト、NITE ケミマガからの必要な情報の積極的な発信や事業者からの問合せ対応等を行う等、事業者の少量新規化学物質等の円滑な届出を支援した。 また、機構が有する化学物質に関する技術的知見を活用し、事業者からの申出の全 2 万 6 千件について、 <u>化学物質の名称と構造式の整合性を確認することで誤った構造式となっている等で他の申出化学物質と同一と誤判断されることにより数量調整に影響する可能性があった申出 (約 2.2 千件) の修正を事業者に指示するとともに、QSAR を活用して、難分解、高蓄積性の懸念のある物質として製造・輸入数量を確認しない申出を迅速に同定</u> することで、新制度で新たに導入された構造式に基づく数量調整の適正化とリスクの高い物質の製造の防止による経済活動も含めた適正な化学物質管理に貢献した。 <u>○PRTR データを活用したリスク情報の地方自治体への提供</u> PRTR データを活用し、全国を対象にヒトへの健康被害のリスクが懸念される地域を明確し、自治体に対してリスク情報を提供したことで、自治体はそれまでリスクについては得られていなかったが、それぞれの自治体に存在するリスクを認識した。 これにより、 <u>自治体は新たな取組として、機構と協力し</u>	評価 A < 評価に至った理由 > 令和元年度は、基幹目標の指標を含む、全ての評価指標を高いレベルで達成することで、化審法等の円滑な執行に多大に寄与し、次のとおり社会や産業界に対し大きく貢献する成果を上げた。以上から、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、「A」評価と判断した。 ①平成 31 年 1 月に施行された改正化審法に基づく少量新規化学物質の確認制度において、化学構造式のテキスト化によってコンピュータ処理を可能とする「構造式ファイル (MOL ファイル)」の導入・運用に貢献するとともに、MOL ファイル等により申出された約 2 万 6 千件の化学物質の名称及び構造式を確認し、適正な申出となるよう誤った構造式での申出に対して修正指示を事業者に行う等、事業者の円滑な届出の業務支援をした。 こうした機構の技術的寄与により、申出された化学物質の製造・輸入量に対する数量調整が低減され、これまで数量調整により製造・輸入量の削減を受けていた化学物質の売上喪失額は約 6 億円と、平成 30 年度の約 210 億円から大きく減少した。(平成 30 年度比 97% 減)。また、MOL ファイルを構造活性相関 (QSAR) 推計に活用し、その結果 (難分解性、高蓄積性と判断される物質) を用いて、少量

<p>「化管法」という。)の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じ、事業者や自治体における化学物質管理の改善を促進する。</p>	<p>「化管法」という。)の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じ、事業者や自治体における化学物質管理の改善を促進する。</p>	<p>し、また、各年度において集計した値とする。)</p>		<p><u>自治体自らがリスク懸念地域にある事業者を訪問し、機構が作成したリスクの状況を事業者に提供することで、化学物質管理に関する自主管理を促した。事業者は機構が助言した管理方法を参考にして化学物質管理に関する取組に着手しており、令和2年度の届出排出量が削減される見込みとなるなど地域のリスク低減に貢献した。</u></p> <p>○化審法第一種特定化学物質のリスク評価</p> <p>ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 等を含有する屋内製品のリスク評価については、<u>製品からの溶出試験を製品安全センターが、放散試験を北陸支所が実施し、それらの試験結果を用いて化学物質管理センターがリスク評価を実施</u>しており、<u>機構内の技術・知見を結集することでなし得た成果</u>である。</p> <p>PFOA 等を含有する製品回収の必要性の判断を行うためのリスク評価を実施し、この結果により審議会では、<u>カーペット製品の使用による人健康へのリスクは低いと判断</u>された。本実績は、第一種特定化学物質への指定による規制に際して、既に使用されているカーペット製品の安全性に対する国民への説明の役割を果たすものである。また、今後、<u>製品回収が不要と判断される場合には、代替製品への交換による損失（推計約 5,000 億円）が抑止</u>されることとなり、産業界に与える影響が極めて大きな成果でもある。</p> <p>代替困難とされる用途のエッセンシャルユースとしての判断を行うためのリスク評価を実施し、この結果により審議会では、<u>PFOA の医薬品加工助剤としての用途をエッセンシャルユースに指定することは妥当と判断</u>された。本実績は、<u>当該医薬品（喘息などの慢性閉塞性肺疾患 (COPD) の治療薬であり、患者数は世界で 3 億人を超える（死因は世界第 3 位）といわれている）の安定供給及び販売による事業者の利益の確保に貢献</u>する成果である。</p> <p><NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 業界視点ではあるが、スピード重視の時代に入り、濃縮性に対する QSAR 生分解における AI 活用等、審査の早期化に寄与している。また、自治体と連携した化学物質適正管理に係る取組やエッセンシャルユースに係るリスク評価等でも成果を出している。さらに、NITE-CHRIP、J-CHECK、メルマガ等を国内外の多くの事業者が活用している。事業者からのニーズを積極的にヒアリングしており、非常に価値が高い取組であり、化学分野の A 評価は妥当である。（三好委員） 	<p>新規化学物質の申出の不確認（製造・輸入を許可しない）を行うことで、限られた事務処理期間でリスク低減の対応を可能とし、行政における業務効率化に寄与した。</p> <p>②機構では、膨大な化管法の PRTR 情報と化審法のリスク評価情報を組み合わせて、全国の自治体を対象として人の健康への影響のリスクが懸念される地域を明確にするとともに、化審法におけるリスク評価の状況から、将来、リスク管理の必要性ありとされる可能性が高い物質についても、化学物質審議会安全対策部会（薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会と合同開催）での検討に先立つ事前情報として、地域ごとの特性に合わせたリスク情報を作成し、自治体に提供した。</p> <p>これにより、自治体は化学物質によるリスクを認識することが可能となり、新たな取組として、リスク懸念地域にある事業者を機構職員とともに訪問し、リスクの状況を事業者に提供することで、事業者による化学物質の自主管理を促すことができるようになった。その結果、今後の届出排出量が削減される見込みとなる等、地域のリスク低減に貢献した。</p> <p>③「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及び関連物質の製造・使用、輸出入が原則禁止されることを受けて、同条約の国内担保法である化審法において、第</p>
--	--	-------------------------------	--	--	---

					<p>一種特定化学物質の指定に伴う議論を進めてきたところ。機構は、第一種特定化学物質の指定にあたり、(1) 市中に出回っている PFOA 含有製品（主にタイルカーペット）の回収の要否、(2) 代替が困難で人や環境に被害を生じるおそれのない用途（エッセンシャルユース）での使用可否についてリスク評価を行い、化学物質審議会安全対策部会（薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会及び中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会と合同開催）に提出した。</p> <p>その結果、(1) においては、PFOA 含有製品（主にタイルカーペット）の使用による人の健康へのリスクは低いと判断され、科学的知見に基づく国民への安全性の説明が担保された。また、今後、製品回収が不要と判断される場合、タイルカーペットの代替製品への交換による推定約 5000 億円の損失が抑止されることとなる。(2) においては、医薬品加工助剤用途としての使用をエッセンシャルユースに指定することが妥当と判断された。当該物質は、世界 3 億人を超えるといわれる喘息等の慢性閉塞性肺疾患（COPD）の治療薬の製造に用いられており、エッセンシャルユースに指定される場合、その安定供給及びその製造事業者等の利益の保守にも繋がることとなる。このような取組は、社会的にも経済的にも貢献する成果である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）</p>
--	--	--	--	--	---

					<p>・改正化審法に基づく少量新規化学物質の確認制度において、難分解・高蓄積性の懸念のある物質に対応するため、MOL ファイルを活用した構造活性相関（QSAR）推計等を行っているが、より多くの事業者に対して当該取組に対する理解をさらに促進するため、機構による講演等の継続的な実施を期待。</p> <p>・事業者による化学物質の自主的管理の改善を目的とする化管法の執行において、国と事業者との橋渡しの役割を担う自治体と機構との連携は、同法及び制度の確実な実施には不可欠であり、自治体に取組を促すことを通じて事業者の具体的な取組を、さらに促していくことが重要。今後、さらなる成功事例を積み重ね、また、その事例を広く共有すること等を通じて多くの自治体・事業者の取組を促していくために、機構の継続的な連携を期待。</p> <p><その他事項> （経営に関する有識者等によるコメント）</p> <p>・単に PRTR データを集計して、各自治体にそのままって行くのではなく、それぞれの実情に合わせた解決策を立案して行って行けたことが高く評価できる。</p> <p>・基幹目標 1（化審法の審査における試験負担の軽減や規制の合理化）について、成果を非常に上げているといえる。</p> <p>・基幹目標 2（事業者や自治体における化学物質管理の改善）について、これまで独立していた化審法・化管法のデータを一元化し、懸念のある実際の工場まで機構職員が赴き指導することで、最終的に化学物質の環境</p>
--	--	--	--	--	--

					排出におけるリスクを下げることに成功しつつある点は、非常に高く評価したい。 ・今回のエッセンシャルユースは、化審法の下、濃縮係数で使用禁止になるような化学物質でも、丁寧に評価すれば使えるという一つの例となった。最終的には、企業が丁寧にリスク評価すれば、使えるという新しい流れを作ってもらったらいいと思う。大変な努力であったと思う。非常に評価したい。															
<p>1. 化審法の執行・執行支援業務 化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。</p> <p>(1) 新規化学物質の事前審査等化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、GLP（優良試験所基準（Good</p>	<p>1. 化審法の執行・執行支援業務 化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。</p> <p>(1) 新規化学物質の事前審査等化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、GLP（優良試験所基準（Good</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） ・構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数（全件実施） ・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数（全件実施） ・少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数（全件実施） 	<p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業者からの相談対応及び国の審査資料の作成支援 新規化学物質届出について事業者からの技術的事項の相談 487 件に対応し、そのうち、審議会で 26 件を審議した。 <table border="1"> <tr> <td>事業者からの技術的事項の相談への対応件数</td> <td>487 件</td> </tr> <tr> <td>うち、審議会の相談案件として審議した件数</td> <td>うち、26 件</td> </tr> </table> <p>また、国の審査資料の作成支援として、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料を 250 件作成し、国による新規化学物質の審査を支援した。</p> <table border="1"> <tr> <td>新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数</td> <td>250 件</td> </tr> </table> <p>国により審査された新規化学物質において、機構提案の合理化した高分子化合物試験を用いた件数及びそれにより削減された事業者の試験コストは下記の表のとおりとなった。</p> <table border="1"> <tr> <td>通常新規化学物質の件数</td> <td>103 件</td> </tr> <tr> <td>低懸念高分子化学物質の件数</td> <td>63 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>166 件</td> </tr> <tr> <td>コスト削減額</td> <td>2.5 億円</td> </tr> </table> <p>また、平成 30 年度に新たに導入された分解度試験（TG301F）を利用した新規化学物質届出として 20 件の提出があり、うち 6 件が良分解性判定であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果の情報提供 届出された新規化学物質に対する QSAR の計算の結果に加え、難分解性かつ高蓄積性の懸念があるものについて、過去に審査した類似物質の分解性・蓄積性に関する試験結果をとりまとめ、経済産業省に情報提供した（全 192 物質[※]）。 <p>※届出された新規化学物質が混合物の場合には、個々の物質に対して計算を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td>構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数</td> <td>192 物質</td> </tr> </table>	事業者からの技術的事項の相談への対応件数	487 件	うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、26 件	新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	250 件	通常新規化学物質の件数	103 件	低懸念高分子化学物質の件数	63 件	合計	166 件	コスト削減額	2.5 億円	構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数	192 物質	<p>新規化学物質の届出に係る審査支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>届出された新規化学物質に対する QSAR による予測結果の国への提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p>
事業者からの技術的事項の相談への対応件数	487 件																			
うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、26 件																			
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	250 件																			
通常新規化学物質の件数	103 件																			
低懸念高分子化学物質の件数	63 件																			
合計	166 件																			
コスト削減額	2.5 億円																			
構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数	192 物質																			

<p>Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、申請処理を効率化するための化学物質構造表記ファイル (MOL ファイル) を作成するシステムを運用し、ファイル作成に対する事業者支援を行うとともに化学物質の性状と構造との定量的な関係 (QSAR) に基づく安全性評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。</p>	<p>Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。さらに、化学構造式をコンピュータ処理可能とし、申請処理を効率化するための化学物質構造表記ファイル (MOL ファイル) を作成するシステムを運用し、申請に対する事業者支援を行うとともに化学物質の性状と構造との定量的な関係 (QSAR ※1) に基づく安全性評価の化審法運用への適用等、制度の合理化に取り組む。</p>	<p>・化審法に基づく立入検査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>●GLP 試験施設の基準適合確認 GLP の査察対象件数は、3 件であった。 令和 4 年度に予定されている OECD の現地評価を見据え、事例検討会での議論や、OECD の関連文書の最新の内容を取り入れる等、内部マニュアルや査察項目のチェックリストを引き続き見直している。</p> <p>GLP 査察官の技術の向上等を図るため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁 GLP 研修会への参加 (令和元年 10 月 21 日) ・ 他省庁 GLP 査察へのオブザーバー参加 (令和元年 9 月、12 月) ・ OECD GLP 作業部会出席 (令和 2 年 2 月 16-18 日) <table border="1" data-bbox="682 504 1647 546"> <tr> <td>GLP に係る試験施設の基準適合確認件数</td> <td>3 件</td> </tr> </table> <p>イ 化審法における申出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物 (※2) の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。また、平成 30 年度に構築した申請処理を効率化するための化学物質構造表記ファイルを作成するシステムを事業者提供するとともに、申請に対する事業者支援を行う。</p> <p>少量新規化学物質等の申出書類の技術的事項について以下の表のとおり確認した。</p> <table border="1" data-bbox="682 997 1647 1165"> <tr> <td>少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数</td> <td>26,577 件</td> </tr> <tr> <td>うち、QSAR 評価ワークフローで評価した件数</td> <td>うち、16,609 件</td> </tr> <tr> <td>中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数</td> <td>142 件</td> </tr> </table> <p>少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認は、<u>化学物質構造表記ファイル (MOL ファイル) や用途分類、名称一覧表等について実施し、誤った構造式となっている等で他の申出化学物質と同一と誤判断されることにより数量調整に影響する可能性があった申出 (約 2.2 千件) の修正を事業者に指示した。</u></p> <p>また、申出のあった全ての少量新規化学物質について、これまで難分解性・高蓄積性の可能性が高い物質の判断を委員のエキスパートジャッジにより行ってきたところ、<u>QSAR に基づく評価を導入することで迅速に難分解性・高蓄積性の可能性がある物質候補を検出し、判断の効率化を行う QSAR 評価ワークフローの本格運用を令和 2 年 1 月から実施した。</u></p> <p>さらに、改正化審法における申出に関する事業者支援として以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に構築した申請処理を効率化するための化学物質構造表記コードを作成するシステムである「<u>NITE MOL ファイル作成システム</u>」を機構 Web サイトから提供した。 ・経済産業省の「<u>少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス</u>」を平成 31 年 1 月の第 1 回受付の経験を踏まえ改訂し、平成 30 年度までは経済産業省のみであったところ機構との連名にて、経済産業省及び機構 Web サ 	GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	3 件	少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数	26,577 件	うち、QSAR 評価ワークフローで評価した件数	うち、16,609 件	中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	142 件	<p>化審法に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認について全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>少量新規化学物質、中間物等の申出確認に係る支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。</p> <p>○化審法の少量新規化学物質等確認制度の円滑かつ適正な運用に貢献</p> <p>申請処理を効率化するための NITE MOL ファイル作成システムを提供するとともに、MOL ファイル作成に係る事業者ガイダンスや FAQ、MOL ファイル作成システムのユーザマニュアルを改訂し、公開した。また、年 4 回から年 10 回になった新制度の申出受付において、機構職員が技術的な内容である MOL ファイルや用途分類、名称一覧表等の確認を実施するとともに、講演会や機構 Web サイト、NITE ケミマガからの必要な情報の積極的な発信や事業者からの問合せ対応等を行う等、事業者の少量新規化学物質等の円滑な届出を支援した。</p> <p>また、機構が有する化学物質に関する技術的知見を活用し、事業者からの申出の全 2 万 6 千件について、<u>化学物質の名称と構造式の整合性を確認することで誤った構造式となっている等で他の申出化学物質と同一と誤判断されることにより数量調整に影響する可能性があった申出 (約 2.2 千件) の修正を事業者に指示するとともに、QSAR を活用して、難分解、高蓄積性の懸念のある物質として製造・輸入数量を確認しない申出を迅速に同定</u>することで、新制度で新たに導入された構造式に基づく数量調整の適正化とリスクの高い物質の製造の防止による経済活動も含めた適正な化学物質管理に貢献した。</p>	
GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	3 件												
少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数	26,577 件												
うち、QSAR 評価ワークフローで評価した件数	うち、16,609 件												
中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	142 件												

- イトから令和元年9月25日に公開した。
- 過去に届出された低生産量新規化学物質（約2,000物質）の構造式ファイルを作成することで明らかになったMOLファイル作成上の課題が掲載されている「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関するFAQ」を平成31年1月の第1回受付の経験を踏まえ改訂し、平成30年度までは経済産業省のみであったところ機構との連名にて、経済産業省及び機構Webサイトから令和元年9月25日に公開した。
- 「NITE MOLファイル作成システム」のユーザマニュアルを平成31年1月の第1回受付の経験を踏まえ改訂し、機構Webサイトから令和元年9月25日に公開した。
- 「NITE MOLファイル作成システム」を用いた構造式ファイル作成方法を説明する動画を機構WebサイトからYouTubeで公開した。
- 業界関連団体が開催する改正化審法セミナー（令和元年11月12日、26日）に講師を派遣し、MOLファイル作成概要について説明を行った。

●改正化審法の制度運用に対する技術的支援

少量新規化学物質の申請に対する確認方法の合理化を目指し、経済産業省の少量新規申出システムの開発に関する技術的支援として、平成31年1月の第1回受付の経験を踏まえ改善点等について意見を提出し、改修された新規申出システムが経済産業省Webサイトから令和元年12月18日に公開された。

ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

また、経済産業省の要請に基づき、3省における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。さらに、申出内容等を簡素化・確認手続を迅速化する運用改善案を経済産業省に提案する。

中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	30件
少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	23件
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	23件

3省の立入検査計画（令和元年9月～令和2年6月）作成に立入検査対象事業所の候補案や修正案の意見を提出し、反映された。また、中間物等の申出内容の変更手続を簡素化する提案を平成30年度同様経済産業省に提案（7月31日）した。また、3省での立入検査実施要領の改正について、機構からの改正案をあらためて3省と機構で協議（11月20日）して3省の立入検査実施要領の別紙に反映されることとなった（令和2年4月1日）。

エ 分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法による推計結果や様々な情報を活用することで総合的に評価を行う新たな評価手法の適用等、化審法運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図るとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信

化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。

立入検査実施要領の改正には、機構から提案した環境放出量項目にかかる内容（準備書類、検査項目、口頭指摘事項の変更等）がすべて反映されており、当該項目における対応は、検査も含めてほぼ一任されている状況にある。

を行う。

なお、上記検討等に資するため、関連する経済協力開発機構（OECD）の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

●証拠の重みを勘案した総合的評価手法の適用

令和元年度経済産業省委託事業「化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査」のミーティングに参加し、信頼性の高さなど証拠の重みを勘案した総合的評価手法（WOE）の導入におけるリスク評価での問題点や課題について意見交換を行った。

また、既存化学物質の安全性点検結果（化審法 TG の分解度試験）により難分解性と判定されていた化審法における詳細なリスク評価の対象であるヘキサデシル（トリメチル）アンモニウムの塩の分解性について、当該塩素塩の REACH 登録情報（OECD TG301B の分解度試験）や河川水中での酸素消費量に基づく半減期の文献報告例などの信頼性の高い複数の情報に基づいて WOE を適用し、良分解性との評価結果を得るとともに、この結果を活用した環境排出量の推計に用いる生分解に係る半減期を設定した。これらの結果については、経済産業省の分科会（令和元年度第 2 回及び第 3 回化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議）で了承された。

●分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法の国の審査への適用範囲拡大等の検討

分解性 QSAR の予測結果に基づき、分子構造や物理化学的性状の観点から良分解性として判定可能な物質群の条件整理を行った。

蓄積性 QSAR についても同様に、高蓄積性ではないとして判定可能な物質群についての条件整理を行った。

これらの QSAR で判定可能な物質群の条件整理の結果を踏まえ、平成 30 年度の経済産業省委託事業（平成 30 年度化学物質安全対策（新規化学物質の審査における定量的構造活性相関（QSAR）の活用のあり方に関する調査））において、化審法新規審査において実試験の代わりに QSAR 予測結果を用いて判定するための判定基準の案を提案し、委託事業内の専門家による検討会でオーソライズを得た。本事業で作成された案は、令和元年度の化審法に係る 3 省合同審議会に提出され、化審法新規審査導入について複数回審議され、令和 2 年度の導入について検討した。また、令和元年度経済産業省委託事業（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査）における AI を活用した分解性に関する QSAR 予測手法の開発に係る調査に資するため、機構が有する化学物質の分解性や代謝及び分解性に係る QSAR 活用に関する知見を、AI を活用した分解性 QSAR 予測モデルの精度向上に活用するため、当該予測モデルの開発者である国立大学法人静岡大学との共同研究を開始した。さらに、経済協力開発機構（OECD）の活動等に関連して以下の取組を実施した。

① Integrated Approaches to Testing and Assessment（IATA）に関する取組

- ・ OECD IATA 関連会合への参画（令和元年 5 月及び 11 月）
- ・ 既存のガイダンス、DB、ツールについて網羅的な調査し、リンク集として令和 2 年 3 月に機構 Web サイトから公開
- ・ 国際活動や企業との交流を通じた IATA の活用状況についての情報収集
- ・ IATA 評価スキームとして下記のケーススタディの作成

人健康評価：HESS を活用し、化審法ではスクリーニング評価、または企業

化審法運用の合理化に向けた検討を行うとともに、これまでの合理化案件等について事業者の活用を進めるための情報発信を行った。

内での評価に利用してもらうことを想定。HESSによる反復投与毒性の予測結果とPBKモデルによる体内動態の予測結果を比較。本結果については外部有識者のレビューを得るため、OECDにIATAケーススタディとして提出、また学会発表と論文投稿することを検討中。また、令和元年11月のOECD IATA Case Studies PJ会合において概要を発表。

- ・生物濃縮（魚類）評価：魚類のPBKを用いた部位別試験の代替法として、化審法の新規審査で利用してもらうことを想定。魚類のPBKモデルを作成。
- ・JaCVAM（※）資料編纂委員会への参加

※JaCVAM (Japanese Center for the Validation of Alternative Methods) は、国立医薬品食品衛生研究所に設置された、日本動物実験代替法評価センターのことであり、化学物質等の安全性評価のうち、国民の安全を確保しつつ、動物実験に関する3Rs (Reduction: 削減、Refinement: 苦痛の軽減、Replacement: 置き換え) の促進に資する新規動物実験代替法を行政試験法として、可能な範囲での導入に貢献することを目的として活動している。

②QSAR Toolboxに関する取組

- ・QSAR Toolbox Management Group Meeting (フランス・パリ) への参画 (令和元年11月)

●分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法等の事業者による活用に向けた取組
事業者による化学物質の分解性・蓄積性評価において、構造活性相関手法やカテゴリーアプローチの利用促進を目的に、事業者が構造活性相関手法等に関する知見や技術の習得を支援するため、事業者を対象とした講習会を実施した。

●合理化の提案と施行に向けた取組

事業者の負担軽減及び3省と機構の事務作業の効率化を見据えた更なる審査期間の短縮・合理化に向けて、下記の検討を行った。

- ・通常新規化学物質の審査期間の短縮

新規化学物質の審査全体のフローを整理することにより、通常新規化学物質の審査における事前指摘事項を省略し、審査期間を短縮する合理化案を提案し、厚生労働省、経済産業省及び環境省から合意を得ることで、5日間の進化期間短縮が実現した。

- ・新規化学物質の審査における事務作業の効率化

予審委員への届出データの送付を機構が有するファイル交換システムを使用して一括送付する等事務作業の効率化について、経済産業省及び予審委員から合意が得られ、CD準備作業・セキュリティ便による発送といった事務作業が不要となったとともに、委員へ資料を届けるまでの期間(2~3日)の短縮が実現した。

【事業者ニーズに基づく合理化案の策定】

令和2年度以降の新規審査の合理化の検討項目等について、事業者のニーズを踏まえたものとするため、届出に関する事前相談の際に事業者にヒアリングを実施した結果、化審法審査へのQSAR導入の要望が最も多かったため、引き続き、当該項目について検討を進める。

●審査・運用の合理化済み案件を活用した届出等の実績

【高分子フローズキーム試験方法の合理化】

高分子化合物の事前確認の申出にあたって必要となる試験について、pHを4種類から2種類とするとともに、pH=9.0の時の重量分析及び水への溶解性試験

における溶存有機炭素濃度(Dissolved Organic Carbon : DOC)分析を削減する等試験項目を 21 項目から 9 項目に削減した改正試験法が平成 30 年 4 月 1 日に施行された。新しい高分子フロースキーム試験での届出状況は、高分子フロースキーム全 172 件のうち、166 件(内訳:通常新規 103 件、低懸念高分子 63 件)であった。

【新たな分解度試験方法の化審法への導入】

化審法では、日本各地 10 か所から集めた汚泥を培養して用いて試験をしていた(TG301C)が、活性度の低下による試験不成立や、良分解性が予想される物質が分解されない等の問題があり、事業者から改善が求められてきた。

化学物質管理分野とバイオテクノロジー分野の分野間連携により、本問題が改善された家庭排水処理場汚泥を使用した試験法(TG301F)が新たに化審法に導入され、平成 30 年 4 月 1 日に施行された。新しい試験を導入した新規化学物質届出状況は、良分解判定された案件が 6 件あった。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高分子フロースキーム試験方法の合理化	試験費用:1 物質あたり約 150 万円削減	-	-	75 件	166 件
一定条件の物質群の分解性試験免除	試験費用:1 物質あたり約 200 万円削減	-	-	0 件	0 件
新たな分解度試験方法の導入	試験費用:1 物質あたり約 2,800 万円削減(良分解性判定の場合)	-	-	3 件	6 件
イオン性化合物の蓄積性審査	試験期間:約 6 か月 → 約 1 か月 試験費用:約 700 万円 → 約 100 万円	6 件	4 件	8 件	5 件
有機化合物の蓄積性審査	試験魚数:約 4 割減 試験費用:約 700 万円 → 約 450 万円	0 件	5 件	2 件	3 件
少量中間物制度	申請書類:約 25 頁 → 約 6 頁	200 件	189 件	184 件	108 件

(2) リスク評価等化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関連して、経済産業省の要請に基づ

(2) リスク評価等化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関連して、経済産業省の要請に基づ

・届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数(全件実施)
・化学物質のスクリーニン

ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理を行い物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

●製造・輸入数量等の技術的な確認・整理、物質リスト作成(全件実施)
化審法に基づき経済産業省に届け出られた物質が製造・輸入数量の届出対象物質であるか等の技術的な確認等を全件実施した。この確認結果を用いて、令和 2 年度以降事業者が届出に使用する物質リストについて修正、追加、削除等を行った。最新版の物質リスト 103,029 件を令和 2 年 3 月 31 日に公開した。

●製造・輸入数量の集計(全件実施)
化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量を集計し、一般化学物質

製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理及び物質ごとの製造・輸入数量の集計を全件実施し、計画どおり達成した。
機構の Web サイトに掲載している化審法のリスク評価等に用いる用途分類及び排出係数並びに当該用途分類の解説資料等について、事業者からの問合せにも 57 件対応した。
より精度の高い化学物質の評価・管理を行うために、令和 2 年度は 1 物質の一般化学物質及び 3 物質の優先評価化学物

<p>き、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。</p>	<p>き、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法の開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化に取り組む。</p>	<p>グ評価及びリスク評価Ⅰに関する国に対する情報提供物質数（全件実施） ・リスク評価Ⅱに関する国に対する情報提供物質数（全件実施）</p>	<p>（化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質） 8,379 物質及び優先評価化学物質（人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質） 206 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、優先評価化学物質について令和 2 年 3 月 28 日及び 3 月 20 日に経済産業省から公表された。</p> <table border="1" data-bbox="682 294 1632 546"> <tr> <td>製造/輸入数量等の技術的確認</td> <td>令和 2 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数</td> <td>(全数) 103,029 件 うち、844 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製造・輸入数量の集計物質数</td> <td>一般化学物質</td> <td>8,379 物質</td> </tr> <tr> <td>優先評価化学物質</td> <td>206 物質</td> </tr> </table> <p>イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3 省」という。）に提供する。</p> <p>●一般化学物質のスクリーニング評価案の作成と提供(全件実施) 一般化学物質について、届出された製造・輸入数量を用いて環境中への排出量を算出し、クラス分け(暴露クラス付け)を行い、有害性情報(ヒト健康及び生態影響)を踏まえて優先評価化学物質に指定するべきかどうかのスクリーニング評価を行った。 一般化学物質の排出量の算出を行った物質数は、11,854 物質であった。この排出量算出結果を用いて暴露クラス付けを行った物質数は、7,644 物質であった。この暴露クラス付けの結果と厚生労働省、環境省から提供された有害性情報からスクリーニング評価を実施した物質数は、生態影響として 7,051 物質、ヒト健康影響として 6,735 物質であった。</p> <table border="1" data-bbox="682 1239 1632 1554"> <tr> <td rowspan="4">一般化学物質のスクリーニング評価の実施</td> <td>一般化学物質の排出量の算出物質数</td> <td>11,854 物質</td> </tr> <tr> <td>一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数</td> <td>7,644 物質</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数</td> <td>合計(重複あり)</td> <td>7,096 物質</td> </tr> <tr> <td>生態影響:</td> <td>7,051 物質</td> </tr> <tr> <td>ヒト健康影響:</td> <td>6,735 物質</td> </tr> </table> <p>●優先評価化学物質のリスク評価案の作成と提供(全件実施) 優先評価化学物質のリスク評価は、より規制の厳しい第二種特定化学物質(人又は動植物への長期毒性があり、環境中に存在する濃度が人の健康と生態系に影響を及ぼすと懸念される化学物質)に指定すべきかどうか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断するために行われる。 リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれている。さらに、リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「評価Ⅰ」、事業者の詳細な用途等の取扱い情報の報告を求める</p>	製造/輸入数量等の技術的確認	令和 2 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	(全数) 103,029 件 うち、844 件	製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質	8,379 物質	優先評価化学物質	206 物質	一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,854 物質	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,644 物質	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり)	7,096 物質	生態影響:	7,051 物質	ヒト健康影響:	6,735 物質	<p>質については構造・組成等の情報を届出事業者に求めている。同情報を記載するための様式案を作成し、経済産業省に提出した。同様式は令和元年 9 月 30 日に経済産業省 Web サイトから公開された。 スクリーニング評価等を行うために、一般化学物質等の製造数量等の内容に関する照会対応(834 件)を行った。</p> <p>一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案を作成し、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p>	
製造/輸入数量等の技術的確認	令和 2 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	(全数) 103,029 件 うち、844 件																							
製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質	8,379 物質																							
	優先評価化学物質	206 物質																							
一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,854 物質																							
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,644 物質																							
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり)	7,096 物質																						
		生態影響:	7,051 物質																						
ヒト健康影響:		6,735 物質																							

べきかについて判断するための「評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示を出す必要があるかについて判断するための「評価Ⅲ」の三段階に分かれている。

評価Ⅰについては、生態影響について 118 物質、ヒト健康影響について 119 物質実施した。

評価Ⅱについては、経済産業省、厚生労働省及び環境省(以下「3省」という。)が作成した「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質 4 物質(N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン、n-ヘキサン等等)について、全件実施し、3省にその情報を提供した。機構が作成したリスク評価書や評価に関連する資料を用いて3省合同審議会で審議が行われた。

リスク評価を実施するためには、評価対象物質の各種物理化学的性状等の情報が必要であることから、今後の評価スケジュールや製造輸入数量の経年変化等を見据えながら 78 物質(CAS 登録番号ベース)の優先評価化学物質等について物理化学的性状に係る各種データを整備した。

優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	78 物質
	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質の評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり) 201 物質 生態影響 : 118 物質 ヒト健康影響 : 119 物質
	優先評価化学物質について、評価Ⅱを実施した物質数	合計(重複あり) 4 物質 生態影響 : 4 物質 ヒト健康影響 : 0 物質

ウ スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。排出係数の見直しに当たっては、放散試験等の試験データを収集し、より実態を反映させたものとなるように努める。

●界面活性作用の物理化学的性状に関する取組

特異な物理化学的性状(界面活性作用)のために優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンスの適用が困難な界面活性剤の物理化学的性状データについて、工業会及び大学法人へのヒアリングや海外の文献調査を実施し、代替手法を盛り込んだ新たな評価指針を取りまとめ、経済産業省の分科会(令和元年度第3回化審法のリスク評価等に用いる物理化学的性状、分解性、蓄積性等のレビュー会議)にて報告した。

●混合物など複雑な組成や構造を有する化学物質の評価に関する取組

構造及び組成が不明な混合物は、リスク評価を行う化学物質の単位が設定できず評価が停滞していた。これらの混合物についてリスク評価を加速化するため、令和元年度の一般化学物質及び優先評価化学物質の製造・輸入数量の届出から、化学物質の構造・組成等に関して詳細な情報を求めることとなった。一般化学物質について、事業者から提出された化学物質の構造・組成等の情報を基に取り扱われている化学物質の構造情報の整理を行い、スクリーニング評価における評価単位を検討し、3省に提案を行い了承された。また、優先評価化学物質について

評価の加速化や精度向上を目的とする手法(界面活性材の物理化学性状データの評価指針、混合物の評価方法)について検討し、経済産業省に提案するとともに、運用の実現を図っており、計画どおり実施した。排出係数については、技術

事業者から提出された構造・組成等の情報と既知の有害性情報を整理し、リスク評価における化審法第10条1項に基づき試験成績の提出を求める対象とする化学物質を選定する際に参考となる形式で3省に共有した。

●排出係数の見直しに向けた取組

法改正に併せて用途分類の一部を見直したことから、現在公表している「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス」について、必要な見直しを行った。

化審法における長期使用製品の使用段階に用いる排出係数について、日本工業規格等国内外の各種公定法を改良した各種試験（含有量分析並びに放散試験、溶出試験及び促進耐候試験等）を実施し、排出係数案の作成に資するためのデータを更に収集するため、製品の使用段階における排出係数設定の検討に資するよう、また、製品形状や対象物質含有量等の違いによる排出挙動の違いを考慮できるよう、条件に合致した複数の製品サンプルの選定、準備（含有量分析等）を行った。

エ 経済協力開発機構（OECD）の暴露評価作業部会へ参画し、情報の収集を行い、必要に応じて、化審法リスク評価手法への利活用を検討する。

第3回 OECD 暴露評価作業部会に参加し、長期使用製品の排出係数を見積もる際に活用している排出シナリオ文書、製品含有化学物質のリスク評価に活用の期待できる経皮暴露や子供のマウジングに関する暴露、製品経由の暴露評価ツールの更新などに関する情報の収集を行った。

オ 反復投与毒性に関する構造活性相関手法が化審法で活用されることを目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行い、必要に応じて国が実施する調査等を支援する。

なお、上記検討等に資するため、関連する経済協力開発機構（OECD）の活動等に参画し、情報収集を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。

●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の国の審査での活用に向けた技術的な検討

スクリーニング評価で使用する反復投与毒性値について、有害性評価支援システム統合プラットフォーム（HESS）を活用する評価手法の検討を行い、厚生労働省と国立医薬品食品衛生研究所に説明するとともに導入の提案を行った。

HESS に反復投与毒性試験データ等を追加・更新し、平成31年4月及び令和2年3月に公開した。

反復投与毒性の予測手法の調査・検討	反復投与毒性に関する構造活性相関（HESS）への追加物質数 反復投与毒性試験データ（新規物質）	131物質
-------------------	--	-------

また、経済産業省新規プロジェクト AI-SHIPS（省エネ型電子デバイス材料の評価技術の開発事業（機能性材料の社会実装を支える高速高効率な安全性評価技術

ガイダンスを見直すとともに、排出係数の見直しに必要な製品サンプルの収集や含有量分析等の基礎データの取得、準備を行い、計画どおり実施した。

環境排出量が大きく迅速な評価が望まれる洗剤等の界面活性材については、その特異的な性質のため、環境排出量を推計するために用いられる一部の物理化学性状データについての試験方法等が各国で様々であり、国際的にも確立されていない状況にある。本実績は、実測データを対象として、ヒアリングや文献調査等によりその整理を行い、専門家により一定の了承を得たものであり、新たな評価手法を確立、適正な法運用の実現に貢献するものである。

一般化学物質や優先評価化学物質の混合物の構造・組成については、取り扱う事業者により様々であるため、迅速かつ適切に混合物を評価するためには、その全てをカバーし評価に足る構造・組成（評価単位）について届出された詳細情報や事業者へのヒアリング等を踏まえて決定する必要がある。本実績もそのようにして検討し整理されたものであり、評価の加速化、精度向上に貢献し、ひいては適正な法運用の実現に貢献するものである。

計画どおり実施した。

反復投与毒性について低コストかつ迅速に評価が可能である推計システム（HESS）について、国の審査や評価での活用を含めて広く普及推進すべく評価手法提案、技術的説明並びに情報提供等を行った。

			<p>の開発-毒性関連ビッグデータを用いた人工知能による次世代型安全性予測手法の開発-)) の定例会に参加し、HESS DB データを提供するとともに、同プロジェクトの推進会議に委員として参加し、技術的なアドバイスを行った。</p> <p>事業者による HESS の利用促進を目的として、特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 (ILSI Japan) 食品リスク研究会メンバーと、反復投与毒性を中心に動物実験代替法について意見交換を実施し、HESS 及び HESS DB を食品分野での安全性評価に活用することについて助言を行った。また、化学メーカー3社と HESS 等について意見交換を実施した。</p>												
<p>(3) 化学物質公示名称原案の提供</p> <p>化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p>	<p>(3) 化学物質公示名称原案の提供</p> <p>化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。また、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。</p>	<p>新たな化学物質の公示名称原案作成物質数 (全件実施)</p>	<p>●化審法公示名称原案の作成</p> <p>化審法等において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。</p> <table border="1"> <tr> <td>新規審査判定時に名称付与した件数</td> <td>169 件</td> </tr> <tr> <td>第一種特定化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>優先評価化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>監視化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>0 件</td> </tr> </table> <p>●労働安全衛生法公示名称原案の作成及び厚生労働省への提供 (全件実施)</p> <p>労働安全衛生法において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり厚生労働省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。</p> <table border="1"> <tr> <td>安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数</td> <td>762 件</td> </tr> </table> <p>●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用</p> <p>改訂版 IUPAC 命名法である IUPAC2013 年勧告の法律への導入については、機構の働きかけにより、化審法、安衛法ともに平成 30 年 4 月届出分から導入された。</p> <p>厚生労働省から依頼を受けて毒物及び劇物取締法 (毒劇法) にかかる政令指定名称案の 32 物質の名称確認作業を行った。これまで名称を提案した毒劇法の物質のうち 7 物質について、令和元年 6 月に公布され、同年 7 月に施行された。平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により導入された、食品用器具・容器包装について安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度に関し、厚生労働省からの依頼を受けて、厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において示されたポジティブリスト案の約 3,100 物質について名称確認作業を行った。</p> <p>国内の命名法専門家との情報交換及び機構の業務内容と成果の周知等のため、日本化学会命名法専門委員会 (令和元年 10 月 31 日) 及び高分子学会命名法委員会 (令和 2 年 1 月 6 日) に出席した。</p> <p>新たに名称付与業務に従事することとなった職員を対象とする名称勉強会を開催した。この勉強会の講師を中堅職員が務めることとし、新規に配属された職員に対し必要な知識を授ける場としつつ、中堅職員にとっても自身のスキルアップにつながるようし、職員の技術力の維持に資する体制を作った。</p>	新規審査判定時に名称付与した件数	169 件	第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	2 件	優先評価化学物質候補の名称付与した件数	5 件	監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件	安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	762 件	<p>新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。</p> <p>また、IUPAC2013 年勧告の化審法、安衛法への導入以外に、他法令との整合を図るため、食品衛生法の改正に伴う食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入に関して候補となった約 3,100 物質のポジティブリスト案について名称確認作業を行うことにより、国内の法令における物質名称の整合化に貢献した。</p>	
新規審査判定時に名称付与した件数	169 件														
第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	2 件														
優先評価化学物質候補の名称付与した件数	5 件														
監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件														
安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	762 件														
<p>(4) 化審法関連情報の整備・提供</p>	<p>(4) 化審法関連情報の整備・提供</p>		<p>ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や 3 省が保有する情報を掲載した 3 省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、必要に応じて、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。</p>	<p>3 省共同化学物質データベースシステムのデータ更新を全件実施し、計画どおり達成した。</p>											

事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

事業者の化学物質管理等に資するため化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

計画どおり、システムの維持管理及びデータ更新を実施した。

新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	198 件
官報公示情報	210 件
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	135 件
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1,108 件
少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	110 件
少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	564 件
報告された有害性情報のデータ入力件数	131 件
低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	58 件

また、改元への対応及び検索表示改善に関する改修を行った。

イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、必要に応じて、3省との合意に基づき改良を行い、事業者に向けた情報提供を行う。

J-CHECK は、化審法に係る法規制情報や国で取得された有害性情報等について事業者を中心に広く一般に提供するデータベースであり、3省からの依頼により、機構においてシステムの維持管理を行うとともに機構 Web サイトで公開している。

提供情報の拡張や効率的な運用を図るため、3省との調整の上、毎年システム改修を実施している。令和元年度は、これまでの物質検索機能では、CAS 登録番号及び MITI 番号は1つずつしか入力ができなかったが、検索機能を強化する目的で、複数入力及び And/Or 検索ができるように改修を行った。また、メニュー画面構成の改修等を行い、届出不要物質リスト枠を新規に設定するなどのより簡便に情報収集が行えるよう利用者の利便性を考慮した画面構成に変更した。加えて、従前から利用者の要望が多かった NITE-CHRIP との相互リンクが行えるようにも設定を行った。

また、情報を適切かつ最新なものに保つため、軽微な修正を含め令和元年度は合計7回の更新を行った。

さらに、J-CHECK の利用促進を図るため、9月に実施された化学物質管理ミーティング 2019 にて J-CHECK のパンフレット配布を行った。また、米国で事業を行っている国内事業者からの要望もあり、英語のパンフレットの作成を行った。

更新回数	7 回	
化審法関連情報の更新件数	約 57,000 件	
分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験（底質毒性試験を含む）のデータ（IUCLID 形式）の追加件数	日本語	1 物質 1 件 (18 項目)
	英語	1 物質 1 件 (18 項目)
利用者による検索数(4~3月の日英版を合算)	約 34 万リクエスト	

J-CHECK のデータ更新を7回実施し、計画どおり達成した。

令和元年度の改修においては、検索性能やユーザビリティの向上を図る改修を行った。この改修は、経済産業省や厚生労働省の要望も踏まえた上で、利用者にとってより利便性を高めるという点に重点を置きながら改修を行い、利便性の向上を図った。

画面構成等の改修においては、利用者がより欲しい情報を簡単に見つけやすくすると共に、データ更新時の作業の効率化やミスの防止に繋がるよう、掲載するデータの作り方や整理方法も工夫した。

このような改修に加え、J-CHECK に関する広報活動を行うことで、前年よりもリクエスト数が1万リクエストも増加しており、改修による利用者の満足度が向上が図られており、また多くの事業者において化学物質管理がさらに適切に行われるようになると期待される。

作成した英語版のパンフレットは、J-CHECK に関する情報等を求めている米国化学工業会会員に配布する予定であり、国外の事業者が J-CHECK を通じて化審法を理解することで、輸出入時等において化審法に基づくより適切な化学物質管理が行えるようになると期待される。

<p>2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。 化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られるPRTRデータの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。</p>	<p>2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。 (1) 化管法の執行支援業務 化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られるPRTR（※）データの集計、解析等を行い、国</p>	<p>PRTR データ集計の実施件数（全件実施）</p>	<p>① 事業者等からの届出データの集計等 化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。 なお、事業者から届け出られた当該年度の届出データの内容を確認し、必要に応じて内容照会を行い、データの正確性を確保する。</p> <p>PRTR 届出データ (33,669 件、全件) の記録・集計を行った。 国から提供された届出外推計結果 (届出事業者以外からの排出) を合わせた公表データ等を作成した (国から令和 2 年 3 月 19 日に公開) PRTR 事務処理を効率化するため、RPA-OCR の導入を検討し、PRTR 書面届出の処理に適したシステムの選定を行った。</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム (ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム (ソフトウェア)、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するための PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。</p> <p>化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施した。 PRTR 届出の受理から届出データ記録、集計までの一連の処理を行う PRTR 届出管理システム (ハードウェアを含む) 及び事業者の PRTR 届出書作成を補助する PRTR 届出作成支援システムについて、セキュリティを確保し安定した運用を行うために、運用状況を適宜監視し、脆弱性を回避するためミドルウェア等のアップデート等の維持・管理を着実に実施し、事業者の届出、行政の事務処理の円滑な実施に貢献した。 NITE-LAN 刷新に伴う PRTR 届出管理システム及び PRTR 届出支援システムのシステム移行を着実に実施した。 化管法見直しの動向を把握し、改正後において PRTR 届出システムの利用者の利便性を向上させるためにシステムの改修範囲等を検討した。また、化管法見直し後に書面届出を廃止し、電子届出のみとすることを経済産業省に要望した。</p> <p>ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="685 1829 1662 1953"> <tr> <td>化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数</td> <td>約 300 万ページ</td> </tr> <tr> <td>自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数</td> <td>2 回 (2 日)</td> </tr> </table>	化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数	約 300 万ページ	自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	2 回 (2 日)	<p>化管法に基づき届け出られた PRTR データの集計・解析を全件実施し、計画どおり達成した。 PRTR 書面届出の事務処理について、RPA-OCR を導入し、実用化に向け PRTR 書面届出事務処理に適したシステムの検討を行い事務処理の効率化を進めた。</p> <p>化管法見直しを機に、改正後、届出事業者の利便性を向上させるため、PRTR 届出システムの改修内容について検討するとともに、<u>書面届出を廃止し電子届出のみとすることを経済産業省に要望し、事業者の PRTR 届出の利便性及び自治体等の事務処理の効率化を推進した。</u></p> <p>自治体に対して、PRTR 届出の意義や事務処理方法について</p>	
化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数	約 300 万ページ								
自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	2 回 (2 日)								

<p>や事業者等に結果を提供する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数</td> <td>1回(5講座)</td> </tr> <tr> <td>事業者向けの講演会への講師派遣回数</td> <td>5回</td> </tr> </table> <p>エ PRTR届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。</p> <p>排出量マニュアルや算出方法等の問合せ(約500件)や、PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問い合わせ(約5,180件)に回答し、事業者が円滑に届出できるよう、また自治体等が円滑に事務処理できるように支援した。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問合せ対応件数</td> <td>約500件</td> </tr> <tr> <td>PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問合せ対応件数</td> <td>約5,180件</td> </tr> </table> <p>② 解析結果の普及・活用促進等</p> <p>集計したPRTRデータを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム(PRTRマップ ※)の活用等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、リスクの懸念のある自治体に働きかけを行い、自治体による新規の取組を促し、事業者や自治体の化学物質管理の改善を促進する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、PRTRデータの解析を行う。</p> <p>「平成30年度PRTRデータの概要」に用いる462物質(全件)の解析結果を提供し、令和2年3月19日に公表された資料「平成30年度PRTRデータの概要」に活用された。</p> <p>イ PRTRマップを的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行う。</p> <p>排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTRマップ(化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム)にて情報提供を行っている。</p> <p>安定した運用を行うための維持管理を実施するとともに、化学物質の排出量及び大気中の化学物質濃度の公表データを反映させたマップを作成した。また、PRTRマップデータについて、利用者がダウンロードして二次利用可能な形式のデータを作成し、令和元年10月30日に平成28年度、令和2年2月19日に平成29年度のPRTRデータをWebサイトから公表した。</p>	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1回(5講座)	事業者向けの講演会への講師派遣回数	5回	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問合せ対応件数	約500件	PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問合せ対応件数	約5,180件	<p>で説明し、円滑な事務処理を図った。</p> <p>また、講演会や研修会を通じて、事業者や自治体に対し、PRTRデータを活用した化学物質管理の促進を図った。アンケートの結果、事業者からは、自社の化学物質管理に活用したい、リスク評価を実際にやってみないなどのコメントがあり、自主管理の促進に貢献した。</p> <p>PRTR届出に関する事業者からの問い合わせに適切に対応し、円滑な届出を図るとともに、PRTRデータの精緻化に貢献した。</p> <p>計画どおり、PRTR届出排出量の傾向についてデータ解析を全件実施し、経済産業省及び環境省から公表された「平成30年度PRTRデータの概要－化学物質の排出量・移動量の集計結果－」及びその関連資料の基礎データとして活用された。</p> <p>PRTRマップ及びPRTRマップデータのダウンロードデータを更新し、新たなデータでの化学物質管理を可能とした。</p>	
自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1回(5講座)											
事業者向けの講演会への講師派遣回数	5回											
事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問合せ対応件数	約500件											
PRTR届出システム及びPRTR届出作成支援プログラムへの問合せ対応件数	約5,180件											

ウ リスクの懸念のある自治体に働きかける等、PRTR データの活用方法に関する助言を行い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。

●地方自治体との連携業務

事業所近傍に居住する住民への健康影響の懸念とその対策について知りたい地方自治体と、連携協定を締結し相互に技術協力を行い、地域特性を加味した精度の高い大気中濃度の予測手法の開発を行っている。

令和元年度は、平成 30 年度に北海道立総合研究機構と共同で検討を行った大気中濃度予測手法の成果について、9 月に学会発表を行った。また、地方環境研での発表の場である環境保全・公害防止研究発表会で、北海道立総合研究機構が機構との取組を 11 月に発表した。

経済産業省が新たに作成予定の METI-LIS マニュアル（令和元年度 化学物質安全対策（化管法の見直しに関する調査）ツールを活用した化学物質のリスク評価に関する調査について）に、機構と北海道立総合研究機構の取組についての事例が掲載されることになり、文章の作成に協力をした。

東京都及び北海道立総合研究機構との連携業務で検討した大気中濃度シミュレーション手法をとりまとめたパンフレットを Web サイトに公表した（4 月）。

平成 30 年度に川崎市と大気中濃度のシミュレーション手法の開発について業務連携の協定を締結し、川崎市域のリスク低減に向けた取組について検討を行った。

●地方自治体へのリスク情報の提供

全国を対象に PRTR 対象物質について、PRTR マップを活用したリスク評価を実施した。また、化審法優先評価化学物質のリスク評価結果を考慮し、対象とする化学物質を決定した。これらの PRTR マップを活用したリスク評価結果及び化審法リスク評価結果を勘案し、優先的に取り組むべき化学物質と地点を明確にした。

その結果から、優先度の高い 12 自治体を選定し、機構から有害性情報、排出・暴露状況、リスク懸念地域の分布状況等の自身体ごとのリスク情報を提供した。

全ての自治体において、自治体内のリスクを正しく認識し、9 自治体が計 16 事業所に訪問し、リスク情報提供及び化学物質管理状況の確認を行い、事業者による化学物質の適正管理を促した。

その結果、3 事業所において、適切な排出管理に関する具体的な取組が行われた。

エ 経済協力開発機構（OECD）の PRTR ワーキンググループへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行い、PRTR の国際統合化を図る。

現在、OECD では、PRTR 制度の国際調和化に加え、PRTR データに付加価値を付け政策的に活用することが重要な課題として取り上げており、その課題を解決するための取組が進められているところである。

令和元年 10 月に開催された OECD の PRTR ワーキンググループ会合に参加し、各国の PRTR の取組に関する情報収集を行い、各国の方向性等を確認した。

オ リスクコミュニケーションガイド等を活用した説明会等を通じて積極的に情

大気中濃度シミュレーション手法の普及を図るため、パンフレットを Web サイトに公開するとともに、学会発表や外部講演においてその成果を発表し、事業者や自治体における化学物質管理の自主管理の推進に貢献をした。

PRTR データを活用し、全国を対象にヒトへの健康被害のリスクが懸念される地域を明確し、自治体に対してリスク情報を提供したことで、自治体はそれまでリスクについて情報は得られていなかったが、それぞれの自治体に存在するリスクを認識した。

これにより、自治体は新たな取組として、機構と協力し自治体自らがリスク懸念地域にある事業者を訪問し、機構が作成したリスクの状況を事業者に提供することで、化学物質管理に関する自主管理を促した。事業者は機構が助言した管理方法を参考にして化学物質管理に関する取り組みに着手しており、令和 2 年度の届出排出量が削減される見込みとなるなど地域リスク低減に貢献した。

報発信し、事業者の住民との対話を支援するとともに中小企業を含む事業者の自主管理の促進を目指す。

リスクコミュニケーションガイドについて、増刷を行い、積極的に地方自治体及び事業者に配布を行った。

リスクコミュニケーションについては、全国で計5回の説明会や講演会を実施し、リスクコミュニケーションガイドを活用したリスクコミュニケーションの普及を図った。また、地方自治体及び事業者からPRTRマップを利用したリスク評価手法について教えて欲しいという要望が多かったことから、講演資料にリスク評価方法について詳しく記載することにした。

③化管法の見直しに向けた検討の支援

化管法の見直しに向けた検討が進められていることから、経済産業省の要請に基づき、技術的知見とデータを活用し、PRTRデータ等の分析・集計・加工等の技術的サポートを行う。

経済産業省の要請に基づき、化管法の物質見直しのため、化審法の排出係数を用いて、化管法の排出係数案を作成し、化審法の製造・輸入数量等の届出情報を用いて排出量をベースとした化管法対象物質リスト案を作成し経済産業省に提出した。当該排出係数案及び物質リスト案は、化管法の新たな対象物質選定方法の検討に活用された。また、化審法一般化学物質由来の化管法追加対象物質候補53物質について、化審法届出情報に関する機構の用途照会を24件行い、精査の結果、49物質に減少した。当該照会結果を踏まえ、経済産業省が作成した化管法対象物質リストは、物質選定に係る審議会（2月19日）において報告された。

また、対象となり得る物質の有害性について機構が持つ専門的知見を用い、一般毒性、感作性、生殖毒性ならびに変異原性についてコメントした。さらに、経済産業省からの依頼を受け、化管法物質見直しのための検討委員会の委員に就任し、一般毒性約70物質、変異源性約300物質についてその妥当正等について確認を行い、間違いがある場合は修正案を提案するなどの作業を行った。

このように、機構は暴露及び有害性の観点から化管法の対象物質選定に技術的側面から協力した。

計画どおり実施した。

自治体からの要望により、リスクコミュニケーションに関する事業者向けの講演会を行い、自治体におけるリスクコミュニケーション活動の促進に貢献した。

機構が有する暴露及び有害性の知見を活用し、化管法の物質見直しに技術的な協力を行ったことにより、適切な化学物質が化管法の対象物質となり、化管法対象物質の選定に大いに貢献した。

(2) 化兵法の執行業務
化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者

(2) 化兵法の執行業務
化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対し

・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施）
・化兵法に基づく

ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

●国際機関による検査等への立会い

国際機関による検査等の立会い実施件数	24件
事前調査の実施件数	21件
実態調査の実施件数	0件

●立入検査の実施

立入検査の実施件数	5件
-----------	----

化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い等及び立入検査を的確に全件実施し、計画どおり達成した。
立会い業務では、OPCWからの要請に基づく経費節減（ホテル居室でのPOE（Point of Entry）実施、査察業務の定時終了等）にも対応した。

<p>等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>る立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。</p>	<p>立入検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。</p> <p>経済産業省が実施する、化学兵器対策担当官研修・会議に出席した。 立会対応能力の強化、効率化を図り、立会い業務の大阪と東京での合同実施（10件）、東京単独での実施（7件）、国際検査対応がない週での合同会議等を行った。 経済産業省からの要請により、可搬型 GC/MS を使用した現地分析に対応した。 分析訓練については、東京担当者も含めて企画し、実施した。</p> <p>ウ 必要に応じて、化学兵器禁止機関（OPCW）の会議に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、業務実施方法等の見直しを行う。</p> <p>分析付査察時において、OPCW の最新の手順書を要求し、入手した。 装備品については、査察実施前に OPCW が持参する装備品の写真付、型番付の詳細な情報を入手した。</p>	<p>東京での対応力強化が図られ、大阪・東京双方での立会業務実施を可能とした。 分析業務については、GC/MS 等の装置の維持や職員育成等にコストや手間がかかるものの、METI からの突発的な分析依頼に即時対応するなど、経済産業省所管機関として行政面でのニーズに適確に対応を行った。</p> <p>OPCW の分析方法については、分析付国際検査立会いの際に OPCW から手順書を入手し、内容確認を行っている。また、今回は写真付きの装備品情報も事前に入手できており、立会業務の円滑な実施（装備品確認）に資するとともに、今後の立会い対応における準備を整えている。</p>	
<p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等化学物質管理に有用な情報の整備・提供業務、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援や化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じ</p>	<p>3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等化学物質管理に有用な情報の整備・提供業務、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援や化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じ</p>	<p>・ NITE-CHRIP における検索回数（過去 5 年平均 ± 8% の年間リクエスト数） ・ 3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数（全件実施）</p>	<p>ア 化学物質管理プラットフォームである NITE-CHRIP を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の掲載する情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、更なる利便性の向上を図るためデータの整備等を実施する。</p> <p>● NITE-CHRIP の情報更新、運用等 NITE-CHRIP は、事業者や国等が法令情報や化学物質の有害性情報をもとに化学物質管理を適正に行うために利用されているデータベースである。化学物質の製造や輸入の際には、化審法や安衛法等に係る規制対象の有無を確認し適切な管理を行い、有害性情報を元に SDS の作成の情報源に利用されている。また、企業内部のデータベースや、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）、製品含有化学物質情報伝達スキーム（chemSHERPA）、一般社団法人日本化学工業協会が提供する化学物質リスク評価支援ポータルサイト（BIGDr）等の国内の公的な化学物質管理ツールが NITE-CHRIP を情報源として活用していることから、今や事業者が化学物質管理を行うためには欠かせない情報源となっている。</p> <p>令和元年度は年間で 393 万回の検索リクエスト数があったことから、事業者が化学物質に関する調査に要する時間を 65 万時間以上短縮できると見積もられ、人</p>	<p>NITE-CHRIP のデータ更新を 7 回実施し、計画どおり達成した。 NITE-CHRIP の検索が 393 万リクエスト（対目標リクエスト + 31%）あり、目標を達成した。 事業者が化学物質に関する調査に要する時間を 65 万時間程度短縮できると見積もられ、人件費に換算すると約 33 億円相当の社会的コスト削減に貢献していると推定される。 定常的な NITE-CHRIP の情報更新作業においては、最新情報を常に把握するため定期的な巡回・情報収集を行うため、これまで様々な IT ツールを内製で作成し、令和元年度においても効率的に情報収集作業等を行うことができた。 加えて、新規の情報源を 4 つ追加したことで、利用者の要</p>	

<p>て、企業における新規化学物質・製品の開発を促進し、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p> <p>(1) 化学物質総合情報提供システム・GHS関連情報等における情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)の更新を迅速かつ的確に行い、事業者の利用に供するとともに、更なる利便性の向上を図る。また、政府GHS分類の再分類</p>	<p>て、企業における新規化学物質・製品の開発を促進し、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。</p> <p>(1) 化学物質総合情報提供システム・GHS関連情報等における情報の整備、提供</p> <p>国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP ※1)の更新を迅速かつ的確に行い、事業者の利用に供するとともに、更なる利便性の向上を図る。また、政府GHS分類の</p>		<p>件費に換算すると約33億円相当の削減に貢献していると推定される。</p> <p>令和元年度の更新による情報の追加修正等の情報更新回数の実績は下表のとおりである。</p> <p>令和元年度は、56の情報源について情報更新が必要であったことから、合計132回の更新作業を行った。</p> <p>また、定常更新だけでなく、利用者等の要望を踏まえ、厚生労働省の「GHS対応モデルラベル・モデルSDS」、米国環境保護庁の「急性ばく露ガイドライン濃度(AEGLs)」、台湾の「毒性及び懸念化学物質管理法(TCCSCA)の標準登録既存化学物質」、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)に基づいた「HSコード第6部：化学工業(類似の工業を含む。)の生産品」の4つを新規情報源としてNITE-CHRIPに掲載した。</p> <p>定常更新及び新規情報源を今後も適切に行っていくため、作業の一部をRobotic Process Automation(RPA)で自動化すべく、作業工程の見直しを行い、自動化すべき点、自動化してはいけない専門的知見が必要な点を洗い出すと同時に、情報の信頼性は担保しながらも工程から省く点・省く工夫をする点も検討を行った。その結果、RPAを導入することで作業効率が向上すると考えられたことからRPAツールを導入し、本格運用を行うためのロボット作成等の準備を行った。</p> <p>NITE-CHRIPは平成30年度末に化学物質管理プラットフォームにリニューアルを行ったことから、これまでのユーザーはもちろんのことこれまで利用していないユーザーを開拓するため、化学工業日報社主催の化学物質管理ミーティング2019、関東甲信越静地域産業技術連携推進会議の交流会・見学会でNITE-CHRIPパンフレットの配布し、また、国立研究開発法人産業技術総合研究所のテクノブリッジフェア in つくばにおいてNITE-CHRIPに関するポスター発表とパンフレットの配布を行い、大阪府主催の化学物質対策セミナーでNITE-CHRIPに関する講演とパンフレットの配布を行った。</p> <table border="1" data-bbox="706 1291 1656 1585"> <tr> <td>NITE-CHRIPの情報更新回数</td> <td>7回(4月16日 6月4日 7月31日 10月8日 11月26日 1月28日 3月17日)</td> </tr> <tr> <td>NITE-CHRIPの検索数</td> <td>令和元年4月～令和2年3月 393万リクエスト(月平均約32.8万リクエスト)</td> </tr> <tr> <td>NITE-CHRIPの使用等説明会開催回数</td> <td>9回 (その他：イベント等参加時のパンフレット配布回数4回)</td> </tr> </table> <p>イ AJCSDを的確に運用し、ASEAN各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN各国の合意の下、データの整備等を実施する。</p> <p>AJCSDは、日本及びASEAN諸国の化学物質規制に関する情報を提供。特に法規制情報については、我が国のものも含めて9か国及び1国際機関、42の法令や有害性情報等が掲載されており、AJCSD独自の情報として、延べ約23,000物質が掲載</p>	NITE-CHRIPの情報更新回数	7回(4月16日 6月4日 7月31日 10月8日 11月26日 1月28日 3月17日)	NITE-CHRIPの検索数	令和元年4月～令和2年3月 393万リクエスト(月平均約32.8万リクエスト)	NITE-CHRIPの使用等説明会開催回数	9回 (その他：イベント等参加時のパンフレット配布回数4回)	<p>望に応えるができた。一方で、限られた人材で、今以上の情報更新や新規の情報源を追加することは困難な状況になりつつあることから、RPAツールの導入を検討した。検討の結果、あまり専門的な知見を必要とせず、かつ複雑な判断等を必要としない簡便な作業とどうしても専門的な知見を必要とする作業とに分けることが可能な作業があることがわかり、そこを自動化すべくRPAの導入を決定した。今後は、高度な専門知識を必要としない作業等にロボットを活用することで、更なる情報源の追加や専門的観点からの情報提供に時間を費やすことが可能となることから、利用者にとってより有益な情報収集がNITE-CHRIPを通じて行えるようになると期待される。</p> <p>平成30年度のプラットフォーム化を行ったことから、適切な情報提供が可能になったところであるが、<u>従前のNITE-CHRIPのユーザーである化学物質を扱う事業者だけでなく、直接的には化学物質を扱ってはいないが化学物質管理が必要な事業者などを対象とした広範な広報活動を行ったことで、指標を大きく超えるリクエスト数があった。</u>そのため、より多くの事業者においてNITE-CHRIPの有益性が認知されたと考えられ、多くの事業者において化学物質管理がさらに適切に行われるようになると期待される。</p>	
NITE-CHRIPの情報更新回数	7回(4月16日 6月4日 7月31日 10月8日 11月26日 1月28日 3月17日)										
NITE-CHRIPの検索数	令和元年4月～令和2年3月 393万リクエスト(月平均約32.8万リクエスト)										
NITE-CHRIPの使用等説明会開催回数	9回 (その他：イベント等参加時のパンフレット配布回数4回)										

<p>結果等の公開において国民や事業者等のユーザーに対する情報発信のあり方を検討し、更なる利便性と信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD) の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジア・サステイナブル・ケ</p>	<p>再分類結果等の公開において国民や事業者等のユーザーに対する情報発信のあり方を検討し、更なる利便性と信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース (AJCSD ※2) の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジア・サステイ</p>	<p>されている。</p> <p>令和元年度は 7 回データ更新を行っており、各国から提供されたデータに従って規制対象リストの更新を行うとともに、各国から提供された化学物質管理の関係機関の Web サイトへのリンクや規制情報に関する書類を追加している。ASEAN 各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、引き続き粘り強くフォローを継続中である。</p> <p>AJCSD の今後の展開として、経済産業省等と意見交換を行った結果、長期的には化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS) 分類の結果を ASEAN の共通として利用するため、GHS に関する情報提供を強化することとした。日本の GHS 分類結果利用してもらうためには、日本の GHS 分類の根拠データを紹介・理解してもらう必要がある。そのため、令和元年 7 月 17~19 日バリで開催された日 ASEAN 経済産業協力委員会 (AMEICC) 化学産業ワーキンググループ (WGCI) の技術ワーキンググループ (TWG) 会合において、AJCSD に掲載された日本の有害性データや、各国の GHS 分類結果 (ミャンマーとマレーシア) と日本の GHS 分類結果を比較したものを紹介し、GHS 分類結果の調和の必要性について指摘・議論した。議論の結果、日本の GHS 分類ガイダンスを AJCSD に掲載して欲しいとの各国からの要望があったことからこれを掲載した。一方、AJCSD に掲載されている有害性データの有用性や GHS 分類結果の調和の必要性等について各国政府・産業界を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を詳細に分析した結果を踏まえて今後の AJCSD のあり方や掲載等の方針を決定することが望ましいと会議の場で合意されたことから、アンケート調査を実施した。調査の結果、AJCSD の掲載情報及び情報の数については、回答者の 9 割が満足しており、AJCSD のサービスが各国のニーズに対応できていることが明らかになった。しかしながら、ASEAN 各国では急速に進む化学物質管理法規制の整備に併せて国内事業者 (特に中小企業) の化学品管理能力の形成が課題となっており、各国の法規制のより詳細な遵守事項や、GHS に関する教育コンテンツを望む声が各国から挙げられた。特に、混合物の GHS 分類が自動的に行えるツールの提供を望む声が多かった。これを踏まえて、今後のあり方について、経済産業省等と意見交換を行いながら検討することとした。</p> <p>AJCSD の使用等に関する国内外での講演等を 5 回実施した。</p> <table border="1" data-bbox="697 1459 1647 1753"> <tr> <td>AJCSD の情報更新回数</td> <td>7 回 (7 月 16 日、6 月 4 日、7 月 31 日、10 月 8 日、11 月 26 日、1 月 28 日、3 月 17 日)</td> </tr> <tr> <td>AJCSD の検索数</td> <td>約 12,066 リクエスト (月平均約 1,006 リクエスト) ※) 検索結果の表示数 約 63,000 (月平均 12,600)</td> </tr> <tr> <td>AJCSD の使用等説明会開催回数</td> <td>5 回</td> </tr> </table> <p>ウ 事業者による化学物質等安全データシート (Safety Data Sheet: SDS) や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS (※3) 分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公</p>	AJCSD の情報更新回数	7 回 (7 月 16 日、6 月 4 日、7 月 31 日、10 月 8 日、11 月 26 日、1 月 28 日、3 月 17 日)	AJCSD の検索数	約 12,066 リクエスト (月平均約 1,006 リクエスト) ※) 検索結果の表示数 約 63,000 (月平均 12,600)	AJCSD の使用等説明会開催回数	5 回	<p>AJCSD のデータ更新を 7 回実施し、計画どおり達成した。 <u>各国の要望を踏まえて、日本の GHS 分類ガイダンスを掲載した。</u>これによって、日本による GHS 分類方法が理解され、日本で分類された結果が ASEAN 等の国で利用されることが期待される。</p> <p>AJCSD の掲載情報及び情報の数について、多くが満足しており、AJCSD のサービスが各国のニーズに対応できていることが明らかになったことから、AJCSD が各国の化学物質管理に有用に利用されていると考えられる。一方で、GHS 関係については、今後更なる情報提供が必要と考えている国が多いことから、機構の GHS 関係業務の成果を活用しながら情報提供を強化することで、日本の分類結果との調和が図れるようになると考えられ、ASEAN 域における輸出入等の際に、事業者の負担軽減が期待される。</p>	
AJCSD の情報更新回数	7 回 (7 月 16 日、6 月 4 日、7 月 31 日、10 月 8 日、11 月 26 日、1 月 28 日、3 月 17 日)									
AJCSD の検索数	約 12,066 リクエスト (月平均約 1,006 リクエスト) ※) 検索結果の表示数 約 63,000 (月平均 12,600)									
AJCSD の使用等説明会開催回数	5 回									

ミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。

ナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。

表する。さらに、政府 GHS 分類の再分類結果等についてユーザー目線での情報発信のあり方を検討し、その検討結果を踏まえ国連 GHS 専門家小委員会の議事録等の最新かつ有用な情報の整備・提供を行う。

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : GHS) は、危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的する、化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート (Safety Data Sheet : SDS) による情報伝達に関する国際的に調和されたシステムである。

平成 30 年度に国が分類、見直しを行った 292 物質の GHS 分類結果について、日本語版を令和元年 5 月に公表した。また、平成 29 年度分の英訳翻訳物について、英訳チェックと分類を実施した省への照会を実施した上で 151 物質について 6 月に公表し、平成 27 年度分の英訳翻訳物について、平成 29 年度分と同様に 181 物質について 8 月に公表した。

事業者は、英訳の分類根拠文等から情報を得て GHS 対応ラベルや SDS 作成等を行っていることから、分類結果の英語翻訳の素早い公開を求められている。そのため、令和元年度は平成 30 年度分類の 50 物質と平成 26 年度分類の 149 物質の健康有害性について、分類根拠の英訳作業を外注して対応することとした。

厚生労働省の GHS 分類検討委員会にこれまで培った機構の知見を活かすべく、従前通りのオブザーバーとしての出席だけでなく、分類検討委員としても出席 (7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月の計 8 回開催) した。

7 月及び 12 月に開催された国連 GHS 専門家小委員会に参加し、ハザードに関する国際標準化を含めた GHS 分類のルール等について議論した。また、厚生労働省と連携し、国連 GHS 専門家小委員会で用いる対処方針を機構が作成した。さらに、GHS 関係省庁等連絡会議のメンバーとして、経済産業省が委託事業で作成した「事業者向け GHS 分類ガイダンス」のレビューを行うと併に、事業者向け GHS 分類ガイダンスに合致するよう「政府向け GHS 分類ガイダンス」のレビュー及び修正作業を行った。

公表物質数(見直しを含む)	292 物質
英訳の分類根拠の掲載物質数	332 物質

政府が分類した GHS 分類結果の公表を全件実施し、計画どおり達成した。

過去の分類結果における分類根拠の英訳業務は、事業者の要望に応え、迅速に対応するため、外部委託を活用しながら進めている。

機構がこれまでに培ってきた知見や技術力が認められたことから、機構が国連 GHS 専門家小委員会で用いる対処方針案を作成している。また、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」及び「政府向け GHS 分類ガイダンス」に関し、国連 GHS 改訂第 6 版の知見等の高度な専門的知見を有している立場からレビューを行い、多くの修正も行った。

<p>(2) 国内外の動向調査・分析及び合理的な評価手法開発への取組</p> <p>国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、効率的な評価方法等の検討や技術的支援等に取り組む。</p> <p>また、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。</p>	<p>(2) 国内外の動向調査・分析及び合理的な評価手法開発への取組</p> <p>国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、効率的な評価方法等の検討や技術的支援等に取り組む。</p> <p>また、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。</p> <p>なお、社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。</p>	<p>ア アジアン・サステナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質関連データベースの運用や、リスク評価手法及びイベントリの導入に係る研修等を通じた技術支援を行う。また、化審法等について、我が国における産業界の支援につながる国内外への情報提供を行う。</p> <p>平成30年度に充実させたWebサイト上で公開している国際関連情報について、年度初めに産業界と意見交換を行い、その結果を踏まえ、Webサイト上での発信情報の利便性を高めて(※)更新し、産業界へのフィードバックも行った。その結果、利便性を高めた国際関連の発信情報へのアクセス数は、情報の充実によりアクセス数が向上した平成30年度より、更に約7万件増加した。</p> <p>※産業界との意見交換により利便性を高めた例・・・「平成28年度アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書」(委託事業)の概要版(概要版のみ定期更新)の場合、産業界との意見交換を踏まえ、更新回の更新情報一覧を作成し、また過去の概要版もアーカイブとしてWebサイト上に残す。</p> <p>●途上国での化学物質関連データベース開発やリスク評価方法の導入等への技術支援(経済産業省の二国間協力を通じた途上国への技術支援)</p> <p>【ベトナム】</p> <p>ベトナム化学品庁とのワークショップ(7月、9月、12月)及び政策対話(12月)に出席し、化審法審査等における実務経験を踏まえ、今後のベトナム化学品法の運用設計等に関し、技術的な助言を行った。</p> <p>●化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換</p> <p>【韓国】</p> <p>国内産業界の関心が高い韓国化評法について、国内産業界から寄せられた懸念点等を踏まえ、韓国化学物質管理協会(KCMA)との定期会合(11月)を実施。懸念点へのKCMAの回答と共に、会合結果を産業界に提供し、結果及び会合資料をWebサイトからも公開した。また、化審法におけるリスク評価手法や進捗、QSARの活用、PRTRスキーム等について、同定期会合において紹介した。更に、化評法運用改正の参考情報とするため、韓国当局の指示により、KCMAから会合時及び電話やメールで複数回寄せられた、化審法全体の制度及び運用等の詳細質問へ回答することで、化審法の正確な情報発信を行った。</p> <p>【台湾】</p> <p>コロナウイルスの影響により、3月に予定していた台湾安全衛生技術センター(SAHTECH)との定期会合及びセミナーは延期となった。しかし、2月SAHTECHが日本の産業界向けに行った勉強会で、これまでのNITE-SAHTECH定期会合での情報交換により、CHRIP-DBやJ-CHECKの情報は、事業者が台湾当局への化学物質登録情報源として活用可能と明示的に資料で説明があり、MOUの成果が産業界に示された。メールベースでは、化審法上の取扱いに関する技術的質問やCHRIP公開用に台湾既存化学物質リストの共有などを通じ、情報交換を進めることはできた。</p> <p>※参考：MOUを締結した台湾SAHTECH及び韓国KCMAとの関係の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールでの情報(受領)：SAHTECH6回(うち、外部公開可能な情報2回を産業界へ共有)、KCMA1回 	<p>産業界との意見交換を踏まえ、国際関連の発信情報の利便性を高めた。その結果、利便性を高めた国際関連の情報へのアクセス数は、情報の充実によりアクセス数が向上した平成30年度より更に約7万件増加しており、産業界における国際的な化学物質管理制度への対応に貢献した。</p>	
---	--	--	---	--

・ メールでの情報(提供)：両機関へ各 6 回

上記全体を通し、円滑な企業活動に貢献している。

イ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有等を進め、協力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構(OECD)のハザード評価作業部会会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。

●欧米の関係機関との協力関係の維持強化

【米国 環境保護庁(EPA)】

職員を米国 EPA に派遣し、米国有害物質規制法(Toxic Substance Control Act: TSCA)改正前後の運用に伴う生の情報やその他 EPA の化学物質管理の進め方等の情報を得た。

【欧州化学品庁(ECHA)】

経済産業省と共に、ECHA 等との意見交換(6月)及び ECHA へのヒアリング(2月)を実施した。

●経済協力開発機構(OECD)のハザード評価作業部会会合等への参加による情報提供と規制の国際統合化に向けた情報収集と報告

職員を OECD に派遣し、特に構造活性相関の分野において情報交換をしているほか、OECD の会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験方法、化学物質データベースポータルの開発等の議論への参加又は意見交換を実施し、情報提供を行った。さらに、それら会合等での議論・検討の情報収集を行い、その結果を経済産業省等へフィードバックし、日本の化学物質管理制度の国際統合化を図るために貢献した。

【OECD】

- ・ OECD 化学品合同会合(6月)
- ・ OECD ハザード評価作業部会会合(6月)及び電話会議(1月)
- ・ OECD/eChemPortal 運営会議(機構で開催)(4月)及び電話会議(7月、11月)
- ・ OECD/IUCLID ユーザ・グループ専門家パネル会議(9月)及び電話会議(3月)

【国連】

- ・ 国連 GHS 専門家小委員会(7月、12月)及び GHS 関係省庁等連絡会議(6月、11月)

●情報提供と情報収集

【Web サイト】

機構化学物質管理センターの Web サイトから、海外の化学物質管理制度に関する情報発信を強化した。具体的には、①メールマガジン(呼称：NITE ケミマガ)の中から、事業者の関心が高いと見込まれる海外記事を日本語でわかりやすく解説するコラムの発信、②機構が出席した国際会議結果の概要紹介、③機構が平成 28

海外の化学物質管理制度に関する情報発信を強化した。その結果、発信した情報のアクセス数は、合計で約 12 万件であった。

年度に実施したアジア化学物質管理制度調査の概要版を更新するとともに、産業界からの意見を踏まえ OECD 関連作業部会の組織図を Web サイトから公開するなど、分かりやすい情報提供に努めた。月に 1 回程度新たな情報を発信おり、公開した情報のアクセス数は、合計で約 12 万件であった。

なお、Web 公開していた機構が作成したデカプロモジフェニルエーテルのリスク評価書の英文概要及び韓国 KCMA との二国間協力で使用した会合資料（英語）が、ロッテルダム条約第 15 回化学物質検討委員会（PICCRC）会合（9 月）で、参考し資料として使用された。

【講演等】

韓国 KTR 講演（4 月）、ChemConAsia（6 月）GRAC2019（化学物質規制年次会合）（9 月）、米国危険有害性物質周知協会秋期大会（9 月）ChemConAmericas（3 月）、界面活性剤工業会中堅職員向け講座（12 月）で講演した。また、化学物質と環境（7 月）へ寄稿した。

【国内勉強会】

機構内役職員、経済産業省化学物質管理課及び同素材課の国際担当者、及び産業界向けに、海外の最新情報を提供する勉強会を開催した（令和元年度 18 回実施）。これにより、化学物質管理行政に関与する職員等の知見向上につながり、結果として国際業務の円滑な遂行、又は国内業務の改善検討等に貢献した。

ウ 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。

なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。

●長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組（化学物質管理分野、製品安全分野）

化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理センターと北陸支所が連携して、長期使用製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んでいる。具体的には、プラスチック製品を軟らかくするための可塑剤として広く使用されているフタル酸エステルやその他揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds：VOC）成分を含有する樹脂シートからの放散試験及び模擬ダストへの移行吸着試験の試験計画を策定し、各種試験条件にて試験を実施している。

厚みと含有量の異なる 4 サンプルについて 4 つの温度（20、40、60、80℃）においてパッシブフラックスサンプラー（PFS）による試験を実施した。可塑剤の放出特性における厚み、含有量、温度に関する関係が明らかとなった。しかし、現在使用している固相抽出ディスクが生産中止となるため、新たな抽出ディスクによる検証を実施した。統計検定の結果、有意な差はなく、使用可能と判断された。

●製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集

令和元年 5 月に開催の第 9 回ストックホルム条約締約国会議において条約附属書への追加が決定したペルフルオロオクタン酸（PF0A）等については、令和元年 9

月の審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定、令和2年度の審議会で化審法の輸入禁止製品が決定される可能性がある。そのため、PFOA等を含有する製品の回収の必要性の判断や代替困難とされる用途のエッセンシャルユースとしての判断が必要となる。

PFOAを含有する屋内製品については、市場に残っている製品のほとんどがタイルカーペットであるとの調査結果により、カーペットを評価対象とし、また、膨大な文献調査や業界ヒアリングにより得られた情報と、製品安全センターや北陸支所と連携し、分析により得られた製品サンプルからの放散試験や溶出試験データ等も活用して、製品の回収の必要性の観点から、人健康リスクの評価を実施した。

また、産業界から申出のあったPFOA関連物質であるペルフルオロオクチル＝ヨージド(PFOI)のエッセンシャルユース(医薬品加工助剤)の判断のため、過去の使用実態及び将来の使用見通しについて事業者から詳細に聞き取りを行い、当該物質に特化した環境放出量や環境中残留量を推計するためのシナリオを新たに構築するとともに、リスク推算に必要な物理化学性状の実測データがほとんど入手できなかったことから、QSARやカテゴリーアプローチの推計手法を駆使することで、人健康及び環境影響リスクの評価を実施した。

双方ともに評価書としてとりまとめ(いずれもリスク懸念はないとの評価結果)、令和元年9月の審議会で報告した。

なお、他のエッセンシャルユースも判明しているため、追加のリスク評価を実施中であり、令和2年度の審議会上に報告予定である。

PFOAを含むこれまでのPOPs条約を受けた化審法一特指定物質のリスク評価書は、3省の審議会Webサイト及び機構のWebサイトで公開中であり、機構による英訳版も順次公開している。また、毎年開催されるNITEの社会人講座や日化協のセミナーにおいて、リスク評価の内容を紹介し質疑にも回答するなど、事業者等に向けた情報提供を行っている。

●グリーン冷媒

産業技術総合研究所の既往研究をベースとして経済産業省から提供された最新のデータを用いて、グリーン冷媒の光分解物による人及び生態に関するリスク評価を行い(懸念なしとの結果)、令和元年7月に経済産業省に報告した。

本実績であるPFOA等を含有する屋内製品のリスク評価については、製品からの溶出試験を製品安全センターが、放散試験を北陸支所が実施し、それらの試験結果を用いて化学物質管理センターがリスク評価を実施しており、機構内の技術・知見を結集することでなし得た成果である。

審議会にて、本リスク評価の結果を踏まえて、カーペット製品の使用による人健康へのリスクは低いと判断されており、本実績は、第一種特定化学物質への指定による規制に際して、既に使用されているカーペット製品の安全性に対する国民への説明の役割を果たすものである。また、今後、製品回収が不要と判断される場合には、代替製品への交換による損失(推計約5000億円)が抑止されることとなり、産業界に与える影響が極めて大きな成果でもある。

審議会にて、本リスク評価の結果を踏まえて、PFOAの医薬品加工助剤としての用途をエッセンシャルユースに指定することは妥当と判断されており、本実績は、当該医薬品(喘息などの慢性閉塞性肺疾患(COPD)の治療薬であり、患者数は世界で3億人を超える(死因は世界第3位)といわれている)の安定供給及び販売による事業者の利益の確保に貢献する成果である。

(3) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発
化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進

(3) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発
化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進

●社会人講座の開催・講師派遣等

事業者向けに社会人講座としてNITE講座を東京、大阪で開講する等、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。

令和元年度NITE講座実績

	前期	後期
日程	6月21日、7月5日、7月12日	11月13日～11月15日
開催地	東京本所	大阪事業所
サテライト会	大阪事業所 北陸支所	東京本所(2会場) 中部支所 北陸支所

NITE講座では、後期にWeb中継を試験的に実施したところ、36名の参加者があり概ね好評であったことから、より多くの方に参加しやすい形での情報発信が可能となることを確認した。Web中継を実施したこと、前期からサテライト会場を開設したことにより前年度に比べ年間で110名多くNITE講座の受講してもらうことができた。また、事業者からの要望が多かった安衛法の概論の講義を厚生労働省に講師を依頼することで実現するとともに、化審法概論を経済産業省、生態影響の講義を産総研に依頼し、外部との連携を強めることで、より事業者役に立つ情報を発信した。

<p>に向けて、情報の受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を行いつつ、情報発信を行う。</p>	<p>に向けて、情報の受け手側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行い、化学物質のリスク管理に関する事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。 具体的には、社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナーやメールマガジン（ケミマガ）やパンフレット等を通して、化学物質管理に関する情報発信を行う。</p>		<table border="1" data-bbox="644 90 1665 344"> <tr> <td>場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>東京本会場 71名 サテライト会場 84名</td> <td>大阪本会場 52名 サテライト会場 77名 Web 中継視聴者 36名</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td>事前登録者限定で Web (YouTube) 中継を試行</td> </tr> </table> <p>以前から <u>事業者からの要望が多かった安衛法の概論の講義を厚生労働省に講師を依頼することで実現した。</u>また、<u>化審法概論を経済産業省、生態影響の講義を産総研に依頼し、外部との連携を強めることで、より事業者に役立つ情報を発信した。</u></p> <p>後期は事前登録者限定で YouTubeLive による <u>Web 中継を試験的に実施したところ、36名の参加者があり概ね好評であったことから、より多くの方に参加しやすい形での情報発信が可能となることを確認した。</u>また同時にアンケートを紙回答から Web 回答としたことで集計に係る工数を削減した。</p> <p>内閣府の「化学物質の安全管理に関するシンポジウム」を機構、国環研、産総研が持ち回りで実行委員長となり毎年開催しているが、<u>令和元年度は機構が主体となり、全体テーマは「化学物質の評価・管理に関する手法やツール等の活用状況」として、11月28日に開催。209名が参加した。</u></p> <p>●Web サイトへの情報提供、メールマガジンの配信の実施</p> <p>化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構の Web サイトを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報等について、最新情報を提供した。情報提供の結果、新聞掲載 2 回、専門誌を中心に雑誌等掲載が 3 回あった。</p> <p>NITE ケミマガを通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した（読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。）。登録者数は、平成 30 年度末 7,692 から令和元年度末で 8,351(3/25 時点)の 659 (8.6%)増加となった。</p> <p>●パンフレットの配布等を通じた化学物質管理情報発信</p> <p>化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約 490 部)や NITE-CHRIP パンフレット(約 980 部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約 530 部)等の配付を行い、機構の活動の理解促進に努めた。</p> <p>身の回りの製品の品目別に 6 種類の解説書を冊子及び Web サイトで提供している。平成 30 年度に改訂を行った 4 種類について PDF ファイルを Web サイトから公開し、冊子版の配布を開始した。主婦連便り 12 月号のコラム「安全なくらしのために」で改訂した旨を紹介した。</p>	場			参加者数	東京本会場 71名 サテライト会場 84名	大阪本会場 52名 サテライト会場 77名 Web 中継視聴者 36名	特記事項		事前登録者限定で Web (YouTube) 中継を試行		
場														
参加者数	東京本会場 71名 サテライト会場 84名	大阪本会場 52名 サテライト会場 77名 Web 中継視聴者 36名												
特記事項		事前登録者限定で Web (YouTube) 中継を試行												

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	ものづくり/情報/流通・サービスのうち、バイオ	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【基幹目標】 微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の提供依頼件数	平成30年度比2%増加		—	—	—	2,491件 (平成29年度比2.4%増)	2,619件 (平成30年度比5.1%増)	予算額（千円）	1,927,719	1,776,922	1,848,978	2,072,203	1,838,680
新たな微生物遺伝資源の収集数	産業界からのニーズ等を踏まえ、300株		195株	186株	531株 (29年度からは比較参照用微生物にも対象を拡大)	471株	428株	決算額（千円）	1,924,228	1,950,231	2,415,006	2,004,881	2,744,807 (令和元年度における予算額1,838,680千円、決算額2,744,807千円と、決算額が予算額に対して10%以上増加しているものの、これは予算では施設整備費を法人共通に設定したという理由によるもので、実際の執行では、分野毎に細分化し

															て業務を遂行したものの。概ね計画どおりの結果であり、業務に影響を及ぼすことはなかった。)
企業との共同事業等及び地域産業振興支援、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数	10件		－	－	－	13件	30件		経常費用（千円）	2,106,488	1,962,080	1,963,902	2,005,888	2,014,509	
生物遺伝資源のバックアップ保存数	ユーザーからの依頼に基づき全数を実施	(参考)平成28年度実績 2,984株、 平成29年度実績 6,982株 平成30年度実績 10,623株	－	－	6,982株・ 機器専有3台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	10,623株 機器5台 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	11,865株 機器9台 (全件)		経常利益（千円）	▲12,908	25,945	32,926	▲23,836	74,265	
特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 305件	248件 (全件実施)	294件 (全件実施)	305件 (全件実施)	317件 (全件実施)	291件 (全件実施)		行政サービス実施コスト（千円）	2,256,396	2,225,964	1,996,629	2,002,421	－	
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数	全件実施	(参考)過去3年平均 194件	166件 (全件実施)	354件 (全件実施)	124件 (全件実施)	104件 (全件実施)	174件 (全件実施)		行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,906,257	
GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数	全件実施	(参考)過去3年平均 1件	－	－	1件 (全件実施)	2件 (全件実施)	1件		従事人員数	77	80	78	78	78	
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 13件	12件 (全件実施)	12件 (全件実施)	12件 (全件実施)	14件 (全件実施)	9件 (全件実施)								
製品事故の原因物質解析の実施件数	生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施	(参考)過去3年平均 19件	－	16件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	19件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	23件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	21件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)								

生物遺伝資源の国際的な 移転・利用に関する枠組 み構築数	3件、うち 新規1件		-	-	1件	2件	4件 (新規2件)						
------------------------------------	---------------	--	---	---	----	----	--------------	--	--	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
基幹目標 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。	基幹目標 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。	ユーザーニーズに基づく微生物遺伝資源の提供形態の多様化、及び利用環境整備により、微生物遺伝資源の利用件数を平成30年度比2%増加（新規に微生物遺伝資源を利用する法人の割合を20%以上）	【基盤整備/重要項目】 国内最大規模の微生物遺伝資源とそれらに関する技術や知見を活かし、 ① 未来投資戦略2017に基づき、公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースのプロトタイプを公開 生物資源データを集約した横断的データプラットフォーム（DBRP）を公開した。また、DBRPの中に統合検索アプリを設置し、理化学研究所JCM株も検索可能とし、複数機関の株情報を一括検索できるようになり、ユーザーの利便性を向上させた（内閣府戦略イノベーションプログラム（SIP）成果による）。さらに、味の素株式会社、静岡県及び和歌山県と生物資源データの提供契約を締結し、オープン・イノベーションによるハブ（中心的機能となる）ビジネスモデルを構築した。 ② 微生物遺伝資源の利活用促進に向けたサービス強化と安定的な供給 基幹目標対策会議を年度当初に設置し、顧客分析、マーケティング戦略を立案した。新規顧客と接点を作るため、展示会出展を40件（前年度比286%）行い、Webサイトやメルマガ、DMを効果的に利用して広報活動を実施した。 皮膚常在菌等ニーズに応じた微生物遺伝資源を収集するとともに、微生物遺伝資源の利活用促進につながる社会実装として、企業等と共同研究を実施した（例：市販のピア樽を改良した大量培養技術の開発、藻類培養と有効成分の発見）。 ③ 機構の有する微生物遺伝資源の安全性や機能等に関する情報を整備し提供 カルタヘナ法に基づく事前相談171件、事前審査174件、審議会審査支援9件、立入検査9件を実施した。カルタヘナ法の評価手法検討のための委員会を新設し、今後の方向性をまとめた。	評価：A 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を活かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 また、未曾有の災害時にも非常用設備を有効に稼働することで、保存している全ての微生物遺伝資源を維持することができ、バイオ産業基盤である微生物の損失を防止し、関係法令等の要請に基づき実施している国としての責務を確実に果たした。 ○生物遺伝資源に付随する情報の提供による利用促進（生物資源データを集約した横断的データベースの公開・安定的な運用） 生物資源データを集約した横断的データプラットフォーム（DBRP）を公開した。また、DBRPの中に統合検索アプリを設置し、理化学研究所JCM株も検索可能とし、複数機関の株情報を一括検索できるようになり、ユーザーの利便性を向上させた（内閣府戦略イノベーションプログラム（SIP）成果による）。さらに、味の素株式会社、静岡県及び和歌山県と生物資源データの提供契約を締結し、オープン・イノベーションによるハブ（中心的機能となる）ビジネスモデルを構築した。これらの情報提供により、データ駆動型の研究開発、社会実装の活性化及び日本発のイノベーション創出による社会課題の解決に繋がることが期待される。 ○生物遺伝資源利用促進に向けた営業・広報活動 基幹目標対策会議を年度当初に設置し、顧客分析、マーケティング戦略を立案した。新規顧客と接点を作るため、展示会出展を40件（前年度比286%）行い、Webサイトやメルマガ、DMを効果的に利用して広報活動を実施した。個別営業は、営業担当の方法を共有し、部門一丸となり訪問営業（126件）を実施した。多くの顧客が各々に求めている菌株を提供でき、微生物遺伝資源の利用件数が前年度比5.1%増、新規割合は24.1%に拡大となり、新規業界開拓により幅広い産業に貢献することができた。 ○微生物遺伝資源の利活用促進につながる社会実装例	評価 A <評価に至った理由> 令和元年度は、基幹目標の指標を含む、全ての評価指標を高いレベルで達成し、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、生物遺伝資源の利用促進に資する取組を着実に展開した。これに加え、時勢に沿った新たな取組も積極的に行い、社会や産業界に対して大きく貢献する成果を上げた。以上から、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、「A」評価と判断した。 ①生物資源データを集約した横断的データベースの構築・公開、他機関との連携 企業等の生物遺伝資源を利用した製品/事業創出のために、データ駆動型社会（※）では良質で豊富なりアルデータが重要となる中、バイオ分野では、国が持つオープンリソースと民間企業等が持つ情報を統合するデータプラットフォームが整備されていなかった。それを解決すべく、機構では生物資源及びそれに紐づく情報を整理し集約した、横断的データプラットフォーム（DBRP）を構築し、公開した。それに加えて、まず、理化学研究所と協働し、DBRP内に統合検索アプリの設置を行った。それにより、両機関の株情報を一括検索できるようになった。また、味の素株式会社、静岡県、和歌山県と生物資源データ提供に関する契約を締結し、検索できる幅を更に広げた。今後も、他機関とのデータ

				<p>【ビア樽培養法を開発し環境汚染分解微生物の大量培養と運搬が可能に】</p> <p>機構は市販のビア樽のフタや培養方法を改良することで、土壌汚染浄化の実用化における課題を解決し、培養が難しい環境浄化菌を、1/10のコストで安定的に培養し、そのままトラック等で運搬可能な培養技術を開発した。機構はこの技術を複数の培養サービス会社に技術移転したことにより、大手建設会社の作業員が現場において環境浄化菌の培養液を取り扱えるようになった。これにより、汚染土壌の浄化におけるコスト削減への貢献に加え、他の有用な絶対嫌気性細菌の培養への活用も期待される。</p> <p>【機構所有の藻類から有効成分を発見、美容院向けパーマ用ヘアセット剤が発売】</p> <p>藻類株とその培養方法等の知見を提供し、共同事業先での有効成分発見（メラニン色素生産促進）と生産体制確立に貢献した。有効成分はINCI登録（化粧品成分の国際的表示名称登録）され、美容院向けパーマ用ヘアセット剤に配合・発売された。光合成で物質生産する藻類株は、持続可能な社会の実現に向けて取り組む企業のSDGsニーズを満たし、INCI登録により多様な化粧品に採用される事が見込まれ、化粧品業界のさらなる規模拡大への貢献が期待される。</p> <p>○カルタヘナ法執行支援業務の着実な実施と新しい評価体制整備</p> <p>カルタヘナ法執行支援業務では、事前相談171件、事前審査174件、審議会審査支援9件、立入り検査9件を実施。特に事前相談、事前審査は経済産業省が行ったアンケート調査では、機構の対応が高く評価された。また、カルタヘナ法第一種使用（開放系）における生物多様性影響評価を検討するための委員会を設置し、議論を開始した。さらに、大手企業等4者、3大学と共同事業契約を結び、生物多様性影響評価試験を開始した。遺伝子組換え生物の開放系利用が可能となることで日本企業が当該分野をリードすることが期待できる。</p> <p>○緊急時における施設強靱化及び微生物遺伝資源の維持並びに緊急保管</p> <p>令和元年度に襲来した台風により長期間停電に陥ったが、非常用発電機を有効に稼働し保存している全ての微生物遺伝資源を維持した。これらの活動により、バイオ産業基盤である微生物の損失を防止し、関係法令等の要請に基づき実施している国としての責務を確実に果たしたと評価できる。また、迅速な手続きにより令和元年度補正予算要求事業全てに係る契約を年度内に締結した。これらは産業・企業から更なる信頼を得る布石になると考えられる。</p>	<p>連携が進み、菌株の機能や保有者などの情報の活用がより容易かつ効率的となることが見込まれる。これらの機構の取組は、企業等による生物遺伝資源を利用した製品／事業創出の加速につながり、我が国のバイオ産業の中長期的な発展への貢献が期待できるものとして高く評価できる。</p> <p>※実世界とサイバー空間との相互連関が社会のあらゆる領域に実装され、大きな社会的価値を生み出していく社会</p> <p>②生物遺伝資源利用促進に向けた営業・広報活動</p> <p>昨年、経営に関する有識者から助言を受け、産業界での利用ニーズにあわせた菌株の提案・宣伝を行うため、年度当初に顧客分析・マーケティング戦略を検討し、それに基づく営業活動を実際にやり遂げ、かつ結果にも結びつけた点は高く評価できる。営業活動では、展示会出展数は40件（前年比286%増）、顧客ニーズに対応した個別営業126件を行った。その結果、多くの顧客が各々に求めている菌株を提供することができ、過去10年間で最高の生物資源の利用件数（2,619件）、新規法人割合24.1%を達成した。これらの指標は、ともに基幹目標として設定されており、目標値に対する達成度はそれぞれ255%、121%と高いレベルを実現した。本成果は、バイオ産業の裾野の拡大や基盤強化・活性化にも資する大きな成果である。</p> <p>③カルタヘナ法の執行支援業務及びその効率化</p> <p>カルタヘナ法の執行支援として、申請者向けの事前相談や、事前審査（令和元年度174件程</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>○海洋プラスチックごみ問題への取組</p> <p>プラスチックごみの問題は国際社会及び産業界が広く抱える世界共通の課題であり、年度途中で本格化した国のこの取組に対して、関係各所と連携、センター内横断的体制を構築した。また、バイオテクノロジー分野の特色を活かし情報収集・整備、試行、発信を通して経済産業省の標準化中期計画策定等の取組を支援し、また国内ネットワーク構築に寄与した。</p> <p><NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオテクノロジー分野についてはA評価が妥当だと考える（菊池委員）。 ・ DBRP の取組が全体として具体的に前進してきた印象がある。理化学研究所 JCM とデータを一緒に公開することや、味の素や自治体からデータを DBRP へ提供してもらうには、相当な苦勞があったと思う。嫌気性微生物の培養方法開発への技術支援も色々な努力があったと思うが大変よい。微生物のトークセッションを YouTube で行った取組もよかった。評価は A 評価で申し分ない（高橋委員）。 	<p>度）、立入検査（同3件）を全件実施することで、遺伝子組換え生物等の使用に係る安全性の確保と円滑な法施行に不可欠な貢献を果している。その中でも、事前相談の満足度は高く、経済産業省が行ったアンケート調査において機構の対応が高く評価された。</p> <p>さらに、日本企業が世界をリードするために必要となる遺伝子組換え生物のカルタヘナ法第一種（開放系）での利用に向け、課題となっている生物多様性への影響を評価すべく、評価手法の検討委員会の設置とともに、企業等と共同事業契約を結び、生物多様性影響評価試験を開始した。遺伝子組換え生物の開放系利用が可能となることで、日本企業競争力強化への貢献が期待できる。</p> <p>また、日本企業の競争力強化のためには迅速な手続きが必要であることから、申請手続きが不要・簡素化される GILSP 遺伝子組換え微生物リスト（告示）改正に係る検討委員会を設置し、掲載希望 139 件について精緻な検討を行った結果、77 件の新規追加掲載含む告示改正案を取りまとめた。その他、申請者からの要望が多い、電子申請手続き導入や包括確認申請手続き見直しを含む申請・審査フローの改善、遺伝子組換え生物により生産された試薬のカルタヘナ法上の取扱い見直しに向けた検討等を実施した。これらの検討により、カルタヘナ法の執行支援業務が効率化され、迅速な手続きが可能になることで、日本企業の競争力強化にもつながることとして評価できる。</p> <p>④世の中の要請に応える取組</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>(海洋プラスチックごみ問題など)</p> <p>本年は、主に2つの点において、世の中の要請に応える取組を行った。まず、国際的な海洋プラスチックごみ問題に対し、再現性の高い日本発の生分解性プラスチックで世界をリードするためには、国際標準化が重要である。そのために不可欠な生分解性評価方法を確立すべく、機構では、いち早く体制を整備し、国内関係機関とのネットワーク形成、実海域試験を実施した。また、機構が台風により長期間停電に陥った際には、自家発電等を最大限活用することで、微生物遺伝資源を損なうことなく維持させた。その結果、災害時でも法令に基づく責務を確実に果たすことを証明し、産業・企業からの信頼を得る一つの要因となった。これらは、社会的な情勢変化への対応力を示し、機構の役割を社会に広く認知させた点で大きく評価できる。</p> <p><その他事項></p> <p>(経営に関する有識者等によるコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物遺伝資源利用件数のうち新規法人割合が24%とあるが、これだけの新規開拓率は、民間では余り聞いたことのない数値であり、大変な営業努力に裏打ちされた大きな成果といえる。 ・デジタル社会への対応が叫ばれる中、DBRPという膨大なデータプラットフォームを作り、自治体や企業等とデータの共有化事例を作れたことは大きな成果といえる。 ・長年の日本の努力が、このデータに蓄積しており、機構が作
--	--	--	--	--	--

					<p>ったデータプラットフォームはこれからキーになる。これには、機構だけでなく、ほかのステークホルダーとも協力しないといけないが、自治体や企業等との連携もきちんと進んでいる。</p> <p>・経済産業省、機構と緊密に連携しているバイオインダストリー協会（JBA）では、ここ3年で、新規会員が確実に増えている。この新規会員数と機構の微生物遺伝資源の利用活動がリンクしているか分析してほしい。イノベーションにつながるという観点で、異業種の参入は非常に重要であるため、機構の微生物遺伝資源の利用件数の中に異業種がどれほど含まれているかを、是非データ解析いただきたい。</p>																				
<p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進 我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に</p>	<p>1. 生物遺伝資源の産業利用促進 我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に</p>	<p>・新たな微生物遺伝資源の収集数 （産業界からのニーズ等を踏まえ、300株）</p> <p>・微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の利用件数を平成30年度比2%増加</p>	<p>ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外のBRCとの交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。</p> <p>国内外の様々な環境から新しい微生物遺伝資源の分離、国内外の生物遺伝資源機関(BRC)と微生物遺伝資源の交換、外部研究者からの譲渡・寄託により、微生物遺伝資源を収集し保存している。</p> <p>収集した微生物遺伝資源は、事業者や研究開発機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供している。また、公的試験方法(日本産業規格(JIS)や日本薬局方など)に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供している。</p> <p>国内に保管されているが未活用の微生物遺伝資源を“埋蔵菌”と名付け、機構のBRC(NBRC)の制度を介して活用する仕組みを整備し、2機関と契約を行い、微生物株の譲渡を受け整理・公開した。2機関の事例については、メールマガジン等で紹介するとともに、学会等でチラシを配布して広く宣伝した。</p> <table border="1" data-bbox="667 1585 1647 1806"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">産業利用上重要な微生物^{※1}(NBRC株)</td> </tr> <tr> <td>登録数</td> <td></td> <td>640株</td> <td>634株</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有用機能等の探索源となる微生物^{※2}(RD株)</td> </tr> <tr> <td>保存数</td> <td></td> <td>514株</td> <td>369株</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：産業利用上重要な微生物の種類：新たな医薬品や食品等の開発に役立つヒト由来の微生物、バイオ燃料生産に役立つ微生物、基準株等</p> <p>※2：有用機能等の探索源となる微生物</p>	項目	年度	令和元年度	平成30年度	産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC株)				登録数		640株	634株	有用機能等の探索源となる微生物 ^{※2} (RD株)				保存数		514株	369株	<p>産業界からのニーズ等を踏まえ、微生物遺伝資源を428株（指標値比143%）収集し、指標を達成した。バイオ産業全体の活性化を目指し、国内に保管されている未活用の微生物遺伝資源について、新たな視点で研究開発に利用される機会を提供した。</p>	
項目	年度	令和元年度	平成30年度																						
産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC株)																									
登録数		640株	634株																						
有用機能等の探索源となる微生物 ^{※2} (RD株)																									
保存数		514株	369株																						

<p>基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行う。また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産</p>	<p>基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行う。また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。</p> <p>(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産</p>	<p>特に、企業へのヒアリングや企業からの問合せ等により産業界のニーズが高い428株を収集した（指標比143%）。</p> <p>対応したニーズは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギー性喘息との関連が示唆されるエアコン等に繁殖する糸状菌を調査するため、令和2年度は103菌株を分離・保存した。前年度に分離した菌株から代表的な汚染菌を選抜し、<i>Aspergillus</i>属8株をNBRC株として提供開始した。 ・ 食用のみならず健康食品原料や化粧品原料として注目されている食用キノコについて、8株の寄託を受け、提供を開始した。 ・ 肥満や糖尿病との関連性が指摘されている <i>Akkermansia muciniphila</i> NBRC 114322 等の腸内細菌15株の寄託を受けた。 <p>その他、RD株収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業へのヒアリングや問合せ等により産業界のニーズが高い、健康との関連性が次々と明らかになっているヒトの腸管、口腔、皮膚等の微生物株の整備を行うため、ヒトの様々な部位から158株の微生物を収集し、95株の提供を開始した。 ・ “埋蔵菌”として譲渡と受けた未活用の微生物遺伝資源について、農産物等から分離した豆乳発酵乳酸菌9株、パーム油等の植物代替油として持続可能な油脂供給源となる可能性のある油脂生産酵母327株の提供を開始した。 ・ 独自に収集した植物、食品、海藻由来の乳酸菌17株の提供を開始した。 <p>イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001に適合した微生物遺伝資源の管理を維持する。</p> <p>特定の遺伝子の塩基配列情報に基づく同定による学名の確認に加え、一部の菌株については、遺伝子配列の代わりに、菌株のタンパク質の質量分析データから迅速かつ低コストに同定する手法を用い、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施した。</p> <p>供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、国際規格ISO 9001に基づく品質マネジメントシステムのマネジメントレビューを2回開催し、運営状況を確認した。品質マネジメントシステムの適合性及びシステムが効果的に運用されているかを内部監査により確認した。10月23日から24日にかけて受審した定期審査では、事業活動と品質マネジメントシステムの融合が進み、今後の成果が期待できるとの所見の報告がなされた。</p> <p>食品の汚染状況や施設・設備の衛生管理の適否を客観的に評価するための指標となる大腸菌、サルモネラ菌、ビブリオ属細菌について、食品衛生法に規定される培地上での性状調査結果を公開してきたが、よりわかりやすくするため掲載写真の差し替え等を行った。</p> <p>ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーニーズに応じた微生物遺伝資源を的確に提供（分譲）し、利用を促進する。</p>	<p>事業活動と品質マネジメントシステムの融合を進め、品質マネジメントシステムの改善に一段と取り組むことで計画を着実に実施した。</p>	
---	---	---	--	--

<p>業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p>	<p>業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。</p>	<p>ユーザーからの微生物遺伝資源の提供依頼件数（2,593件）に対して微生物遺伝資源の提供を全件対応した。また、微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の利用件数は2,619件で、指標を超えて達成した。</p> <p>機構で保有している菌株の利用拡大を戦略的に進めるための基幹目標対策会議を設置し、広報活動として学会・展示会に出展し、顧客ニーズを把握しつつフォローアップを行い、訪問営業なども行いながら菌株購入につなげる活動方針や、ニーズの多い食品・植物由来微生物のリストの新規公開、宣伝用の資材（チラシ、パンフレット等）の作成による積極的な営業活動を行った。さらに、所長、次長によるトップ営業も行い、積極的な情報提供を行った。</p> <p>マイクロバイオームを用いた医薬品や食品等の開発において課題となっている、マイクロバイオーム分析における結果のばらつきを評価するための計測レファレンス（NBRC微生物カクテル）を作製し、令和元年5月21日から新たに提供サービスを開始した。その結果、サービス開始後10か月で、新規顧客延べ36社を獲得し、利用件数は39件と目標30件を超え、基幹目標の達成に貢献した。さらに、利用者へのアンケートにより、微生物カクテルの分析技術の信頼性確保や精度向上への効果が確認されるとともに、既にリピーターも存在しており、マイクロバイオーム分析における計測レファレンスの必要性が認識され、広まりつつあることが確認できた。</p> <p>産業界のニーズが高いヒト由来微生物については、新たに収集した微生物も合わせて糞便、口腔、皮膚ごとに分離源を含むリストを作成し、Webサイトから公開するとともに、対面営業によりきめ細かなサポートを行った結果、検定菌を除き594株（前年度比157%）の利用につながり、ユーザーニーズに応じた微生物遺伝資源を的確に提供することで利用を促進した。また、平成30年4月から本格実施した復元培養株の提供について、8機関が新規に利用し、新規顧客の獲得、技術的障壁の低減によるバイオ産業への新規参入促進につながり、基幹目標の達成に貢献した。日本薬局方に基づく試験の一つを迅速・正確に実施するため、製品化許諾契約を締結した者が、機構が分譲する微生物を用いて、試験に必要な調整を済ませた試験用製品を発売してきたが、今年度は米国の薬局方の指定菌株の同一由来株を対象菌株に追加した。その結果、追加株について、機構のみから分譲していた場合と比べて国内外のユーザー数が約16倍に拡大し、利用促進に貢献した。</p> <p>RD株の創薬利用に繋がる仕組みとして、培養抽出物を提供し、その抗菌活性等を評価する共同事業を2社と実施している。これらの事業では、事業終了後、有望な菌株を企業が研究開発のために一定期間優先的に使用できる措置を盛り込んでいる。</p> <p>業務効率化とユーザーの利便性向上のため、オンライン受付システムの開発と、それに対応する微生物遺伝資源の収集・保存・提供業務に係る生物資源管理システムの改修を行った。令和2年度にオンライン依頼システムを公開し、利用件数の増加にも柔軟に対応できる体制を整備する予定。</p> <p>受益と負担の適正化を考慮し、実費を勘案した手数料をユーザーに負担していただくため、直近の実費に基づいた見直しを行った。NBRC株では提供形態に合わせてL-乾燥標品、凍結融解品、培養品の手数料を設定するとともに、RD株では国内由来微生物で2種類あった年間利用料を1種類に統一した。本件については</p>	<p>ユーザーへの情報提供や提案を積極的に行い、微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の提供依頼件数が2,619件となり、平成30年度比5.1%増加し、指標を超えて達成した。</p> <p>産業界のニーズに基づき平成30年4月から本格実施した復元培養株の提供について、8機関が新規に利用し、新規顧客の獲得、技術的障壁の低減によるバイオ産業への新規参入促進につながり、基幹目標の達成に貢献した。日本薬局方に基づく試験の一つを迅速・正確に実施するため、製品化許諾契約を締結した者が、機構が分譲する微生物を用いて、試験に必要な調整を済ませた試験用製品を発売してきたが、今年度は米国の薬局方の指定菌株の同一由来株を対象菌株に追加した。その結果、追加株について、機構のみから分譲していた場合と比べて国内外のユーザー数が約16倍に拡大し、利用促進に貢献した。</p> <p>微生物遺伝資源のオンライン受付システムを開発するとともに、メール共有ソフトを導入することにより、業務の効率化と顧客対応能力の向上を図り、顧客満足度を高める取組を行った。</p> <p>マイクロバイオームを用いた医薬品や食品等の開発において課題となっている、マイクロバイオーム分析における結果のばらつきを評価するための計測レファレンス（NBRC微生物カクテル）を作製し、令和元年5月21日から新たな提供サービスを開始した。その結果、サービス開始後10か月で、新規顧客のべ36社を獲得し、利用件数は39件と目標30件を超えて達成した。さらに、利用者へのアンケートにより、微生物カクテルの分析技術の信頼性確保や精度向上への効果が確認されるとともに、既にリピーターも存在しており、マイクロバイオーム分析における計測レファレンスの必要性が認識され、広まりつつあることが確認できた。これにより、今後取得されるデータの信頼性確保や効率的な手法確立が可能となり、関連製品の開発の推進への貢献が期待される。</p> <p>共同事業で見出された有望な抗生物質生産菌を共同事業先が研究開発する場合に一定期間の優先使用を可能とする措置（優先使用措置）は菌株の産業利用や社会実装を加速させる取組である。</p> <p>共同事業で得られた抗菌活性等の評価結果は機構に提供され保有菌株の付帯情報として公開される予定であるが、共同事業先が研究開発を進める菌株に優先使用措置を講じること</p>	
---	---	--	--	--

メールマガジン等で周知を行い、RD 株は 10 月 1 日から改正した。NBRC 株は令和 2 年 4 月 1 日より手数料を改定する。

メール共有ソフトを導入し、複数の担当者間で情報を共有することで、分譲の依頼に加え問い合わせ等にも漏れなく対応する体制を構築した。また、メール共有ソフトに電話対応についても掲載する仕組みを構築し、ユーザーとのやりとり履歴の管理の効率化を図った。

○微生物遺伝資源の提供依頼件数（国内）

項目		年度	令和元年度	平成 30 年度
微生物遺伝資源の提供依頼件数			2,619 件	2,491 件
内訳	NBRC 株		2,406 件	2,352 件
	RD 株		148 件	122 件
	微生物カクテル		39 件	-
	共同事業等における提供等		26 件	17 件

○微生物遺伝資源の提供依頼株数

項目		年度	令和元年度	平成 30 年度
NBRC 株				
分譲数	微生物株		7,854 株	7,316 株
	クローン		195	228
	ゲノム DNA		64	48
RD 株				
提供数			4,611 株 (うち、 新規 1,906 株)	4,589 株 (うち、 新規 2,164 株)
微生物カクテル				
提供数			Cell-Mock-001 43 セット DNA-Mock-001 18 本	-

エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276 等の国際標準化会議において、バイオバンクの運営管理要件等に関する ISO 国際標準化事業に貢献する。また、当該貢献にあっては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。

ISO/TC276 のエキスパートとして、TC 会議及び国内委員会、国内分科会に出席し、前年度に発行した「バイオバンク（微生物を含むすべての生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準規格書（ISO 20387）」に係る、ガイド文書と微生物バンクに特化した国際標準規格書（ISO 24088-1）について、我が国の微生物遺伝資源機関の代表として、我が国がすでに構築している品質管理に添った規格となるよう文書作成に参画した。

また、当該活動においては、2 月と 6 月に ILAC/AIC 等における ISO 20387 認

で、他社による模倣や追従などのリスクを軽減させ、企業が製品化を加速できる環境を提供しつつ、保有菌株に有用な情報が付加されて微生物遺伝資源の創薬利用促進が期待される。

定の検討状況や、ISO20387の国内認定機関の動向について、適合性認定分野の担当者と情報共有及び意見交換を行い、認定に関する経験や専門的知識を活用した。

オ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報等を収集するとともに、微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース（MiFuP）等により微生物遺伝資源の遺伝子や機能に関する情報を提供する。

●微生物の有害機能が検索可能なデータベースでの情報提供

バイオ産業界における微生物の安全性評価を支援するため、遺伝子情報から微生物の産生する毒素等の有害性機能が検索可能な微生物有害性遺伝子情報データベース（MiFuP Safety）を平成28年12月から公開・運用している。令和元年度は当該データベース情報の更新を3回行い、26件の有害性機能について解説資料（Note）を作成し公開すると共に、より正確な検索結果が得られるように3件の機能検索条件について改良を行って公開した。また、ユーザーがより効率的に微生物の有害性に関する情報を取得できるように、微生物有害情報リストと当該データベースを統合し、「微生物有害情報データベース（M-RINDA）」として平成31年3月から公開している。

さらに、ユーザーからの問い合わせの多いカビ毒の産生に関する遺伝子について情報調査を行った。

更新回数	3回
新規情報追加件数	新規解説資料（Note）追加：26件 機能更新：3件

また、微生物の持つ有用機能について検索可能なデータベース（MiFuP）について、ユーザーが機能に関する知識を得るためのNote89件を作成し公開を行った。

我が国の微生物遺伝資源機関の代表として、前年度に発行した「バイオバンク（微生物を含むすべての生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準規格書（ISO 20387）」に関し、ISO/TC276等の国際標準化会議に出席かつ適合性認定分野の担当者と情報共有及び意見交換を行い、海外動向を収集し、さらに審査基準の手引きの一つになるガイド文書の策定に参画することにより、生物資源管理の国際標準規格が我が国の生物資源管理に添った形となるように貢献した。微生物バンクに特化した国際標準規格書（ISO 24088-1）については、規格書作成作業メンバーとして参加し、我が国がすでに構築している微生物資源の品質管理に添った規格となるよう貢献した。これらの国内外の標準化活動を通じて、微生物遺伝資源機関としての知名度向上と信頼性確保に繋がっており、バイオバンクの国際標準化により、バイオバンクの生物遺伝資源利用者の利便性向上に繋がることが期待される。

微生物有害情報リストとMiFuP Safetyを統合したデータベース「微生物有害情報データベース M-RINDA」を安定的に運用するとともに公開情報の更新および改善を行い、ユーザーの効率的な有害性情報の取得に貢献した。

<p>(2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、生物資源データを集約した横断的データベースを構築し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での生物遺伝資源の利用に関する共通</p>	<p>(2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、生物資源データを集約した横断的データベースを平成31年度から公開し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での生物遺伝資源の利用に</p>	<p>・企業との共同事業等及び地域産業振興支援、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数</p> <p>・生物遺伝資源のバックアップ保存数（ユーザーからの依頼に基づき全数を実施）</p>	<p>ア 微生物を主とする生物資源データを集約した横断的データベースを令和元年度に公開し安定的に運用するとともに、利用促進に向けた広報活動を実施する。</p> <p>経済産業省生物化学産業課との検討を踏まえ、近年のAIを用いたDNA設計技術の高度化における国際的な競争状況に鑑み、生物遺伝資源に関する情報を統合・相互利用できるプラットフォームである生物資源データプラットフォーム(DBRP)を構築し、令和元年6月から公開した。</p> <p>NBRC株に関連する情報についてシステム登録のためのデータ変換を行い、DBRPから公開した。公開後2回更新を実施し、令和元年度末時点で、菌株の情報21,280株分、微生物種の情報7,087件、論文・特許・学会発表等の情報6,552件、ゲノム情報2,657件、画像情報2,279件、その他解析情報26件を公開している。これらの情報を産業界に提供することでスマートセルによる物質生産を加速できる。</p> <p>NBRC株が保有する機能の情報について、微生物が生産できる化学物質や分解できる化学物質に関する情報について、プラットフォームのユーザーにわかりやすいよう、化学物質名の日本語訳とNITE-CHRIPへのリンクを付けるため、化学物質管理センターに内容確認を依頼し、それらの情報をDBRPから公開し、微生物が生産または分解できる化学物質の特性や法規制情報を確認できるようにした。また、民間企業1社、地方自治体2機関と各機関が保有する生物資源情報をDBRPに登録するための契約を令和2年3月に締結。機構及び各機関が保有する微生物の情報を、DBRPを介して産業界に提供することでバイオ企業等の間で新たなマッチング機会創出の加速が期待される。さらに、地方自治体の公設試験研究機関が保有する微生物資源及び機構が保有する微生物資源のさらなる利用促進による地域産業振興を図るべく、産技連の食品・バイオ分科会（東北、近畿、関東甲信越）、展示会、個別訪問によりプラットフォームへの登録呼びかけを実施した。</p> <p>国際プロジェクトであるゲノム解析プロジェクト(GCM2.0)への参画を継続し、機構が保有する微生物のゲノムをプロジェクトに提供した。本プロジェクトを実施する、微生物株保存機関の参加する国際的組織(World Federation for Culture Collection(WFCC))のデータセンターであるWorld Data Center for Microorganisms(WDCM)は、微生物の新しい学名を提唱する論文をInternational Journal of Systematic and Evolutionary Microbiology(IJSEM)誌に投稿する際、無償でゲノム配列決定を行い、世界的なデータベース(DDBJ/GenBank/EMBL)に登録するサービスを開始した。機構は、このサービスを受ける研究者が微生物を寄託する機関として指定され、Webサイトに案内を掲載した。</p> <p>イ 企業や業界団体、公設試験研究機関との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出、共通課題の解決等に資する取組を支援する。</p> <p>なお、国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力に資する微生物遺伝資源に関する情報提供も行う。</p>	<p>生物資源データを集約した横断的データプラットフォーム(DBRP)を構築、6月から公開し、安定運用することにより生物資源及びそれに紐づく情報の一元的な整理、集約が実現し容易かつ効率的なオンライン検索を通して生物資源の利用が促進されることにより、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品/事業創出の加速や、我が国のバイオ産業の中長期的な発展への貢献が期待される。さらに民間企業1社、地方自治体2機関と各機関が保有する生物資源情報をDBRPに登録するための契約を令和2年3月に締結。機構及び各機関が保有する微生物の情報を、DBRPを介して産業界に提供することでバイオ企業等の間で新たなマッチング機会創出の加速が期待される。</p>	
--	---	--	---	---	--

<p>課題の解決を支援する。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p>	<p>関する共通課題の解決を支援する。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。</p>		<p>企業からの要請、又は企業等のニーズに基づく大学、研究機関等からの要請に基づき、国際競争力維持・強化、ものづくり基盤、国民生活の安全・安心、経済活動等の促進に寄与する共同事業等を実施し、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組を30件（指標値比300%）実施した。</p> <p>微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>支援先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究</td> <td>企業、国立研究開発法人、大学</td> </tr> <tr> <td>保有する微生物等を利用して物質生産性等の機能性を予測する技術開発を行い、スマートセルによるバイオ産業の発展につなげる共同研究</td> <td>企業、国立研究開発法人、大学</td> </tr> <tr> <td>食品業界を中心とした微生物の迅速かつ正確な検出技術向上のための協力・連携と微生物に関する最新動向等の情報共有</td> <td>特定非営利活動法人</td> </tr> <tr> <td>ヒトマイクロバイオーム関連計測の標準基盤整備</td> <td>企業、国立研究開発法人</td> </tr> <tr> <td>低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>機構が単離した微生物を活用した環境浄化技術の社会実装</td> <td>企業、大学</td> </tr> <tr> <td>機構の微生物資源の新機能開拓のための評価の共同研究</td> <td>国立研究開発法人</td> </tr> <tr> <td>皮膚用微生物カクテルに関する共同研究</td> <td>企業、国立研究開発法人</td> </tr> <tr> <td>絶対嫌気性菌の大量培養に係る社会実装に向けた検討</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>絶対嫌気性菌の増殖メカニズムの解明</td> <td>大学</td> </tr> <tr> <td>希少放線菌培養抽出物の抗細菌活性評価事業</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>希少放線菌培養抽出物の抗真菌活性評価事業</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>微生物による未利用資源の活用技術の開発</td> <td>地方試験研究機関</td> </tr> <tr> <td>高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新</td> <td>地方試験研究機関</td> </tr> <tr> <td>住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発</td> <td>大学</td> </tr> <tr> <td>機構の希少放線菌培養抽出物を利用した創薬連携</td> <td>国立研究開発法人</td> </tr> <tr> <td>カルタヘナ法第一種使用等における生物多様性影響評価手法の検討</td> <td>企業、大学</td> </tr> <tr> <td>パーミキュライト法による凍結保存が担子菌株（きのこ）に与える影響の評価</td> <td>企業</td> </tr> <tr> <td>海洋生分解性プラスチックの標準化に関する菌叢解析の課題抽出</td> <td>特定非営利活動法人</td> </tr> <tr> <td>NBRC株を用いた微生物定量試験用製品 BioBall® の提</td> <td>企業</td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	支援先	産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究	企業	スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究	企業、国立研究開発法人、大学	保有する微生物等を利用して物質生産性等の機能性を予測する技術開発を行い、スマートセルによるバイオ産業の発展につなげる共同研究	企業、国立研究開発法人、大学	食品業界を中心とした微生物の迅速かつ正確な検出技術向上のための協力・連携と微生物に関する最新動向等の情報共有	特定非営利活動法人	ヒトマイクロバイオーム関連計測の標準基盤整備	企業、国立研究開発法人	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査	企業	機構が単離した微生物を活用した環境浄化技術の社会実装	企業、大学	機構の微生物資源の新機能開拓のための評価の共同研究	国立研究開発法人	皮膚用微生物カクテルに関する共同研究	企業、国立研究開発法人	絶対嫌気性菌の大量培養に係る社会実装に向けた検討	企業	絶対嫌気性菌の増殖メカニズムの解明	大学	希少放線菌培養抽出物の抗細菌活性評価事業	企業	希少放線菌培養抽出物の抗真菌活性評価事業	企業	微生物による未利用資源の活用技術の開発	地方試験研究機関	高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新	地方試験研究機関	住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発	大学	機構の希少放線菌培養抽出物を利用した創薬連携	国立研究開発法人	カルタヘナ法第一種使用等における生物多様性影響評価手法の検討	企業、大学	パーミキュライト法による凍結保存が担子菌株（きのこ）に与える影響の評価	企業	海洋生分解性プラスチックの標準化に関する菌叢解析の課題抽出	特定非営利活動法人	NBRC株を用いた微生物定量試験用製品 BioBall® の提	企業	<p>企業や公設試験研究機関等との共同事業等について、30件（指標値比300%）を実施し、指標を達成した。</p> <p>藻類株とその培養方法等の知見を提供し、共同事業先での有効成分発見（メラニン色素生産促進）と生産体制確立に貢献した。有効成分はINCI登録（化粧品成分の国際的表示名称登録）され、美容院向けパーマ用ヘアセット剤に配合・発売された。光合成で物質生産する藻類株は、持続可能な社会の実現に向けて取り組む企業のSDGsニーズを満たし、INCI登録により多様な化粧品に採用される事が見込まれ、化粧品業界のさらなる規模拡大への貢献が期待される。</p> <p>機構は市販のビア樽のフタや培養方法を改良することで、土壌汚染浄化の実用化における課題を解決し、培養が難しい環境浄化菌を、1/10のコストで安定的に培養し、そのままトラック等で運搬可能な培養技術を開発した。機構はこの技術を複数の培養サービス会社に技術移転したことにより、大手建設会社の作業員が現場において環境浄化菌の培養液を取り扱えるようになった。これにより、汚染土壌の浄化におけるコスト削減への貢献に加え、他の有用な絶対嫌気性細菌の培養への活用も期待される。</p>	
支援内容	支援先																																																
産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究	企業																																																
スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究	企業、国立研究開発法人、大学																																																
保有する微生物等を利用して物質生産性等の機能性を予測する技術開発を行い、スマートセルによるバイオ産業の発展につなげる共同研究	企業、国立研究開発法人、大学																																																
食品業界を中心とした微生物の迅速かつ正確な検出技術向上のための協力・連携と微生物に関する最新動向等の情報共有	特定非営利活動法人																																																
ヒトマイクロバイオーム関連計測の標準基盤整備	企業、国立研究開発法人																																																
低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査	企業																																																
機構が単離した微生物を活用した環境浄化技術の社会実装	企業、大学																																																
機構の微生物資源の新機能開拓のための評価の共同研究	国立研究開発法人																																																
皮膚用微生物カクテルに関する共同研究	企業、国立研究開発法人																																																
絶対嫌気性菌の大量培養に係る社会実装に向けた検討	企業																																																
絶対嫌気性菌の増殖メカニズムの解明	大学																																																
希少放線菌培養抽出物の抗細菌活性評価事業	企業																																																
希少放線菌培養抽出物の抗真菌活性評価事業	企業																																																
微生物による未利用資源の活用技術の開発	地方試験研究機関																																																
高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新	地方試験研究機関																																																
住環境（エアコン）に生息する微生物等の安全性評価手法の開発	大学																																																
機構の希少放線菌培養抽出物を利用した創薬連携	国立研究開発法人																																																
カルタヘナ法第一種使用等における生物多様性影響評価手法の検討	企業、大学																																																
パーミキュライト法による凍結保存が担子菌株（きのこ）に与える影響の評価	企業																																																
海洋生分解性プラスチックの標準化に関する菌叢解析の課題抽出	特定非営利活動法人																																																
NBRC株を用いた微生物定量試験用製品 BioBall® の提	企業																																																

供

- ・ 微細藻類を利用した共同事業「産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究」では、機構より提供した微細藻類からの抽出物を化粧品原料として複数の企業等に提供した。抽出物を有効成分として配合するヘアセット剤が発売されるとともに、別の企業では商品化に向けた大量培養と化粧品原料の試作品の評価が行われた（発売は令和3年度～4年度を予定）。
- ・ SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）スマートバイオ産業・農業基盤技術）に参画し、NBRCが保有する微生物を利用して高機能微生物等のハイスループットな探索・獲得を実現する基盤技術を開発すること及び生物資源をはじめとするバイオ情報の統一と一元化を行い生物資源の利用環境整備を目指している。今年度は取扱が難しい嫌気性菌であり、健康に関する機能性を付与した食品開発等のニーズが多い乳酸菌を効率的に選抜する技術開発を行った。さらにNBRC株と理化学研究所JCM株がデータ形式の統一を行ったことを受け、両者の情報を統合的に検索できるアプリケーションをDBRPのサブシステムとして開発し、公開を行った。
- ・ NEDO「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発／高生産性微生物創製に資する情報解析システムの開発」に参画し、微生物が発する自家蛍光プロファイルの観察を通じて物質生産性向上株を選抜する技術開発を行っている。今年度は油脂生産酵母をモデル生物として測定体制を整えるとともに、機構保有株から特徴的な微生物を選んで測定を行い、機能性を予測する技術開発の支援を通じてスマートセルによる新たなバイオ産業の発展に貢献した。
- ・ 食品業界を中心とした企業が参画する特定非営利活動法人国際生命科学研究機構と協力・連携し、マトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計（MALDI-TOF MS）を用いた危害菌を主とする迅速同定の実態や課題、微生物についての最新動向について情報共有し、産業界における微生物迅速同定技術の向上のための技術的なアドバイスを行った。また、日本食品微生物学会等を利用して、食品企業、衛生関連企業、公的機関に対し、MALDI-TOF MS微生物迅速同定の教育講演等を行い、幅広い層に技術支援を行った。
- ・ 製薬、化学、食品、受託解析サービス等の企業33社が参画する一般社団法人日本マイクロバイオームコンソーシアム、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び国立研究開発法人理化学研究所との連携によるNEDO先導研究プログラムに参画し、産業界が必要とするヒトマイクロバイオーム計測の標準プロトコルを作成するための計測レファレンス（ヒト由来微生物カクテル）を作製、提供し、当該微生物カクテルを用いて標準プロトコル ver.1を作成した。引き続き、令和2年度の室間共同試験及び頒布体制整備に向けた取組を継続している。
- ・ バイオレメディエーションなどの環境浄化分野における微生物活用促進を図るため、環境省の調査委託事業に参画し、実際の汚染サイトに微生物を注入し分解を試験する実証試験で用いる浄化菌の大量培養及び提供を行った。

- ・ 機構が開発した技術移転したピア樽を用いる培養技術をさらに改良し、機構が単離した難培養微生物の大量培養方法の開発に着手した。今後実汚染サイトでの使用を予定している。
- ・ 国立研究開発法人理化学研究所との共同事業において、新たに NBRC が保有する 350 株を対象に、工業原料物質等の産生能について解析データを収集した。また、収集したデータを 3 社に提供し、食品の発酵試験や工業原料の微生物による生産に係る有用酵素の選択等に活用された。
- ・ 一般社団法人日本マイクロバイオームコンソーシアム、国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携により、ニキビ、アトピー等の炎症性皮膚疾患との関連が指摘されている皮膚マイクロバイオームの計測のための標準プロトコルの作成を開始し、具体的には皮膚マイクロバイオーム計測用レファレンス（微生物カクテル）の作製を実施した。
- ・ 企業に技術移転を行い、絶対嫌気性菌である環境浄化菌の安定的な大量培養技術について、社会実装に向けた技術的な検討を開始した。
- ・ 絶対嫌気性菌である環境浄化菌の安定的な増殖メカニズムを解明するための取組を開始した。
- ・ 希少放線菌培養抽出物の創薬利用を希望する機関に対して、利用を可能とする取組（公募、連携）を進めた。
- ・ 和歌山県工業技術センターと連携し、食品加工場から排出される調味廃液の微生物による浄化及び再資源化（油脂生産）を目指す共同研究を進め、機構保有株から浄化及び油脂生産性において有力な菌株を見だし、未利用資源（ウメ調味液）を付加価値の高い有用資源に変換するシステムを開発する目標を計画通り達成した。広報・営業活動により来年度以降の社会実装に向けた応用研究の実施に興味を示す企業を得て、企業中心の連携体を構築し、秘密保持契約締結の下、検討を進める準備を開始した。
- ・ 食品流通現場で、汚染微生物の有無を低コストで迅速・簡便に測定する機器を開発する共同研究「高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新」（戦略的基盤技術高度化支援事業（平成 28～30 年度）を計画どおりに終了後、追加機能として病原微生物をターゲットとした検査キットを開発する共同研究を実施し、試薬開発を支援した。微生物検査装置は令和 2 年度に試験販売の予定。
- ・ エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討及び原因タンパク質の解析を行った。事業期間の 3 年間で、エアコン 22 台から、658 株を分離・同定した。また、分離・同定した *Aspergillus* 属の有害カビ 8 株を NBRC 株とし、今後、防かび試験、アレルギー研究に活用される。アレルギー性喘息の原因タンパク質を検出した。さらに、網羅的プロテオーム解析を行い原因タンパク質の検出、同定を実施した。
- ・ 覚書の締結により連携の仕組みを定め、令和 2 年度から参画する研究テーマで見出された有望菌株に対して優先使用措置を付与できるようにした。
- ・ 遺伝子組換え生物の第一種使用等（開放系利用）において必須である「生物多様性影響評価」の評価手法や判断基準等の確立に向け、共同事業先から微細藻類の提供を受けることによって、閉鎖系での実験（生残性試験、毒性試験等）を実施し、野生株での開放系実証試験の準備に着手した。
- ・ 機構が開発した、パーミキュライト法を用いた担子菌培養株の長期保存技術の特徴や有用性に関する情報を収集し、微生物の利用者における当該保存方法の利用を促進することを目的とし、3 社の担子菌関連企業と共同事業を開

製品開発への道筋を考慮しつつ、利用を拡大し、抗菌活性に限らず様々な薬理活性情報の入手に向けた取組である。

エアコンから、採取、単離された菌及び NBRC 株化、原因タンパク質の同定、防かび試験方法開発により、エアコンが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害の防止、カビ対策エアコンの普及による国民の安心・安全に寄与することができる。

始した。

- ・プラスチックごみ海洋汚染問題に対して、実海域環境でのサンプル採取、菌叢解析、菌株分離・特定について調査・検証し、課題を抽出 ISO 既存提案試験法の抱える問題解決に向けた事業計画のための予備的な知見を得た。
- ・バイオ産業の持続的な発展を支えるためには、ユーザーニーズに沿った利用形態の多様化、利用環境の整備が必要である。日本薬局方等に定められた試験を行う際に、試験の迅速実施や結果の正確性を求めるユーザーニーズを踏まえて、機構とバイオメリュー社との間の契約に基づき、機構が分譲する微生物を用いた微生物定量試験用製品 BioBall[®]※の提供を行った。
※ 微生物定量試験用製品 BioBall[®]：一定数の微生物を含むように作られたボール状の製品で、培地性能試験や精度管理などに使用される。

その他の支援の取組

- ・ 企業等からのバイオテクノロジー分野における研究開発やそれら関連の産業化に関する相談に対し、専門的知見や技術に裏付けされた情報の提供を行った。
- ・ 機構は、藻類由来の燃料開発を行っている企業を中心となり運営されている微細藻燃料開発推進協議会（JMAF）において、ワーキンググループのとりまとめを担っていることから、平成 30 年度末に経済産業省や環境省で取りまとめられたゲノム編集技術等に係る報告を共有した。生物多様性影響評価項目として必要な項目を満たしつつ、企業等が実施する際に過度な負担とならないようにするための活動を行った。
- ・ 機構の保有する菌株を用いて、かねてより産業界から要望が多かった微生物（*Saccharomyces* 属、黄麹菌の類縁菌）に対する MALDI-TOF MS を用いた微生物の迅速同定に有効なデータセットの提供を開始した。また、すでに提供しているデータセットについても、最新情報を追加し、提供用データセットの更新を行った。
- ・ スマートセルインダストリーやバイオレメディエーション、微生物迅速同定のさらなる推進、発展を目指し、過去に実施した共同事業及び受託事業の知財化やフォローアップを通じた企業支援を行った。
- ・ 機構は市販のビア樽のフタや培養方法を改良することで、土壌汚染浄化の実用化における課題を解決し、培養が難しい環境浄化菌を、1/10 のコストで安定的に培養し、そのまま運搬可能な培養技術を開発した。機構はこの技術を複数の培養サービス会社に技術移転したことにより、大手建設会社の作業員が現場において環境浄化菌の培養液を取り扱えるようになった。
- ・ Web サイトのコンテンツを拡充し、広く情報を公開するとともに、問い合わせに対する支援を行った。
- ・ 企業等からのバイオテクノロジー分野における研究開発やそれら関連の産業化に関する相談に対し、専門的知見や技術に裏付けされた情報の提供を行った。
- ・ 過去の連携事業である「きみつ食の彩りプロジェクト(カラー工房(酵母))」事業へのフォローアップとして、機構の寄託制度や生物資源データプラットフォームの活用による地域ブランド株の保全及び酵母以外のカラー由来微生物株の利用方策検討の支援や、「近畿地域の酒造技術高度化」を目指した産業技術連携推進会議 WG (近畿酒機関連連携) にオブザーバー参加し、公設試験研究機関や自治体等を支援した。この近畿酒造機関連連携の活動は、産業

技術連携推進会議総会（令和2年1月20日）において、目覚ましい成果を上げた取組の1つとして感謝状が授与された。

- 公設試験研究機関と連携して地域バイオ産業を活性化させるために、連携システムの最適化による連携強化・促進に向けて公設試験研究機関等に対しヒアリングを行い、ニーズやこれまでの課題対策を反映させた仕組みを構築し新規事業の立ち上げを計画中。ヒアリングの過程で、公設試が保有する食品変敗菌について寄託の相談を受け、NBRC株としての寄託へ繋がった。

●国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力

国際評価技術本部からの要請に基づき、ファインバブルを活用した殺菌方法等に関して韓国から提出される国際規格案について、殺菌法を評価する試験法に使用される微生物株の種類やその選定方法等に関して ISO/TC281 の国内審議団体に対するアドバイス等を行う予定であったが、平成30年度は規格案の回付がなかった。

●海洋プラスチックごみ問題への取組

生分解性素材の標準化支援と生物資源・情報の整備と提供を通じて国際社会及び産業界が広く抱える世界共通の課題に対して政府の取組を支援した。

海洋プラスチック標準化委員会（経済産業省）及び同WGに参画、EUの標準化関連機関・企業動向の機構による調査等を通して上記委員会による標準化中期計画作成を支援した。また、バイオセンターの横断的取組体制を組織、実海域データに基づく信頼性や再現性の高い日本国発の評価方法の確立を支援するため、試料の実海域浸漬サイト2か所を設置し、加えて先導研究グループや国内試験機関等3か所と連携した生分解菌叢解析、菌株単離、機能評価を試行、さらに Japan Clean Ocean Material Alliance (CLOMA) や公益社団法人新化学技術推進協会 (JACI)、一般財団法人マリンオープンイノベーション機構 (MAOI) 等の関係団体・地域自治体との連携、大学など関係各所へのヒアリングを行い、海洋生分解にかかるプラスチックフィア解析基盤の整備を進めた。連携シンポジウム開催や、メルマガでの関連特集の開始、国内での埋蔵菌株の収集等を通して当該課題に対する周知と微生物による支援体制の整備を行った。

ウ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。

地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、微生物遺伝資源のバックアップ保存業務を実施し、新たに企業等から32件1,242株のバックアップを受入れ、合計159件11,865株を保管するとともに、9件9台の機器単位でのバックアップを行うに至っている。問合せや依頼に対しても、速やかに対応し、当該業務を確実に実施した。

また、バックアップサービスの利用促進を図るため、展示会や学会等における周知活動、大学や公設試験研究機関へ広報活動を行った。

令和元年度は、台風15号の影響により9月9日未明から千葉県木更津市で停電が発生したことから自家発電装置を稼働させ、9月13日未明に商用電源に復電

産業技術連携推進会議WG（近畿酒機関連造連携）の活動が、産業技術連携推進会議総会において、目覚ましい成果を上げた取組の1つとして感謝状が授与された。また、公設試験研究機関のヒアリングの際に、公設試験研究機関が保有するニーズの高い食品変敗菌について寄託の相談を受け、NBRC株としての寄託へ繋がった。

プラスチックごみの問題は国際社会及び産業界が広く抱える世界共通の課題であり、年度途中で本格化した国のこの取組に対して、関係各所と連携、センター内横断的体制を構築した。また、バイオテクノロジー分野の特色を活かし情報収集・整備、試行、発信を通して経済産業省の標準化中期計画策定等の取組を支援し、また国内ネットワーク構築に寄与した。

するまでフリーザー類を稼働し、安定した保管を継続した。台風 19 号では弊機構のバックアップ保存体制に影響はなかったことから、災害救助法が適用された地域の方を対象にバックアップ機能を活用した生物遺伝資源の緊急一時保管を無償で実施することとし、10 月 11 日に Web サイトから案内を行い、復旧後にスムーズに事業を再開できる体制を整備した。

	令和元年度	平成 30 年度
生物遺伝資源バックアップ実績		
件数	159 件	127 件
株数	11,865 株	10,623 株
本数	18,363 本	15,496 本
機器単位でのバックアップ実績		
件数	9 件	5 件
台数	9 台	5 台

エ 微生物の培養や保存等の取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法等、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。

国内外の事業者や研究開発機関等から、培養方法、保存方法、菌株紹介等の幅広い問合せに対し、電話やメール等で 1253 件対応した。

(問合せ事例)

- ・植物発酵液の製造において、アルコール濃度が上がりすぎない酵母のニーズがあることから、原料成分の資化性も考慮して、機構で過去にアルコール発酵能について調査した結果を踏まえて菌株を提案した。
- ・ *Bacillus* 属細菌で芽胞形成効率の高い培養条件の問い合わせがあり、機構で過去に調査した培養条件の違いによる芽胞形成率のデータを提供した。
- ・住環境などの分離源を指定した菌株の問い合わせがあり、菌株情報を確認して提案した。
- ・新規に菌株を扱う者からの問合せもあり、管理方法や廃棄方法などの注意点に関して、Web サイトに掲載しているメールマガジンのバックナンバーを用いて管理方法等を説明した。

災害救助法が適用されるような災害があった際に、企業等の微生物資源を緊急一時保管する体制を整備しその機能を十分に発揮した。これらの取組は、スタートアップ企業にとってもビジネスの核となる微生物遺伝資源の保全に貢献することができ、同時にバイオテクノロジーセンターが提供するバックアップサービス機能の有効性も確認することが出来た。これらのことは、昨今提供してきたサービスを強化することへ繋がる。また、当該取組は微生物の保管設備を有している東北支所にも同様な体制を整備し、災害時により広い企業等からの受け入れを可能とすることへと繋がると考えられる。

生物遺伝資源のバックアップをユーザーからの依頼に基づき全数を実施し、指標を達成した。

国内外の事業者や研究開発機関等からの幅広い問合せに対し、電話やメール等で全数に対応した。

<p>(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動</p> <p>利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p>	<p>(3) 産業界における生物遺伝資源の利用促進のための人材育成、普及啓発活動</p> <p>利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>なお、この際、事業者や産業界に向けた情報発信に加え、国民に向けた情報提供にも努める。</p>	<p>ア 実習を伴う講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。</p> <p>微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等以下7件を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成30年度に締結した東京農業大学（農大）との連携協定に基づき、農大に関連する企業に向けて機構の企業連携の取組について紹介し、NBRC株の利用促進を図るための「NITE-東京農大連携シンポジウム」 ② 小中高校生とその保護者等向けに「かずさの森微生物教室」 ③ BioJAPANにおいて有識者から微生物とデジタルに関する知見と今後のバイオエコノミーの展望を伝えるセミナー「微生物とデジタルの融合～バイオエコノミーの推進に向けて～」(NITE 講座前期) ④ 遺伝子組換え生物の安全な利用及びカルタヘナ法における機構の取組に関する講習会「バイオエコノミーの推進に向けた取組～遺伝子組換え生物の安全な利用への歩みと最新動向～」(NITE 講座後期) ⑤ NBRC株のユーザー拡大と利用促進を図るため、一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）でのNBRC株と産業化における勉強会（未来へのバイオ技術勉強会「NITE-NBRCの輝く金塊（菌塊）を掘り起こす！」） ⑥ 微生物についての子供向けのワークショップ（バイオ秘密基地と発酵カフェ～微生物で遊ばないと～） ⑦ 微生物について、人類と微生物は共に共生しているというテーマでの一般向けトークセッション（微生物について話そう～私たちは彼らとともに生きている～（映像配信）） <table border="1" data-bbox="667 1045 1656 1591"> <tr> <td colspan="2">微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">開催件数</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">内訳</td> <td colspan="2">NITE-東京農大シンポジウム「生物資源の観点から食の未来を考える」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">かずさの森の微生物教室「身近な微生物を観察しよう」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NITE 講座前期（BioJAPAN セミナー）「微生物とデジタルの融合～バイオエコノミーの推進に向けて～」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NITE 講座後期「バイオエコノミーの推進に向けた取組～遺伝子組換え生物の安全な利用への歩みと最新動向～」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">JBA 主催「未来へのバイオ技術勉強会『NITE-NBRCの輝く金塊（菌塊）を掘り起こす！』」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森ビル共催「バイオ秘密基地と発酵カフェ～微生物で遊ばないと～」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森ビル共催「微生物について話そう～私たちは彼らとともに生きている～（映像配信）」</td> </tr> </table> <p>イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。</p> <p>●プレスリリースによる発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒトマイクロバイオームを測定する際の計測レファレンス（測定時の基準となる参照物質）として、「NBRC 微生物カクテル」を開発し、令和元年5月21日に提供開始のプレスリリースを行った。「NBRC 微生物カクテル」を利 	微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会		7件	開催件数			内訳	NITE-東京農大シンポジウム「生物資源の観点から食の未来を考える」		かずさの森の微生物教室「身近な微生物を観察しよう」		NITE 講座前期（BioJAPAN セミナー）「微生物とデジタルの融合～バイオエコノミーの推進に向けて～」		NITE 講座後期「バイオエコノミーの推進に向けた取組～遺伝子組換え生物の安全な利用への歩みと最新動向～」		JBA 主催「未来へのバイオ技術勉強会『NITE-NBRCの輝く金塊（菌塊）を掘り起こす！』」		森ビル共催「バイオ秘密基地と発酵カフェ～微生物で遊ばないと～」		森ビル共催「微生物について話そう～私たちは彼らとともに生きている～（映像配信）」		<p>微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講演会や小中高校生向けの普及啓発活動等を7件実施した。</p> <p>JBA 主催勉強会や、BioJAPAN セミナー、森ビルとの広報共催プロジェクト等の外部機関が主催する広報機会を利用して、バイオ産業等を対象に微生物遺伝資源の最新の知見やバイオテクノロジーセンターの提供サービスについて講演や紹介を行った。受付開始から申し込みが殺到し、総計657名（映像配信に関してはライブ配信時の接続数）が参加した。機構が主催する広報機会に加えて、外部機関の主催する機会を利用することによりこれまでの訴求対象とは異なるユーザー層に微生物遺伝資源の重要性について普及啓発を行うことができた。また、展示会に関しても広くバイオテクノロジーセンターのサービスを周知しユーザー候補を把握するため、今年度40件（前年度比26件増）の出展を行った。</p> <p>業務活動の成果を発信する情報提供を実施した。</p>	
微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会		7件																							
開催件数																									
内訳	NITE-東京農大シンポジウム「生物資源の観点から食の未来を考える」																								
	かずさの森の微生物教室「身近な微生物を観察しよう」																								
	NITE 講座前期（BioJAPAN セミナー）「微生物とデジタルの融合～バイオエコノミーの推進に向けて～」																								
	NITE 講座後期「バイオエコノミーの推進に向けた取組～遺伝子組換え生物の安全な利用への歩みと最新動向～」																								
	JBA 主催「未来へのバイオ技術勉強会『NITE-NBRCの輝く金塊（菌塊）を掘り起こす！』」																								
	森ビル共催「バイオ秘密基地と発酵カフェ～微生物で遊ばないと～」																								
	森ビル共催「微生物について話そう～私たちは彼らとともに生きている～（映像配信）」																								

用することにより、実験手法の妥当性を評価することができる。その結果、測定結果の信頼性が向上し、ヒトマイクロバイオームを利用した新たな医薬品や食品等の研究開発に貢献することが期待される。

- ・機構と国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）は「希少放線菌創薬連携プログラム」を開始し、令和2年3月4日にプレスリリースを行った。AMED創薬支援推進事業「創薬総合支援事業（創薬ブースター）」が支援するアカデミア創薬テーマにおいて、機構が多数保有する「希少放線菌」と呼ばれる微生物の培養抽出物が利用可能となる。また、利用した結果、医薬品となる可能性のある有望なシード化合物が見出された場合、機構は創薬ブースターの支援テーマに対してシード化合物を生産する菌株の優先的な使用を一定期間認める。本プログラムにより、機構が保有する多様な微生物資源の創薬への利用が促進され、オールジャパンでの革新的な医薬品の研究開発に貢献することが期待される。
- ・機構は、DBRPを令和元年6月26日に公開を開始しプレスリリースした。DBRPは生物資源とその関連情報（生物の特性情報、オミックス情報など）を一元的に検索することができるデータプラットフォームである。機構が保有する2万株以上の微生物に関連した情報を搭載しており、企業などが保有する生物資源とその情報も登録が可能。DBRPを利用することで、生物資源情報の検索、収集を効率的に行うことができる。機構は生物資源情報を一元化したこのデータプラットフォームによる情報提供を通じて、生物資源とそのデータの利用を促進し、バイオ産業の発展に貢献していく。
- ・機構は、味の素株式会社、静岡県、和歌山県がそれぞれ保有する生物資源の情報をDBRPへ登録するための契約を国内で初めて締結し、令和2年3月27日にプレスリリースを行った。味の素株式会社、静岡県、和歌山県が保有する豊富な生物資源の情報がDBRPを介して公開されることで、生物資源に興味を持つ誰もがこれらの生物資源の情報にアクセスすることが可能になるとともに、これらの生物資源の利活用が進み、製品開発などに用いられることで、民間企業や地方自治体などにおけるイノベーション創出が期待される。

●展示会等での情報発信

- ・BioJapan、インターフェックス大阪、日本生物工学会、微生物ウィーク、ビジネスマッチ東北、空気調和・衛生工学会大会、室内環境学会学術大会等でブース出展を行い、微生物の利用促進や機構のサービスの紹介を行った。
- ・BioJapanで、「微生物とデジタルの融合～バイオエコノミーの推進に向けて～」というタイトルでのセミナーを開催し、各有識者から今後のバイオエコノミーの展望についての講演を行った。
- ・地域未来牽引企業サミット（広島）に、機構も支援機関として参加し、サミット参加引企業に対して機構の地域連携事業の事例紹介等を通じて支援機関として宣伝活動を行った。
- ・“埋蔵菌”として譲渡と受けた未活用の微生物遺伝資源のうち、パーム油等の植物代替油として持続可能な油脂供給源となる可能性のある油脂生産酵母を提供開始したことについて宣伝活動を行うため、日本油化学会にブースを出展した。微生物が生産する油脂の活用はこれからの分野と思われたため、すぐに活用が期待できるわけではないが、本出展により認知度向上につながった。

AMEDとの連携においても、有望菌株に対して優先使用措置を盛り込む予定であり、製品化へと進む場合には優位性を保ったまま研究開発を進める環境を提供しつつ、菌株に有用な情報が付与されることで微生物遺伝資源の創薬使用促進が期待される。

LS-BT 合同研究発表会（5月28日～29日）、関西バイオ医療研究会（6月21日）、産業技術支援フェア in Kansai（7月17日）、国際フロンティア産業メッセ（9月5日～6日）、空気調和・衛生工学会大会（9月18日）、バイオジャパン出展者プレゼンテーション（JBA 機能性食品研究会企画）（10月11日）、ビジネスマッチ東北（11月7日）、室内環境学会学術大会（12月5日）における講演、ブース出展、ポスター展示により微生物の利用促進や機構のサービス紹介を行った。

●職員による発表等を通じた情報発信

- ・ 関西バイオ医療研究会からの依頼を受け「第9回講演会」（令和元年6月21日）に講師を派遣し、NBRCにおける天然物創薬支援と地域産業支援の取組について講演した。
- ・ 京都バイオ計測センターネットワーク会議への参加や、京都バイオ計測センターから依頼のあった「バイオインフォマティクス講習会」（令和元年9月6日）に講師を派遣し、生物遺伝資源の利用促進と地域産業振興のための人材育成に貢献した。
- ・ 青山学院大学大学院講座において、機構が実施している微生物に関する安全関連業務を紹介した。
- ・ 職員による学会発表（アジア菌学会、日本微生物資源学会、日本放線菌学会、日本アレルギー学会等）を行い、機構の業務成果や微生物に関する専門的な知識を積極的に情報発信し、認知度向上と成果普及を行った。
- ・ 醸造調味食品セミナーにおいて、醸造に関与する微生物の保存法に関する技術紹介と機構の事業やサービス紹介を行った。

●Web サイト等での情報発信

- ・ 最新の知見に基づく情報を提供するため、新たに分譲を開始した微生物遺伝資源の情報について、Web サイトにおいて、NBRC 株は計6回、RD 株は計6回更新した。機構が保有する一般的な微生物の画像について、グルタミン酸生産菌、PET 分解菌、生乾き臭の原因となるモラクセラ細菌等新たに13株を公開した。

プレスリリース	7件
外部刊行物への掲載件数	35件
テレビ放映等メディア取材件数	9件
メールマガジン	
配信数	8回
受信者数	1,851名 (2018年度末より約114名増)
学会・講演件数	54件
展示会等へのブース出展	40件

特許微生物寄託事業を以下のとおり実施した。

	令和元年度	平成30年度
特許寄託の申請受付件数	291件(全件実施)	317件(全件実施)
特許寄託株の分譲件数	64件	49件

特許法に基づく特許微生物の寄託の受入れを全件実施し、指標を達成した。

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務特許法施行

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務特許法施行

特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数

<p>規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p>	<p>規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p>	<p>(全件実施)</p>	<table border="1" data-bbox="676 90 1659 174"> <tr> <td data-bbox="676 90 1130 174">国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数</td> <td data-bbox="1130 90 1397 174">26 株</td> <td data-bbox="1397 90 1659 174">31 株</td> </tr> </table> <p>また、微生物の保存技術に関する研究開発を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担子菌培養株の長期保存技術に関する開発 今年度から開始した担子菌培養株の長期保存に関する共同事業で使用する株について、凍結保存できることを確認した。 菌根性担子菌以外の凍結感受性が高い担子菌培養株を用いてパーミキュライト法の汎用性の検証を開始し、42 株で 1 ヶ月後の生残性試験で良好な結果が得られた。 ●動物細胞の凍結保存・評価技術に関する開発 凍結中の温度変動が融解後の動物細胞の生存率、増殖、抗体産生能などに与える影響を調べるために、多種類の細胞を用いて検証した結果、細胞の種類により受ける影響が異なることが明らかとなった。 ●微細藻類の安定した維持方法に関する開発 寄託数の多い、クラミドモナスの凍結方法や凍害保護剤の違いによる生残性を検証した。その結果、緩慢凍結法と直接凍結法の間で生残性に違いはないこと、凍害防御剤としてメタノール及びジメチルスルホキシド (DMSO) を用いたときに凍結保存できることを確認した。 ●動物由来成分を含まない保護剤を用いて作製した標品の長期保存技術に関する開発 特許微生物株に使用される培地に家畜伝染予防法に規定される指定検疫物 (血清など) が含まれていると、輸出入の際に多大な手間がかかる可能性がある。微生物を利用した特許の維持には分譲可能であることが必要な要件となるため、動物由来成分を含まない保存方法を確立することが望まれており、<i>Mycoplasma</i> 属細菌をモデルケースとして指定検疫物を含まない保存方法での検討を行った。その結果、系統樹上で異なる分類群に位置する 5 株を対象とした実験により、凍結保存では複数の保護材と血清を含む培地で同程度の保護効果があることが示された。 	国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	26 株	31 株		
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	26 株	31 株						
<p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生</p>	<p>3. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数 (全件実</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく事前審査を 174 件 (全件、遺伝子組換え生物等の名称に基づく株数では 220 株) 実施した。また、カルタヘナ法の審査を行う経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会第 9 回バイオ利用評価ワーキンググループ (以下「産構審バイオ小委員会第 9 回 WG」という。) に対する審査資料の作成等の審査支援 (9 件、遺伝子組換え生物等の名称に基づく株数では 29 株) を実施した。令和元年度の包括確認制度に基づき 6 事業者から 8 件の申請があり、うち新規の申請対象となる 5 事業所に対して、事前の現場確認による審査を行った。更に、事業者からの照会等への対応を合計 171 件実施した。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え微生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前審査件数 174 件 (全件実施) ・事前審査実績のうち 8 件が包括確認制度による申請であり、5 事業者に対して事前の現場確認による審査を実施した。(全件実施) 				

<p>物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>（１）カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。また、遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援のための体制整備を行う。</p>	<p>物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。</p> <p>（１）カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。また、遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援のための体制整備を行う。</p>	<p>施)</p>	<table border="1" data-bbox="667 90 1632 640"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td> <td></td> <td>183件</td> <td>104件</td> </tr> <tr> <td>うち、機構による事前審査対象件数</td> <td></td> <td>174件 (全件実施)</td> <td>97件 (全件実施)</td> </tr> <tr> <td>うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td> <td></td> <td>9件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>事業者からの照会等への対応件数</td> <td></td> <td>171件</td> <td>152件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>面談による事前相談</td> <td>12件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>電子メールによる問い合わせ</td> <td>125件</td> <td>93件</td> </tr> <tr> <td>電話による問い合わせ</td> <td>34件</td> <td>84件</td> </tr> </tbody> </table> <p>微細藻類を用いた燃料、化成品生産等の研究開発が進展し、高効率な生産を実現する観点から遺伝子組換え体を用いた開放系での利用も想定されていることを背景に「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」に関して、経済産業省及びカルタヘナ法の共管省庁となる環境省の外、有識者7名（委員長：お茶の水女子大学副学長 加藤教授）を招へいし、評価手法検討委員会を開催した。また、7事業者（大手企業等4者、3大学）と共同事業契約に基づく評価試験を実施しているところである。</p> <p>近年、遺伝子組換えウイルスによる物質生産が広く一般に利用されてきているが、カルタヘナ法の規制の中で、製品中におけるウイルス残存を否定できるかによって取扱いに大きな影響を及ぼすことから、ヒアリングやアンケート調査からの利用者ニーズとして残存に関する規制見直しを要望されているところである。このことから、試薬生産に広く利用されているバキュロウイルスを主体とした規制見直しに向け、経済産業省と連携し、有識者、事業者及び監督官庁へのヒアリングを実施し、リスク評価に向けた検討を機構で実施するものとなった。また、カルタヘナ法を所管する全6省で法令改正を含めた検討が引き続き実施されることから、機構においてもリスク評価の中で協力体制を整備するところである。</p> <p>経済産業省が進める電子申請の導入に向け、事前審査体制について経産省担当課室と協議を行いつつ検討を進めているところである。導入後は、機構の事前審査が正式審査に位置付けられることとなり、大臣確認申請への効率化がより図られる見込みである。</p>	項目	年度	令和元年度	平成30年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		183件	104件	うち、機構による事前審査対象件数		174件 (全件実施)	97件 (全件実施)	うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		9件	7件	事業者からの照会等への対応件数		171件	152件	内訳	面談による事前相談	12件	10件	電子メールによる問い合わせ	125件	93件	電話による問い合わせ	34件	84件	<p>機構は、カルタヘナ法に基づく申請の事前審査を行うだけでなく、機構自らの経験により事業者ニーズを把握した上で、運用改善の提案を行った。具体的には、包括確認制度における運用改善として、供与核酸の要件にかかる範囲拡大のニーズが多くあることから、バイオセーフティレベルによる限定を広げた場合の判断基準について経済産業省に提案し、産構審バイオ小委員会第9回WGにて令和2年度中の運用改善を進めているとして報告されているところ。改善対応後は、供与核酸については、大幅な適用範囲の拡大となることから新規申請の増加が見込まれる。</p>	
項目	年度	令和元年度	平成30年度																																
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		183件	104件																																
うち、機構による事前審査対象件数		174件 (全件実施)	97件 (全件実施)																																
うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数		9件	7件																																
事業者からの照会等への対応件数		171件	152件																																
内訳	面談による事前相談	12件	10件																																
	電子メールによる問い合わせ	125件	93件																																
	電話による問い合わせ	34件	84件																																
<p>（２）GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案</p>	<p>（２）GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成</p>	<p>GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案</p>	<p>最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして大臣が告示で定める GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からのリストへの追加及び見直しの要請に対して告示改正原案の作成を確実に実施した。</p>	<p>経済産業省の要請に基づく GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。</p>																															

<p>の作成 経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え生物（※）」の原案作成を行う。</p>	<p>経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。</p>	<p>の作成件数（全件実施）</p>	<p>令和元年度の作業分、及び現行リストの構成見直し案については、産構審パイオ小委員会で審議され、作成した内容で承認された。機構は、委員会での GILSP 告示の改正及び告示の記載方法の変更について審議するための資料を作成する等技術的支援を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="667 258 1626 342"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GILSP 告示原案の作成件数</td> <td></td> <td>1 件(全件実施)</td> <td>2 件(全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年度	令和元年度	平成 30 年度	GILSP 告示原案の作成件数		1 件(全件実施)	2 件(全件実施)		
項目	年度	令和元年度	平成 30 年度										
GILSP 告示原案の作成件数		1 件(全件実施)	2 件(全件実施)										
<p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>経済産業省からの指示（9 件(全件)）に対し、事業者の法令遵守状況について立入検査を実施した。結果は経済産業省に報告した。なお、今年度は、上記（1）における包括確認制度に基づく事前の現場確認件数が増加したことから、立入検査の実施件数を減らして対応したため、例年より、件数が少なくなっているものとなる。</p> <p>なお、令和元年度から経済産業省からの依頼に基づき、事業者との立入検査実施日など調整を機構で行うものとされており、包括制度の事前の現場確認への調整に影響されることなく、独自に対応できるものとなり、遅滞なく検査を実施することが可能となっている。</p> <table border="1" data-bbox="667 1749 1626 1875"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数</td> <td>9 件 (全件実施)</td> <td>14 件 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	平成 30 年度	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	9 件 (全件実施)	14 件 (全件実施)	<p>カルタヘナ法に基づく立入検査を全件（9 件）実施し、指標を達成した。</p>			
	令和元年度	平成 30 年度											
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	9 件 (全件実施)	14 件 (全件実施)											

<p>(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行</p>	<p>(4) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行</p>	<p>製品事故の原因物質解析の実施件数（生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施）</p>	<p>ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。</p> <p>合成生物学については生物の多様性に関する条約（CBD）事務局が実施する専門家会合（AHTEG）に参加者として登録し、情報収集を行った。 ゲノム編集により作出された生物のうち、カルタヘナ法に規制対象外でとなった生物について、外来遺伝子がないことの確認手法などについて経済産業と協議をした。</p> <p>イ アレルギー等人体に悪影響を及ぼした事例があるタンパク質等生体由来の化粧品原料等について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へ情報を提供する。また、住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携して開発する。</p> <p>●化粧品原料等の安全性確保のための情報提供 ① 合成ゴム加硫促進剤 介護施設、医療機関において、合成ゴム手袋によるアレルギーが多発し、国会質問に至っている。合成ゴム手袋によるアレルギー発症事例原因が主に加硫促進剤の分解物であるとの分析・解析結果を「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会（厚生労働省系会合）」を通じ、経済産業省、厚生労働省、消費者庁、国民生活センター等関係団体、業界団体に提供し、指導、注意喚起を要請した。業界団体は、対応方法の検討を開始した。 ② 色素 プラスチック着色用色素によるアレルギーが多発し、海外でも問題となっている。色素によるアレルギー発症事例原因が主に C.I. Solvet Orange 60 であるとの分析・解析結果を「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会（厚生労働省系会合）」を通じ、経済産業省、厚生労働省、消費者庁、国民生活センター等関係団体、業界団体に提供した。連絡会では、医療従事者より規制すべきとの要望が上がっている。</p> <p>●環境中に存在する微生物が原因の可能性のあるアレルギーに関する原因究明手法の検討 製品事故原因究明のうち、原因究明手法が確立されていない分野、事故の取扱いが不明な分野について、製品安全分野と共同で原因究明手法を検討している。令和元年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討及び原因タンパク質の解析を行った。 令和元年度は、被害者住宅に設置されたエアコン 4 台から、103 株を分離・同定した。事業期間の 3 年間で、エアコン 22 台から、658 株を分離・同定した。また、分離・同定した <i>Aspergillus</i> 族の有害カビ 8 株を NBRC 株とし、分譲を開始した。今後、防かび試験、アレルギー研究に活用される。 アレルギー性喘息の原因菌とされる 8 株を培養し、喘息の原因探索を行い数百種類の原因タンパク質を検出した。さらに、網羅的プロテオーム解析を行い原因タンパク質の検出、同定を実施した。 検討結果を踏まえ、エアコンの防かび、安全対策のため、防かび試験方法の原案を作成した。将来的に対策エアコンの普及により国民の安心・安全に寄与する</p>	<p>ゲノム編集技術については、経済産業省と協議を行い、令和 2 年度新政策予算を獲得し、実施予定。</p> <p>化粧品原料等に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析結果を関係省庁等への情報提供を 2 件行った。</p>	
---	---	---	--	--	--

<p>い、その分析結果を報告する。</p>	<p>い、その分析結果を報告する。</p>	<p>ことができる。</p> <p>事業は、外部からの評価が高く、AMED 事業として、継続することが決定した。</p> <p>また、業務成果について委員会・会議等に 2 回参加、学会発表 5 回、論文発表 1 件、外部刊行物 2 紙、ブース出展 2 回、菌株営業、意見交換を 13 回行った。</p> <p>●新型コロナウイルス感染対策</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、アルコールの需給がひっ迫しているところ、経済産業省の要請を受け、新型コロナウイルスに有効な代替消毒方法の有効性を評価、広報することで家庭や職場においてアルコール以外の消毒方法の選択肢を増やすことを目的に候補物資に関する文献調査等を行った。</p> <p>ウ 獣毛繊維等生体物質について、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法を関係機関と連携して開発する。また、ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、ISO 国際標準化に貢献する。</p> <p>●国際標準化</p> <p>消費者の利益の保護、国際商取引の円滑化、法運用の適正化のため、カシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法の国際標準化作業を実施している。機構が保有する生体分子解析技術により、混用率算定方法を開発し、ISO 規格原案を作成、修正作業を実施した。国際ラウンドロビテストの結果を ISO/TC38/WG22 で報告し、最終的に規格原案の終国際規格案（FDIS）化が了承された。令和 2 年 5 月に FDIS 審議が終了する。</p> <p>令和元年度は、ISO/TC38/WG22 の会議に 2 回出席（平成 30 年 6 月 米国、ニューヨーク、平成 31 年 1 月 フランス、パリ）した。令和 2 年 6 月に ISO が成立し、国際標準化が完了する。</p> <p>原案名：ISO/FDIS 20418-3 Textiles Qualitative and quantitative proteomic analysis of some animal hair fibres Part 3: Peptide detection using LC-ESI-MS without protein reduction.</p> <p>●国際標準化新規規格原案作成</p> <p>経済産業省から要望され開発した獣毛繊維のカシミヤ、ヒツジ、ヤクの 3 種に加え、戦略的に他の獣毛繊維鑑別法の開発を継続し、将来、正式試験方法とすべく、ISO 20418-3 規格原案に参考法として記載していた。検討を進めていたカシミヤ、ヒツジ、ヤク以外の獣毛繊維の鑑別法は、動物虐待への対応等世界的な市場からの要求に答える形で ISO/TC38 の審議の結果、キャメル、アルパカ及びアンゴラウサギを加えた 6 種を対象とした ISO/FDIS 20418-3 規格案が作成された。特にキャメル、アルパカ及びアンゴラウサギについて、化学的に鑑別、混用率が実施できる世界で唯一の方法である。ISO 成立により新規獣毛繊維も含めた繊維鑑別、混用率算定が世界的に実施可能となる。また、規格案は、世界的にも有効性が確認され、欧州規格 CEN、韓国規格 KC 及び日本の JIS への導入が検討されている。また、ISO/FDIS 20418-3 は、タンパク質を解析する手法であり、日本の新規産業として注目されている遺伝子組み換え構造タンパク質繊維への応用が可能であり、メーカー、業界団体から期待されている。</p> <p>エ 工業製品等に関係したアレルギー等に関する製品事故について、製品安全分</p>	<p>経済産業省から要望され開発した獣毛繊維のカシミヤ、ヒツジ、ヤクの 3 種に加え、戦略的に他の獣毛繊維鑑別法を開発し、将来、正式試験方法とするため ISO 規格原案の参考として記載していた。また、獣毛繊維の偽装、動物虐待対策等、獣毛繊維の適正な流通が市場から要望があり、ISO での審議した結果、キャメル、アルパカ、アンゴラウサギを加えた 6 種を対象にした ISO 規格が作成された。また、作成した ISO 規格案は、各国の法運用のため、各国規格への導入が始まっている。</p>	
-----------------------	-----------------------	--	--	--

			<p>野からの依頼に基づき、生体分子解析技術を必要とする事故原因究明試験を実施し原因物質を解析する。また、必要に応じて、製品安全分野が化学物質管理分野の化学物質に関するリスク評価技術を活用して実施する事故原因究明技術の高度化に協力するために、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化に資する情報提供を行う。</p> <p>製品安全分野からの内部依頼に基づき、部門間連携事業として、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定を21件実施し、製品安全分野へ報告した。解析対象製品は、メガネ、靴類が多い。事故については、製品安全分野に設置されている「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。</p> <p>皮膚障害等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、劇物及び感作性を示す高分子安定剤が発見され、過去においても数件の同一事例が存在していることから、化学物質管理分野へ2件（劇物検出1件、新規感作性物質情報1件）の情報提供を行った。また、業務成果について委員会・会議等に2回参加、学会発表4回、論文発表6本を行った。</p>	<p>製品事故のうち、生体分子解析技術による解析が必要な原因物質解析の全数（21件）実施し、指標を達成した。</p> <p>皮膚障害案件は、化学物質管理分野へ2件情報提供した。各部門がそれぞれ有する知見や技術を最大限に活用し、原因究明及び評価を行うことにより、国民の安全の確保に寄与した。</p>	
<p>(5) 微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p>	<p>(5) 微生物安全情報の提供 既存のバイオテクノロジー関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。 具体的には、平成30年度にM-RINDAとして統合した</p>		<p>政府のバイオテロ対策において経済産業省が対処を求められている、バイオテロ発生時の被害情報の集約、原因物質の分析・特定、治療関連情報の提供、専門家の派遣、警察・消防活動への協力、国民への情報提供、再発の防止、原因物質の管理のうち、「専門家の派遣等」については、生物資源に関して専門的な情報を有し、有事の際の派遣に対応できる職員を選定し、有事への備えとして、病原性微生物等に関する専門的な情報（症状及び治療法等）について更新・再整理の要請がなされたことから、最新の知見をもとに対処し、報告を行った。</p> <p>ヒトや家畜の病原菌のバイオセーフティーレベル（BSL）や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の法律等で指定される有害菌を「微生物有害情報リスト（以下「有害菌リスト」という。）」として一元化し、機構のWebサイトで公開している。これにより、企業、公設試験研究機関、研究所等において、微生物の取扱いや安全管理の観点からの有害性リスクの把握に活用されることが期待される。当該リストについて、参照先資料の更新に伴い3回更新した。</p> <p>また、ユーザーがより効率的に微生物の有害性に関する情報を取得できるように、平成31年3月に微生物有害性遺伝子情報データベース（MiFuP Safety）と当該リストを統合し、微生物有害情報データベース（M-RINDA）として公開し、安定的な運用を行った。</p>	<p>有害菌リストの更新を参照先資料の更新に伴い全数（3回）実施した。</p> <p>なお、MiFuP Safetyについては26件の有害性機能について情報解説資料（Note）を作成し公開すると共に、より正確な検索結果が得られるように3件の機能検索条件について改良を行って公開した（再掲）。</p>	

	<p>微生物の有害機能が検索可能なデータベースと有害菌リストにおいて、微生物の毒素生産能等に関する情報と微生物の法規制情報の更新を通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供を行う。</p>												
<p>4. 生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組アジアを中心とした海外の関係機</p>	<p>4. 生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。</p> <p>(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組アジアを中心とした海外の関係機</p>	<p>生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築数(3件、うち新規1件)</p>	<p>ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の日本への移転により日本の事業者を支援するための共同事業を実施する。</p> <p>事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を相手国政府等との交渉等を行うことなく安心して利用できるようにするため、各国関連機関と情報共有や連携を行うとともに、中国、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、台湾及びインドネシアと二国・地域間協力のための共同事業を実施し、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用する環境を整備している。</p> <p>二国間共同事業については、新たにインドネシアとバイオテクノロジー分野における連携に関する覚書(MOU)を締結した。</p> <p>二国間共同事業(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。</p> <table border="1" data-bbox="664 1457 1626 1549"> <tr> <td colspan="2">二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物</td> </tr> <tr> <td>日本企業等への提供株数</td> <td>62株(継続利用を含む)</td> </tr> </table> <p>また、日本企業等が合同探索事業に参加し、現地で分離し日本へ移転した微生物については、新しい食品や微生物農薬の開発のために引き続き利用されている。</p> <table border="1" data-bbox="664 1675 1626 1768"> <tr> <td colspan="2">企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物</td> </tr> <tr> <td>企業等による微生物利用株数</td> <td>3,275株(継続利用を含む)</td> </tr> </table> <p>イ 企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源を簡便に利用できるように、アジアのBRCと連携した生物遺伝資源の移転・利用に関する枠組みを構築する。</p>	二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物		日本企業等への提供株数	62株(継続利用を含む)	企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物		企業等による微生物利用株数	3,275株(継続利用を含む)	<p>新たにインドネシアとMOUを締結し、8か国・地域と生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを構築・維持した。</p>	
二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物													
日本企業等への提供株数	62株(継続利用を含む)												
企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物													
企業等による微生物利用株数	3,275株(継続利用を含む)												

<p>関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関（BRC）を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを構築する。</p>	<p>関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関（BRC）を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを構築する。</p>		<p>生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組みを構築するため、タイ及び台湾に加え、新たに韓国生命工学研究院（KRIBB）とBRC間の相互協力に関するMOU変更合意書を締結したほか、インドネシア科学院（LIPI）と生物遺伝資源の移転に関するMOUを締結した。</p> <p>タイとの連携においては、タイ Bioresource Research Center（TBRC）のサービスを紹介するホームページを作成し、Webサイトで公開した。台湾については食品工業発展研究所（FIRDI）から研究者2名を受け入れた。</p> <p>ウ アジア間での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、ACM（※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。また、2020年度に日本で開催されるACM17に向け、関係機関と調整・協力する。</p> <p>7月にマレーシアで開催されたACM16において、参加機関13機関（9カ国・地域）と情報交換を実施した。</p> <p>ACM事務局としては、ACM16のホスト機関であるマレーシア・プトラ大学を支援するとともに、メンバーへの案内や総会の運営を実施した。また、ACMの活動を紹介するWebサイトの更新・公開を実施した。</p> <p>さらに、令和2年度に日本で開催されるACM17に向け、共同で主催する理化学研究所、国立環境研究所と密に連携し、ACMの開催準備を進めた。</p> <p>（※ ACM：Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources；微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム）</p>	<p>生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築数を4か国（うち2か国は新規）とし、指標である3か国を上回り、達成した（指標比133%）。</p> <p>新規の韓国とインドネシアにおいては、既に同国内において遺伝資源のアクセスと利益配分に関する法令（ABS法令）が制定されていることから、これらの国々の遺伝資源を適法に取得するための枠組みを構築することによって、我が国のユーザーが簡便かつ安心して海外遺伝資源を利用するためのアクセスルートの確保に貢献した。</p> <p>ACMにおいて参加機関と情報交換を行うことにより各国の動向に関する情報収集を行うとともに、事務局として大会の運営を支援した。また、次回大会の日本開催に向けて、関係機関と連携し準備を進めた。</p>									
<p>（2）バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関係する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p>	<p>（2）バイオ産業に関係する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関係する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。</p>		<p>ア 生物多様性条約に係る国際会議等への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態についての関連情報及び我が国のバイオ産業の発展に影響を与える可能性のある情報を経済産業省に提供する。また、BRC間の連携を通じ、生物遺伝資源に係る各国の規制法等とアクセス及び利益配分に関する情報を調査し、ホームページを通じ広く情報提供する。</p> <p>以下の会合等に参加し、必要な情報を収集し、経済産業省に提供したほか、生物多様性条約に係る国際会議に向けた対処方針案への意見提出を行った。また、名古屋議定書の能力構築のための戦略的枠組み（COP-MOP1/8）に関するインタビューに対し、2国間事業における能力構築の実例について回答した。</p> <table border="1" data-bbox="667 1539 1641 1948"> <thead> <tr> <th>参加先</th> <th>参加目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブラジル環境省主催 ABS ワークショップ（令和元年9月）</td> <td>日本のABS指針及び2国間事業による利益配分の実例を紹介するとともに、中南米・アフリカのABS規制状況について情報収集した。</td> </tr> <tr> <td>インドネシア国家標準局との意見交換（令和元年12月）</td> <td>生物計測分野の国際標準化について情報交換を行った。</td> </tr> <tr> <td>WFCC 理事との意見交換（令和元年12月）</td> <td>遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）についての欧州の検討状況について情報収集した。</td> </tr> </tbody> </table>	参加先	参加目的	ブラジル環境省主催 ABS ワークショップ（令和元年9月）	日本のABS指針及び2国間事業による利益配分の実例を紹介するとともに、中南米・アフリカのABS規制状況について情報収集した。	インドネシア国家標準局との意見交換（令和元年12月）	生物計測分野の国際標準化について情報交換を行った。	WFCC 理事との意見交換（令和元年12月）	遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）についての欧州の検討状況について情報収集した。	<p>令和2年度に開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）に向けた情報収集を積極的に行うとともに、収集した情報を活用し、問い合わせ対応や情報提供を適切に実施した。</p>	
参加先	参加目的												
ブラジル環境省主催 ABS ワークショップ（令和元年9月）	日本のABS指針及び2国間事業による利益配分の実例を紹介するとともに、中南米・アフリカのABS規制状況について情報収集した。												
インドネシア国家標準局との意見交換（令和元年12月）	生物計測分野の国際標準化について情報交換を行った。												
WFCC 理事との意見交換（令和元年12月）	遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）についての欧州の検討状況について情報収集した。												

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 81 1142 210">インドネシア環境省等の訪問（令和2年1月）</td> <td data-bbox="1142 81 1647 210">2018年にインドネシアで施行されたABS法の詳細な運用について情報収集した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 210 1142 378">第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み公開作業部会（令和2年2月）</td> <td data-bbox="1142 210 1647 378">第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み策定に向けた各国動向を把握するとともに、DSIに関する各国の意見を情報収集した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 378 1142 546">デジタル配列情報に関する技術専門家会合（DSI-AHTEG）（令和2年3月）</td> <td data-bbox="1142 378 1647 546">DSIについて議論するため生物多様性条約締約国会議事務局に設置された専門家会合にアジア・太平洋地域の専門家として参加</td> </tr> </table> <p>日本企業等が、海外の微生物を利用する場合に関係する法律、必要な手続きをとりまとめ、Webサイトで公開したほか、NITE講座において遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS指針）の概要等の情報提供を実施した。</p> <p>Webサイトに開設した海外の微生物の移転、利用に関する質問を受け付ける相談窓口に寄せられた微生物の所有権の考え方、特定の国からの微生物の輸出手続き、輸入する場合の注意点等についての質問22件に対し、これまで収集した各国情報や微生物の寄託受付等の経験をもとに、メール又は電話で回答した。</p> <p>イ 名古屋議定書担保措置の施行支援として、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類「遺伝資源国内取得書」の発給を行う。</p> <p>名古屋議定書担保措置であるABS指針第5章に規定される「遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類」の発給機関として、企業からの依頼に対し3件の書類を発給した。また、取得書に関する問合せ5件に対応した。</p>	インドネシア環境省等の訪問（令和2年1月）	2018年にインドネシアで施行されたABS法の詳細な運用について情報収集した。	第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み公開作業部会（令和2年2月）	第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み策定に向けた各国動向を把握するとともに、DSIに関する各国の意見を情報収集した。	デジタル配列情報に関する技術専門家会合（DSI-AHTEG）（令和2年3月）	DSIについて議論するため生物多様性条約締約国会議事務局に設置された専門家会合にアジア・太平洋地域の専門家として参加	<p>ABS指針に基づく遺伝資源国内取得書発給を滞りなく実施した。</p>	
インドネシア環境省等の訪問（令和2年1月）	2018年にインドネシアで施行されたABS法の詳細な運用について情報収集した。									
第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み公開作業部会（令和2年2月）	第2回ポスト2020生物多様性国際枠組み策定に向けた各国動向を把握するとともに、DSIに関する各国の意見を情報収集した。									
デジタル配列情報に関する技術専門家会合（DSI-AHTEG）（令和2年3月）	DSIについて議論するため生物多様性条約締約国会議事務局に設置された専門家会合にアジア・太平洋地域の専門家として参加									

4. その他参考情報

--

I-4. 適合性認定分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	経済産業 のうち、基準認証	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 産業標準化法 計量法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【基幹目標】 (1)工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）	平成30年度比3%増加	—	—	—	—	平成29年度比+11.5%	平成30年度比+3.9%	予算額（千円）	1,331,396	1,016,537	1,111,222	1,075,477	1,238,370
(2)市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を2件以上創設し、その活用実績を上げる。	2件以上	—	—	—	—	—	3件	決算額（千円）	1,316,462	1,027,895	1,184,723	1,117,602	1,204,177
JNLA登録・更新審査の実施件数	全件実施	（参考）過去3年平均60件	登録・更新審査37件（全件実施）	登録・更新審査57件（全件実施）、うち登録審査15件、更新審査42件	登録・更新審査87件（全件実施）、うち登録審査18件、更新審査69件	登録・更新審査68件（全件実施）、うち登録審査9件、更新審査59件	登録・更新審査41件（全件実施）、うち登録審査11件、更新審査30件	経常費用（千円）	1,038,500	1,029,853	1,102,190	1,132,368	1,106,717
JNLA立入検査及び試買検査の実施件数	全件実施	（参考）過去3年平均14件（立入検査）、過去2年平均6件（試買検査）	11件（全件実施）	立入検査21件（全件実施）、試買検査5件（全件実施）	立入検査12件（全件実施）、試買検査7件（全件実施）	立入検査21件（全件実施）、試買検査3件（全件実施）	立入検査53件（全件実施）、試買検査3件（全件実施）	経常利益（千円）	▲15,228	25,390	▲3,527	▲5,075	▲18,457

		査)												
国際相互承認に対応した試験所の認定審査及び定期検査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均6件(認定)、30件(定期検査)	認定8件(全件実施)、定期検査49件(全件実施)	認定5件(全件実施)、定期検査27件(全件実施)	認定7件(全件実施)、定期検査14件(全件実施)	認定7件(全件実施)、定期検査21件(全件実施)	認定1件(全件実施)、認定維持審査(旧定期検査)41件(全件実施)	行政サービス実施コスト(千円)	921,054	951,164	977,462	1,038,810	—	
JCSS登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均121件	登録・更新審査122件(全件実施)	登録・更新審査78件(全件実施)、うち登録審査5件、更新審査73件	登録・更新審査136件(全件実施)、うち登録審査36件、更新審査100件	登録・更新審査117件(全件実施)、うち登録審査22件、更新審査95件	登録・更新審査159件(全件実施)、うち登録審査26件、更新審査133件	行政コスト(千円)	—	—	—	—	1,678,818	
JCSS立入検査の実施件数	全件実施		(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	従事人員数	63	63	61	65	64	
MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均28件(認定・更新審査)、31件(フォローアップ調査)	認定・更新審査15件(全件実施)、フォローアップ調査25件(全件実施)	認定・更新審査7件(全件実施)、フォローアップ調査63件(全件実施)	認定・更新審査64件(全件実施); 認定審査該当なし、フォローアップ調査7件(全件実施)	認定・更新審査15件(全件実施)、フォローアップ調査21件(全件実施)	認定・更新審査6件(全件実施)、フォローアップ調査50件(全件実施)							
MLAP立入検査の実施件数	全件実施		(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)							
国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定及び認定維持審査(旧定期検査)の実施件数(全件実施)	全件実施	(参考) 過去3年平均27件(認定)、61件(定期検査)	認定25件(全件実施)、定期検査64件(全件実施)	認定30件(全件実施)、定期検査67件(全件実施)	認定28件(全件実施)、定期検査62件(全件実施)	認定26件(全件実施)、定期検査38件(全件実施)	認定12件(全件実施)、認定維持審査7件(旧定期検査)(全件実施)							
ASNITE認定審査及び認定維持審査(旧定期検査)の実施件数	全件実施	(参考) 過去3年平均12件(認定審査)、59件(定期検査)	認定審査9件(全件実施)、定期検査59件(全件実施)、臨時検査1件(全件実施)	認定審査13件(全件実施)、定期検査64件(全件実施)	認定審査14件(全件実施)、定期検査55件(全件実施)	認定審査26件(全件実施)、定期検査41件(全件実施)	認定審査5件(全件実施)、認定維持審査(旧定期検査)54件(全件実施); 再認定審査を含む)							
各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実	全件実施	(参考) 過去3年平均24件(調査)、1件	44件(全件実施)うち調査30件、立入検査	24件(全件実施); 立入検査該当なし、うち調査13	23件(全件実施)、うち調査16件、立入検査1件、	31件(全件実施); 立入検査該当なし)、うち調	31件(全件実施)、うち調査15件、立入検査6							

施件数並びに JIS 試 買検査の実施件数		(立入検 査)、9 件 (JIS 試買 検査)	2 件、試買検 査 12 件	件、試買検査 11 件	試買検査 6 件	査 29 件、試 買検査 2 件	件、試買検査 3 件						
--------------------------	--	----------------------------------	-------------------	----------------	----------	---------------------	---------------	--	--	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
			業務実績	自己評価	評価	理由																							
<p>基幹目標 製品等の信頼性の向上を目的とする、工業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。</p>	<p>基幹目標 製品等の信頼性の向上を目的とする、工業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。</p>	<p>(1) 工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）を平成30年度比3%増加 (2) 市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を2件以上創設し、その活用実績を上げる。</p>	<p>【基盤整備/重要項目】 登録・認定事業者やその顧客等に対する登録・認定制度の利用拡大に向けた取組を通じて、社会における認定の活用を促進 ・認定制度活用のためのタスクフォースを5回開催、対象の検討及び対象となる業界団体等との調整を経て普及啓発活動を実施した。 ・標章付き証明書発行件数上位の40近い事業者を対象にトップセールスを実施し（認定事業者の顧客側も含む）、標章付き証明書の発行・活用を要請し、証明書の発行増に貢献した。 ・認定事業者に対して、現状の課題に対するアンケートやヒアリングを実施し、制度の運用改善を図るとともに、標章付き証明書の活用を促すためのPR活動の事例を紹介し、証明書の発行増に貢献した。 ・新規認定制度創設のための手順を内部で共有し、業界団体、工業会等に対して講師派遣、申請相談、情報提供依頼等の活動を実施し、新規認定制度を創設しつつ、令和2年度以降の開設準備も併せて実施し、医療分野の信頼性確保やメーカーの海外進出に貢献した。</p> <p>②「今後の基準認証の在り方」（産構審基準認証小委答申。平成29年10月）を踏まえ、認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援によって、認証ビジネスや企業の海外展開を支援 ・認定制度の国際相互承認のため4年に一度行われるAPAC審査を受審（12月）し、不適合の指摘はなく、相互承認を維持した。</p>	<p>評価：A</p> <p>令和元年度の基幹目標の指標である「(1)工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）を平成30年度比3%増加」について、令和元年度の発行件数が436,059件となったことから、令和元年度における2年間の移動平均は、基準となる平成30年度の2年間の移動平均409,766件から3.9%増の425,683件となった。この要因としては、以下の重点項目①に関する標章付き証明書発行増に向けた新たな取組が寄与したと考えられる。</p> <p>標章付き証明書発行増に向けた新たな取組については、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定制度活用のためのタスクフォースを5回開催、対象の検討及び対象となる業界団体等との調整を経て普及啓発活動を実施した。 ・標章付き証明書発行件数上位の40近い事業者を対象にトップセールスを実施し（認定事業者の顧客側も含む）、標章付き証明書の発行及び活用の依頼を行った。 ・認定機関に対して、現状の課題に対するアンケートやヒアリングを実施し、認定制度の運用に係る手続き改善を図った。また、標章付き証明書の活用を促すため、認定事業者に対して他の事業者が行っているPR活動の事例を紹介することで、普及啓発を図った。 <p>「(1)工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）を平成30年度比3%増加」についての達成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発行件数</th> <th>2年間の移動平均</th> <th>前移動平均比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>331,086</td> <td>345,098</td> <td>-2.6%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>404,225</td> <td>367,656</td> <td>+6.5%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>415,306</td> <td>409,766</td> <td>+11.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>436,059</td> <td>425,683</td> <td>+3.9%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度目標</td> <td colspan="3">平成30年度比3%増</td> </tr> </tbody> </table>		発行件数	2年間の移動平均	前移動平均比	平成28年度	331,086	345,098	-2.6%	平成29年度	404,225	367,656	+6.5%	平成30年度	415,306	409,766	+11.5%	令和元年度	436,059	425,683	+3.9%	令和元年度目標	平成30年度比3%増			<p>評価</p> <p>A</p> <p>＜評価に至った理由＞ 令和元年度は、基幹目標を含む、全ての評価指標を高いレベルで達成し、産業標準化法及び計量法に基づく登録制度の執行に加え、新規分野の認定制度新設、審査業務の効率化等、我が国の認定機関としての信頼性維持、国民生活の安全、我が国産業の競争力確保に大きく貢献する成果を上げた。以上から、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、「A」評価と判断した。</p> <p>①産業標準化法に基づく登録制度の執行等 産業標準化法に基づく試験事業者の登録、計画的な立入検査や試買検査実施など目標を着実に実施し、制度の信頼性の確保に貢献している。また、認定制度の一層の活用を図るため、認定事業者及び新規顧客を対象とした経営層へのトップセールスを開始したほか、事業者へアンケートやヒアリングを実施し、それに基づき制度運用の改善を行い、基幹目標の指標（(1)標章付き証明書の発行件数）については、指標となる平成30年度の2年間の移動平均件数を大幅に超え、目標である「3%増加」を大きく上回る3.9%増（達成度130%）を達成したことは、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献したとして高く評価できる。さらに、申請等に係るシステムを構築し、産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）省令改正の施行日（令</p>
	発行件数	2年間の移動平均	前移動平均比																										
平成28年度	331,086	345,098	-2.6%																										
平成29年度	404,225	367,656	+6.5%																										
平成30年度	415,306	409,766	+11.5%																										
令和元年度	436,059	425,683	+3.9%																										
令和元年度目標	平成30年度比3%増																												

本指標については、新たな取組が奏功し、平成30年度比で3.9%増（目標指標比130%達成）となり、設定した指標の120%を上回っただけでなく、単年度の発行件数としても平成30年度比で5.0%増を達成し、集計を開始してから過去9年間で最高値（集計開始年度からは約1.4倍）となったことから、計画水準を上回る成果である。

令和元年度の基幹目標の指標である「(2)市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を2件以上創設し、その活用実績を上げる。」については、3件となった。この要因としては、以下の重点項目①に関する新規認定制度の創設に向けての新たな取組が、制度の創設に寄与したと考えられる。

新規認定制度の創設については以下の新たな取組を実施した。

- ・新規認定制度創設のための手順を内部で共有し、業界団体、工業会等に対して講師派遣、申請相談、情報提供依頼等の活動を重点的に実施した。

「(2)市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野の認定制度を2件以上創設し、その活用実績を上げる。」についての達成状況

	創設した新規認定制度	令和元年度の状況
1	「認証アミノ酸混合標準物質」の生産者認定制度	新規申請及び認定
2	「国際法定計量機関の認証制度」に対応した認定制度	新規申請及び認定
3	「防爆機器規格適合試験制度」に対応した認定制度	新規申請
	計3件	

本指標については、令和元年度からの新たな指標となるが、過去5年間の平均値2件に対して、令和元年度は3件（目標指標比150%達成）となり、設定した指標の120%を大きく上回っただけでなく、申請窓口を開設してから3件中2件が年度内に新規申請から認定まで至ったことで政策的・社会的ニーズに迅速に対応できたことから、計画水準を上回る成果である。

和2年4月1日)に向け、事業者のオンライン申請及びオンライン審査等を可能とした。これは事業者への利便性向上や業務効率化等に資するだけでなく、結果として新型コロナウイルス禍における事業者への影響を最小限に抑えることができたとして評価できる。

②計量法に基づく登録及び認定制度の執行等

計量法に基づく校正事業者の登録・更新及び特定計量証明事業者の認定・更新に係る審査等について、審査の全件実施等全ての目標を達成した。

計量法校正事業者登録制度(JCSS)については登録・更新審査を、計量法特定計量証明事業者認定制度(MLAP)については認定・更新審査を滞りなく的確に実施した。

特に、ISO/IEC 17025(※)改正後、速やかに機構がISO/IEC 17025:2017へ、審査基準移行の方針を示したことで、登録校正事業者の移行確認のための認定審査や報告徴収が遅滞なく順調に進んでいる。

※ISO/IEC 17025は、試験所及び校正機関が特定の試験又は校正を実施する能力があるものとして認定を受けようとする場合の一般要求事項を規定したもの。ISO/IEC 17025は2017年11月に改正された。

③製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)の実施

令和元年度はASNITEにおいて3つの認定制度が創設され、活用実績を上げている。具体的には、令和元年度から新たな基幹目標の指標として((2)重要な新規分野の認定制度の創設)が設

				<p><NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アミノ酸混合標準物質の認定制度は、日本の味の素だけでなく世界に寄与できるため、素晴らしい成果である。(菊池委員)。 	<p>定され、社会的必要性は高いが認定制度が未整備な分野での認定制度を新たに3件(アミノ酸混合標準物質、計量器、防爆機器)創設し、目標である「2件」を超え、達成度150%を達成した。創設された3つの分野が「市場創出効果や社会ニーズ等において重要な新規分野」であるかという点について、以下の理由から、いずれも重要な新規分野を開拓するものであるとして高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アミノ酸混合標準物質に関する認定制度 アミノ酸混合標準物質に係る、生産者の能力に関する一般要求事項に関する認定制度を構築し、国内初の標準物質生産者を認定したことで、正確な血中アミノ酸組成の分析が可能になり、血液検査から様々な病気を検査できるようになる可能性がある。本認定制度を通じて実現されるサービスは超高齢化社会を迎える我が国にとって非常にニーズが大きく、また血液検査という簡易な方法で病気の検査を行うという重要な新市場を創出するものと判断できる。 ・ 海外の認証制度に対応した認定制度(国際法定計量機関の認証制度(OIML)に対応した認定制度) これまで我が国はOIMLを利用した認定制度を持っていなかったため、同様の認定制度を構築している諸外国では自国で生産・認証を受けた計量器をそのまま日本で販売することができたが、我が国で生産・認証を受けた計量器は輸出できないという片務的な状況となっており、これを解消してほしいという社会
--	--	--	--	--	---

					<p>的なニーズがあった。そこで、今回 OIML を利用した認定制度を構築し、認証機関（国立研究開発法人産業総合研究所）から申請を受け付け、これを認定したことで、片務的な状況を解決することに成功した。これより、我が国で生産された計量器の一部がスムーズに輸出されるようになり、これまで日本産の計量器市場がなかった国において、社会的ニーズを踏まえた重要な新規分野と判断できる。</p> <p>・海外の認証制度に対応した認定制度（防爆機器規格適合試験制度（IECEX）に対応した認定制度）</p> <p>第四次産業革命の到来により、化学プラントに各種の IoT センサを設置し、遠隔で高度な管理を実現するサービスを実現することが可能となった。この点、次世代の化学プラントを日本から海外に展開しようとする動きもあるが、化学プラントに設置する電子機器には各国で異なる基準の防爆機能が求められるため、当該化学プラントには日本産の防爆機器ではなく現地の防爆機器が採用されてしまうおそれがあった。そこで、IECEX に対応した試験機関の認定制度を構築することにより、我が国で生産・試験を受けた製品を輸出すれば、現地の認証機関において日本で取得した試験データを利用できるため、迅速に必要な認証を得られるようになった。本件は、日本産の防爆機器を海外に展開される化学プラントに採用させたいという社会ニーズに合致し、またこれまで日本産の防爆機器を展開できていなかった国に新たな市場を創造する効果があると判断できる。</p>
--	--	--	--	--	---

					<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定プログラムの立ち上げを踏まえ、市場の確保やシェアの拡大、輸出の増加などの当初の目的達成に向けた環境が整った状況と理解。については、実際の市場確保などにつながったか否かを事後的に調査・評価できる体制の構築を検討いただきたい。 <p><その他事項> (経営に関する有識者等によるコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のデジタル化が急速に促進している中、認定申請・審査業務では、大きくIT化が進展しており、非常に高く評価できる。 ・製品等の信頼性向上を目的とすることから、認定行為には、中立性・公平性・透明性という3つの要件が求められる。この要件が欠落すると全く信用されず、その仕組み自体が成り立たない制度となる。その中で、機構のような堅実で信頼性の高い組織が、新たな3つの分野の認定業務を開始したことは大きく評価したい。特に、IECEXの分野(防爆機器規格適合試験制度)は、ほかの認定分野と比べて現時点で規模が小さいが、これから成長する分野であり、また、安全性確保の上で社会的にも重要。
1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等	1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等	JNLA 登録・更新審査の実施件数(全)	令和2年4月から開始される事業者によるオンライン申請及びJNLA 標章付き電子証明証発行に係る事業者向けマニュアル等を機構のウェブサイトに掲載し、オンライン申請及び電子証明書発行の活用メリットをPRするとともに、オンライン申請受付準備を整えた。	JNLA 登録・更新審査については全件実施し指標を達成した。	

<p>(1) 試験事業者の登録・更新工業標準化法に基づく試験事業者登録制度 (JNLA) における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。また、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。さらに、7 月 1 日施行の産業標準化法に的確に対応する。</p>	<p>(1) 試験事業者の登録・更新工業標準化法に基づく試験事業者登録制度 (JNLA) における試験事業者の登録・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。また、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた JNLA 登録試験事業者の意識啓発のため、JNLA 登録試験事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書</p>	<p>件実施)</p>	<p>また、審査業務の完全オンライン化に向け、審査員向けマニュアルを作成し、オンライン申請からオンライン審査までのシステム構築を図った。</p> <p>令和元年 7 月 1 日施行の産業標準化法に的確に対応するため、JNLA 関係文書の見直しを行い、新たに JNLA の登録対象となった電磁的記録試験への対応を的確に実施するため、技術委員会・分科会を開催し、関係規程類の改正を実施し、登録申請受付を開始した。</p> <p>令和元年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JNLA 登録業務を実施した。3 件の新規登録申請、9 件の追加登録申請、30 件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件(追加登録申請含む)に対して速やかに審査チームを編成し、11 件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、30 件(前年度受付分含む)の登録更新審査を実施した。その結果、8 件の新規登録(前年度受付分 1 件、追加登録 6 件含む)、34 件(前年度受付分 10 件含む)の登録更新を行った。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 7 回開催し、IAJapan ボード(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)を 15 回開催した。</p> <p>また、JNLA 登録試験所の組織や設備等に関する変更届出書 375 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について現地確認等を実施して適切に処理した。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめる。なお、登録更新審査数には、ISO/IEC 17025(2017 年版)への移行のための審査数も含まれている。</p> <table border="1" data-bbox="727 919 1380 1312"> <thead> <tr> <th>JNLA 業務</th> <th>実績※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数(追加登録審査含む)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>新規登録数(追加登録含む)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>IAJapan ボード開催数</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、令和元年度に実施した審査案件の中には、登録が令和 2 年度になる案件も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JNLA 登録試験所の登録結果の官報及び機構 Web サイトへの掲載 JNLA 登録試験所の登録等の結果は、機構 Web サイトに登録当日に掲載するとともに、迅速に官報掲載した(9 件の官報掲載)。 ● JNLA 関係規程の見直し 令和元年度は、公開文書の見直しを行い、4 文書の制定、7 文書の改正を行った。また、JIS 法の改正等に伴う関係規程の制定及び改正作業を実施した。 ● JIS 法改正に伴う電磁的記録試験の試験所認定開始について 	JNLA 業務	実績※	新規登録審査数(追加登録審査含む)	11	登録更新審査数	30	新規登録数(追加登録含む)	8	登録更新数	34	評定委員会開催数	7	IAJapan ボード開催数	15	変更届出書処理数	375		
JNLA 業務	実績※																				
新規登録審査数(追加登録審査含む)	11																				
登録更新審査数	30																				
新規登録数(追加登録含む)	8																				
登録更新数	34																				
評定委員会開催数	7																				
IAJapan ボード開催数	15																				
変更届出書処理数	375																				

	<p>の発行件数の多い JNLA 登録試験事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない JNLA 登録試験事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。さらに、7 月 1 日施行の産業標準化法に的確に対応するため、JNLA 関係文書の見直しを行うとともに、新たに JNLA の登録対象となる電磁的記録への対応を的確に実施する</p>		<p>新たに JNLA の登録対象となった電磁的記録試験への対応を的確に実施するため、技術委員会・分科会を開催し、関係規程類の改正を実施し、登録申請受付を開始した。(再掲)</p> <p>● JNLA 制度の適正執行、利用拡大に向けた取組</p> <p>令和元年度は、令和 2 年 4 月から開始されるオンライン申請及び JNLA 標章付き電子証明証発行について事業者への事前説明を主に説明会を開催した(東京 1 回(令和元年 5 月 22 日、113 名参加)、名古屋 1 回(令和元年 5 月 31 日、34 名参加)、大阪 1 回(令和元年 6 月 7 日、94 名参加))。</p>		
<p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査等 JNLA 登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング(JNLA</p>	<p>(2) 登録試験事業者に対する立入検査等 JNLA 登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング(JNLA</p>	<p>JNLA 立入検査及び試買検査の実施件数(全件実施)</p>	<p>JNLA 登録試験所に対して、試験所移転に伴う施設・設備の要求事項への確認及び更新審査等で指摘した不適合事項に対する是正状況の確認のために立入検査 7 件、無通告の立入検査 3 件の計 10 件(全件)を的確に実施した。</p> <p>令和元年度は、JNLA 登録試験所の試験結果の信頼性を今後とも確実なものとするため、問題発生を未然に防止する取組として、JNLA 登録試験所への無通告の立入検査による、試験記録及び試験証明書の適正性の確認を実施した。</p> <p>具体的には、コンクリート骨材(2 特性)は前述の無通告立入検査の JNLA 登録試験所から試験依頼品である保管骨材を入手し、他の JNLA 登録試験所による検証試験を実施し、問題がないことを確認した。</p>	<p>JNLA 立入検査及び試買検査については全件実施し指標を達成した。</p>	

<p>試買検査)を的確に実施する。</p>	<p>試買検査)を的確に実施する。</p>		<p>また、平成 30 年度に実施した抗菌加工靴下の JNLA 試買検査結果に基づき、試験結果のばらつきの原因を追及するためのフォローアップ調査を 5 件実施し、JNLA 登録試験所の信頼性を確保した。</p> <p>これらの取組により、JNLA 登録試験所の登録後の運用状況を多面的に確認し、JNLA 制度の信頼性を今後とも確実なものとすることに貢献した。また、これらの取組により、JNLA 登録試験所自身の法令等遵守の意識向上と、不適切な運用等の自主的改善の促進に寄与するものである。</p> <p>また、登録基準である ISO/IEC 17025 (2017 年版) への移行確認のための立入検査計画 (平成 30 年～令和 2 年) に基づき、対象となる 74 登録試験所のうち、43 登録試験所の移行確認を完了した。</p>		
<p>(3) 登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格 (JIS) の制定・改正に対応した JNLA 登録区分の改正原案の作成を行う。</p>	<p>(3) 登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格 (JIS) の制定・改正に対応した JNLA 登録区分の改正原案の作成を行う。</p>		<p>JNLA 登録の対象となる JIS 試験方法の区分 (JNLA の試験所登録は、JIS 試験方法ごとに実施) は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。</p> <p>機構は、令和元年度の告示改正を支援するため、令和元年 9 月 30 日に告示改正案を経済産業省に提出した。</p> <p>なお、今後、新たな JIS 試験方法による JNLA 登録ニーズに対してはその都度迅速に対応する。</p> <p>また、告示改正は不要であるものの、JNLA 登録ニーズに対応するため 1 試験方法 1 試験区分として「電磁的記録試験」及び「潤滑油酸化安定度試験」を新規追加するとともに、JIS 改正等に伴う JIS 項目番号の加除訂正を迅速かつ適確に行うため、JNLA 試験方法区分一覧 (JNRP32S10) を 4 回改正した。</p> <p>JNLA 試験方法区分一覧 (JNRP32S10) の迅速な改正により、ユーザーが依頼先の登録試験所を探すときなどに、JIS 項目番号の最新情報による検索が可能となり、ユーザーサービスの利便性向上に貢献すると共に、告示改正を要しない新たな JNLA 登録ニーズへの迅速な対応を実現した。</p>		
<p>(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する認定</p>	<p>(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定を申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する認定維持</p>	<p>国際相互承認取決に対応した試験所の認定及び認定維持審査 (旧 定期検査) の実施件数 (全件実施)</p>	<p>国際相互承認取決 (MRA 制度) とは、国際試験所認定協力機構 (ILAC) 等に加盟している認定機関 (国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関) が、互いに認定した試験所 (MRA 試験所) の試験結果について、同等とみなして相互に受け入れるという制度である。</p> <p>機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA 試験所の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 試験所の輸出品の試験結果が国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再試験省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。</p> <p>●国際相互承認取決に基づく試験所認定及び認定維持審査等の実施</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に認定維持審査を、さらに 4 年目に再認定審査を実施し、ISO/IEC 17043 (適合性評価-技能試験に対する一般要求事項) に適合した外部機関の運営する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は令和元年度 1. (1) の JNLA 登録に加え、試験所の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査し、6</p>	<p>国際相互承認取決に対応した試験所の認定及び定期検査については全件実施し指標を達成した。</p>	

維持審査を的確に実施する。	審査を的確に実施する。		<p>件の再認定審査を、また、MRA 試験所からの申請に応じて 41 件の認定維持審査を迅速かつ的確に実施し、ISO/IEC 17025（2017 年版）への移行を確認した。</p> <p>●認定した試験所の機構 Web サイトへの掲載 国際相互承認に基づき認定した MRA 試験所に関する情報を、日本語及び英語で機構 Web サイトに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認取決要求事項に対応する技能試験の活用と計画 機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に認定維持審査及び再認定審査を実施し、さらに ISO/IEC 17043 等に適合した外部機関が提供する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は、外部機関が提供している技能試験の結果を MRA 試験所の認定に活用している。MRA 認定を希望する試験所が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を 4 か年計画として公表している。令和元年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があった MRA 試験所については、是正処置の妥当性を確認して認定した。</p>		
JNLA	試験区分	外部機関名			
MRA 認定で活用している技能試験	骨材試験	全国生コンクリート工業組合連合会 中央技術研究所 一般財団法人電気安全環境研究所 KMTL エッジテック株式会社 技能試験推進部			
	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験				
	電気応用機器電気的特性試験				
	照明器具電気的特性試験				
	金属材料引張試験				
	ロックウェル硬さ試験				
	燃焼－重量法・滴定法				
	燃焼－赤外線吸収法				
	重量分析				
	吸光光度分析				
	ガス融解－熱伝導度法				
	ICP 発光分光分析				
	発光分光分析				
	蛍光 X 線分析				
	原子吸光分析				
繊維引張強さ試験	一般社団法人繊維評価技術協議会				
浸出性能試験（※）	一般社団法人日本環境測定分析協会				

			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>抗菌性試験</td> <td>一般社団法人 抗菌製品技術協 議会</td> </tr> </table> <p>※：JIS K 0102 の技能試験で、JIS S 3200-7 の試験項目及び分析方法が同一である技能試験を「浸出性能試験」の技能試験として活用</p>		抗菌性試験	一般社団法人 抗菌製品技術協 議会															
	抗菌性試験	一般社団法人 抗菌製品技術協 議会																			
<p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>(1) 校正事業者の登録・更新</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度 (JCSS) における校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、JCSS 制度の利用拡大に向け、JCSS 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。</p>	<p>2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等</p> <p>(1) 校正事業者の登録・更新</p> <p>計量法に基づく校正事業者登録制度 (JCSS) における校正事業者の登録・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。また、JCSS 制度の利用拡大に向け、JCSS 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた JCSS 登録校正事</p>	<p>JCSS 登録・更新審査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>JCSS は、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、電子式非自動はかりや電圧測定装置などの計測器を校正している校正事業者について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準 (計量計測の確かさを示す最上位のもので、例えば標準分銅群、ジョセフソン効果電圧測定装置など) を基準として、その校正事業者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項) に基づいて審査し、登録を実施している。JCSS 登録された校正事業者 (JCSS 校正事業者) は、製造現場等の計測器の適正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所で使用される計測器の計量計測をより信頼あるものとしている。なお、JCSS 校正事業者は 4 年ごとに更新が必要である。</p> <p>令和元年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JCSS 登録業務を実施した。7 件の新規登録申請、14 件の追加登録申請、151 件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件 (追加登録申請含む) に対して速やかに審査チームを編成し、26 件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、133 件の登録更新審査を実施した。その結果、15 件の新規登録 (追加登録含む)、137 件の登録更新を行った。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 10 回開催し、IAJapan ボード (評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会) を 26 回開催した。</p> <p>また、JCSS 校正事業者が登録した組織や職員、設備の変更届出書 381 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について技術的な確認を行う等して適切に処理した。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめた。なお、登録更新審査数には、平成 29 年 11 月に改正された ISO/IEC 17025 (ISO/IEC 17025:2017) への移行のための審査数も含まれている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JCSS 業務</th> <th>実績※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数 (追加登録審査含む)</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>新規登録数 (追加登録含む)</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>IAJapan ボード開催数</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>381</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、令和元年度に実施した審査案件の中には、登録が令和 2 年度になる案件も含まれている。</p>	JCSS 業務	実績※	新規登録審査数 (追加登録審査含む)	26	登録更新審査数	133	新規登録数 (追加登録含む)	15	登録更新数	137	評定委員会開催数	10	IAJapan ボード開催数	26	変更届出書処理数	381	<p>JCSS 登録・更新審査については全件実施し指標を達成した。</p>	
JCSS 業務	実績※																				
新規登録審査数 (追加登録審査含む)	26																				
登録更新審査数	133																				
新規登録数 (追加登録含む)	15																				
登録更新数	137																				
評定委員会開催数	10																				
IAJapan ボード開催数	26																				
変更届出書処理数	381																				

<p>業者の意識啓発のため、JCSS登録校正事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多いJCSS登録校正事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していないJCSS登録校正事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。</p>		<p>令和元年度は、新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げと、令和元年度以前にニーズを先取りして立ち上げていた登録対象サービスへの校正事業者の新規登録等を実施した。具体的には以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●金属材料の硬さ評価に係る「ブリネル硬さ」の校正事業者の登録・認定 工業製品の材料として不可欠な金属材料の評価パラメータである硬さ試験の精度確保は、工業製品の品質維持、向上のために重要である。硬さ試験は、試験対象の違いや評価する特性により種類が異なるが、従来からJCSS対象とされていたロックウェル硬さ、ビッカース硬さに加え、ブリネル硬さに対するJCSS校正ニーズが事業者から機構に寄せられた。機構はそのニーズに応えるべく、平成29年度にブリネル硬さ（試験機、標準片）のJCSS登録にかかる審査体制を整備し、申請受付を開始した。令和元年度は、ブリネル硬さ標準片について登録申請のあった校正事業者2者に対して審査を実施し、うち1者を令和2年3月23日にJCSS登録・認定した。 ●化学分析の精度向上に係る「液体体積計（シリンジ、ビュレット、ボトルトップディスペンサ）」の校正事業者の登録・認定 化学分析において、試験溶液や使用試薬溶液等を正確に定容するために液体体積計が用いられる。液体体積計の定容精度は、化学分析の分析精度を確保するために重要な要素である。液体体積計のうち、従来からJCSS対象とされていたピペット、メスシリンダーに加え、シリンジ、ビュレット、ボトルトップディスペンサに対するJCSS校正ニーズが事業者から機構に寄せられた。機構はそのニーズに応えるべく、液体体積計（シリンジ、ビュレット、ボトルトップディスペンサ）のJCSS登録にかかる審査体制を整備、平成31年4月3日付で関連する公表文書の改正を行い、登録申請の受付を開始し、令和元年11月26日に1者を登録・認定した。 ●JCSS関係規程の見直し 平成30年度に開催された計量行政審議会計量標準部会で承認された国家計量標準の変更等への対応、新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正等を検討・導入するため、JCSS技術委員会、技術分科会及びWGを10回（書面審議を含む）開催した。これらの検討結果を踏まえ、分野共通文書2文書、技術的要求事項適用指針20文書、不確かさの見積りに関するガイド文書3文書の計25文書の既存文書を改正し、機構Webサイトで公開し、内外の最新動向に適時対応した。 ●登録・申請事業者向けJCSS制度説明会の開催 令和元年度は、平成29年11月に改正されたISO/IEC17025による校正事業者の登録審査の状況の紹介、同じく平成29年11月に改正されたISO/IEC17011に基づく新マネジメントシステムの紹介等をするため、JCSS登録校正事業者向けの説明会を開催した（東京2回（令和2年2月12日、2月13日）、大阪1回（令和2年2月21日）の計3回）。 ●JCSS制度の利用拡大に向けた取組 JCSS登録校正事業者向け説明会を開催（再掲）し（東京2回（令和2年2月12日、2月13日）、大阪1回（令和2年2月21日））、JCSS校正証明書の活用事 		
--	--	---	--	--

			<p>例を紹介するとともに、JCSS 校正証明書のメリットを説明し発行促進を要請した。</p> <p>また、JCSS の宣伝活動に関して JCSS 登録校正事業者にアンケート調査を実施し、JCSS 登録校正事業者向け説明会でその取組事例について発表し、効果的な JCSS 普及活動の積極的な実施を促した。</p>																
<p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査</p> <p>JCSS 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>(2) 登録校正事業者に対する立入検査</p> <p>JCSS 登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	JCSS 立入検査の実施件数(全件実施)	JCSS 立入検査については該当案件がなかったため、実績なし。	JCSS 立入検査については該当案件がなかった。															
<p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) における特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。</p>	<p>(3) 特定計量証明事業者の認定・更新等</p> <p>計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) における特定計量証明事業者の認定・更新を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。</p>	MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数(全件実施)	<p>MLAP は、計量法で定められている制度である。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシン等の極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを、法令に基づき審査し、認定を実施している。MLAP 認定された事業者 (MLAP 認定事業者) は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。なお、MLAP 認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない (令和元年度末時点で 79 事業所が認定されている)。</p> <p>MLAP 認定事業者は 3 年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。</p> <p>令和元年度は、1 件の新規認定申請と 13 件の認定更新申請が機構になされた。認定申請案件に対して速やかに審査チームを編成し、1 件の新規認定審査と 5 件の認定更新審査を迅速かつ的確に実施した。審査結果について、認定の可否を審議する外部専門家・有識者からなる評定委員会を 6 回開催し、新規 1 件及び更新 7 件の事業者を認定した。</p> <p>また、MLAP 認定事業者が認定した組織や設備等に関する変更届書 158 件に対して、必要に応じて要求事項への適合を確認した。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>MLAP 業務</th> <th>実績※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定審査数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>認定更新審査数</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>新規認定数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>認定更新数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、令和元年度に実施した審査案件の中には、認定が令和 2 年度になる案件も含まれている。</p>	MLAP 業務	実績※	新規認定審査数	1	認定更新審査数	5	新規認定数	1	認定更新数	7	評定委員会開催数	6	変更届出書処理数	158	MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査については全件実施し指標を達成した。	
MLAP 業務	実績※																		
新規認定審査数	1																		
認定更新審査数	5																		
新規認定数	1																		
認定更新数	7																		
評定委員会開催数	6																		
変更届出書処理数	158																		

			<p>●特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構 Web サイトへの掲載 新規 1 件及び更新 7 件の認定事業者の認定情報を迅速に Web サイトに掲載するとともに、新たな認定情報については官報に掲載した。</p> <p>●特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査の的確な実施 認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中(3年間)の中頃をめどに認定事業者を訪問して確認するフォローアップ調査を 50 件実施した。これにより、MLAP 認定事業者が引き続き適切に業務実施できる状況にあることを確認した。当該フォローアップ調査の実施において、平成 27 年度下半期から事前チェックリストを活用することにより、原則 1 名で実施する効率化を図っており、令和元年度の 50 件のフォローアップ調査のうち 48 件を 1 名で効率的に実施するとともに事業者の負担軽減に寄与した。ただし、前回の審査で不適合事項が多かった等の課題があり、その後の業務実施状況を的確に把握する必要があると判断した 2 件については、従前のおり 2 名で実施した。</p> <p>●MLAP 技能試験 MLAP 認定事業者の技術的能力を継続的に確認するため、機構が参加を要請する技能試験への参加が認定基準(経済産業省告示)等で定められており、外部機関が実施する技能試験を活用して、認定事業者の技術能力把握を行うとともに、必要に応じて事業者に対して是正措置を要求している。 令和元年度は、前年度の技能試験の結果に問題があった MLAP 認定事業者から提出された是正処置を評価し、原因分析等が不十分な場合には再度是正処置の実施を求めた。技能試験の結果に問題があった原因についてその傾向等を取りまとめた資料を作成し、全事業者へ配付・周知し、技術能力が適切に維持されることを図った。</p> <p>●マネジメントシステム審査の適切な実施に係る取組 改正 17025(2017)と MLAP 認定基準の両方を満たす事業者のマネジメントシステム(統一システム)の審査を適切に行うため、両基準の対照関係を明らかにした対照表を活用し、変更届けで提出された統一システムを文書化した品質マニュアルを案件担当者がレビューした。レビュー結果を審査員と共有し、的確な審査の実施に備えた。</p>		
<p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査 MLAP 認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>(4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査 MLAP 認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>MLAP 立入検査の実施件数 (全件実施)</p>	<p>立入検査については、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。</p>	<p>MLAP 立入検査については該当案件がなかった。</p>	

<p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する認定維持審査を的確に実施する。</p>	<p>(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定を申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する認定維持審査を的確に実施する。</p>	<p>国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定及び認定維持審査（旧定期検査）の実施件数（全件実施）</p>	<p>国際相互承認取決（MRA 制度）とは、国際試験所認定協力機構（ILAC）等に参加している認定機関（国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関）が、互いに認定した校正事業者（MRA 校正事業者）の校正結果について、同等とみなして受け入れられるという制度である。</p> <p>機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA 校正事業者の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 校正事業者の輸出品の校正結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再校正省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。</p> <p>●国際相互承認取決に基づく校正事業者認定及び認定維持審査の実施</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定する場合には、JCSS 登録に加え、2 年ごとに JCSS 校正事業者に認定維持審査を実施し、さらに ISO/IEC17043（適合性評価-技能試験に対する一般要求事項）に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の維持を確認するための審査を行う。</p> <p>機構は令和元年度、2. (1) の JCSS 登録に加え、校正事業者の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査し、12 件の認定を、また、MRA 校正事業者からの申請に応じて 7 件の認定維持審査を、迅速かつ的確に実施した。</p> <p>●認定した校正事業者の機構 Web サイトへの掲載</p> <p>12 件の MRA 校正事業者に関する情報を、日本語及び英語で機構 Web サイトに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定するに際して、JCSS 登録に加え、2 年ごとに JCSS 校正事業者に認定維持審査を実施し、さらに ISO/IEC17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は、外部機関が運営している技能試験の結果を MRA 校正事業者の認定に活用している。MRA 認定を希望する校正事業者が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を 5 か年計画として公表している。令和元年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があった MRA 校正事業者については、是正処置の妥当性を確認して認定した。</p>	<p>国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査については全件実施し指標を達成した。</p>	
---	--	--	---	--	--

			JCSS	区分	外部機関名				
			MRA 認定で活用している技能試験	質量／はかり／電子式非自動はかり	日本計量機器工業連合会			電気（高周波）及び電磁界／高周波測定器等／高周波電力測定装置	電子情報技術産業協会
粘度／粘度標準液／粘度計校正用標準液、粘度校正液、ニュートン性液体	長さ／一次元寸法測定器／標準尺	電気（直流・低周波）／直流・低周波測定器等／直流電圧測定装置、直流電流測定装置、直流抵抗測定装置、交流電圧測定装置、交流電流測定装置	電気（直流・低周波）／直流・低周波測定器等／直流電圧発生装置、直流電流発生装置、交流電圧発生装置、交流電流発生装置	光／光度標準電球等／分光放射照度標準光源（ランプ）、光度標準光源（ランプ）	湿度／湿度測定器等／露点計	温度／接触式温度計／抵抗温度計（定点校正法）	温度／接触式温度計／抵抗温度計（比較校正法）	温度／接触式温度計／ガラス製温度計	
3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、	3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、	ASNITE 認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）	<p>製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) は、安全の確保や国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正（計測器の目盛りの正しさの評価）、試験（製品の安全性試験、環境中の有害物質測定等）等を行う事業者（以下の a. ～f. の事業者）の認定を実施している。</p> <p>機構は国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、機構が認定した事業者は日本国内のみならず国際的な信頼性を持ち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に貢献するものである。</p> <p>令和元年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定業務を実施した。8 件の新規認定申請及び 3 件の追加認定申請が機構になされ、速やかに審査チームを編成し、5 件の認定審査を迅速かつ的確に実施した。また、52 件の再認定審査、2 件の認定維持審査（臨時審査については 0 件）を実施した。その結果、4 件の新規認定（追加認定含む）を行った。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめた。</p>			ASNITE 認定審査及び認定維持審査については全件実施し指標を達成した。			

安全の確保や国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、認定維持審査を的確に実施する。

また、国や産業界からの要請等、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速かつ的確に行う。

さらに、ASNITE 制度の利用拡大に向け、ASNITE 認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。【

安全の確保や国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、ITセキュリティ分野の評価機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、認定維持審査を的確に実施する。

また、国や産業界からの要請等、政策的・社会的ニーズに応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を、迅速かつ的確に行う。

さらに、ASNITE 制度の利用拡大に向け、ASNITE 認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施す

ASNITE 認定サブプログラム	実績※				
	新規認定審査 (追加含む)	新規認定 (追加含む)	再認定審査	認定維持審査	臨時審査
a. ASNITE 校正事業者認定	2	1	10	2	0
b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)	0	0	3	0	0
c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)	0	0	4	0	0
d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)	1	1	31	0	0
e. ASNITE 標準物質生産者認定	1	1	4	0	0
f. ASNITE 製品認証機関認定	1	1	0	0	0
合計	5	4	52	2	0

※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、令和元年度に実施した審査案件の中には、認定が令和 2 年度になる案件も含まれている。

また、これら認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構 Web サイトに迅速に掲載した。

以下に a. ~f. の各事業者に対する認定業務実績を記載する。

a. ASNITE 校正事業者認定

ASNITE 校正は、JCSS 対象外の校正事業者(国家計量標準研究所、外国の国家計量標準研究所から校正を受けた校正事業者、海外にある校正事業者等、計量法で規定されていない校正事業者)の認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、令和元年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。

●遠心校正装置による加速度計の校正事業者の認定

国内の自動車メーカーが自動車の衝突安全性能試験においてその乗員の頭部への影響評価に長年用いてきている「遠心校正された加速度計」の国際的信頼性を確保するため、平成 30 年度に把握した認定ニーズに基づき、令和元年度は、加速度計の遠心校正結果に対する認定制度を構築し、校正事業者からの申請を 1 件受け付けた。

今後、この加速度計の遠心校正事業者を国際基準に基づいて審査し認定することにより、自動車分野における国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」の枠組みにおいて、日本の「遠心校正された加速度計」を用いた自動車の衝突安全性能試験の国際信頼性が確保され、国内自動車メーカーの輸出促進に貢献するものである。

(参考) 四輪車輸出額(約 12 兆円) ; 北米(192 万 5 千台)、欧州(86 万 5 千台)、アジア(60 万 1 千台)、中近東(44 万 4 千台)、豪州(43 万 4 千台) など ; 平成 29 年自工会統計

●校正に係る認定ニーズの調査

<p>る。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けたASNITE認定事業者の意識啓発のため、ASNITE認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、ASNITE認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正やASNITE認定事業者向けの情報提供等を行う。</p>		<p>自動車分野における国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」の枠組みにおいて、電気自動車等の静音性車両に係る車両接近通報装置の評価基準として、IEC61672-3 に適合したサウンドレベルメータ及び IEC60942 に適合した音響校正器を用いることが要求されたことに伴い、各 IEC 規格に基づいたサウンドレベルメータと音響校正器の校正結果に対する国際信頼性を確保するための認定ニーズを把握し、事業者からの申請相談を受けて事前の情報収集を行い、技術専門家を確保する等して認定制度の構築に向けた準備を進めた。</p> <p>●校正事業者用公開文書の見直し 令和元年度は公開文書の見直しはなかった。</p> <p>b. ASNITE 試験事業者認定(一般) ASNITE 試験事業者認定(一般)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野及び IT セキュリティ分野を除く認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、令和元年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。</p> <p>●防爆機器規格適合試験制度(IECEX)の要件を満たす試験所認定制度の構築 爆発性の気体が発生する可能性のある、石油・化学プラント、ガソリンスタンドをはじめ、可燃性液体や高圧ガスなどの製造・貯蔵・取扱所、燃料電池施設などで使用されている防爆機器は、産業保安の観点から重要であり、防爆性能の信頼性を確保するための取組は、各国の法制度として行われているほか、国際的にも世界35か国が加盟する防爆機器規格適合試験制度(IECEX)が運用されている。 しかしながら、国ごとの法制度の違いなどにより、各国が独自で定める基準とIECEXが定める基準との差異が存在するため、防爆機器メーカーは海外進出の際に追加試験を求められる場合がある。こうした多重試験を解決して試験結果の相互受け入れを促進するため、関係各国の認証機関は相互協力協定を締結して課題解決を図っている。 ASNITE 試験において、防爆機器規格適合試験制度(IECEX)の基準を満たす試験所認定制度を構築したことで、国内の認証機関が相互協力協定を海外の認証機関との間で締結する体制ができ、国内防爆機器メーカーがワンストップで各国の認証を取得できるような環境を整備した。これにより、国内の防爆機器メーカー200社以上は、海外進出が容易になり、国際競争力強化が期待される。 当該認定業務を開始に当たりニュースリリースを行い、日刊工業新聞(令和2年3月25日(水)2面)及び化学工業日報(令和2年3月26日(木)11面に記事が掲載された</p> <p>●試験所用公開文書の見直し 令和元年度は、ASNITE 試験事業者の一般要求事項、ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き、ASNITE 試験方法区分一覧の見直しを行うとともに、新たに認定スキーム文書(ASNITE(IECEX))の制定を行った。</p> <p>c. ASNITE 試験事業者認定(IT) ASNITE 試験事業者認定(IT)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために、運営している。</p>	<p>認定試験所を持つ国内認証機関は機構の認定により、IECEX 認証制度の申請代行サービスが可能となった。特に国内中小企業の防爆機器メーカーの海外進出を後押しすることが可能となった。今後は、機構が認定した試験所が試験及び輸出先の追加試験を実施可能となることから国内展開を主としていた企業が海外進出することが容易となる。近年、可燃性液体や高圧ガスなどを取扱う工場のIT化・IoT化によるタブレット、監視カメラ等のワイヤレス機器の導入増に加え、食品・医薬・化粧品分野や衣料クリーニング分野などでも需要が拡大しており、国内メーカーの海外進出や市場拡大が期待できるようになったことから、計画水準を上回る成果である。</p>	
--	--	---	--	--

●試験所用公開文書の見直し
 令和元年度は、「認定スキーム文書（ASNITE 試験事業者 IT 認定プログラム）」、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項」及び「ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き」を改正した。

●試験に係る認定ニーズの調査
 ASNITE 試験ニーズを把握するため、IT セキュリティ関係の認証スキームを運営する独立行政法人情報処理推進機構への調査や経済産業省が主催する産業サーバーセキュリティ研究会のワーキンググループにオブザーバー参加して外部機関との連携強化を図り、認定ニーズの把握に努めた。

d. ASNITE 試験事業者認定（環境）
 ASNITE 試験事業者認定（環境）は、JNLA 対象外の試験事業者（JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者）のうち環境分野（大気、水質等の環境測定や重金属、放射性物質等の測定）の認定ニーズに対応するために、運営している。

●試験所用公開文書の見直し
 令和元年度は、現地審査におけるサンプリングの立ち会い試験実施方法について公表文書（ASNITE 試験事業者（環境）認定プロセス手順書）に追加を行った。

●ASNITE 制度の利用拡大に向けた取組
 アンケート調査（平成 29 年度実施）で得られた事業者が考える標章付き証明書の発行を阻害する要因（例：認定の範囲外と範囲内の試験結果が混在している）について、それを解消する方法を個別に事業者を訪問、経営層等に説明し、標章付き試験報告書の発行数増加に係る働きかけを行った。

e. ASNITE 標準物質生産者認定
 ASNITE 標準物質生産者認定は、機器の校正、他物質への値の変換、適切な測定が行われているかの確認等に用いる、濃度や密度等一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が標準物質生産者認定の認定基準である JIS Q 17034 (ISO 17034) (標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に従って生産する能力を認定するプログラムである。

●認証アミノ酸混合標準物質生産にかかる標準物質生産者の認定
 臨床、食品生産、製薬等分野における品質管理、研究開発のために、アミノ酸成分の測定が実施されている。20 種を超えるアミノ酸の多成分一斉測定を高精度で行うためには、各分野で求められるアミノ酸組成及び信頼性の高い認証値をもつ認証混合標準物質の利用が不可欠である。
 認証アミノ酸混合標準物質の生産にかかる認定取得のニーズが寄せられ、このニーズに対応するため、認証アミノ酸混合標準物質生産事業者の ASNITE 認定に係る審査体制を整備、認定申請の受付を開始し、令和元年 10 月 10 日に 1 者を認定した。

●“フレキシブルな認定範囲”による標準物質生産者の認定

国内標準物質生産者は機構の認定により、国内企業のニーズに対応した認証アミノ酸混合標準物質を生産、供給することが可能になった。その結果、多成分一斉測定が実現し、試験所が信頼できる認証アミノ酸混合標準物質を用いることで、測定値の信頼性が向上し、研究開発の進展に貢献した。また、国内の認証アミノ酸混合標準物質生産者の海外競争力を強化した。具体的には、臨床分野においては、今後、血中アミノ酸組成スクリーニング検査の普及に

従来の ASNITE 標準物質生産者認定においては、特定の標準物質（固定された成分、混合組成、混合濃度）の生産に対して認定を授与している。この認定においては、成分、混合比等が認定範囲に含まれない新規標準物質を生産するためには、その標準物質について新規に認定を取得しなければならず、突発的な市場ニーズに迅速に対応できない。

新規標準物質を迅速に生産するために、海外の認定機関が運用する“フレキシブルな認定範囲”（特定の標準物質に限定しない認定範囲）による認定取得のニーズが寄せられた。そのニーズに応えるべく、“フレキシブルな認定範囲”による標準物質生産者の ASNITE 認定にかかる審査体制を整備、令和 2 年 3 月 5 日付で関連する公表文書の制定・改正を行い、申請受付の準備を進めた。

●標準物質生産者用公開文書の見直し

令和元年度は、“フレキシブルな認定範囲”導入に伴う下記の 6 個の公表文書の作成・見直しを実施した。

- ・ 「認定スキーム文書（ASNITE-R（NMI））」（RMIF02）第 3 版
- ・ 「認定スキーム文書（ASNITE-R（一般））」（RMIF01）第 3 版
- ・ 「ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項」（RMRP21）第 14 版
- ・ 「ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き」（RMRP22）第 14 版
- ・ 「“フレキシブルな認定範囲”を適用する ASNITE 標準物質生産者に対する認定の特定要求事項」（RMRP22）第 1 版
- ・ 「ASNITE 標準物質生産者の“フレキシブルな認定範囲”適用にかかる審査指針」（RMG600S01）第 1 版

これらの関係規程の制定・改正内容について、パブリックコメントを募集するとともに Web サイトで公開した。

f. ASNITE 製品認証機関認定

製品認証機関は、製品に対して基準・規格への適合性を評価している機関である。ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品及び製品安全の 3 分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065(適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)に基づき審査・認定を行っている。

令和元年度は、これまでの 3 分野に加え新たに 1 分野、国際法定計量機関※（OIML: International Organization of Legal Metrology）が運営する計量器の国際的な認証制度（OIML-CS）に基づく認定分野を追加し、審査・認定の提供を行った。

※国際法定計量機関（OIML: International Organization of Legal Metrology）

は、政府間条約に基づき設置された機関である。OIML は、法定計量に関する一般原則の確立及び諸問題の国際的解決、計量器の検定検査を行う国家機関及び計量器の原理、構造、使用等に関する資料並びに情報の収集等を目的とする機関であり、条約加盟国の法定計量規則を整合化することにより計量器の国際貿易の円滑化を目指している。

●OIML-CS に基づく製品認証機関の認定

食品売場や物流市場、製造業などで広く使用されるはかりなどの計量器は、世界的に非常に大きな市場であるが、各国はそれぞれ計量器に関する法制度を持って

より、日本人の死因の約半数を占める三大疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞）などの長期罹患リスク評価の信頼性が向上することで、人間の健康・生命に大きく関与・貢献することが期待できるようになった。また、食品や化粧品分野など幅広い分野への応用が期待できることから、計画水準を上回る成果である。

国内製品認証機関は機構の認定により、OIML 認証制度に基づいた証明書の発行が可能になった。その結果、計量器メーカーは、各国別の証明書発行や製品仕様の変更解消による手間・費用が 1 / 3 程度に削減され、OIML 加盟国への輸出のハードルが下がり、海外市場への更なる進出が期待できるようになったことから、計画水準を上回る成果である。

			<p>おり、製造事業者は輸出先国の法制度に製品を適合させることが負担となっている。このような状況の中、OIMLにより一国で発行した計量器の証明書を他国でも利用できるよう、新たなOIML認証制度が立ち上げられた。</p> <p>機構は、このOIML認証制度に基づいた製品認証機関を認定する制度を構築し、令和元年9月から認定業務を開始した。この制度構築にあたり、認定センターでは当該制度の認定に必要な認定スキーム文書、要求事項を定めた文書等を確立するとともに、製品認証機関技術委員会（専門家、業会関係者等利害関係者からなる委員会）に諮り了承を受けるなどの手続を迅速に実施した。当該認定業務を開始に当たりニュースリリースを行い、日刊工業新聞（9月2日 3面）に記事掲載された。</p> <p>また、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター（NMIJ）からの申請を受け、認定センターではOIML-CSに基づく認定審査を実施し、評定委員会での審議を経て令和2年3月にNMIJに対し、R60（ロードセル）及びR76（非自動はかり）において認定を授与した。当該認定授与に当たりニュースリリースを行い、化学工業日報（3月16日 4面）、計量新報（3月29日 1面）、日経 xTECH（3月18日 日経 BP 系 Web ニュース）に記事掲載された。</p> <p>この認定により、NMIJはOIML認証制度に基づく製品認証機関として、その能力を客観的に証明することができる。はかりの分野では平成30年度には310億円の輸出が行われているが、今後、OIML認証制度参加国（30か国、日本を除く）では、計量器の製造事業者はNMIJが発行する証明書を活用することで、時間と労力のかかる輸出時の手続きの多くが不要となり、日本企業による海外の市場へのさらなる進出が期待される。</p> <p>● テキスタイル・エクスチェンジに基づく新たな認定分野の検討</p> <p>テキスタイル・エクスチェンジ（TE）は、望ましい「繊維」、「完全性と規格」、「責任あるサプライチェーン」の変化を業界にもたらすべく加盟メンバーと密接に連携して活動する国際非営利団体であり、繊維製品業界が世界の水、土壌、空気、及び人に与える影響を低減するために、耕作・飼育、材料、加工、トレーサビリティ、製品寿命に関する成功事例を特定し共有している。</p> <p>持続可能な開発目標（SDGs）や、人・社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費（エシカル消費）」への社会的な変化がある中、世界的に大手のアパレル・小売事業者は、TE認証制度に参画し、消費者に対し人権や動物福祉、環境保全に配慮した製品であることを証明し、提供・販売しようとする動きがある。すでに、TE認証の取得を調達要件に課すアパレル・小売りブランドが出てきている。</p> <p>そのような中、機構は、認証機関の活動を審査し、サプライチェーンの適正性を確保するTEに基づく新たな認定分野の検討を令和元年度に開始し、令和2年度においても引き続き進める。</p>		
<p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組（1）認定制度等における調査や</p>	<p>4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組（1）認定制度等における調査や</p>	<p>各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査</p>	<p>ア 工業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立</p>	<p>各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査並びに JIS 試買検査を全件実施し指標を達成した。</p>	

<p>立入検査等の実施 法令（工業標準化法、相互承認実施法、製品安全４法（電気用品安全法等））に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を、経済産業省の指示に基づき的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。なお、工業標準化法に基づく調査については運用方法の改善を図る。</p>	<p>立入検査等の実施 法令（工業標準化法、相互承認実施法、製品安全４法（電気用品安全法等））に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査を経済産業省の指示に基づき、的確に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。なお、工業標準化法に基づく調査については運用方法の改善を図る。</p>	<p>及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）</p>	<p>入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。 なお、工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査については、電子化等による事務手続き等の一層の効率化により、調査期間の短縮化を図る。</p> <p>●産業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査 認証機関の登録及び更新のための調査は、経済産業省が実施する認証機関に対する登録又は更新の判断のため、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が産業標準化法で定められた登録基準への適合性を調査し報告するものである。 令和元年度は経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、11件（全件）の調査報告を行った。 立入検査については、経済産業大臣からの指示に対し、6件の検査報告を行った。特に令和元年度は経済産業省からの立入検査の指示が多く、認定センター内の検査要員の調整を行い効率的に実施した。</p> <p>●JIS 試買検査の実施 経済産業省の要請に基づき、選定された3品目（安全靴、静電気帯電防止靴、屋根用高日射反射率塗料（平成29年度から継続））に対して市場モニタリング（試買検査）を的確に実施した。 試買検査結果は、速やかに経済産業省へ情報提供を行うとともに、経済産業省の登録認証機関に対する是正等の措置を支援し、登録認証機関及び認証製造業者の信頼性向上に貢献した。</p> <p>●相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査 経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p> <p>イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「製品安全４法」という。）に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>登録及び更新のための調査は、経済産業省が受け付けた申請を登録又は更新をするか判断するために、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が製品安全４法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の各法律で定められた登録の基準に適合しているか確認して報告している。 令和元年度は、経済産業大臣からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査等を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、経済産業省に対して4件（全件、下表参照）の調査報告を行った。 なお、令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症が世界的に問題になる中で、海外の登録検査機関3件（消費生活用製品安全法1件（中国）、電気用品安全法2件（中国、シンガポール））への調査を、Web会議を用いて日本国内から遠隔で実施した。通常であれば現地へ赴き調査を行うが、緊急事態として経済産業省製品安全課と調査手法について調整を行い実施し、登録検査機関の登録期限について問題が生じることなく手続きを進めることを可能とした。</p>		
---	--	---	--	--	--

			<table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活用製品安全法</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>電気用品安全法</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>ガス事業法</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>計（製品安全4法）</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>立入検査については、経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p>	法律名	実績	消費生活用製品安全法	1件	電気用品安全法	3件	ガス事業法	0件	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0件	計（製品安全4法）	4件		
法律名	実績																
消費生活用製品安全法	1件																
電気用品安全法	3件																
ガス事業法	0件																
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0件																
計（製品安全4法）	4件																
<p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p>	<p>(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。</p>	<p>ア 政策的・社会的ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。</p> <p>前年度に引き続き、調査報告書等の公開情報や関係機関からの情報、外部セミナー・講演会等で得られる情報に基づき、新たな認定・認証の活用の可能性について調査を実施している。令和元年度は9のセミナー・講演会に出席し、情報収集を行った。</p> <p>平成29年度に設置した“ニーズ調査WG”（認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会）メンバーには、引き続き認定・認証にかかるニーズ情報の提供を依頼していくとともに、WG会合のフォローアップ活動として、認定ニーズのアンケート調査を実施した機関（認定事業者、工業会等）に対して、令和2年3月に継続アンケート調査を実施した。</p> <p>地域産業技術連携推進会議には、前年度に引き続きに部会に出席し、試験・校正の潜在的顧客である公設試験研究機関の認定試験・校正のニーズを聞き取り等調査した。また前年度の活動により、地域中堅中小企業の認定ニーズが生じた場合は公設試験研究機関を通じて機構までの情報提供ルートの強化を図っているところであるが、アンケート調査も含め令和元年度は直接的に新規認定試験・校正ニーズに関する情報提供はなかった。今後も引き続き情報提供ルートを維持し、あらためて情報提供を促していく。</p> <p>令和元年度は、令和元年10月30日 関東甲信越静地域部会総会に参与した。</p> <p>●フィージビリティスタディ（F/S）の実施</p> <p>新たな技術や製品等に関する認定・認証のニーズを把握するため、以下の2件のフィージビリティスタディを実施した。</p> <p>① 情報システム化による認定業務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定申請審査業務システムの開発管理及び既存システムとの相互データ連携の検討を実施した。 ・押印の省略による文書及び事務手続きの電子化を推進した。 <p>②機能安全規格に基づく認定・認証制度のあり方に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内関連機関（団体・認証機関等）へのヒアリングを実施した。 ・生活支援ロボット関連の認証機関等の認定をテーマに調査を実施中。 <p>イ 認定審査員の充実を目的とした機構内部の職員及び外部の技術専門家等を対象とする審査員養成研修を実施し、さらに既存の審査員の能力向上を目的に各種スキルアップ研修を実施する。</p>															

● 審査員等に対する研修の実施

令和元年度は、増加する認定・登録業務に対応するため、審査員の確保を目的に審査員養成研修を令和元年9月及び令和2年3月に実施した。その結果、受講者21名のうち16名の審査員の要件を満たす者を確保した。また、製品認証業務審査員研修等によりISO/IEC 17065の審査員4名を確保するとともに、OIML認証スキーム研修や電気用品安全法の技術基準に関する研修等を開催して審査員28名の維持管理に努めた。

審査員としての力量の維持管理と審査における最新情報の共有を目的として、年1回の頻度でフォローアップ研修を実施しているところであり、令和元年度としても令和2年3月の開催に向けて作業を進めていたところであったが、新型コロナウイルス感染予防のため令和2年2月21日付けで「従来の全員参加型の研修」を取りやめ、急遽、「審査員専用サイト」を用いた研修を準備し、令和2年3月末に205名の審査員（外部121名、内部84名）に対して、研修を実施した。

JCSS、JNLA、MLAP及びASNITEについては登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施し、審査員の能力向上等を図った。

主な研修は、下表のとおり。

このほかに、これまでの審査員としての経験の実績等を基に、10名について審査員（訓練中）から審査員に、7名について審査員から主任審査員に昇格させた。

研修	場所	日程	参加者数
ASNITE-IT 認定に関する研修	東京	令和元年5月8日	10名
ISO 15195研修	東京	令和元年5月20日	8名
分析化学基礎セミナー(※)	東京	令和元年6月24日～25日	3名
電気用品安全法の技術基準に関する研修	東京	令和元年6月28日	12名
不確かさの基礎	東京	令和元年7月3日～4日	1名
ISO/IEC 17043研修	東京	令和元年7月5日	11名
製品等認証業務審査員研修(※)	東京	令和元年7月22日～26日	6名
JIS品質管理責任者研修(※)	東京	令和元年7月～令和2年3月	2名
JCSSに関する計量法関係法令と登録・認定の一般要求事項の概説	東京	令和元年8月6日	4名
審査員養成研修	東京	令和元年9月9日～13日	19名
ボーケンアパレル塾(※)	東京	令和元年9月25日	3名
認定機関要員向け研修(第1回)	東京	令和元年10月4日、7日	3名
OIML-CSに係る研修	東京	令和元年10月10日	23名
計測における不確かさ研修(中・上級コース)(※)	茨城	令和元年10月30日～31日	2名
JNLA技術研修(土建分野)	千葉	令和元年10月31日～11	10名

		月1日	
MLAP講習	東京	令和元年11月25日～26日	2名
不確かさに必要な統計手法(※)	東京	令和元年12月13日	2名
財務諸表等研修	東京	令和元年12月17日	11名
ISO/IEC 17020研修	東京	令和2年1月9日	32名
ISO/IEC 17011研修	東京	令和2年1月15日	63名
ASNITE-T(一般)防爆技術研修(※)	埼玉	令和2年1月23日	9名
標準物質生産者認定審査員研修	東京	令和2年1月30日～31日	23名
JNLA技術研修(抗菌分野)(※)	大阪	令和2年2月13日～14日	5名
知っておきたい不確かさの評価法 応用編(※)	東京	令和2年2月21日	1名
試験所・校正機関認定審査員研修(二回目)	東京	令和2年3月17日～18日	2名
長さ測定に関する研修	東京	令和2年3月13日	9名
審査員フォローアップ研修(新型コロナウイルス対応のためWebによる研修に変更)	東京・大阪	令和2年3月31日(Web)	205名
現場の管理と改善セミナー(試験・計測器管理コース)(※)	東京	新型コロナウイルス対応のため中止	2名(予定)
第1回 硬さ実務支援イベント「試験の基本操作:ロックウェル硬さ編」(※)	東京	新型コロナウイルス対応のため中止	4名(予定)
国際業務担当者研修(製品認定課・製品認証機関認定関係)(※)	東京	新型コロナウイルス対応のため中止	12名(予定)
ISO/IEC17025:2017改正に伴う審査員のためのISO9001導入研修(※)	神奈川	新型コロナウイルス対応のため中止	9名(予定)
機能安全セミナー(入門編コース)(※)	東京	新型コロナウイルス対応のため中止	1名(予定)

※外部の機関が主催する研修

●審査員等力量基準の作成と力量の再確認

平成29年11月に改正されたISO/IEC 17011(JIS Q 17011:2018 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)に基づく認定機関としてのシステムの見直しに伴い、審査員等の力量基準を見直すとともに、全ての審査員及び技術専門家の力量確認を行うことにより、令和元年12月のAPAC MRA相互評価の受審においても、国際的にも適切に力量確認がされていることを評価され

		<p>た。</p> <p>ウ 認定機関としての業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善等 を通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定機関に対する満足度調査を認定事業者に行い、審査等の改善に利用する。</p> <p>●認定業務におけるマネジメントシステム文書 認定プログラムに適用する品質マニュアル等の計 265 のマネジメントシステム文書について、令和元年度は 73 文書に対して、延べ 86 件実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行に係る環境を確保した。</p> <p>具体的な制定・改正としては、APAC 評価受審に伴うマネジメントシステム文書の改正、ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）に関するスキーム文書及び一般要求事項の制定・改正、試験所ニーズの実態に即した JNLA 試験方法区分一覧の改正、各認定・登録区分にかかる個別技術的要求事項適用指針の制定・改正等を実施した。また、これらの改正情報は改正の都度、機構認定センター内の職員にメールで周知し、最新のマネジメントシステム文書に基づいて適切に業務を実施することを確保した。</p> <p>●機構認定センターにおける内部監査の実施 機構認定センターに対する前年度業務に対する内部監査を令和元年 9 月から 10 月にかけて実施した。不適合案件に対しては再発を防止するための処置（予防処置含め）を実施し、認定機関としての信頼性維持を図った。</p> <p>●マネジメントレビューの実施 令和元年度のマネジメントレビューを、APAC 評価受審後の令和元年 12 月に ISO/IEC 17011 に基づいた、マネジメントシステムの適切性及び有効性の評価を実施し、前年度に指摘された改善事項 9 件の処置が適切になされていることを確認するとともに、認定機関として今後改善すべき事項を特定し、改善計画を策定して、認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。</p> <p>●審査を受けた事業者に対する満足度調査の実施とそれに基づく改善の実施 個々の審査・検査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答 288 件（回収率 79.8 %）において 277 件が「より満足度が高い」との評価であった（「不満がある」4 件）。審査を通してあった審査員に対する苦情・要望は、審査員連絡会で情報共有するとともに、必要な処置を検討し是正及び改善を実施した。</p>		
<p>(3) 認定に係る国際関係業務認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援</p>	<p>(3) 認定に係る国際関係業務認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援</p>	<p>アジア太平洋認定協力機構（APAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。特に、APAC の国際評価を適切に受審する。また、APAC への国際評価員の派遣を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。</p> <p>以下の活動を通じて、APAC の国際相互承認取決（MRA）の署名地位を維持してい</p>		

<p>するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。</p>	<p>するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●APAC 運営への参画及び改善への貢献 アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 及び太平洋認定協力機構 (PAC) が平成 31 年 1 月に統合され、新しい地域協力機関である「Asia Pacific Accreditation Cooperation Incorporated (APAC)」として発足したことを受け、APAC 理事会に機構職員が理事として参加し、新たに制定される APAC 文書等のレビュー/承認の実施、APAC 戦略プランの制定等に関与し、APAC 運営基盤構築及び改善に貢献した。 ●APAC MRA 相互評価の受審、及び認定スコープ拡大への寄与 APAC MRA を維持するために 4 年に 1 回の MRA 相互評価を受審する必要がある、令和元年 12 月、その評価を受審した（令和 2 年 6 月までに MRA 継続が承認される予定）。 また、新規認定分野を新たに ILAC MRA の対象とするには、地域協力組織での相互評価結果の同等性を確実にする必要がある。 ILAC MRA において、標準物質生産者に対する認定区分が新たに拡大される予定となっているが、そのプロセスの一つとして、ヨーロッパ認定協力機構（EA）からのオブザーバー受け入れるなど、国際的な MRA の枠組みの拡大に貢献した。 ●APAC からの要請に基づく国際評価員の派遣 APAC 正会員の義務として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う国際評価員、又は、その評価結果をレビューするレビューアを派遣することが求められている。機構は、レビューアとして機構職員 3 名を派遣し、国際相互承認取り決めの仕組みの維持に貢献した。 また、機構職員 3 名が、APAC 評価員トレーニングに参加し、新たに APAC 国際評価員として認められ、登録された。 ●ILAC/IAF/APAC MRA の維持 ILAC/IAF/APAC MRA の正会員の義務として求められる投票活動（コメント、サーベイ等を含む 66 件）を着実に実施することで、署名地位を維持している。 また、1 か国 1 投票が求められる投票については、MRA に加盟している国内 4 認定機関との意見調整を行い日本国代表認定機関として、投票を実施した。 		
<p>（４）認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の</p>	<p>（４）認定制度の普及促進 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の</p>	<p>ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応するとともに、認定制度の普及等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●JAC の事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応 JAC とは、国内認定機関の信頼性と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度の啓発・普及により、国内の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上を目的に、国内認定機関及び関係省庁（規制当局）等で構成する協議会である。機構は JAC の事務局となっている。 令和元年度は、各機関が進める ISO/IEC 17011 や ISO/IEC 17025 の移行（規格改正への対応）に関し、改正版の規格に基づく運用を行っていく上での共通的な課題 		

<p>普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p>	<p>普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。</p>	<p>などについての情報共有を図るため、令和元年9月にJAC運営委員会を開催した。（令和2年3月にも開催が予定されていたが、新型コロナウイルス対策のため中止した。）</p> <p>認定の重要性をより広く伝えるため、例年、試験所・校正機関を対象として開催してきたセミナーを拡大し、令和2年度には認証機関を対象に加えてセミナーを開催するための検討を始めた。新たにJASaff（農林水産省関連の認定機関）とISMS-AC（情報マネジメントシステム認証関連の認定機関）の2機関を主催機関として迎え、講演内容の充実を図る予定。</p> <p>イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ることに加え、国民に向けた情報提供にも努める。</p> <p>●認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動</p> <p>認定制度の普及、利用促進に向け、以下の活動や情報提供を行うと共に、機構広報と連動した認定制度の広報活動を行った。</p> <p>令和元年度は、ILAC及びIAFが定めた「世界認定推進の日」（令和元年6月9日）に際して、各議長から発信された共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、JAC及びJLAC構成機関のWebサイトを通じて公開した。令和元年度は「認定：サプライチェーンの価値を高める」をテーマに、原材料から製品が作られ、消費者の手に渡るまでの一連のサプライチェーンの中で、認定された試験や検査、認証が品質、安全性、信頼性の確保に繋がっているか、認定活用事例の紹介などと併せて認定の重要性についてアピールした。</p> <p>また、JACメンバーのうち、試験所認定を実施している3認定機関（機構認定センター、JAB、VLAC）で組織された試験所認定機関連絡会（JLAC）として、JLAC技術情報セミナーを主催し、世界認定推進の日のテーマに合わせた、コネクテッドインダストリー、試験所情報マネジメントシステム（LIMS）、ISO/IEC 17025：2017の運用における留意点の3点についての情報提供を行うことを通じて認定の重要性に関する広報活動を行った。</p> <p>JLAC技術情報セミナー開催のほか、下表の展示会（1件）への出展を行い、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。</p> <table border="1" data-bbox="647 1499 1644 1915"> <thead> <tr> <th>展示会、広報活動等</th> <th>出展日</th> <th>開催場所</th> <th>機構ブースへの来場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JASIS2019（アジア最大級分析機器・科学機器専門展示会）への出展</td> <td>令和元年9月4日～6日</td> <td>幕張メッセ</td> <td>100人 セミナー講師2名派遣 （参加者数：200～300名）</td> </tr> <tr> <td>JLAC技術情報セミナー</td> <td>令和元年11月11日</td> <td>品川区立総合区民会館（きゅりあん）</td> <td>169名</td> </tr> </tbody> </table>	展示会、広報活動等	出展日	開催場所	機構ブースへの来場者数	JASIS2019（アジア最大級分析機器・科学機器専門展示会）への出展	令和元年9月4日～6日	幕張メッセ	100人 セミナー講師2名派遣 （参加者数：200～300名）	JLAC技術情報セミナー	令和元年11月11日	品川区立総合区民会館（きゅりあん）	169名		
展示会、広報活動等	出展日	開催場所	機構ブースへの来場者数													
JASIS2019（アジア最大級分析機器・科学機器専門展示会）への出展	令和元年9月4日～6日	幕張メッセ	100人 セミナー講師2名派遣 （参加者数：200～300名）													
JLAC技術情報セミナー	令和元年11月11日	品川区立総合区民会館（きゅりあん）	169名													

以下の講演会等の計 19 件の依頼に対して講師を派遣し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

・認定・認証に関する NITE 講座を、大阪（令和元年 8 月 23 日、参加者 30 名）、東京（令和元年 8 月 30 日、参加者 59 名（うち、サテライト会場参加者 10 名））、東京（令和 2 年 1 月 24 日、参加者 76 名（うち、サテライト会場参加者 20 名））の計 3 回開催した。

・主に ISO 9001、ISO 14001 等の品質マネジメントシステム審査員を対象に、計量関係団体と共催し、下表の講演会を実施した。製造業等業務プロセスで試験・測定を必要とする業種の品質マネジメントシステム認証においては、計量トレーサビリティに関する審査が行われていることから、JCSS 校正等による計量トレーサビリティの確保、計測器管理、校正機関の認定に関する最新情報の提供等を通じて JCSS 等の普及啓発を推進した。

講演会名	日程	参加人数
マネジメントシステムのための計量トレーサビリティ講演会	令和 2 年 1 月 27 日(大阪)、 同年 1 月 28 日(博多)、 同年 2 月 3 日(東京)、 同年 2 月 25 日(東京)※新型コロナウイルスの異境で開催中止	博多 63 名 大阪 99 名 東京 169 名

法改正や社会的・政策的なニーズに基づいて実施した新規認定業務等のうち、窓口開設や窓口開設後の初認定事例を対象に 5 件のニュースリリースを行い、新聞及びインターネット記事（日刊工業新聞、化学工業日報、日本計量新法、日経 xTECH など）で配信された。

- ①ソフトウェアの品質向上に向けて JNLA 登録を開始しました（令和元年 7 月 1 日）
- ②計量器の国際的な認証制度に基づく認証機関の認定業務を開始しました（令和元年 9 月 2 日）
- ③アミノ酸混合標準物質生産者を認定（令和元年 10 月 10 日）
- ④計量器の国際的な認証機関として産業技術総合研究所を認定しました（令和 2 年 3 月 12 日）
- ⑤防爆機器の試験所の認定業務を開始しました（令和 2 年 3 月 25 日）

●認定制度普及のための新たな取組

認定制度の認知度を高め、その有用性をアピールし、標章付き証明書の発行件数を増加させる新たな取組として、平成 30 年 12 月に設置した「認定制度活用タスクフォース」において、取組を進めるとともに次回以降の取組内容についての検討を継続（3 回開催）。

ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、他分野の取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。

さらに、審査員養成研修の受講機会を、適合性認定分野以外の分野における

		<p>試験関連業務、試験所評価業務等に従事する職員に提供する。</p> <p>地域産業技術連携推進会議には、前年度に引き続き積極的に部会に出席し、認定制度及びその重要性について、積極的に情報を提供した。</p> <p>令和元年度は、「令和元年10月30日 関東甲信越静地域部会総会」に参与した（再掲）。</p> <p>また、平成27年6月公布の「地域未来投資促進法」に基づき、「地域経済牽引事業」の担い手の候補となる地域の中核企業として経済産業大臣が選定した「地域未来牽引企業」（令和2年3月現在3,691社）の地域会合（令和元年5月25日 地域未来牽引企業サミット in 広島）が開催され、試験所、校正機関認定制度等のパンフレットを配布し、全国から参加された企業に対して認定制度の普及啓発を行った。</p>		
<p>（5）認定審査業務の電子化機構が運用する認定制度において、認定審査業務を電子化するための仕組みを構築し、認定審査の効率化、迅速化による申請者の負担軽減を図るとともに、認定審査業務のセキュリティ向上を図る。</p>	<p>（5）認定審査業務の電子化機構が運用する認定制度において、認定審査業務を電子化するための仕組みを構築し、認定審査の効率化、迅速化による申請者の負担軽減を図るとともに、認定審査業務のセキュリティ向上を図る。</p>	<p>申請者からの書類の電子データによる提出、外部審査員による審査書類の閲覧、審査書類の作成・保存等のためのシステムを開発する。</p> <p>申請者からの書類の電子データによる提出、外部審査員による審査書類の閲覧、審査書類の作成・保存等のためのシステム「認定申請審査業務システム」を遅滞なく開発した。これにより、機構が運用する認定制度において、認定審査業務をすべて電子化することが可能となった。具体的なメリットとして、印刷や郵送が不要になり、事業者・審査員間のリアルタイムな情報共有を実現することで、審査期間の短縮が可能となった。併せて、オンライン化による書類紛失リスクの軽減、外部からのシステムへのアクセスが可能となり、テレワークへの親和性が向上した。その結果、事業者の認定申請のハードルが低くなることによる認定利用の増加、機構の認定業務の機動性及び生産性を格段に向上させることが可能となった。</p>		

4. その他参考情報

--

I-5. 国際評価分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-5	国際評価技術分野			
業務に関連する政策・施策	経済産業のうち、基準認証 安全・安心のうち、産業保安	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 日本再興戦略（平成28年6月2日閣議決定） 標準化官民戦略（平成26年5月15日策定）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
【基幹目標】 (1)企業等による実用化・認証取得等の件数	前年度比 15%増加		—	—	—	前年度比 33.3%増	前年度比 37.5%増	予算額（千円）	381,290	457,625	607,377	593,664	744,174
【基幹目標】 (2)大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発	ISの段階を達成		—	—	—	CDVの段階を達成	ISの段階を達成	決算額（千円）	801,461	583,099	617,500	751,572	903,147
												(予算額との差異10%超の理由は、手数料収入等の増である。)	(令和元年度における予算額744,174千円、決算額903,147千円と、決算額が予算額に対して10%以上増加しているものの、これは予算では施設整備費を法人共通に設定したという理由によるもので、実際の執行では、分野毎に細分化して業務を遂行したものの概ね計画どおりの結果で

														あり、業務に影響を及ぼすことはなかった。)
試験評価実施件数	外部からの依頼に基づき全数を実施		—	20社28件 73試験(全数実施)	24社54件 78試験(全数実施)	27社79件 102試験(全数実施)	24社63件 78試験(全数実施)		経常費用(千円)	369,791	540,865	568,156	659,667	841,140
									経常利益(千円)	▲2,108	3,177	34,071	10,139	▲15,988
									行政サービス実施コスト(千円)	398,487	743,158	732,540	829,070	—
									行政コスト(千円)	—	—	—	—	1,339,039
									従事人員数	28	28	32	36	46

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
基幹目標 大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）に位置づけられた蓄電池に関する重要業績評価指標である「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模2020年に5,000億円」の達成に貢献する。	基幹目標 大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）に位置づけられた蓄電池に関する重要業績評価指標である「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模2020年に5,000億円」の達成に貢献する。	(1) 企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比15%増加 (2) 大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発についてISの段階を達成	【基盤整備/重要項目】 ① 世界最大級の施設を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援 機構が保有する大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援するため、試験相談には積極的に対応しつつ、広報活動として、令和元年度は個社との個別相談に注力した。その結果、令和元年度もNLABの高稼働率を維持し、外部からの依頼に基づく試験を全数実施した。 ② 戦略的な国際標準開発及び認証体制の構築により我が国企業の競争力強化、海外展開等を支援 大型蓄電池産業の健全な発展には、蓄電システムの安全性に関する国際標準の策定が必須である中、IEC/TC120（第120技術委員会）[電気エネルギー貯蔵システム]/WG5（安全）のPTにおける主査・事務局を我が国で担当し、国際標準開発の審議をリードした。その結果、日本主導で国際標準化を目指しているIEC62933-5-2（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項：電気化学的システム）について、新規作業項目提案（NWIP）の承認時点（平成28年5月）では16か国中11か国の賛成にとどまった当該規格が、最終国際規格案（FDIS）の承認時点（令和2年3月）では、19か国中18か国まで参加国及び賛成国を拡大しつつ国際標準（IS）段階を達成した。	評価：S 事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や外部機関との連携も活かして主体的、積極的にユーザーニーズの掘り起こしや試験評価サービスの向上、国際標準開発や行政への提言、将来を見据えた議論の場の醸成や体制整備等を行い、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を質的にも量的にも大きく超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 ○質的に優れた実用化・認証取得等を多く生み出し、基幹目標の指標「企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比15%増加」を上回る37.5%増を達成 機構が保有する大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援するため、試験相談には積極的に対応しつつ、広報活動として、令和元年度は個社との個別相談に注力した。その結果、令和元年度もNLABの高稼働率を維持し、外部からの依頼に基づく試験を全数実施した。また、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等の成果を11件確認できた（平成30年度は8件）。これは、基幹目標の指標「企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比15%増加」を上回る成果である。 更に、件数を増加させただけでなく、その内容についても、 <ul style="list-style-type: none"> ● NLABでの試験実施により、新型蓄電池セルに関するUL検証マークが <u>世界で初めて発行され、日本から米国等への市場展開が実現した。</u> ● NLABでの試験実施により、船舶用蓄電池モジュールに対する日本海事協会鑑定書が <u>日本で初めて発行され、国内企業の船舶分野での事業強化につながった。</u> ● NLABでの試験で安全性が確認された蓄電池が、停電時の非常用電源として複数年に渡って鉄道会社などに採用され、<u>安全な蓄電池が継続して市場展開されている。</u>等、<u>初めての事業展開や複数年継続しての市場展開につながる質的に優れた成果</u>を上げた。 	評価 S <評価に至った理由> 令和元年度は、全ての評価指標を高いレベルで達成し、社会や産業界に対して極めて大きく貢献する成果を上げた。以上から、所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるため、「S」評価と判断した。 ①大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発 令和元年度は、基幹目標の指標（1）（企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比15%増加）において、目標を大きく上回る前年度比37.5%増加（目標値に対する達成度250%）を達成しており、かつ、米国に絶大な影響力を持つ海外の有力認証機関（株式会社UL Japan）から、世界初の新型蓄電池セルに関するUL検証マークの日本企業取得に貢献するなど、件数だけでなく高い価値のある試験が多く行われたと考えられる。さらに、基幹目標の指標（2）（大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発について国際規格（IS）の段階を達成）においては、大阪で国際会議のホストを担い、各国から提出された約800件のコメントへWeb会議をフル活用して議論を加速させ、IEC/TC120国内外関係者との事前調整を密に進める等、精力的な活動を行ったことで、平成31年2月に大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発についてIS段階を達成するという難

				<p>このように、外部からの依頼に基づく試験の全数実施を達成しつつ、企業等による実用化・認証取得等の件数を増加させ、更にはその内容が質的に優れた実用化・認証取得等であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>○大型蓄電システムの国際標準開発に注力し、難易度の高いミッションである基幹目標の指標「大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発について IS の段階を達成」をクリア</p> <p>大型蓄電池産業の健全な発展には、蓄電システムの安全性に関する国際標準の策定が必須である中、IEC/TC120（第120 技術委員会）[電気エネルギー貯蔵システム] /WG5（安全）の PT における主査・事務局を我が国で担当し、国際標準開発の審議をリードした。その結果、日本主導で国際標準化を目指している IEC62933-5-2（系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項：電気化学的システム）について、新規作業項目提案（NWIP）の承認時点（平成 28 年 5 月）では 16 か国中 11 か国の賛成にとどまった当該規格が、最終国際規格案（FDIS）の承認時点（令和 2 年 3 月）では、19 か国中 18 か国まで参加国及び賛成国を拡大しつつ国際標準（IS）段階を達成した。</p> <p>国際標準開発は、各国の利害が衝突する中での迅速な調整対応が必要となる難易度の高いミッションであり、実際に、これまでに日本以外の全参加国から約 800 件のコメントが寄せられ、また国際会議の場においても不必要な要求（単なるコストアップとなりかねない規定の追加、蓄電システムの分類の更なる詳細化など）が執拗に提案されるなど、量的にも質的にも困難な対応が生じた。機構はこれらに迅速に対応するため、特に令和元年度は、9 月に日本・大阪（機構大阪事業所）で国際会議を開催し、ホストとしての大役を果たしつつ、続く 11 月のイタリア・フィレンツェ会議においては、IEC/TC120 国内外関係者との事前調整を密に進める等、<u>議論を前に進めるエンジン役として精力的に活動</u>した結果、令和 2 年 3 月に IS 段階達成にまで至らしめた。難易度の高いミッションを達成し、<u>大型蓄電池システムの安全性に係る日本発 & 世界初の国際標準化（IS の段階を達成）が実現</u>し、日本企業の蓄電システム市場競争力強化に向けたベースが構築されたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>○NLAB が核となり、急速に拡大し続けている蓄電池システム産業の世界市場において、いかに日本企業が打ち勝っていくかを議論する「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を開催</p> <p>機構は、令和元年度に「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を立ち上げた。本検討委員会は、日本の</p>	<p>易度の高い目標を達成した。</p> <p>また、これらの成果だけでなく、平成 30 年度の評価結果を反映して「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を開催し、機構が中心となって蓄電池システム産業に関する産学官一体の議論の場を設け、「日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）」をまとめあげる等、産業界全体に対して極めて大きく貢献し、所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると評価できる。</p> <p>※国際規格（IS: International Standard）とは、国際規格制定における最終到達点</p> <p>②ファインバブルに関する国際規格進展への貢献及び認証体制構築の支援</p> <p>ファインバブル（※）は日本が世界をリードする革新的な技術であるが、技術の発展や普及の前提となる測定方法が確立していないことが、ファインバブルの技術開発や信頼性担保の障壁となっている。その中で、機構が中心となって測定に関する 6 本の国際規格の進展に貢献したことは、国内企業の競争力強化につながるものと評価できる。令和元年度は、機構の開発した手順をもとに原案を作成した測定に関する 1 本の国際規格発行に貢献。さらに機構が中心となって提案している 3 本の国際規格の策定も順調に進んでいることは、国際規格化の議論をリードしたことによる国際社会への貢献のみならず、国際規格の下、他国製品との優位性を明示できることになったため、品質に優れる国内企業の競争力強化にも繋がる成果となった。</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>蓄電池システム産業界の複数の分野の企業と省庁との一部の製品に留まらない横断的かつ継続的な議論の場として立ち上げたものであり、このような <u>日本の蓄電池システム産業が世界市場で勝つための産学官一体の議論の場は、本検討委員会が日本で初めて</u> である。日本の蓄電池システム産業の将来を見据え、機構が日本の蓄電池システム産業界と経済産業省等の行政機関とのハブを担い、これまで結びつくことがなかった利害関係者を繋げ、日本の蓄電池システム産業の将来を議論する場を醸成し、<u>日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）まで整備</u> したことは、新規の取組及び成果であると同時に、<u>公的機関かつ技術機関としての機構が、平成 28 年度の NLAB 稼働から積み上げてきた蓄電池に係る実績を産業界及び行政機関に認められ、信頼を勝ち得てきたからこそ成しえたもの</u> であり、計画水準を極めて大きく上回る質的にも量的にも非常に優れた成果である。</p> <p>○ファインバブルに関する付加価値を付けた国際標準化を達成</p> <p>機構が開発した手順をもとに原案を作成した規格案の国際標準化に貢献し、令和元年度は <u>1 本の国際規格の発行及び 3 本の国際規格案の進展</u> につながった。</p> <p>ISO/TC(技術委員会)281(ファインバブル技術)の委員会に専門家として参加するだけでなく、委員会の外においても粘り強い活動を行ったことで、機構の開発した手法への信頼性を得ることに成功した。また、<u>オープン・クローズ戦略</u> を立てて、民間と共同で特許を出願することで、海外から技術を横取りされるリスクを回避している。更に、<u>技術データの信頼性確保</u> のため、外部機関と連携し、学術的観点からの信頼性を規格原案に持たせている。</p> <p>このように、<u>様々な工夫を行って付加価値を付け、国際規格の発行及び国際規格案の進展につなげた</u> ことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>○これまでの電気保安技術支援業務に加え、事故実機調査業務の本格開始及び国の災害対策検討の支援を実施することにより、機構が多方面から安全施策に貢献し官民関係者から信頼性を獲得した。結果、電気保安に対する機構のより一層の貢献が期待されることとなり、その一環として、機構に立入検査権限を付与する法改正プロセスが進行（令和 2 年 2 月 25 日に閣議決定されて国会に提出となり、令和 2 年 6 月 5 日に第 201 回国会（常会）において可決・成立し、令和 2 年 6 月 12 日に公布された。）。</p> <p>機構は平成 27 年度の電気保安技術支援業務の開始以来、「需要設備（近隣工場の電気設備等）による停電事故（波及事故）の事故発生原因をパターン化」（平成 29 年</p>	<p>なお、国際規格の発行に至るまでに、機構は、次のような工夫を実施。ファインバブル技術に関する国際標準化を検討している ISO/TC(技術委員会)281(ファインバブル技術)の WG(作業グループ)2(計測)国内審議委員会及び国際委員会に専門家として参加。提案当初は測定の困難さを各国に指摘され、規格提案を反対する国もあったが、国際シンポジウムでの技術的な説明を含む講演実施や海外から専門家を招いて、機構の実験室の見学を実施する等、委員会の外においても粘り強い活動を行ったことで、機構の開発した手法への信頼性を得ることに成功した。また、オープン・クローズ戦略を立てて、民間と共同で特許を出願することで、海外から技術を横取りされるリスクを回避している。更に、技術データの信頼性確保のため、外部機関と連携し、学術的観点からの信頼性を規格原案に持たせている。これらの工夫により、国際規格発行までにかかる期間を大きく短縮し、国際規格の進展に貢献したと評価できる。</p> <p><small>※直径 100μm 未満の微細な泡。水にファインバブルを分散させることで、洗浄力向上や農作物の発育を促進するなどの機能性を発現させる技術</small></p> <p>③電気保安技術支援業務</p> <p>機構は、電気保安行政における技術支援機関として、事故情報の分析を中心に、これまで活動を行っている。これに加え、令和元年度は、本格的に運用を開始した事故実機調査において、開始初年度ながら 70 件の調査を実施した。その他、電気保安統計の取りまとめ、重大事故情報の分析や水平展開、事故報告の体系的な整理・分析・公表のた</p>
--	--	--	--	--	---

			<p>度)、「事業者による事故報告書の作成を支援するシステム(詳細作成支援システム)の構築」(平成30年度)、「電気保安統計の更なる高度化に資する制度改善の提案」(平成30年度)等、様々な成果を上げてきたところ。</p> <p>令和元年度は、「事業者による事故報告書の整理・分析・公表するシステム(詳細管理システム・詳細公表システム)の構築」等を行いつつ、「事故実機調査」を新規に本格開始し、70件の調査を実施した。事故実機調査結果については依頼者である事業者や経済産業省から当該事故の原因について深掘りされており大変有用等と好評を得た。<u>特に、初年度ながら事故実機調査結果を踏まえて注意喚起をすべき案件を見だし、経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部と連名で注意喚起を公表</u>(令和2年3月6日公表:「EMケーブル(エコケーブル)のシュリンクバック現象に関する注意喚起」)し、電気保安の維持・向上に大きく貢献した事項である。</p> <p>加え、令和元年度では、突発的に発生した災害による電気保安関係の設備被害(台風15号による千葉県の送電鉄塔倒壊・台風19号によるタワーマンション等電気設備浸水停電)に対し、<u>機構は通常の業務を継続しつつ、追加的に、経済産業省が実施した原因究明や再発防止等に関する検討に技術面から支援を行い、国の災害対応策検討にも貢献した。</u></p> <p>こうした取組を通して官民関係者からの信頼性を獲得し、電気保安に関する機構の更なる貢献が期待されることになった。その中で、近年、再生可能エネルギー発電設備を中心に、比較的規模の小さな電気設備が急増し、急増する電気設備の安全性に疑義が生じている等の行政課題が生じていることを踏まえ、電気設備や電気保安に関する専門的知識や他分野(製品安全等)での立入検査の経験を有する機構が電気事業法に基づく立入検査を行い、機構による電気保安に関する行政支援を強化し電気保安の維持・向上を図ることが求められるようになった。その結果、<u>機構に電気事業法に基づく立入検査の権限を付与する改正事項を含む、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が、令和2年2月25日に閣議決定されて国会に提出となり、令和2年6月5日に第201回国会(常会)において可決・成立し、令和2年6月12日に公布された。</u></p> <p>このように、機構が多方面から安全施策に貢献しつつ官民関係者から信頼性を獲得し、機構に立入検査権限を付与する法改正プロセスが進行したことは、今後の電気保安の維持・向上に極めて大きく貢献することにつながるものであり、計画水準を極めて大きく上回る質的にも量的にも非常に優れた成果である。</p>	<p>めの詳細データベースの構築や運用など、計画に基づく業務を着実に遂行しつつ、加えて、経済産業省が実施した自然災害による電気設備被害に対する原因究明・再発防止策等の検討に対して、技術的な支援を行うなど、電気保安水準の維持・向上に向けて大きく貢献していると評価できる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IS段階を達成したIEC62933-5-2(電気エネルギー貯蔵システム 電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項-電気化学的システム)について、JIS化やCBスキーム参加等、関係者と連携しながら、標準を利用した認証基盤の整備を進め、蓄電池システム産業の活性化に更に貢献して行くことを期待する。 <p><その他事項></p> <p>(経営に関する有識者等によるコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池は、車載用がマーケットの大部分を占めており、今回のコロナ禍で、大きく減退している自動車産業に引きずられて蓄電池産業も冷え込むと思う。自動車産業や蓄電池産業の合併・統合の時代に入る。危機であると同時にチャンスと捕らえるべき。そのような状況下で、令和元年度、NITEがハブとなって、蓄電池の委員会を立ち上げ、ビジョンをまとめたのは、大きな成果といえる。また、保安関係の知見をまとめた結果、電事法の改正にまで至ったことも大きい。
--	--	--	--	--

				<p><通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況></p> <p>●機構に対する今後の業務方向性への意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後メーカー、ユーザー、試験機関との連携や IEC 規格の発行を通じて、NLAB が核となり、国際的な蓄電池産業の活性化に貢献して行くことを期待する。 ・詳報データベースや事故実機調査の本格運用開始等、引き続き電気保安行政の技術支援機関として役割を十分果たしていただきたい。 <p>●反映状況</p> <p>【大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備】</p> <p><u>NLAB が核となり、ユーザー、試験機関やアカデミア関連等 23 委員と経済産業省の蓄電池関連の 11 箇所の所管課等を招へいし、急速に拡大し続けている蓄電池システム産業の世界市場において、いかに日本企業が打ち勝っていくかを議論する「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を開催した。</u>（第 1 回:10 月 21 日、第 2 回:1 月 27 日、第 3 回:4 月 22 日（※））</p> <p>従前から蓄電池の種類や製品個別での議論の場はあったものの、蓄電池を搭載する製品のメーカー、蓄電池システムを組み立てるインテグレーター、蓄電池を使用や販売するユーザー、さらに製品を所管する経済産業省の複数の課を集める、<u>日本の蓄電池システム産業が世界市場で勝つための産学官一体の議論の場は、本検討委員会が日本で初めてである。</u></p> <p>本検討委員会により、機構が日本の蓄電池システム産業界と経済産業省等の行政機関とのハブを担い、これまで結びつくことがなかった利害関係者を繋げ、日本の蓄電池システム産業の将来を議論する場を醸成し、<u>日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）を整備した。</u>この中間整理に基づき、令和 2 年度においても本検討委員会を継続した上で、更に機構が蓄積したデータを解析・整理し安全かつ高性能な日本製の蓄電池システムが正当に評価されるための方策（規格等）開発の検討等の個別のアクションプランを進めるワーキンググループを設け、日本の蓄電池システム産業界の将来のあるべき姿の実現に向け貢献していく。</p> <p>※ 第 3 回は 3 月に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で 4 月に延期した。</p> <p>【電気保安技術支援業務】</p> <p>事故情報の整理・分析、事故実機調査、詳報データベースの構築・運用開始について着実に取り組みを進め、また広報活動にも注力して取り組んだ。加えて、更なる機構の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気保安について、電事法が改正され、機構が役割を担うようになったということは、大きな前進であり成果。また、千葉の台風被害の調査においても、電気事業者と連携して、特に鉄塔の土木的強度分析の知見を提供した結果、現在電気事業者の鉄塔強度の計算に係る指針が改定されようとしているなど、社会に大きく貢献しており、評価できる。 ・大型の蓄電池は、評価するにも大がかりな評価が必要であり、民間のデータも少ない中で、国際標準化には、5 年くらいが標準的に必要といわれている中、わずか 3 年で IS 化できるとは思っていなかった。さらに、メーカーからの認証の件数も、同時に、倍以上増加しているということであり、これ以上ないほどの IS 化の理想的な姿を体現している。 ・各企業から専門家を集めて情報交流のファシリテーターを担い、日本の将来戦略を検討する委員会を立ち上げたことは、日本の蓄電池の将来の在り方を考える上で、大きなステップとなると高く評価したい。 ・国際標準を作ることは本当に大変な作業であり数年で IS 段階を達成したことは大変立派で大きなインパクトのある成果。これは、目的が明確で、データ等のファクトをしっかりとって提案したから成し得たと考えられる。
--	--	--	--	---	--

				<p>貢献について経済産業省と議論を重ね、以上の取り組みを更に深化させつつ、再エネ発電設備での政策上の課題を踏まえて当該設備に関する行政執行支援を行っていくという当面の方向性の結論を得た。関連して、機構に電気事業法に基づく立入検査の権限を付与する改正事項を含む、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が、令和2年2月25日に閣議決定されて国会に提出となり、令和2年6月5日に第201回国会（常会）において可決・成立し、令和2年6月12日に公布された。</p> <p>これらを着実に対応しつつ、電気保安行政の課題について不断の連携検討を経済産業省や関係民間団体等と実施していくことで、引き続き技術支援機関としての役割を十分に果たしていく。</p> <p><NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IEC の国際標準をつくったという実績で S 評価に値する。使われない標準もある中、今回の案件はニーズも高く使われる標準であるため素晴らしい。また、電力安全関係の実績も素晴らしく、S 評価をつけたい（菊池委員）。 ・ 標準化活動を 20 年近くやっているが、提案から 3~4 年で国際標準を実現したことは歴史的であり、日本発の国際標準化のあるべき姿である。大型蓄電池の試験評価は個社でマネジメントできる投資規模ではなく、公的な立場の NLAB が日本全体のために行う意義は大きい。機構は国際標準化するためのインフラを良く作り上げたといえる。国際標準はコンセンサスにより作られるものであり妥協の産物となることが多い中で、機構は公平中立で客観的なデータを提供できる点は何よりも強い武器である。当然 S 評価といえる成果である（梶屋委員）。 ・ 標準と認証は車の両輪であり、相互承認につなげる動きもあるということであれば、使われない標準にはなり得ない。また、東日本大震災以降 LVDC（低電圧直流給電）が注目されているところ、今回の標準化はこれを後押しする。機構が設立した蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会において、今後 LVDC の世界展開に向けた議論を日本主導で進めるきっかけになることを期待している。S 評価に異存はない（梶屋委員）。 	
1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備	1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備		<p>ア 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム（日本提案で設置））の国内外委員会等に参加し、当該 TC の国際標準化活動に貢献する。</p> <p>IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム）/WG5（安全）の国内外委員会等での</p>	IEC62933-5-2 については、IS 段階を達成することが基	

<p>備 IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立) 等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。</p> <p>また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。</p> <p>さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行</p>	<p>IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立) 等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。</p> <p>また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。</p> <p>さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行</p>	<p>活動において、日本主導で国際標準化を目指している IEC62933-5-2 (系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項:電気化学的システム)については当初、新規作業項目提案 (NWIP) の承認時点 (平成 28 年 5 月) では 16 か国中 11 か国の賛成にとどまったが、次のとおり <u>機構が議論を前に進めるエンジン役として精力的に活動した結果、最終国際規格案 (FDIS) の承認時点 (令和 2 年 3 月) では、19 か国中 18 か国まで参加国及び賛成国を拡大しつつ <u>国際標準 (IS) 段階を達成</u> した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Web 会議をフル活用 (多い時期で 2 週間に 1 度のペースで開催) して日本以外の全参加国からの約 800 件ものコメントへ丁寧に回答し議論を加速させた。 ・ 国際会議の場において unnecessary 要求 (単なるコストアップとなりかねない規定の追加、蓄電システムの分類の更なる詳細化など) が執拗に提案されたが、粘り強く議論して開発内容に影響させずに納得させ、議論を前に進めた。 <p>特に令和元年度は、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度開始当初、国際規格原案 (CDV) の段階であった IEC62933-5-2 について、なお寄せられた各国コメントへ丁寧に回答しつつ、<u>9 月の日本・大阪 (機構大阪事業所) での国際会議では、機構がホストとしての大役を果たし、CDV から FDIS の段階に進めた。</u> ・ 続く 11 月のイタリア・フィレンツェ会議においては、<u>IEC/TC120 国内外関係者との事前調整を密に進めたことで、FDIS 投票を開始することが了承</u> された。その後、令和 2 年 2 月に FDIS 投票が開始され (投票期間は 6 週間)、令和 2 年 3 月に賛成多数 (19 か国中 18 か国賛成) で FDIS が承認され、<u>IS の段階を達成</u> した。 <p>以上の取組により、<u>大型蓄電池システムの安全性に係る日本発 & 世界初の国際標準化が実現し、また、安全国際標準開発プロセスを通じて、蓄電システムに係る商取引や規制に国際規格を採用する可能性のある国や地域が拡大</u> した。</p> <p>イ 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」こととされている大型蓄電池システムに関して、2019～20 年度に国際標準発行予定の IEC62933-5-2 及び IEC62619 の 2nd バージョンの認証体制整備等、第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を整備するため、認証機関との協力体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認証機関との協力体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> 現在、認証試験機関 2 社と共同試験契約を締結している。その他の認証試験機関及び認証機関 (以下「認証機関等」という。) に対しても、認証機関等が立ち会う共同試験を NLAB で実施することで繋がりを持ち、機構からのアプローチによる訪問ヒアリング等により、認証機関等との協力体制を維持している。 特に海外の有力認証機関である株式会社 ULJapan とは定期的に意見交換を実施していく中で、IEC62933-5-2 においても適用されている UL9540A 規格に基づく試験を日本で初めて実施することに成功し、<u>新型蓄電池セルに関する世界初の UL 検証マークの発行に貢献する等、より密接な協力体制を構築した。</u> ● IEC62933-5-2 の認証体制整備等 <ul style="list-style-type: none"> 国際標準発行後の早期の活用促進のため、国際標準開発と同時に次の活動にも 	<p>幹目標に対する指標となっているが、各国の利害が衝突する中での迅速な調整対応と進展は難易度の高いミッションであり、実際に、これまでに日本以外の全参加国から約 800 件ものコメントが寄せられ、また国際会議の場においても unnecessary 要求 (単なるコストアップとなりかねない規定の追加、蓄電システムの分類の更なる詳細化など) が執拗に提案されるなど、量的にも質的にも困難な対応が生じた。</p> <p>機構はこれらに迅速に対応するため、特に令和元年度は、9 月に日本・大阪 (機構大阪事業所) で国際会議を開催し、ホストとしての大役を果たしつつ、続く 11 月のイタリア・フィレンツェ会議においては、IEC/TC120 国内外関係者との事前調整を密に進める等、<u>議論を前に進めるエンジン役として精力的に活動</u> した結果、令和 2 年 3 月に <u>大型蓄電池システムの安全性に係る日本発 & 世界初の国際標準化 (IS の段階を達成) が実現</u> し、日本企業の蓄電システム市場競争力強化に向けたベースが構築された。</p> <p>また、安全国際標準開発プロセスを通じて、蓄電システムに係る商取引や規制に国際規格を採用する可能性のある国や地域が拡大した。</p> <p>このように、難易度の高いミッションを達成し、日本主導の国際標準の開発を完遂するとともに、当該規格に基づき安全性が評価される日本製蓄電システム製品の、迅速な国際市場展開につながる環境が整備されたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p> <p>機構は、基幹目標の指標となっている IEC62933-5-2 の IS 段階達成という重要度、難易度ともに高い業務に挑戦しながら、更に同時並行で国際標準発行後の早期の活用促進のための様々な活動を展開したことにより、<u>蓄電システムに係る商取引や規制に国際規格を採用する可能性のある国</u></p>	
--	--	--	---	--

<p>訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。</p>	<p>い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。</p> <p>(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献</p>		<p>取り組むことにより、蓄電システムに係る商取引や規制に国際規格を採用する可能性のある国や地域が拡大したと同時に、国際標準の活用に係る国内の連携体制が整った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気学会、関係団体とも事前に合意形成を図りながら、JIS 原案作成委員会を設置し、JIS 化作業を開始した。 試験・認証機関とも JIS 発行後の CB スキーム参加に向け協議を開始した。 米国 UL、韓国 KTR 等の試験・認証関係者等に国際標準の活用を促し、引き続き共に検討をすることとした。 <p>● IEC62619 の 2nd バージョンの認証体制整備等</p> <p>当該規格に規定される耐熱焼試験に必要なレーザー照射装置を機構に導入し、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）と連携しながら当該装置を用いた試験サービスの立ち上げを進めることとした。</p>	<p>や地域が拡大したと同時に、国際標準の活用に係る国内の連携体制が整った。</p> <p>また、認証機関との協力体制構築においては、海外の有力認証機関であり、特に米国に絶大な影響力を持つ株式会社 ULJapan と定期的に意見交換を継続した。その中で、IEC62933-5-2 においても適用されている UL9540A 規格に基づく試験を日本で初めて実施することに成功し、<u>新型蓄電池セルに関する世界初の UL 検証マークの発行に貢献する等、より密接な協力体制を構築した。</u></p> <p>以上のように、IEC62933-5-2 の IS 段階達成後を見据えた活動を展開したこと及び海外の有力認証機関との関係を深化させたことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	
	<p>(2) 大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施</p>	<p>試験評価実施件数（外部からの依頼に基づき全数を実施）</p>	<p>ア 適合性評価の実施に当たり、認証機関等から信頼性を有すると認められる試験所として運営するために、ISO/IEC 17025 に準拠した品質マニュアルの整備や、当該マニュアル等に基づく試験装置等の校正や管理、試験実施要員に対する研修・訓練等を継続的に行う。</p> <p>必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保している。</p> <p>イ 施設を活用した企業のビジネスに直結する試験等を実施する。また、試験の実施に当たっては、試験機関との連携についても引き続き積極的に進める。</p> <p>● 共同試験の実施状況</p> <p>試験相談には積極的に対応し、事務手続きが試験希望期間までに難しい場合を</p>	<p>必要な試験装置等の校正・管理、試験実施要員に対する研修を継続して実施し、認証機関等から要求される信頼性を確保しており、計画の水準を達成した。</p> <p>試験実施件数は平成 30 年度から減少しているが、これは</p>	

除き、担当者や試験室を調整することで全ての試験を実施した。

平成 30 年度は 27 社 79 件 102 試験の試験依頼があり全数を実施し、令和元年度は 24 社 63 件 78 試験の試験依頼があり全数を実施した。

○試験依頼元属性

令和元年度

属性	件数
電池メーカー	10 件
セットメーカー	17 件
自動車関連	1 件
認証機関	0 件
試験機関	22 件
その他	13 件
合計	63 件

平成 30 年度

属性	件数
電池メーカー	15 件
セットメーカー	16 件
自動車関連	8 件
認証機関	1 件
試験機関	30 件
その他	9 件
合計	79 件

○被試験体属性

令和元年度

属性	件数
蓄電池（定置用）	23 件
蓄電池（移動体用）	31 件
蓄電池（その他、不明）	4 件
蓄電池以外（蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備）	20 件
合計	78 件

平成 30 年度

属性	件数
蓄電池（定置用）	17 件
蓄電池（移動体用）	40 件
蓄電池（その他、不明）	19 件
蓄電池以外（蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備）	26 件
合計	102 件

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き高稼働率となり、特に多目的大型実験棟はほぼフル稼働の状態であった。

1 件あたりに要する試験時間が長くなったことが主な要因であり、引き続き高稼働率を維持し、全数実施を達成した。

また、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等について指標を上回る成果を上げた（※）。

※ 基幹目標における指標「企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比 15%増加」に対して、下表のとおり前年度比 37.5%増を達成。

	企業等による実用化・ 認証取得等の件数	前年度比
平成 30 年度	8 件	
令和元年度	11 件	37.5%増

更に、件数を増加させただけでなく、その内容についても、

- ・ NLAB での試験実施により、新型蓄電池セルに関する UL 検証マークが 世界で初めて発行され、日本から米国等への市場展開が実現した。
 - ・ NLAB での試験実施により、船舶用蓄電池モジュールに対する日本海事協会鑑定書が 日本で初めて発行され、国内企業の船舶分野での事業強化につながった。
 - ・ NLAB での試験で安全性が確認された蓄電池が、停電時の非常用電源として複数年に渡って鉄道会社などに採用され、安全な蓄電池が継続して市場展開されている。
- 等、初めての事業展開や複数年継続しての市場展開につながる質的に優れた成果を上げた。

このように、外部からの依頼に基づく試験の全数実施を達成しつつ、企業等による実用化・認証取得等の件数を増加させ、更にはその内容が質的に優れた実用化・認証取得等であったことは、計画水準を大きく上回る成果である。

試験の内訳としては、定置用蓄電池、移動体用蓄電池、蓄電池以外の関連品が同程度となっており、蓄電池システム産業における様々な製品の実用化・認証取得に貢献している。

また、令和元年度も、引き続き自動車用蓄電池の試験依頼が試験機関経由で多数あり（2社20件）、これまでに全ての国内主要自動車メーカーがNLABを活用している。

電気自動車の世界的な開発競争はいつそう激しくなっており、小型乗用車から大型車に開発のターゲットが広がってきていること等から、それに用いる電池の大容量化や大電流化により試験サンプルも大型化している。このため、民間の試験所に対応出来ない試験が増えてきており、NLABがそれらを引き受けることによ
って、国内自動車産業の競争力確保に貢献している。

なお、NLABでの自動車用蓄電池の試験実施に当たっては、引き続き国土交通省所管の交通安全環境研究所、経済産業省、一般財団法人自動車研究所等と、役割分担等についての意見交換を実施しながら行っている。

●アウトカムの状況

NLABの活用により、メーカーは新製品の開発、認証取得等の成果を得られた。
令和元年度は以下の11件のアウトカムが確認された（平成30年度は8件）

- 日本ガイシ株式会社（NGK）がNLABにて株式会社ULJapan立ち会いで実施した試験により、開発中の亜鉛二次電池（ZNB）が世界で初めてUL9540Aに基づくUL検証マークを取得した。これにより、日本から米国等への市場展開が実現した。
- 株式会社東芝がNLABにて実施した安全性試験の結果を活用し、日本海事協会の大容量蓄電池ガイドラインに基づくリチウムイオン電池システムコンポーネントの鑑定書を国内で初めて取得した。これにより、国内企業の船舶分野での事業強化につながった。
- 株式会社村田製作所が開発した長寿命と高安全性が特徴のリチウムイオン二次電池「FORTELION™」の安全性試験をNLABで実施。安全性が確認された「FORTELION™」が停電時の非常用電源として、平成30年度に多摩都市モノレール本社及び各駅に、令和元年度に都営地下鉄浅草線、大江戸線の主要駅に採用された。このように、NLABで安全性試験を実施した蓄電池が継続して市場展開されるに至っている。
- エリーパワー株式会社がNLABにて実施した振動試験から得られた結果を活用し、家庭用蓄電池をハウスメーカーA社向けに販売を開始した。
- NLABにて実施した大電流遮断から得られた結果を活用した車載用遮断機開発が終了し、製品適用が完了した（企業名、製品名公表不可）。
- NLABにて実施した水没試験及び直流短絡試験から得られた結果を活用し、家庭用蓄電システムの販売を開始した（企業名、製品名公表不可）。

- NLABにてR100認証試験を実施したりチウムイオン蓄電池を用いてPHEV車の量産を開始した（企業名、製品名公表不可）。
- NLABにて実施した開発中の車両と搭載バッテリーの耐火性試験・振動試験から得られた結果を活用し、ハイブリッド車の販売を開始した（企業名、製品名公表不可）。
- NLABにて実施した落下・振動試験から得られた結果を活用し、乗用電動芝刈り機用電池パックの製品化・量産化した（企業名、製品名公表不可）
- NLABにて実施した振動試験の結果から既存製品の改良モデルとして貯湯ユニットの販売を開始した（2件）（2件とも、企業名・製品名公表不可）。

ウ 試験評価拠点をより多くの事業者を活用してもらうための普及啓発活動を実施する。また、事業者訪問を通じて要望、ニーズを把握し、試験サービスの充実、改善につなげる。併せて、大型蓄電池システムの試験評価需要の高まりに対応し、試験サービスの利用者が持ち込んだ試験用資材の保全及び作業者の安全確保を図るための作業準備棟の整備を進める。

●蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会を立ち上げ及び運用

世界的な蓄電池市場の拡大によりNLAB開設当時と比較して、想定以上の試験ニーズが増加しており、機構では、NLABユーザーやユーザーになりうる企業からアウトカム調査や企業ヒアリングを実施し、企業ニーズに基づいたオリジナル試験を実施してきたが、今後、急速に多様化・大型化する蓄電池の使用範囲の拡大と次世代高機能型蓄電池の検討が進む中で、機構として日本の蓄電池産業の発展と世界における競争力強化を継続的に後押ししていくことが求められている。

このような状況を踏まえ、機構は、大型蓄電池のグローバル認証基盤整備事業をさらに加速させるため、NLABが核となり、ユーザー、試験機関やアカデミア関連等23委員と経済産業省の蓄電池関連の11箇所の所管課等を招へいし、急速に拡大し続けている蓄電池システム産業の世界市場において、いかに日本産業が勝っていくかを議論する「蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会」を開催した。（第1回:10月21日、第2回:1月27日、第3回:4月22日（※））

従前から蓄電池の種類や製品個別での議論の場はあったものの、蓄電池を搭載する製品のメーカー・蓄電池システムを組み立てるインテグレーター・蓄電池を使用や販売するユーザー、さらに製品を所管する経済産業省の複数の課を集める、日本の蓄電池システム産業が世界市場で勝つための産学官一体の議論の場は、本検討委員会が日本で初めてである。

本検討委員会により、機構が日本の蓄電池システム産業界と経済産業省等の行政機関とのハブを担い、これまで結びつくことがなかった利害関係者を繋げ、日本の蓄電池システム産業の将来を議論する場を醸成し、日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）を整備した。この中間整理に基づき、令和2年度においても本検討委員会を継続した上で、更に機構が蓄積したデータを解析・整理し安全かつ高性能な日本製の蓄電池システムが正当に評価されるための方策（規格等）開発の検討等の個別のアクションプラ

平成30年度に引き続き、積極的なアウトリーチ型の広報活動を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため第4四半期のイベントについて、展示会規模の縮小及び見学週間を中止したことにより、見学者数の受入実績は平成30年度を下回ったものの、令和元年度、特に注力した個人との個別相談、訪問者数は大幅に増加した。

また、前述のアウトカムとして挙げている、新型蓄電池セルに関する世界初のUL検証マークの発行に貢献したことをプレスリリースした結果、複数の新聞社から取り上げられるなど、令和2年度以降の更なる試験実施見込みにつながった。このように、『NLABで試験実施⇒実用化・認証取得等の成果⇒広報実施⇒NLABの認知度向上⇒NLABへの試験依頼増加⇒NLABで試験実施』という正の循環を適時適切な試験実施及び広報実施により生み出したことは計画水準を大きく上回る成果である。

これに加えて、機構は、令和元年度に「蓄電池システム

ンを進めるワーキンググループを設け、日本の蓄電池システム産業界の将来のあるべき姿の実現に貢献していく。

※ 第3回は3月に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で4月に延期した。

● 広報活動

平成30年度に引き続き、展示会への出展や個社との個別相談を行い積極的なアウトリーチ型の広報活動を実施した。また、共同試験契約について、令和元年度は初期契約の更新時期であったため、24社と共同試験契約を締結した（平成30年度は18社）。

○ 広報活動

	令和元年度	平成30年度
展示会への出展	5回	4回
講演会への登壇	3回	4回
アウトカム調査	22社・団体	10社・団体
見学の受入れ	88社・団体 85回 約670人	85社・団体 118回 約900人
個社との個別相談（訪問説明）	116社・団体 218回	101社・団体 134回

令和元年度は、個社との個別相談に注力し、従来の対象企業の拡大路線を維持しつつ、研究開発トレンドや試験のユーザーニーズに留まらず、蓄電池システム産業界の動向や経済産業省を含む公的機関へのニーズ把握に努め、前述の蓄電池システム産業の将来に関する検討委員会に情報をフィードバックした。

また、展示会には、NLABユーザー及び蓄電池メーカーの来場者・展示者が多い二次電池展（大阪・東京計2回）に継続的に出展し、アウトリーチ型の広報と共に最新の開発・製品ニーズの把握を念頭においた活動を行った。

見学受入については、例年通りwebページで広く参加者を募る見学週間を9月と3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月分は中止せざるを得なくなり人数減となった。

更に前述のアウトカムとして挙げているUL9540Aに基づく試験を日本で初めて実施し、新型蓄電池セルに関する世界初のUL検証マークの発行に貢献したことを経済産業省及び近畿経済産業局の記者クラブ並びに機構Webサイトからプレスリリースを行い、UL9540Aに基づく試験実施の問い合わせが複数社から寄せられ、令和2年度の試験実施が見込まれる。

● ニーズの把握、試験サービスの充実・改善

将来の試験需要を想定し、以下に示す中古蓄電池の安全性試験について公募形式で事業者の協力を得て実施した。

電気自動車の普及により、将来的に多数の中古蓄電池が定置用蓄電池として再利用することが予想されている。

蓄電池は製造後徐々に劣化が進み、使用場所や使用方法によっては安全性が低下するものや一定期間経過後に急激に劣化が進むものもある。また、洪水等の自然

産業の将来に関する検討委員会」を立ち上げた。本検討委員会は、日本の蓄電池システム産業界の複数の分野の企業と省庁との一部の製品に留まらない横断的かつ継続的な議論の場として立ち上げたものであり、このような日本の蓄電池システム産業が世界市場で勝つための産学官一体の議論の場は、本検討委員会が日本で初めてである。日本の蓄電池システム産業の将来を見据え、機構が日本の蓄電池システム産業界と経済産業省等の行政機関とのハブを担い、これまで結びつくことがなかった利害関係者を繋げ、日本の蓄電池システム産業の将来を議論する場を醸成し、日本の蓄電池システム産業における課題解決のための論点ごとのアクションプラン（中間整理）まで整備したことは、新規の取組及び成果であると同時に、公的機関かつ技術機関としての機構が、平成28年度のNLAB稼働から積み上げてきた蓄電池に係る実績を産業界及び行政機関に認められ、信頼を勝ち得てきたからこそ成しえたものであり、計画水準を極めて大きく上回る質的にも量的にも非常に優れた成果である。

災害において、蓄電池が被害を受ける場合があり、その場合には、状態確認や撤去移動が必要となる。

しかしながら、中古蓄電池の安全な移動や、再利用するための安全確認方法は定められていないだけでなく、中古蓄電池がどのような挙動をするかについての知見も十分ではないことから、それらの標準化や規格化の検討も必要となってきた。このため、中古蓄電池の安全な移動や使用等により起きる挙動の確認、安全に試験するため課題の確認や準備検討に必要な知見を得るため、公募形式で事業者の協力を得て令和元年度は応募4社中、2社実施した。(平成30年度は1社実施)
(公募期間：平成30年10月18日～平成31年3月31日, 応募：4事業者)

●作業準備棟の整備

令和2年3月の竣工を予定して適切に整備を進めていたが、資材の入手難という外的要因が発生(※)したことにより、工事のスケジュールについて全面的な見直しを余儀なくされた。その結果、現在は、令和2年11月の竣工を目指して引き続き適切に整備を進めている。

※ 建築物の鉄骨同士を接続するのに必要な高力ボルトの需給がひっ迫し、高力ボルトの納期が長期化した。

エ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、国内外の関係者、関係機関等との連携を実施する。

機構は平成28年度のNLAB稼働時より、国内外の蓄電池業界に対する機構のプレゼンス向上や、蓄電池システムに関する国内外の規制等の状況把握等を目的として、国内外の関係者や関係機関との連携を模索しており、その中で米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っているサンディア国立研究所(SNL)との連携をこれまで進めてきたところ。最初はお互いの信頼関係構築から始まり、その後、共同試験の実施や論文発表等、具体的な成果を上げていき、最終的には規格開発やお互いの施設での試験結果を活用した効果的な試験サービスの提供等につなげることを目指している。

上記背景のもと、機構はSNLと平成28年度に秘密保持契約(3年間有効)を締結し、3年後の令和元年度に更新を行った。当該秘密保持契約のもと、引き続き令和元年度はSNLとの共同試験における条件設定等の協議を続け、大型蓄電池システムの試験・手法開発に向けて、次の進展を達成した。

●ラウンドロビン方式での試験実施準備

大型蓄電池システムに関する試験・手法開発につなげていくための緊密な連携に係る最初の共同試験として、SNLと機構が安全性試験をラウンドロビン方式(同じ試験体を準備し、各機関が同一条件で同一の試験を実施し、試験データを比較する)で実施し、試験環境の違い等による試験データの差異を確認することに平成30年度に合意した。当該試験を実施するには、双方の試験において可能な限り有意差を生じさせないよう、均一かつ同等の試験体を入手することが課題であったが、試験体の仕様に目途を立て、令和元年7月から外部委託先にて評価用セル製作を開始、令和2年1月に試作した計50セルが機構に納品された。

令和元年度も引き続きSNLとの連携(※)を継続し、ラウンドロビン方式での試験実施準備及びその後の共同事業実施に向けた協議を順調に進めており、計画の水準を達成し

		<p>●ラウンドロビンテスト後の共同事業実施に向けた協議</p> <p>令和元年 8 月に開催された米国電気電子学会 (IEEE) の電力エネルギー分科会 (PES) 総会での NLAB 発表機会、及び令和 2 年 1 月に SNL が来日しての NLAB 見学会と、2 度にわたる対面協議機会を設け、上記ラウンドロビンテストの条件、スケジュール等に目処を立てるとともに、その後の共同事業実施に向けた協議を行い、令和 2 年 10 月に米国ハワイで開催される予定の国際電気化学会に共著にて論文発表を実施することに合意した。</p> <p>なお、上記活動の過程において、SNL との緊密な関係から折々の国際フォーラムへの参加や国際学術機関誌への NLAB 紹介記事の掲載等の機会を得て、国際的に NLAB の存在意義・優位性を知らしめた一方で、米国内の蓄電システム安全規格等の情報を入手し、機構が参画する国際標準開発の関係者に情報提供することで、世界トップクラスの蓄電システム利用国である米国の動向を国際標準 (IEC62933-5-2) 開発に反映させた。</p>	<p>た。</p> <p>※ SNL は米国エネルギー省 (DOE) 傘下の研究所であり、米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っている。例えば、米国の蓄電システムの安全性に関する基準 (モデルコード) 策定を統括する役割を果たし、その基準を議論するための WG を多数主催している。また、蓄電システムの燃焼モデル開発の研究を実施している。そのため、SNL との協力関係を構築していくことで、米国蓄電池業界に対する機構のプレゼンスが向上し、米国の基準策定に我が国の意見を反映させることも可能となり、我が国企業の国際競争力強化につながることを期待される。</p>	
<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、機構が取りまとめた測定方法や試験手順の国際標準化を目指す。また、各種試験設備と技術的知</p>	<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、機構が取りまとめた測定方法や試験手順の国際標準化を目指す。また、各種試験設備と技術的知</p>	<p>ア ファインバブルの国際標準化を目指して、ファインバブルの特性評価に関する測定方法を用いたデータ収集及び解析を行い、民間の業界団体に提供する。</p> <p>これまで、機構は汚染度の低い水中のファインバブルの評価方法を開発してきたが、ファインバブル技術の応用が広がる中で環境中の汚染度の高い水中のファインバブルの評価が求められていた。そこで、特に需要の高い海水中のファインバブルの評価を見据え、これまでに機構が開発した手法を用い、人工海水中のファインバブルの特性評価を行い、得られたデータ及び解析結果を業界団体 (一般社団法人ファインバブル産業会 (以下「FBIA」という。)) に提供した。</p> <p>イ 日本が推進するファインバブルの国際標準化を実現するため、ISO /TC 281 (ファインバブル技術) の国内外委員会等に参加し、国際標準化活動に貢献する。また、規格案の審議を進展させるため、外部機関と連携し関係者の信頼を得るようにする。加えて、バイオテクノロジー分野が有するバイオテクノロジーに関する知見も活用する。</p> <p>ファインバブル技術に関する国際標準化を検討している ISO/TC (技術委員会) 281 (ファインバブル技術) の WG (作業グループ) 1 (一般原則) 及び 2 (計測) の国内審議委員会及び国際委員会に専門家として参加し、以下の取組を実施することで国際標準化へ貢献した。</p> <p>●国際標準化活動への貢献</p> <p>機構が開発した手順をもとに原案を作成した「マイクロバブルのサイズ評価</p>	<p>需要の高い海水中のファインバブルの評価を見据え、これまでに機構が開発した手法を用い人工海水中のファインバブルの特性評価を行い、得られたデータ及び解析結果を FBIA に提供しており、計画の水準を達成した。</p> <p>機構が開発した手順をもとに原案を作成した規格案の国際標準化に貢献し、1本の国際規格の発行及び3本の国際規格案の進展につながった。</p> <p>ISO/TC281 の委員会に専門家として参加するだけでなく、委員会の外においても粘り強い活動を行ったことで、機構の開発した手法への信頼性を得ることに成功した。また、才</p>	

<p>見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p>	<p>見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p> <p>(1) 国際標準化の取組への協力</p>	<p><u>法」の国際規格案は令和2年1月30日に国際規格として発行された。</u></p> <p>また、機構が原案作成した「ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法（パート1）」は令和元年7月に新作業項目提案（NP）登録された。その後、修正案を作成して、中国杭州会議（令和元年9月）において専門家として修正案の説明を行った結果、更なる修正を加え、令和元年11月に国際規格原案（DIS）登録された。</p> <p>同じく機構が技術的な開発をして原案作成した「ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法（パート2）」については、中国杭州会議において新規提案を行い技術的な説明により信頼を得て、令和2年2月に新作業項目提案（NP）登録された。</p> <p>更に、「ファインバブル規格へのSDGsの帰属ガイドライン」（Technical Specifications：標準仕様書）の規格原案を作成し、中国杭州会議において専門家として規格案の意義を説明することで参加国からの賛成を得て、令和2年2月に新作業項目提案（NP）登録された。ファインバブル技術はSDGsへの貢献が期待されているが、この規格原案は、各SDGの達成に貢献するエビデンスを示すことを要求事項としたものであり、業界全体の信頼性の向上が見込まれる。</p> <p>●規格案の審議を進展させるための取組</p> <p>「マイクロバブルのサイズ評価法」に関しては、マイクロバブルは数分で消滅する性質のため、提案当初は測定の高難さを各国に指摘され、規格提案を反対する国もあったが、国際シンポジウムでの技術的な説明を含む講演実施や海外から専門家を招いて機構の実験室を見学して頂く等、委員会の外においても粘り強い活動を行ったことで、機構の開発した手法への信頼性を得ることに成功し、規格発行に繋がった。</p> <p>ウルトラファインバブルに関しては、数分で消滅することはないが、肉眼で見えない性質のため、マイクロバブルとは異なる測定の高難さがある。機構はウルトラファインバブルを精度良く測定することを目的とし、ウルトラファインバブルの消泡技術を開発した。効率良く国際標準化を行うため、他国から了承を得やすいコンセプトを記した「ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法（パート1）」と議論が活発になり長期化が予想される具体的な消泡方法を記した「ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法（パート2）」の2本に分けて、国際規格案を作成し、迅速な国際標準発行を目指している。</p> <p>また、機構は産業界と合意形成をとりながら、<u>オープン・クローズ戦略</u>を持って国際標準を進めている。「マイクロバブルのサイズ評価法」「ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法（パート1）」「ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法（パート2）」の規格について、業界団体と民間企業と共同で特許を国際出願することで、他国に技術を盗まれることを防いでいる。</p> <p>更に、「ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法（パート2）」では、機構が開発した超音波等を用いたファインバブルの消泡について、ファインバブル研究をリードしている慶応義塾大学と共同で査読付き英字論文を執筆した。これにより、消泡技術の信頼性の更なる向上が見込まれる。令和元年度は、慶応義塾大学と共同研究契約を締結しており、このような外部機関との連携を通じて、消泡技術だけでなく機構で取得した <u>技術データ全体の信頼性確保</u> に取り組んでいる。</p> <p>●バイオテクノロジーに関する知見の活用</p> <p>韓国が提案している「ファインバブルの水処理試験」に関する委員会原案（CD）について、修正された規格案がISO/TC281で回付された際には、機構バイオテク</p>	<p><u>オープン・クローズ戦略</u>を立てて、民間と共同で特許を出願することで、海外から技術を横取りされるリスクを回避している。更に、<u>技術データの信頼性確保</u>のため、外部機関と連携し、学術的観点からの信頼性を規格原案に持たせている。</p> <p>このように、<u>様々な工夫を行って国際規格の発行及び国際規格案の進展につなげた</u>ことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	
-----------------------------------	---	--	--	--

			ノロジーセンターの知見を活用し、技術的なコメントを入れてもらう予定であったが、令和元年度に韓国が当該規格を取り下げたため、修正規格案の回付はなかった。		
	(2) 民間による認証体制構築等の支援 民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築等に協力する。		<p>令和元年度は、機構が有する測定技術・設備を活かして、次の①、②及び③を実施した。</p> <p>① マイクロバブル簡易評価法 これまでに、機構は精度が高く信頼性の高いデータを取得することを目的としてマイクロバブルの評価法を開発した。この評価法では、汚染度の低い部屋で高額な装置を用いる必要がある一方、マイクロバブル発生機を使用する現場では、安価な装置を用いた簡易的な方法が求められている。このため、令和元年度は濁度計による測定方法を開発し、FBIAに提供を行った。現場の状況に則した測定方法が確立したことにより、現場でのファインバブル関連製品の品質管理が向上し、更なる認証制度の普及が見込まれる。</p> <p>② ファインバブル測定範囲の拡大 平成30年度は、FBIAの行う認証事業の試験機関候補先に対し、機構が開発したレーザー回折・散乱法(LD)を用いた1μm付近のマイクロバブルの測定方法の技術移転を行ったが、1μm付近のマイクロバブルはLD以外の測定原理での測定実績が無く、データの信頼性に課題があった。このため、令和元年度は電氣的検知帯法を用いた1μm付近のマイクロバブルの測定方法を開発し、FBIAに提供を行った。複数の原理による測定方法が開発されたことにより、各試験機関の測定データの信頼性が向上することが見込まれる。</p> <p>③ ウルトラファインバブル保管容器の評価法 これまで、ウルトラファインバブルを不適切な方法で保管し、ウルトラファインバブルが消滅した状態で応用分野での評価を行ったため、有意差が得られなかったという事例が散見された。この問題を解決するため、機構はウルトラファインバブル保管容器の評価方法を開発し、試験手順書をFBIAに提供した。今後、認証制度が開始されることで、より精度の高い評価の実施が期待される。</p>	機構が有する測定技術・設備を活かして新たな測定方法の開発及び民間への提供を着実に実施し、市場の拡大にともない業界団体から更に求められている認証項目の拡充に向けての支援を行っており、計画の水準を達成した。	
3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために、産業構造審議会保安分科会で承認さ	3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために、産業構造審議会保安分科会で承認さ		<p>平成30年度発生の電気事故について、経済産業省(本省及び各産業保安監督部等をいう。以下「3. 電気保安技術支援業務」において同じ。)から電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。)に基づき提出された事故情報等の提供を受け、引き続き整理・分析を実施した。この取組は、平成27年度発生の電気事故について平成28年度に整理・分析を実施した際より継続的に実施しているもので、令和元年度で4年目の取組となる。</p> <p>また、令和元年度から本格運用を開始した新たな取組として、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施した。</p> <p>なお、取組内容については、令和2年3月に実施される予定であった電力安全小委員会では報告する予定であったが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に伴い同委員会が延期となり、令和2年4月14日から開催された書面審議に</p>	<p>電気保安統計のとりまとめや重大事故の整理・分析・水平展開を行った。特に、事故事例集については、事業者から自社内での安全教育に活用したい要望をいただくなど、広く活用されている。このように、電気保安に係るツールの提供を行い、事業者による自主保安の取組の維持・向上に大きく貢献した。</p> <p>また、令和元年度からは事故実機調査を本格開始したところ、平成30年度から実施していた広報活動が功を奏し、計78件の調査依頼があり、うち70件の調査を実施した。調査結果については依頼者である事業者や経済産業省から当該事故の原因究明の深掘りで大変有用等と好評を得た。特に、<u>初年度ながら事故実機調査結果を踏まえて注意喚起をすべき案件を見だし</u>、経済産業省 中部近畿産業</p>	

<p>れた方針に基づき、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。具体的には、電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査と経済産業省への報告、将来的な事故分析の高度化を見据えた情報システムの構築等を実施しつつ、体制の整備を行う。</p>	<p>れた方針に基づき、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。</p> <p>(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析及び事故実機調査</p> <p>事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、経済産業省の要請に基づき、事故情報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果を経済産業省及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会に報告するとともに、関係団体や関係者等に</p>		<p>において報告した。</p> <p>●電気保安統計の取りまとめ</p> <p>報告規則第2条に基づき電気事業者から経済産業省に提出された電気保安年報及び報告規則第3条に基づき経済産業省に報告された重大事故報告書のうち自家用電気工作物にかかる事故情報を経済産業省が内規「電気関係報告規則第3条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について（内規）」に基づき集計した事故統計表の提供を受け、電気保安統計を取りまとめた。電気保安統計は令和2年3月に経済産業省Webサイトから経済産業省と連名で公開された。</p> <p>●重大事故情報の整理・分析</p> <p>報告規則第3条に基づき経済産業省に報告された重大事故報告書について、整理・分析を実施した。また、平成30年度に続き令和元年度も事例集を作成し、セミナーで紹介しつつ、機構Webサイトで公開した。</p> <p>●事故実機調査</p> <p>令和元年度から事故実機調査を本格開始した。本調査は、電気保安向上において有用性は高いものの、法令に基づく調査ではないため、座して案件が来るというものではなく、多くとも年間40件程度と想定していた。開始初期は数をこなすことが機構として重要であるため、経済産業省実務担当者や電気保安関係者に全国規模で粘り強く広報した。結果、調査の依頼や相談が殺到し、全国規模で実機調査を70件実施した。調査結果については依頼者である事業者や経済産業省から当該事故の原因究明の深掘りで大変有用である等と好評を得た。加えて、<u>初年度ながら事故実機調査結果を踏まえて注意喚起をすべき案件を見だし、経済産業省 中部近畿産業保安監督部 近畿支部と連名で注意喚起を公表</u>（令和2年3月6日公表：「EMケーブル（エコケーブル）のシュリンクバック現象に関する注意喚起」）することができた。</p>	<p><u>保安監督部 近畿支部と連名で注意喚起を公表</u>（令和2年3月6日公表：「EMケーブル（エコケーブル）のシュリンクバック現象に関する注意喚起」）することができ、電気保安の維持・向上に大きく貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。</p>	
--	--	--	---	--	--

	<p>情報共有する。また、自家用電気工作物の事故等のうち経済産業省や設置者等関係者と協議の上で機構において事故実機調査が必要と判断された案件について、経済産業省からの要請に基づき事故実機調査を実施し、経済産業省や関係者に情報を共有する。これらの分析・調査作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。</p>				
	<p>(2) 詳細データベースの構築・運用 行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等の</p>		<p>ア 事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故報告書の作成を支援するため、電気設備の事故報告書作成を支援するシステム(詳細作成支援システム)を公開しつつ、利用者から改善点や意見を抽出し、利用者の利便性向上に必要な改修を行う。</p> <p>詳細作成支援システムについては、平成30年度に実施した改修内容を踏まえつつ、機能不備が無いかの内部調整を繰り返し実施し、令和元年8月5日に一般公開を行った。それに関連して、経済産業省、電気保安協会及び電気管理技術者協会の各地域の担当者等に対し訪問して広報活動や、使用方法について説明会を実施した。本システムの機能については概ね好評であるものの、使い勝手面において改</p>	<p>詳細作成支援システムについて、計画どおり公開した。また、使い勝手に関するユーザーニーズを踏まえて改善を実施しており、計画の水準を達成した。</p>	

<p>高度化に資するよう、平成32年度を目途に事故情報を活用しやすいよう整理しつつ高度な分析等の支援機能を有した事故情報データベースである「詳細データベース」の本格運用を開始する。</p>		<p>善意見等が集まったため、その内容を整理し、令和元年度末にはシステム改修を行い、より使い勝手のよいシステムとして作りこみを行った。</p> <p>イ 電気設備の事故情報の体系的な整理、分析、公表を目指し、平成30年度に構築した電気設備の事故情報を整理・分析・公表するシステム（詳細管理システム・詳細公表システム）のプロトタイプ版について、利用予定者の試用を行って改善点や意見を抽出し、完成版の構築に必要な作業を行う。</p> <p>詳細管理システム・詳細公表システムについて、平成30年度に作成したプロトタイプ版をもとに試用を行い、改善すべき点を抽出し、その内容を踏まえて、システム改修を行った。詳細管理システム（経済産業省及び機構のみが利用するシステム）については、令和2年3月12日に利用者である経済産業省に公開をした。また、詳細公表システム（一般公開を想定したシステム）は、システム自体は完成したものの公表ルールの整備途上であるため、令和2年3月時点では経済産業省にのみ公開している。公表方法のあり方に関しては、公表ルールや手順を経済産業省に提案し方向性の了承を得た。</p>	<p>詳細管理システム及び詳細公表システムについて、計画どおりシステム改修を行って経済産業省に公開しており、計画の水準を達成した。</p>	
<p>(3) 技術支援機関としての体制整備 産業構造審議会保安分科会において、機構は事故分析機能等を通じハード面の安全性に係る技術的検討の総合調整機能の役割を担うことが期待されたことも踏まえて、経済産業省に対する支援を検討し、電気保安に関連する国内外の情報収集及</p>		<p>近年、自然災害は多発化・激甚化の傾向が続いている。令和元年度は特に、大型台風15号及び19号により甚大な被害が発生し、電気保安関係でも設備被害が大規模発生した。これらの災害後に国が実施した原因究明や再発防止等に関する検討に機構が技術面から支援した。具体的には、台風15号による千葉県の送電鉄塔倒壊においては、現地視察やヒアリングに同行し、技術面で助言を行った。また、台風19号によるタワーマンション等電気設備浸水停電に関しては、経済産業省と国土交通省が実施する委員会（建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会）に委員として参画した。</p> <p>(1)や(2)の事故情報に関する取組や、上段の災害対応関係に関する技術支援活動に加え、平成27年度の業務開始以来の取組を総括しつつ、経済産業省と今後の業務に関し検討を重ねた。この結果、当面の方向性を、「事故情報の整理・分析・水平展開を基軸とした強化」、「再エネ発電設備の状況を踏まえ、行政支援を強化」等とした。また、令和元年11月の審議会（産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ）及び同審議会中間報告（令和元年11月19日付け）では、再エネ発電設備、特に小出力発電設備（太陽電池の50kW未満、風力の20kW未満等）に対する規律確保の対策として事故報告・立入検査を強化する中で、機構の更なる貢献について期待が示された。</p> <p>以上を踏まえて、電気設備や電気保安に関する専門的知識や他分野（製品安全等）での立入検査の経験を有する機構が電気事業法に基づく立入検査を行い、機構による電気保安に関する行政支援を強化し電気保安の維持・向上を図ることが求められるようになった。その結果、<u>機構に電気事業法に基づく立入検査の権限を付与する改正事項を含む、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が、令和2年2月25日に閣議決定されて国会に提出となり、令和2年6月5日に第201回国会（常会）において可決・成立し、令和2年6月12日に公布された。</u></p>	<p>令和元年度では、<u>(1)や(2)の事故情報に関する取組の着実な実施に加え、突発的に発生した災害による電気保安関係の設備被害に対し、機構は通常の業務を継続しつつ、追加的に、経済産業省が実施した原因究明や再発防止等に関する検討に技術面から支援を行い、国の災害対応策検討にも貢献した。</u></p> <p>こうした取組を通して官民関係者からの信頼性を獲得し、電気保安に関する機構の更なる貢献が期待されることになった。その中で、近年、再生可能エネルギー発電設備を中心に、比較的規模の小さな電気設備が急増し、急増する電気設備の安全性に疑義が生じている等の行政課題が生じていることを踏まえ、電気設備や電気保安に関する専門的知識や他分野（製品安全等）での立入検査の経験を有する機構が電気事業法に基づく立入検査を行い、機構による電気保安に関する行政支援を強化し電気保安の維持・向上を図ることが求められるようになった。その結果、<u>機構に電気事業法に基づく立入検査の権限を付与する改正事項を含む、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が、令和2年2月25日に閣議決定されて国会に提出となり、令和2年6月5日に第201回国会（常会）において可決・成立し、令和2年6月12日に公布された。</u></p> <p>このように、機構が多方面から安全施策に貢献しつつ官民関係者から信頼性を獲得し、機構に立入検査権限を付与する法改正プロセスが進行したことは、今後の電気保安の維持・向上に極めて大きく貢献することにつながるもので</p>	

	<p>び電気保安行政を技術的に支援する専門機関としての体制整備を行い、順次可能な支援を行う。</p>		<p>あり、計画水準を極めて大きく上回る質的にも量的にも非常に優れた成果である。</p>	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

II. 業務運営の効率化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価 ・行政事業レビュ —	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費（予算額、千円）	前年度比1%以上削減	*新規に追加されるものや拡充分等は除外	5,625,555	5,569,299 (-1.01%)	—	—	—	
			—	5,804,825	5,746,777 (-1.01%)	—	—	
			—	—	5,843,075	5,784,644 (-1.01%)	—	
			—	—	—	5,872,731	5,814,004 (-1.00%)	
一般管理費（予算額、千円）	前年度比3%以上削減		1,041,324	1,010,085 (-3.09%)	—	—	—	
			—	1,013,609	983,200 (-3.09%)	—	—	
			—	—	997,459	967,535 (-3.09%)	—	
			—	—	—	965,350	936,389 (-3.00%)	
給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数	100.0以下(年齢・地域・学歴勘案)	100.0	97.1	96.2	96.7	97.0	96.6	
NITE-LANシステムのサービス提供時間内における稼働率	99%以上		—	99.8%	99.3%	99.8%	99.2%	
NITE-LANシステムの各種申請の処理時間	3営業日以内(繁忙期を除く)	*繁忙期:組織変更を伴う人事異動がある時期	—	最長3営業日	最長3営業日	最長3営業日	最長3営業日	
文書の電子決裁率	100%		33.1%	45.2%	65.2%	100.0%	100.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。	1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。		<p>1. 業務改善の取組に関する目標</p> <p>●運営費交付金業務の予算削減における効率化 機構は、新規に追加されるものや拡充分等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減）を達成した。 なお、令和2年度からは、新規に追加されるものや拡充分に加えて、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費も除外した上で、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減）を設定することで、より効果的かつ効率的な業務運営を行っていく予定である。</p> <p>●調達等合理化計画 令和元年度調達等合理化計画については、契約監視委員会（令和元年6月17日）における了承を経て公表（令和元年6月20日）し、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取組を継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報の Web サイトでの公開等による情報提供の充実 機構 Web サイトから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪等の複数拠点での同時入札説明会・入開札の実施を行う等の入札参加者の利便性の向上 応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格（ランク）の緩和 入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 <p>以上を踏まえ、一者応札・応募減少のための指標を2つ設定し、いずれの指標も達成した。</p> <p>指標1：公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で25日以上確保する。 結果1：令和元年度、契約件数204件で平均28.0日 指標2：令和元年度に契約する予定情報の充実を図り、100件以上公告前に公表する。 結果2：技術審査の有無等の付加情報を加え、令和元年度に169件公表済み</p>	<p>評価：B</p> <p>業務改善の取組に関する目標、給与の適正化等、業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、計画を達成した。 業務改善の取組に関する経費目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。 給与の適正化等については、機構の令和元年度の給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は96.6（年齢・地域・学歴勘案、平成30年度は97.0）であり、適正な給与水準を維持した。 業務の電子化としては、業務基盤システムであるNITE-LANシステムを本格稼働させ、テレワーク可能な状況となった。 サービス提供時間内における稼働率については指標99%以上に対して99.2%を達成するとともに、各種申請の処理時間も指標3営業日以内（繁忙期を除く）に対して最長3営業日といずれも指標を達成した。また、ルールの変更及び周知徹底することで電子決裁を維持（実施率100.0%）し、こちらも指標を達成した。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>＜評価に至った理由＞ 業務経費は前年度比1%減、一般管理費は3%減の経費削減を行い、適正な給与水準を維持している。令和元年度は、業務基盤システムであるNITE-LANシステムを本格稼働させ、テレワーク可能な状況とし、業務運営の効率化がなされた。また、職員等への教育等を行い、電子決裁及び業務のペーパーレス化を推進することで、指標である「NITE-LANシステムの各種申請の処理時間（3営業日以内（繁忙期を除く）」に対しても指標を達成することができた。このほか、所期の目標として掲げた業務改善の取組を着実に実施したと認められる。以上から、事業計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価と判断した。</p>

<p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>		<p>2. 給与水準の適正化等 機構は、人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、令和元年給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数を算出し、96.6(年齢・地域・学歴勘案、平成30年度は97.0)と国家公務員とほぼ同水準であり、適正な給与水準を維持した。</p>		
<p>3. 業務の電子化 NITE-LANシステムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルへの移行及び職員間コミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。 また、電子決裁等業</p>	<p>3. 業務の電子化 NITE-LANシステムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルへの移行及び職員間コミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。また、電子決裁等業務の</p>	<p>NITE-LANシステムのサービス提供時間内における稼働率(99%) NITE-LANシステムの各種申請の処理時間(3営業日以内(繁忙期を除く)) 電子決裁率を平成28年度の政府全体</p>	<p>ア 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務管理プロセスを見直し、統合型管理システムを構築することによって、大幅な管理業務の効率化を目指し、管理業務の完全電子化に向けた検討を開始する。 統合型管理システムの導入検討作業として、業務分析、現行システム分析、電子化の制限及び実現可能性調査、他機関動向調査、パッケージ製品調査、導入経費の調査等を実施し、業務改善や導入構成スケジュールを検討するため情報を収集した。 イ テレワーク環境の拡充及び職員間コミュニケーションの活性化を支援するWeb会議環境の拡充等 NITE-LANシステム最適化計画に記載された事項の反映や促進を行う。 テレワーク・デイズ2019実施期間中、約100名の職員が自宅等から端末をNITE-LANシステムへ接続したが、安定的にサービスを提供した。 職員間のみならず外部事業者とのコミュニケーションの活性化のため、外部事業者が持ち込んだ端末等をインターネットへ接続できるゲスト用無線LANを整備し、令和2年3月1日からサービスを開始した。また、ライセンス数に制限があったTV会議システムの同時接続数を拡充することで、更なるWeb会議の促進を諮った。</p>		

<p>務の電子化の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点等を踏まえ、計画的に実施を行う。</p> <p>さらに、NITE-LANシステムの安定的な運用を行う。</p>	<p>電子化の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点等を踏まえ、計画的に実施を行う。</p>	<p>の水準（91%）以上とする。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染が急速に広がる中、ウイルス感染症対策として、テレワークの緊急に実施した。このテレワークの実施指示が全拠点へ拡大することを想定し、NITE-LANシステム利用者全員がテレワークに実施が可能とするリモートアクセスサービスの同時接続数を増加する等、緊急に対応した。加えて、テレワーク実施において、自宅にインターネット環境がない職員に対して、Wi-Fiルータの貸与を実施した。</p> <p>ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有するCIO補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等IT調達制度の適切な運用を行う。また、情報システムの構築・改修、運用にあたっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。</p> <p>機構での情報システムの構築・改修に対して、民間企業で専門的な知識と経験を有するCIO補佐官への事前相談やヒアリングを通じて、システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。個別の情報システムの観点のみではなく、インフラを提供するNITE-LANシステムのライフサイクル、費用、NITE-LANシステムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達単位の提案、個別システム所管課間の調整を行う等の積極的な支援を行った。</p> <p>情報システム政府調達審査会を7システム16回(前年度13システム29回)実施するとともに、審査会以外に仕様書審査を93件(前年度94件)、提案書の確認を34件(前年度21件)、工数の積算を33件(前年度34件)行い、システム構築・改修を計画的に行った。</p> <p>エ NITE-LANシステムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。</p> <p>また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、電子決裁及び業務のペーパーレス化を推進する。さらに、NITE-LANシステムの運用(ヘルプデスク対応等)を通して、NITE-LANシステムの利用に関するFAQを集積し、これを公開することによりNITE-LANシステムの利活用を促進する。</p> <p>NITE-LANシステムの安定運用を確保するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行った。これにより、情報システム基盤としてのNITE-LANシステムの稼働率99.2%(目標値99%以上、前年度99.8%)を維持した。また、NITE-LANシステムの各種申請の処理時間については、3営業日以内の処理時間を維持した(申請件数:655件)。加えて、企画管理部及び国際評価技術本部の執務室のフリーアドレス化を実現するとともに、全拠点に対して無線LANアクセスポイントを増設することで更なるペーパーレス化の推進を諮った。</p> <p>なお、平成29年度から開始したペーパーレスに関する取組は、令和元年度で3年目となるため、大きな削減効果は期待できないと思われたが、前年度に比べ22.9%(365万円)の印刷経費の削減(前年度は19.6%(389万円)削減)を実現した。</p> <p>NITE-LANシステムの運用(ヘルプデスク対応等)を通じて、NITE-LANシステムの</p>		
--	---	-----------------------	--	--	--

利用に関する FAQ を集積し、これをイントラで公開した。今後、FAQ を拡充することで、さらなる NITE-LAN システムの利活用を促進させる予定。

文書管理に対する要望、提案等広く職員の意見等を吸い上げ、その集約した 42 件の中から、公印省略の範囲の大幅な見直し等を実施し、決裁・施行手続きの効率化・簡素化を図った。また、起案文書作成に係る文書管理システムの改修により、ユーザーの使い勝手（インターフェイス）を改善し、電子決裁の推進を行った。その結果、昨年度達成した電子決裁率（電子起案数/総起案数）100%を維持し、深く根付かせた。

そのほかに、文書管理推進月間での講演会では、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」を取り上げ、電子文書の適切な取り扱いについて理解を深めることができた。

	電子起案数	紙起案数	合計起案数	電子起案割合
令和元年度	4,131	0	4,131	100.0%
平成 30 年度	3,777	0	3,777	100.0%

4. その他参考情報

Ⅲ. 財務内容の改善

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
			業務実績	自己評価							
適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。 また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。	適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、消費税増税を考慮しつつ、受益と負担の適正化を踏まえた手数料額に改定し、成長分野へ注力した戦略かつ効果的な予算編成を行い、経営努力により、健全な財務内容を維持する。 具体的には、会計処理の適正		<p>●適切な予算編成と管理</p> <p>令和元年度当初の予算編成においては、成果主義をより予算に反映させるため、成熟分野の業務効率化により捻出した予算を成長分野に戦略的に配分した。成果主義については、主務大臣の評価結果による減額率をS評価の分野は減額なし、A評価の分野は8%減額、B評価の分野は15%減額とすることで、より成果を予算に反映した。戦略的な予算配分については、予算の執行率等を用いたPDCAにより、成熟分野は業務効率化による費用の低減を進め、捻出された予算を予算対効果が高い成長分野に重点的に配分した。</p> <p>令和2年度の予算編成については、持続可能性ある業務の実現のために、設備や機器の更新のための予算を中長期的な観点から一定枠確保する編成方法を取り入れた。各分野の予算については、固定費と変動費に分けて積算を行い、無駄な固定費を削減した上で必要額を確保した。</p> <p>予算執行管理として、各分野から、上半期は四半期ごと、下半期は毎月報告を求め、予算執行率を適時確認し、年2回の機構内の補正予算編成（予算の組み替え）により、予算の効果的な執行を管理した。また、入札における効果（予算との差額）等で捻出された予算について、機構内の補正予算編成前に予約として各分野に配分し、早期執行できる仕組みを実践したことで、予算執行率99.7%（前年度99.7%）を実現した。</p> <p>●手数料の見直し</p> <p>平成30年度に整理した手数料設定及び見直しルールを徹底し、対象であるすべての手数料（13規程）について、令和元年10月の消費税増税まで見直しを行った。また、製品安全分野においては、新たに技術協力業務として試験結果提供手数料を設定するなど、新規及び既存の手数料ともに受益と負担の適正化を踏まえた手数料額を設定している。</p> <p>●会計処理の適正化及び財務諸表の作成</p> <p>独立行政法人向け説明会への参加や会計監査人への相談等により情報収集や事前準備を行いながら、会計監査人の適正意見を得た平成30年度財務諸表を作成し、令和元年6月に経済産業大臣に提出した。</p>	<p>評価：B</p> <p>適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直しを行った。 その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。</p>	<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>B</td> </tr> <tr> <th colspan="2">＜評価に至った理由＞</th> </tr> <tr> <td colspan="2">適正な会計処理、財務管理及び業務の効率的な実施により費用低減する等健全な財務内容が維持されている。このほか、所期の目標として掲げた財務内容改善の取組を着実に実施したと認められる。以上から、事業計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価と判断した。</td> </tr> </table>	評価	B	＜評価に至った理由＞		適正な会計処理、財務管理及び業務の効率的な実施により費用低減する等健全な財務内容が維持されている。このほか、所期の目標として掲げた財務内容改善の取組を着実に実施したと認められる。以上から、事業計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価と判断した。	
評価	B										
＜評価に至った理由＞											
適正な会計処理、財務管理及び業務の効率的な実施により費用低減する等健全な財務内容が維持されている。このほか、所期の目標として掲げた財務内容改善の取組を着実に実施したと認められる。以上から、事業計画における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価と判断した。											

<p>化、平成 31 年度から適用される独立行政法人の事業報告に関するガイドライン（平成 30 年 9 月 3 日制定 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会）や「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 30 年 9 月 3 日改訂 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）に基づく財務諸表や事業報告書、決算報告書の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行う。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借入は行わない。</p>		<p>会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当を集めた会議の開催により、担当者間での情報共有し、誤った会計手続を防ぎながら適正な会計処理を行い、機構の財務状況における信頼性を確保した。</p> <p>また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂、改正消費税法、元号改正に対応して、令和元年度会計処理を適正に行った。</p> <p>以上のような経営努力により、健全な財務内容を維持している。</p> <p>●借入入れについて 計画とおりに予算を執行したため、借入の実績はない。</p>		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0386

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
国民・社会に対する情報提供件数	500件。なお、動画共有サービス等のソーシャルメディアの活用にも努める。	—	443件	481件	542件	653件	1,051件	
テレビや新聞等のメディアにおける報道実績	3%増加	(平成30年度実績の広告換算値との比較)	—	—	—	—	60.3%増	
Webニュース等、新しいメディアにおける報道実績	10%増加	(平成30年度実績の件数との比較)	—	—	—	—	34%増加	
国民からの認知度	10%増加	(平成30年度認知度調査結果との比較)	—	—	—	—	38%増加	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
1. 広報、情報提供の推進 安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性情報や評価技術を有効かつタイムリーに発信する。また、その情報発信を通じて、機構が国民・産業から	1. 広報、情報提供の推進 安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性情報や評価技術を有効かつタイムリーに発信する。また、その情報発信を通じて、機構が国民・産業から	国民・社会に対する情報提供件数(500件(動画投稿数を含む。))。なお、ツイッターのソーシャルメディアを活用した情報提供にも努める。(アウトカム)テレビや新聞等(Web上のメ	<p>●情報提供件数(アウトプット) 令和元年度のアウトプットは、各部門ともに精力的な情報発信、提供等を行った結果、1,051件、目標値(500件)比210%と目標値を大幅に上回る結果であった。また、ソーシャルメディアの活用として、YouTubeには、令和元年度に新たに21本の動画配信を行い、一日の平均視聴数は、21,200回/日と前年度比で200%を獲得した。</p> <p>●メディアにおける報道実績(アウトカム) 令和元年度のアウトカムは、TV放映 152件、新聞掲載 257件等であり、広告換算費として、推計14.7億円以上で目標値(9.17億円)比160.3%と大きく上回った。</p> <p>●Webニュースでの報道実績(アウトカム) Web上のメディアに2,053回(対前年度比134%、目標値:前年度から10%増)、機構が提供したニュース、映像等が取り上げられる機会が数多く取り上げられた。</p> <p>●国民からの認知度 平成30年度の認知度は8.8%だったが、令和元年度には12.1%となり、対前年度比138%と目標値(110%)を上回るほど認知度が向上した。</p>	<p><u>評価:A</u></p> <p>指標を含め事業計画の所期した目標を全て達成したことに加え、政策ニーズや社会・産業界の要請に迅速に応えるために、以下について機構の自発的な取組等により事業計画の所期した目標を上回る質的に顕著な成果を達成した。</p> <p>○広報、情報提供の推進 令和元年度のアウトプットは、1,051件、目標値(500件)比210%と、目標値を大幅に上回った。 令和元年度のアウトカムは、TV放映 152件、新聞掲載 257件等であり、広告換算費として、推計14.7億円以上で目標値(9.17億円)比160.3%と大きく上回った。Web上のメディアに2,053回(対前年度比134%、目標値:前年度から10%増)、機構が提供したニュース、映像等が取り上げられる機会が数多く取り上げられた。さらに、平成30年度に8.8%だった認知度は、令和元年度の調査では12.1%となり、対前年度比138%と目標値(110%)を上回る認知度向上となった。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 令和元年度は、全ての評価指標を達成し、特に、独立行政法人では初となる統合レポートを作成するとともに、政策ニーズや社会・産業界の要請に迅速に応えるための組織のマネジメント向上への取組を行ったが、これらの取組は、アウトプットの段階であり、今後これを利用してどのようなアウトカムにつながるかに期待される。以上から、所期の目標を達していると認められるため、「B」評価と判断した。</p> <p>①独立行政法人初の価値協創ガイドランスによる経営マネジメン</p>

<p>信頼・支持されるとともに、機構の活動成果が広く活用されることを目指す。</p> <p>なお、これら広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識することを目指す。</p>	<p>信頼・支持されるとともに、機構の活動成果が広く活用されることを目指す。</p> <p>なお、これら広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識することを目指す。</p>	<p>アへの掲載、Webニュースを含む)のメディアにおける報道実績を3%増加(平成30年度実績の広告換算値との比較)</p> <p>Webニュース等、新しいメディアにおける報道実績を10%増加(平成30年度実績の件数との比較)</p> <p>国民からの認知度を前年度比で10%増加(平成30年度認知度調査結果との比較)</p>	<p>ア 記者会見等を効果的に行いつつ、最新情報を適時に発信する。また、市民講座や施設見学、報告会、一般公開等、対象者にあった様々な取組による情報提供を推進する。</p> <p>令和元年度のアウトプットは、1051件であり、目標値比210%と目標値を大幅に上回る結果であった(再掲)。これは、各部門に広報意識が浸透し、プレス発表を含め、積極的な情報提供が増加していることに加え、依頼が大幅に増えた講演や寄稿に積極的に対応するなど、組織全体でのアウトプットに努め、期待に応えた結果である。これらの要請には、新聞、雑誌等への寄稿、教科書への取材協力、大学とのMoU締結による講義提供、民間企業等による見学や講演依頼など、幅広い分野等からの新規要請が含まれる。</p> <p>加えて、経済産業省が主催の地域未来牽引企業サミット(広島)に前年度に引き続き出展し、理事長自らがトップセールスを行い、機構の業務をアピールした。</p> <p>【アウトプット(件)】</p> <table border="1" data-bbox="682 751 1647 1098"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メディアへの情報提供</td> <td>408</td> <td>322</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>うち、プレスリリース</td> <td>47</td> <td>19</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>展示会への出展</td> <td>61</td> <td>51</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>講演・寄稿</td> <td>338</td> <td>308</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>うち、NITE講座</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>報告会等</td> <td>139</td> <td>23</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1051</td> <td>653</td> <td>542</td> </tr> </tbody> </table> <p>【アウトカム】</p> <table border="1" data-bbox="682 1178 1647 1440"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TV放映(回)</td> <td>152</td> <td>187</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>新聞掲載(回)</td> <td>257</td> <td>309</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>記者発表の参加(社)</td> <td>92</td> <td>64</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>広告換算費(円)(概算値)</td> <td>推計14.7億以上</td> <td>推計8.9億以上</td> <td>推計12億以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ホームページやソーシャルメディア、メールマガジン等のICT(※)ツールを活用し、国内外に向け広くわかりやすい情報発信に努める。特に文字や静止画では伝わりづらい情報について、動画による情報発信への転換を進める。</p> <p>(※ICT: Information and Communications Technology(情報通信技術)のこと。)</p> <p>ICTツールとして、令和元年度はYouTubeにて動画21本を新たに公開した(再掲)。総閲覧数は、前年度比100%増の7,740千回(平均約21,200回/日。前年度約3,861千回(平均で約10,600回/日))となり、チャンネル登録者数は、令和元年12月末には1万人を越え、年度末には前年度比約8,300名増(前年度比100%増)の約1.3万名となった。また、YouTubeの活用として、消費者や事業者向けに開催しているNITE講座をYouTube Live上で生配信し、講座会場への来場</p>		令和元年度	平成30年度	平成29年度	メディアへの情報提供	408	322	244	うち、プレスリリース	47	19	22	展示会への出展	61	51	29	講演・寄稿	338	308	226	うち、NITE講座	36	29	6	報告会等	139	23	43	計	1051	653	542		令和元年度	平成30年度	平成29年度	TV放映(回)	152	187	192	新聞掲載(回)	257	309	154	記者発表の参加(社)	92	64	111	広告換算費(円)(概算値)	推計14.7億以上	推計8.9億以上	推計12億以上	<p>○価値協創ガイダンスに基づくマネジメント分析とリソース配分</p> <p>NITEの現状分析・中期戦略の見直し・検討を行った。その際、経営に関する有識者の研修を受けた職員を中心としたチームをつくり、価値協創ガイダンスに基づき、顧客目線での市場動向調査を含む現状を踏まえた経営マネジメント分析を実施した。また、各分野における今後の戦略も価値提供を軸にしたものとなっているか見直し、統合レポート(事業報告書)としてとりまとめた(予定)。</p> <p>また、トップマネジメントで戦略的な人的リソース配分を実施した。その際、生産性のある人的リソース配分の基準として、上位1/3の業務量をベースとした配置数を設定し、労働組合との交渉や全事業所での説明会により、職員の理解を得ながら調整した。重点分野への人的リソースを令和2年度から配置変更(予定)。</p> <p>さらに、成熟分野から成長分野・新規事業への予算配分(13%減~26%増まで)と戦略的予算である特別配分枠の倍増(2.1→4.0億円)を行った。</p> <p>マネジメントの変革を支えるため、業務効率化のための統合型管理システムの構築検討と通勤手当の認定関係業務をRPA化して、令和2年4月から運用中である。</p> <p>○オープン・イノベーションに向けた取組</p> <p>様々な分野の境界でのイノベーションに対応するため、従来行ってきた部門単位での支援から機構全体としてイノベーションを支援していくため、NITE協創プログラム「NICE(NITE Innovative Collaboration Expert)」を立ち上げた。2月末にプログラムを公開し、相談・提案の受付を開始した。また、公開に合わせプレスリリースを配信し、新聞3紙に記事掲載された。公開後、1か月という短期間ながら、イベントやメルマガ等での広報5件、企業等への営業7件を実施し、9件の相談があった。</p> <p>○災害対応(台風、新型コロナウイルス)</p> <p>震災・台風対策に係り、施設整備の更新や追加投資を補正予算も得て実施している。例えば、非常用発電機用貯蔵燃料タンクの増設(木更津)、液体窒素タンク用超低温貯槽の増設(木更津)、非常用発電機の更新(本所・木更津・東北)、大型蓄電池システム試験評価用資材の保全・作業者の安全確保のための作業準備棟の整備等である。また、在宅勤務を実施できる機器の導入と運用ルールを制定した。</p> <p>このような体制整備が効を奏し、第15号台風(9月9日、かずさ事業所にて長期停電)では、業務縮小せず、サービスを継続提供でき、また、3月後半の会議については、新型コロナウイルス対応として、Web会議での参加を推奨し、年度末には原則Web会議に移行したが、そのような状況下で</p>	<p>ト改革</p> <p>機構は、令和元年度、6要素(価値観、ビジネスモデル、持続可能性・成長性、戦略、成果と重要な成果指標、ガバナンス)による経営分析等による事業・業務を客観的に棚卸しし、機構とそのステークホルダー(利害関係者)をつなぐ「共通言語」として、また経営そのものの実態も含め、機構内での対話をしながら組織の価値を高めるため、価値競争ガイダンスを活用し、各項目の相互依存性(相互結合性)を考慮しつつ、体系的・統合的に整理し、機構の「価値創造ストーリー」を表示した統合レポートを作成、公開した。各業務分野における社会からのニーズやこれに対応するリソース等を明らかにし、人事配置等の内部統制を強化するとともに、関係する国や機関、企業等への情報公開により、新規の連携事業創出等のイノベーション創出に活用することを目的としている。統合レポートの作成は、独法では唯一、企業でも500社程度の開示にとどまっている(さらに価値共創ガイダンスに基づく統合レポートの作成とすると約120社に絞られる)。今後の機構が行う安全・安心な国民生活の実現や産業発展への貢献に関する取組につながることを期待される取組として評価できる。</p> <p>②広報・情報提供の推進</p> <p>広報については、製品安全分野を中心に、国民への安全情報の普及を意識して業務を展開し、最終的にわかりやすい映像の作成を行うこと、季節や消費者のニーズに合わせたタイミングでのプレスリリース等を心掛</p>
	令和元年度	平成30年度	平成29年度																																																						
メディアへの情報提供	408	322	244																																																						
うち、プレスリリース	47	19	22																																																						
展示会への出展	61	51	29																																																						
講演・寄稿	338	308	226																																																						
うち、NITE講座	36	29	6																																																						
報告会等	139	23	43																																																						
計	1051	653	542																																																						
	令和元年度	平成30年度	平成29年度																																																						
TV放映(回)	152	187	192																																																						
新聞掲載(回)	257	309	154																																																						
記者発表の参加(社)	92	64	111																																																						
広告換算費(円)(概算値)	推計14.7億以上	推計8.9億以上	推計12億以上																																																						

が難しい方々を含めた全国の参加希望者の参加を実現した。

Twitter は、約 345 ツイートを投稿（ほぼ全営業日で実施）し、総閲覧数が約 1,602,135 回、フォロワー数は約 900 名増の 2,460 名と安定した増加を得られた。

メールマガジンは、以下の情報発信を行った。

- ・化学物質管理分野： NITE ケミマガ 49 回配信（登録者数 8,344 名）
- ・製品安全分野： 製品安全情報（PS）マガジン 28 回配信（登録者数 7,520 名）
- ・バイオテクノロジー分野： 6 回配信（登録者数 1,851 名）

ICT ツールを用いた情報発信では、各分野に関心のある者にはメールマガジンによって確実に情報を伝達することが定着した。また、広く国民や社会への情報発信として導入した YouTube による発信では、チャンネル登録者数が急激に増加し令和元年 12 月末に 1 万人を突破したことによって情報発信力が非常に高まり、視聴回数も下半期に倍増するなど、期待以上の情報伝達力の強化が見られた。

【アウトプット】

	令和 元年度	平成 30 年度
YouTube への登録本数（本）	21	30
Twitter でのツイート回数（回）	345	355
メールマガジンの配信（回）	83	81
うち、化学物質管理分野	49	49
うち、製品安全分野	28	26
うち、バイオテクノロジー分野	6	6

【アウトカム】

	令和元年度	平成 30 年度
YouTube の閲覧数（回）	7,740,184	3,861,184
Twitter の閲覧数（回）	1,602,135	2,007,987
メールマガジンの登録者数（名）	17,715	16,953
うち、化学物質管理分野	8,344	7,692
うち、製品安全分野	7,520	7,524
うち、バイオテクノロジー分野	1,851	1,737

ウ 計画的な広報活動や効果的な情報提供を行うために、NITE 中期広報戦略に基づき、多くの人に届く広報を目指す。

月 1 回の広報委員会において、各部門、支所等を代表する広報委員等の間で広報目的、戦略を検討し、共有することで、広報でつながるべき対象を認識し、組織一体となって、広報対象別に効果的なアウトプットを行うことを意識的に実践することを開始した。

も理事長のトップマネジメントの下、速やかに方針等を決定し、滞りなく事業を遂行した。

○新型コロナウイルス問題への対応

世界規模の問題解消に向け、行政ニーズに早期に対応することを常に意識しているが、令和元年度は、新型コロナウイルスへの対応として 2 つの事業を立ち上げた。新型コロナウイルスの感染拡大によるアルコール消毒液の需給逼迫を緩和するため、政府と一体となって、その代替となる消毒剤（界面活性剤等）の抗ウイルス効果の有効性評価の検証試験を行う事業の立ち上げを実施した。

<NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント>

- ・ 機構の予算規模を考慮すると、広告費換算で 15 億円もの報道実績を上げている。普通の企業なら表彰される成果である。マネジメント分野全体としては A 評価だと考えている（菊池委員）。

けたことは大きな成果。この結果、メディアによる報道実績を着実に伸ばすことができた。また、こうした努力に対応して、機構の認知度を平成 30 年度の 8.8% から、令和元年度は 13.5% に引き上げることができた。（目標値前年度比 10% 増加に対し、前年度比 138% 増、目標値の 140% を達成）。

<機構に対する今後の業務方向性への意見>

- ・ 価値競争ガイダンスを活用して統合レポートを作成し、ステークホルダー及び機構内での「共通言語」ができたことと認識。今後、これを活用した実際のアウトカムがなされると期待。
- ・ 引き続き、適時で多種・多様な広報活動を通じて、国民への機構の認知を高め、国民の安全・安心に関する情報提供を通じた貢献をすること。
- ・ 働き方改革やワークライフバランスを推進するための取組を継続して行うこと。

<その他事項>

（経営に関する有識者によるコメント）

- ・ 大きな成果として、2 つ。一つは、機構全体の分野ごとに異なる状況下でも、一貫してデジタルトランスフォーメーションに果敢に挑戦したこと。二つ目は、マルチステークホルダーへのアカウンタビリティが求められている中、価値協創ガイダンスを作成し、最終的に統合レポートとしてとりまとめたこと。特に後段は、独法として初の取組であり、特に外国で即座に組織の強みが答えられるコミュニケーションツールである統

					<p>合レポートも、企業でさえ約500社しかとりまとめられていない困難なもので、そういうものを出せたというのはすばらしい。職員の意識向上の観点からも、非常に良かった。その上でマネジメント分野は、問題なくA評価でよい。</p> <p>・全体的にスピーディに対応されている。これは、マネジメント分野の成果といえるので、マネジメントはA評価で良いと思う。組織文化を変えるのは、そう簡単ではない。これまで地道に行われてきた成果だと思うが、今回の非常に難しく、迅速性を要求された新型コロナウイルス対応などでも、非常にスピーディで、しっかりとデータを取得し、今後のニーズに備わった実際の動きができたことは、日々のマネジメントによるところ。高く評価したい。また、ダイバーシティの観点では、今年の新規採用者について、女性を44%も採用されたことはすばらしい。</p>
	<p>2. 施設及び設備に関する計画</p> <p>年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐久性や安全性を確保し、施設・設備の</p>		<p>機構の中長期営繕計画について重要機器の更新計画と併せて見直し、精度の高い営繕計画へと更新を行った。</p> <p>中長期営繕計画に基づき設備更新の必要性が認められた平成31年度施設整備費補助事業として、経年劣化等により老朽化した基盤設備の緊急改修を大規模災害時においても機構の業務を停滞させることなく持続的に実施できる環境を整備した。また、更なる災害対策として令和元年度施設整備費補助事業も実施することが決定し、着手した。</p> <p>○平成31年度施設整備費補助事業</p> <p>1. 老朽化対策（国土強靱化） 11.2億円</p> <p> (1) チラー設備更新等工事一式（10件） 6.7億円</p> <p> (2) 作業準備棟整備一式 4.5億円</p> <p>2. 老朽化対策（その他） 5.0億円</p> <p> 非常用発電機更新等工事一式（4件） 5.0億円</p> <p>○令和元年度施設整備費補助事業</p> <p> バイオテクノロジーセンター災害対応事業 7.99億円</p>		

	機能を維持する観点から中長期の営繕計画を更新する。																
<p>2. 組織・人事に関する目標 社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、組織に関して、分野間の連携を一層推進するとともに、中長期的観点に立ち計画性を持った業務実施に努める。人事に関しては、専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。</p>	<p>3. 組織・人事に関する計画 (1) 組織に関する計画 経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、機構の有する各分野の高度な技術的知見等を効率的に活用するとともに、分野間の連携を継続的に進める。また、中期方針や基幹目標、基盤整備／重要項目を常に意識し、それらに基づいた業務実施に努めるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け業務を見直していく。</p>		<p>ア 機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。また、NITE-LAN システムの更新に伴って再構築した全職員参加型のイントラを活用した各分野の活動状況・成果の共有化等の機構内広報を積極的に行い、分野・支所等の連携の活性化に取り組む。</p> <p>●機構内部の分野間の連携推進 業務担当分野だけでは対応が困難な案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。令和元年度については、次の表に示す連携により効率的に業務を進めた。</p> <table border="1" data-bbox="647 751 1650 1835"> <thead> <tr> <th>連携分野名</th> <th>連携業務名</th> <th>取組と成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品安全分野・化学物質管理分野</td> <td>化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む）</td> <td>化学物質管理分野が実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全分野が実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。令和元年度は1件の事故原因究明を実施した。</td> </tr> <tr> <td>製品安全分野・バイオテクノロジー分野</td> <td>皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明</td> <td>製品安全分野が受付した製品十個のうち、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定をバイオテクノロジー分野にて21件実施し、製品安全分野へ報告した。解析対象製品は、メガネ、靴類が多い。事故については、製品安全分野に設置されている「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。</td> </tr> <tr> <td>製品安全分野・バイオテクノロジー分野</td> <td>住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発</td> <td>微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる製品事故において、微生物の特定等をバイオテクノロジー分野に依頼した。令和元年度は4件。 バイオテクノロジー分野にて、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討及び原因タンパク質の解析を行った。</td> </tr> </tbody> </table>	連携分野名	連携業務名	取組と成果	製品安全分野・化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む）	化学物質管理分野が実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全分野が実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。令和元年度は1件の事故原因究明を実施した。	製品安全分野・バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	製品安全分野が受付した製品十個のうち、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定をバイオテクノロジー分野にて21件実施し、製品安全分野へ報告した。解析対象製品は、メガネ、靴類が多い。事故については、製品安全分野に設置されている「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。	製品安全分野・バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる製品事故において、微生物の特定等をバイオテクノロジー分野に依頼した。令和元年度は4件。 バイオテクノロジー分野にて、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討及び原因タンパク質の解析を行った。		
連携分野名	連携業務名	取組と成果															
製品安全分野・化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む）	化学物質管理分野が実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全分野が実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。令和元年度は1件の事故原因究明を実施した。															
製品安全分野・バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	製品安全分野が受付した製品十個のうち、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定をバイオテクノロジー分野にて21件実施し、製品安全分野へ報告した。解析対象製品は、メガネ、靴類が多い。事故については、製品安全分野に設置されている「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。															
製品安全分野・バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる製品事故において、微生物の特定等をバイオテクノロジー分野に依頼した。令和元年度は4件。 バイオテクノロジー分野にて、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討及び原因タンパク質の解析を行った。															

			<p>化学物質管理分野・製品安全分野</p>	<p>長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組</p>	<p>化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理分野と製品安全分野が連携して、長期使用製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んでいる。具体的には、プラスチック製品を軟らかくするための可塑剤として広く使用されているフタル酸エステルやその他揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds : VOC) 成分を含有する樹脂シートからの放散試験及び模擬ダストへの移行吸着試験の試験計画を策定し、各種試験条件にて試験を実施している。</p> <p>厚みと含有量の異なる4サンプルについて4つの温度 (20, 40, 60, 80°C) において PFS による試験を実施した。可塑剤の放出特性における厚み、含有量、温度に関する関係が明らかとなった。しかし、現在使用している固相抽出ディスクが生産中止となるため、新たな抽出ディスクによる検証を実施した。統計検定の結果、有意な差はなく、使用可能と判断された。</p>		
			<p>化学物質管理分野・製品安全分野</p>	<p>製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集</p>	<p>ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) を含有する屋内製品については、市場に残っている製品のほとんどがタイルカーペットであるとの調査結果により、カーペットを評価対象とし、また、膨大な文献調査や業界ヒアリングにより得られた情報と、製品安全センターや北陸支所と連携し、分析により得られた製品サンプルからの放散試験や溶出試験データ等も活用して、製品の回収の必要性の観点から、人健康リスクの評価を実施した。</p>		
			<p>バイオテクノロジー分野・化学物質管理分野</p>	<p>生物資源情報データプラットフォームにおける化学物質名に関する連携</p>	<p>機構が保有する微生物が持つ機能の情報について、微生物が生産できる化学物質や分解できる化学物質に関する情報について、プラットフォームのユーザーにわかりやすいよう、化学物質名の日本語訳と化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP) へのリンクを付けるため、化学物質管理分野に内容確認を依頼し、それらの情報を横断的データプラットフォーム (DBRP) から公開し、微生物が生産または分解できる化学物質の特性や法規制情報を確認できるようにした。</p>		

バイオテクノロジー分野・化学物質管理分野	生体分子解析結果を活用した化学物質のリスク評価の精緻化に向けた連携	皮膚障害等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、劇物及び感作性を示す高分子安定剤が発見され、過去においても数件の同一事例が存在していることから、化学物質管理分野へ2件（劇物検出1件、新規感作性物質情報1件）の情報提供を行った。
バイオテクノロジー分野・適合性認定分野	バイオバンクの国際標準（ISO）に関する情報共有	「バイオバンク（微生物を含むすべての生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の施設等の要件に関する国際標準規格書（ISO 20387）」に係る、ガイド文書と微生物バンクに特化した国際標準規格書（ISO 24088-1）の検討活動において、ISO 20387 認定の検討状況や、ISO20387 の国内認定機関の動向について、適合性認定分野の担当者と情報共有及び意見交換を行い、認定に関する経験や専門的知識を活用した。
国際評価技術分野・バイオテクノロジー分野	ファインバブルに関する国際標準化への協力	韓国が提案している「ファインバブルの水処理試験」に関する委員会原案（GD）について、修正された規格案が ISO/TC281 で回付された際には、国際評価技術分野がバイオテクノロジー分野の知見を活用し、技術的なコメントを入れる予定であったが、令和元年度に韓国が当該規格を取り下げたため、修正規格案の回付はなかった。

●機構内の分野横断的なプロジェクトチームの活動の推進

特定のミッションを達成するため、時限的に機構内の複数分野の職員が集まって活動するプロジェクトチームを設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。令和元年度については、次の表に示すとおりプロジェクトチームの活動を実施し、それぞれ成果を得た。

連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果
全分野	業務執行能力開発 PT	機構職員が、基本的な業務執行能力を迅速に身につけるためのツールを確立し、周知徹底を行うために、入構2年目の職員を中心に。メンバーは自身の経験を基に業務執行マニュアルの見直し及び簡易版の新規作成を行った。令和2年度の新規採用職員へ配布し、研修資料の一部として利用する他、4月の新人研修で解説した。

全分野	新規採用広報 PT	若手職員を中心に機構の認知度を高める活動を検討し、大学での業務紹介等を積極的に行った。特に令和元年度はダイバーシティ確保（女性や障害者）に向けた取組を強化した。その結果、説明を聞いた学生が官庁訪問に参加、機構業務に興味を持つ採用候補者の発掘につながった（年度初採用人数として、女性：3名から8名へ、障害者：0名から3名へ）。
全分野	海洋プラスチック問題に係る評価法の開発検討チーム	海洋プラスチック問題に関する政策的ニーズに適切に対応するためには、機構全体で分野横断的に連携して対応するため設立した（令和2年2月4日）。令和元年度は、各分野で求められるニーズの検討を行った。
全分野	新型コロナウイルスの消毒手法に関する検討タスクフォース	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、アルコールの需給がひっ迫しているところ、経済産業省の要請を受け、新型コロナウイルスに有効な代替消毒方法の有効性を評価、広報することで家庭や職場においてアルコール以外の消毒方法の選択肢を増やすことを目的に候補物資に関する文献調査等を行った。

●社会的要請を受けた取組（新型コロナウイルス対応）

機構を取り巻く社会的な情勢変化への対応として、社会的要請を受けて新型コロナウイルス感染症に早急に取り組み、機構の強みを生かした技術面からの支援を行った。

代替消毒方法の有効性評価・広報としては、新型コロナウイルスの感染拡大によるアルコール消毒液の需給逼迫を緩和するため、政府と一体となって、その代替となる消毒剤（界面活性剤等）の検討を緊急に行った。

イ 各分野の若手から構成された技術戦略室等を中心に、オープン・イノベーション時代の到来に向け、機構自身がプレイヤー及び支援機関として、イノベーションへ貢献する。そのために、機構のサービスの充実を図るとともに、今後必要となる技術や事業、先進的な業務実施手法を模索し、適宜、フィージビリティスタディ等による実現可能性に関する調査、レビューを行い、実現が推奨される案件について平成32年度の事業計画への反映を目指す。

イノベーション創出支援の視野から新規事業の立案に向け、専任の職員を配置したイノベーション・イニシアチブ室を設置した。

今後必要となる技術や事業等については、国内外の学会やセミナー等へ参加し、社会課題や最新の技術動向について調査を行い、情報収集した内容については機構幹部へ報告することで事業方針等の検討に活かした。また、パネルディスカッションを含む全職員を対象とした講演会（計2回）、先端テクノロジーによる産業革命や社会課題解決に関する講演会（調査活動を通じ築いた人脈をもとに講師を招へい）を開催し、機構が行うイノベーション創出支援の意義や職員の意識向上へと

つなげた。

加えて、機構のサービスの充実として、従来行ってきた部門単位での支援から機構全体としてオープン・イノベーションを推進するため、NITE 協創プログラム「NICE (NITE Innovative Collaboration Expert)」を立ち上げた。(具体的な取組として以下の①～③を実施)

- ① NICE プログラムを紹介する Web サイトの立ち上げ、事業者からの相談・提案を受け付けるイノベーション・ハブ(協創窓口)の設置
- ② 個々の部門で提供されているデータベースや技術等を NICE プログラム内のソリューションとして4つのカテゴリーに区分けして提示
- ③ 新たな取組として、製品安全センター及び支所に整備された試験設備等を事業者に貸し出すサービスを開始

2月末にプログラムを公開し、相談・提案の受付を開始した。また、公開に合わせてプレスリリースを配信し、新聞3紙に記事掲載された。公開後、1か月という短期間ながら、イベントやメルマガ等での広報5件、企業等への営業7件を実施し、9件の相談があった。

●技術戦略室

若手職員を中心として、機構の将来や現状の問題点を把握・解決していく組織として技術戦略室を運営した。

令和元年度の実施内容は以下のとおり。

- ・ フィージビリティスタディ (F/S) の実施ととりまとめ
- ・ 職員からの意見募集と解決提案
- ・ アクションプランのフォローアップ(見直し、新規設定)
- ・ 先端技術等研究会の実施
- ・ 外部研修会等への参加

●フィージビリティスタディ (F/S) の実施

各部門に対し、新規テーマ等の発掘・具体化を促し、5分野で以下9件のF/S実施を支援した。

製品安全センター 1件
広報効果の測定方法
化学物質管理センター 1件
Integrated Approaches to Testing Assessment (IATA)の検討
子ども向け化学物質のリスク・ベネフィット教育～安全と安心をつなげるリスクの普及活動～
バイオテクノロジーセンター 2件
和歌山県工業技術センターとNITEの共同研究「微生物による未利用資源の活用技術の開発」におけるFB水活用に関するF/S調査
住環境で用いるエアコン等に繁殖するカビの安全性評価
認定センター 2件
機能安全規格に基づく認定・認証制度のあり方
認定プロセス改善
国際評価技術本部 1件
蓄電池の評価試験に関する試験データの利活用について
技術戦略室 2件

		<table border="1" data-bbox="697 94 1647 178"> <tr> <td>介護ヘルスケア</td> </tr> <tr> <td>水素インフラの安全性</td> </tr> </table> <p>ウ 支所における業務について、保有する機能及び所在する地域における特長を活かし、支所ごとの取組を適宜実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の外部組織との連携強化 支所の保有技術や地域ネットワークを活かした地域の外部組織との連携を強化し、機構の業務を周知することを目的として、産業技術連携推進会議の地域部会や分科会に働きかけ、7地域（北海道、東北地域、関東・甲信越静岡、東海・北陸地域、中国地域、四国地域、九州及び総会）の地域部会に参加し、機構の情報提供を行うとともに、ニーズのヒアリング等で情報収集を行った。 ●支所における発信力の強化 地域との連携を強めるべく、支所におけるNITE講座のサテライト実施や地域のイベント等に参加した。 	介護ヘルスケア	水素インフラの安全性						
介護ヘルスケア										
水素インフラの安全性										
	<p>(2) 人事に関する計画 専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。</p>	<p>ア 分野横断的キャリアパスの考え方をもとに、中堅若手職員を中心とした能力開発研修や分野横断的な配置換等を積極的に推進し、外部機関との積極的な人事交流に取り組み、適正に人員を配置するとともに専門分野の複層化や業務経験の多様化を図る。また、自身の専門性を活かしつつ新たな専門分野に挑戦する人材を積極的に採用する。多様な人材の的確な配置により機構の業績を向上し、独法評価結果を職員の賞与に適切に反映する。</p> <p>社会的要請に迅速に対応するため、高度な専門性を有する人材及びマネジメント経験を積んだ将来の幹部候補を対象として選考採用を行い、1名（任期付職員）を採用した。</p> <p>新規職員の採用活動では、若手職員を中心に出身大学への訪問を継続し、東京、東北、大阪、名古屋、九州の全国5か所で説明会等を実施した。機構の各拠点で実施した新規採用向けの官庁訪問（一般職試験（大卒程度））には、合計100名（前年度約80名）の訪問者があり、化学、電気等幅広い試験区分から18名（令和元年10月1日採用2名、12月1日採用1名、令和2年1月1日採用1名、4月1日採用14名（前年度18名））を採用した。また、業務説明会や官庁訪問では女性職員の対応者を増強、試験区分に応じた説明を行い女性職員の採用拡大に注力した結果、新規採用職員のうち女性の採用率が44%と前年度（22%）を大きく上回った。</p> <p>なお、女性職員の人数・割合は引き続き高水準107名/419名26%（前年度末時点106名/414名26%）を維持し、女性職員の管理職登用については、9%（前年度10%）であった。</p> <p>上記のほか、人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、内閣府の被災者生活支援チームや独立行政法人情報処理推進機構への出向を含め、次の組織と人事交流を実施している。</p> <p style="text-align: right;">（単位：名）</p> <table border="1" data-bbox="682 1879 1617 1953"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省（本省）</td> <td>出向17、受入10</td> <td>出向15、受入9</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	平成30年度	経済産業省（本省）	出向17、受入10	出向15、受入9		
	令和元年度	平成30年度								
経済産業省（本省）	出向17、受入10	出向15、受入9								

経済産業省(近畿局等)	出向 3、受入 1	出向 3、受入 1
他府省	出向 3、受入 0	出向 3、受入 0
他独法	出向 1、受入 1	出向 1、受入 1

●人員配置適性化

時代のニーズに柔軟・的確に対応していくために、機構では労働協約を改訂し、新規の業務に必要な体制を整備するとともに、既存の業務を効率化するための人員配置適正化にかかる改革を実施している。企画管理部中堅若手職員が検討した業務量に応じた適正な人員配置案と管理業務の合理化案をベースに各部門や支所業務のあり方について見直しを行った。その過程においては、職員組合への説明や全国での職員向け説明会の実施、職員との個別面談など、丁寧なプロセスを踏むことで職員の理解に努めた。

●理事長表彰の実施

他の職員の規範となるような推奨すべき実績があった職員（グループ）や業務への取組が他の職員の規範となるべき顕著な活動をした職員を理事長が表彰する理事長表彰及び理事長特別表彰について、それぞれ6件（前年度7件）と3件（前年度1件）の推薦があり、選考の結果3件（前年度4件）と3件（前年度1件）を表彰した。これにより、職員の業務への取組に対する意識の向上を図った。

イ 人員配置や他分野との連携に取り組む人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力を活用するため、管理職等向けの研修を実施し、人材マネジメントの向上を図る。また、管理職育成への活用や業務パフォーマンス向上のため360度評価及び職員の業務満足度調査を実施する。

●新人研修及び階層別研修の実施

職制の階層別実施する研修として、新規採用職員研修（平成31年4月）、新任専門官研修（令和元年9月）、新任管理職研修（令和元年9月）、既存管理職研修（令和2年1月）を実施した。これらの研修においては、経済産業省が策定した「最強のチームをつくるヒント集」をもとに、内容や講師等の見直し等により、職制ごとに必要とされる能力開発を効果的に行った。

●若手・中堅のマネジメント能力育成

将来の管理職となり得る人材を育成するため、中堅・若手職員を対象として、平成31年4月及び令和元年10月に経営マネジメントに関する講義、演習、ロールプレイ等を交えた研修を実施（各20名）した。さらに、令和2年4月から幹部候補生向け経営マネジメント研修を計画するなど、管理職となり得る人材の育成に努めた。

●女性リーダー育成研修

令和2年2月に専門官の女性を対象にリーダー研修を実施（13名参加）し、多様なリーダーシップのあり方を学ぶことにより、管理職となる心構えを持つよう促した。

●管理職のマネジメント能力育成
 通常の管理職研修のプログラムに加え、外部の管理職向けの判断力向上研修に管理職を派遣し、管理職の能力向上を図った。

●SDGs 研修の実施
 社会的課題への理解促進のため、カードゲームを利用した SDGs 入門研修（令和元年5月、7月、12月の3回）と、より深掘して SDGs と機構の業務の関連を考える SDGs 深掘研修（令和元年9月）を実施した。

●360度評価の実施
 管理職等の組織マネジメントの向上に資することを目的とし、前年度試行したマネジメント状況調査（360度評価）をフィードバックし、マネジメント等の改善の気づきとした。令和元年度は人事給与システムを用いた運用を開始し、前年度との結果の比較も含めてフィードバックした。

●職員満足度調査の実施
 働きがいのある職場を目指すための取組を検討するための基礎情報として、仕事、職場、組織に関する状況をできる限り正確に把握することを目的とし、職員への満足度調査を実施し、約330名の回答が集まった。前年度の結果や外部の参照データとの比較を踏まえてフィードバックを実施し、職場環境の改善を図る予定。

●職員クラブイントラの開設
 職員が自主的に行っている業務以外の活動の紹介及び当該活動への参加を通じて、内外の者との新たなネットワークの構築及び既存のネットワークの強化を促進させることにより、組織の活性化をはかるため、情報交換の場となる職員クラブイントラを開設した。

ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や、男性職員も含めた育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境作りに努める。また、働き方改革の一環として、テレワーク制度を適正に運用するとともに労働時間法制の改正に対応し長時間労働の抑制や年次休暇取得促進等に取り組み、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進する。

●長時間労働の是正
 時間外勤務の実績状況を見える化するとともに、時間外勤務の必要性を事前に確認する制度を導入（平成31年1月から試行、4月から本実施）し、時間外勤務の多い職員の状況確認を行い、時間外勤務の削減を図り、時間外勤務の合計時間数を前年度比0.95に削減（令和元年度51,140時間、平成30年度53,683時間）した。

●テレワーク・時差出勤の推進
 平成31年4月に在宅勤務を制度化し、試行期間を経て7月から本格的に制度の運用を開始した。令和元年度末時点で50名程度が制度を利用している。8月に実施した職員向けアンケートでは、通勤時間の削減により、時間の有効活用やワークライフバランスの充実だけでなく、心身の疲労の軽減にも役立っており、8割以上

		<p>が満足している結果となった。また、政府主導の「テレワーク・デイズ 2019」に参加し、集中期間中に延べ 194 人がテレワークを行い、コア日の 7 月 24 日には 124 人がテレワークを実施、目標を達成した。そのほか、経済産業省から要請のあった機構の支所等での出張テレワークに協力した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の予防として、段階的にテレワーク・時差出勤の推奨強化を経て、事業所のある自治体の要請に応じ、原則テレワーク実施へと切り替えた。</p> <p>●ストレスチェックの実施 労働安全衛生法に基づき、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善を目的として、令和元年 10 月 1 日から 11 日にストレスチェックを実施した。令和元年度は集団分析をおよそ 10 人単位 31 区分で行い、受検率は 95%と前年度(96%)と同様に職員からの協力が得られた。健康リスクが高かった 1 区分の所属長には、人事企画課長より集団分析結果を伝え改善に努めた。高ストレス者について、産業医による面談を受けさせ、メンタルヘルス不調の予防に努めた。</p> <p>●挨拶・身だしなみキャンペーンの実施 挨拶を徹底することによって、役職員間のコミュニケーションがスムーズになることを期待し、さらに、身なりに気を配ることにより機構職員にふさわしい品位を高めることを目的として、令和元年 5 月から 6 月にかけて「挨拶・身だしなみキャンペーン」を実施した。挨拶キャンペーンでは職員からポスターデザインを、身だしなみキャンペーンではベストクールビズ賞を募集する等キャンペーンの実効性を確保した。</p> <p>●給与業務合理化検討 特定の職員への業務知識の集中があった月例給与業務について、令和 2 年 2 月から 3 月に業務フロー及び業務マニュアルの整理・作成を実施し、業務の見える化を行った。作成した業務フロー、業務マニュアル及び併せて作成した業務改善提案を元に業務の流れを見直し業務の合理化を図る予定。 また、給与業務を効率化するため、3 か月のトライアル期間を経て令和 2 年 3 月に RPA(Robotic Process Automation)を導入し、職員の通勤費の認定を補助するロボットを作成し運用を開始した。</p> <p>エ 障害者雇用における積極的な差別是正措置として、障害の特性に配慮した合理的な方法を用いる採用に取り組むとともに、障害者も働きやすい職場作りに向けた施設整備、援助者の配置等の検討や職員研修を実施する。</p> <p>障害者を対象とする選考試験について、17 名の面接で 3 名を採用し、面接において障害の特性を把握し、合理的な配慮を検討した上で業務経験を活かせる配属先を決定した。</p>		
	4. 積立金の処分に關する事項	<p>4. 積立金の処分に關する事項 令和元年度は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成 11 年法律第 204 号）第 12 条第 1 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項</p>		

	<p>当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。</p>	<p>に関する政令（平成12年6月7日政令第316号）第21条第1項の規定に基づき、以下の2項目について積立金の繰越が承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価相当額 ・前払費用等 <p>なお、繰越した2項目については、予定どおり執行した。</p>		
<p>(1) 内部統制 機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理</p>	<p>5. その他 機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制 機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が</p>	<p>ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標等についてディスカッションを行い、内部統制・リスク管理委員会や業務改善月間で機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。</p> <p>内部統制・リスク対応のための年間スケジュールを策定し、事前に社会的影響の大きい案件についてリスクを下げる処置が取れるように、イベント等とそれに伴うリスクを洗い出して全職員に共有した。</p> <p>各課室におけるリスク管理を考えるきっかけとして、リスク管理シートの見直しを実施（令和元年6月及び令和2年1月）し、イントラネットを通じて見直し結果を全職員が確認できるようにすることで、他部門が把握したリスクを自部門でも認識できるように横断的にリスク管理ができる仕組みを構築した。その結果、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応、中期方針、基幹目標等についてディスカッションを行う場を作り、内部統制上やリスク管理上の事故が発生した際にも可及的速やかに共有し対応を行った。</p> <p>定期的に重要な内部統制の推進や重要なリスク管理の課題等を把握し、改善するために議論を行う場として、内部統制委員会とリスク管理委員会を共催（令和元</p>		

<p>体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p>	<p>迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p>	<p>年7月及び令和2年3月)し、必要に応じて内部統制の体制やリスク管理等の対応方法を見直すなど、内部統制システムの強化を図った。</p> <p>さらに、内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、集中的に確認・推奨する週間・月間等として、業務改善月間・キャンペーンを実施し、統制環境の整備に努めた。</p> <p>(業務改善月間・キャンペーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令・規程等遵守確認週間(4月第1週) ・ 法人文書管理推進月間(5月) ・ 挨拶・身だしなみキャンペーン(5~6月) ・ リスク管理推進週間(6月) ・ テレワーク推進月間(7月) ・ SDGs・中期方針・基幹目標月間(9月) ・ 情報セキュリティ月間(10月) ・ 予算執行管理推進週間(11月) ・ 資産管理適正化推進期間(11~2月) ・ 契約適正化推進月間(12月) ・ サンクスキャンペーン(2~3月) ・ マニュアル化推進月間(3月) <p>なお、近年、法人運営上重要となる概念として、SDGsへの貢献が上げられることから、9月にSDGs・中期方針・基幹目標月間を設定した。月間では、SDGsに関する職員向けの研修や普及啓発用ポスターを作成し、個々の業務とSDGsのつながりを意識するため、課室単位でのディスカッションを行うとともに、会議資料にSDGsマークを付けるなど、積極的にSDGsに取り組んでいる。</p> <p>イ 独立的・中立的モニタリングとしては、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。</p> <p>●適切な監査の実施</p> <p>監事監査、会計監査人監査、監査室による内部監査の三様監査において、情報セキュリティ監査なども含む様々な視点での監査を行うとともに、外部有識者からなる契約監視委員会で適正な契約履行を監視するなど、機構の経営についてモニタリングを行った。そのモニタリング結果を踏まえて、PDCAサイクルを確実に機能させ、改善につなげた。</p> <p>●監事監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度期末監事監査実施(令和元年5月8日~5月24日) ・ 令和元年度期中監事監査実施(令和元年10月30日~12月9日) <p>●会計監査人監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表監査(平成31年2月15日~6月30日) ・ 監査報告(令和元年6月5日) 		
---	---	---	--	--

<p>●内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度期末内部監査実施計画（令和元年5月9日） ・平成30年度期末内部監査（令和元年5月27日～6月13日）（本所） ・平成30年度期末内部監査報告（令和元年7月19日） ・令和元年度内部監査年度計画（令和元年7月22日） ・令和元年度期中内部監査実施計画（令和元年9月19日） ・令和元年度期中内部監査（令和元年10月7日～11月26日）（支所、バイオ木更津、大阪） ・令和元年度期中内部監査報告（令和2年2月18日） <p>●情報セキュリティ監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画（平成31年3月27日） ・入札（令和元年6月6日）：落札者：株式会社ケイテック ・実施計画（令和元年7月29日） ・監査実施期間（令和元年6月10日～令和2年1月27日） ・監査結果報告（令和2年1月10日） <p>ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。</p> <p>法令改正情報の自動メール通知サービス（法令アラート）について、担当部署の職員全員に関係法令情報のアラートが送られるように設定し、漏れがないようにした。また、法令等に基づく官庁・地方自治体等への届出・報告・申請等を確実にを行うため、法定等届出一覧表を更新し、各事業所の最新の届出状況を把握し、遅滞なく届出を行うように促した。</p> <p>さらに、規程、マニュアル等の整備状況を把握するため、規程類及びマニュアル等役立ち情報一覧を整理し、見える化した。そして、新たな規程の制定や改廃の進捗を把握し、確実かつ迅速に規程改正等を行うように、事前合議のしくみを徹底した。最新の規程類をイントラネットへ掲載・公表・周知し、規程類にアクセスしやすい環境を整えた。</p> <p>エ 理事長・理事と各センター所長等との間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的に議論し共有するため、運営会議（各センターの次長以上の会議）、理事長ヒアリング（理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議）等を定期的に開催する。また、機構幹部のトップマネジメントを促進するために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構幹部の事業方針等について機構全職員に共有する。</p> <p>●トップマネジメントによる意思決定</p> <p>組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会（10回）を開催し、組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を行うために、原則毎週、日常的な議論の場として理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議（44回）を開催した。3月後半の会議については、新型コロナウイルス対応として、Web会議での参加を推奨し、年度末には原則Web会議としたが、そのような状況下でも理事長のトップマネジメントの下、速やかに方針等を決定し、滞りなく事業を遂行した。</p>		
---	--	--

また、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献(アウトカム)についての集中的な議論を行う場として、分野ごとに理事長ヒアリング(18回)を開催した。このヒアリングは、テレビ会議で全職員に公開する形で実施することで、各職員が主体的に事業に参加する意識を持てるような環境を整備している。さらに、理事長ヒアリング前に理事ヒアリング(18回)を実施した。

支所における業務や問題点を把握、改善する場として、全国支所長会議を開催するとともに、役員は各支所を訪問し、現場の日常的な問題点等の議論を行った。

●経営陣の声の伝達

機構は、理事長を始めとする経営陣の声を届けるため、理事長から全職員に対して年頭訓示を行い、その動画をイントラネットで配信し、その他の経営幹部からのメッセージもコラムとしてイントラネットに掲載するとともに、経営に関する各会議の資料や議事録を共有することで、経営陣の意向や姿勢、倫理観等を伝達・浸透させている。また、理事長を始め幹部職員が全国の事業所に出向いて、現場と直接ディスカッションを行い、令和2年度に向けた組織や人事制度変更については、建設的な意見をくみ取り、制度変更に反映した。

オ 年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有する。

事業計画案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたって、機構の各専門分野や財務・マネジメントに関する見識を有する外部有識者からの意見を聴取するため、外部有識者委員で構成される評価・計画諮問会議を開催した(平成30年度評価:令和元年5月30日、令和2年度計画:令和2年1月30日)。意見聴取の結果は、事業計画の策定及び業務実績に対する自己評価書に反映させた。

なお、当該会議はテレビ会議に接続し、全事業所から傍聴可能な状況にするとともに、イントラネットでも資料を共有することで、全職員が事業計画の策定及び業務実績に対する自己評価を認識し、機構が進むべき方向性を意識している。

カ 基幹目標を達成するために、基盤整備/重要項目を念頭に業務を行い、運営会議での月次進捗報告をするとともに、経済産業省が委嘱した経営に関する有識者への業務進捗報告及び有識者からの助言を踏まえて、事業のPDCAを継続的に実施し、効果的な法人経営を行う。

基幹目標を達成するため、運営会議等で各月における指標の進捗状況を確認し、月次で目標に向けたプランを見直す対策を講じるなど、短い周期でPDCAを回した。その結果を踏まえて、四半期ごとに経済産業省が任命した2名の経営に関する有識者に業務実績を報告するとともに、有識者からの助言を事業へフィードバックするなどPDCAに反映した。また、経営に関する有識者の知見を機構内に取り入れるべく、幹部候補職員を対象にモデルケースの演習を通じて「実践的な経営マネジメント」を学習・体験する研修(計2回、延べ40名が参加)や個別の事業案件に対する研修として今後の事業に関する戦略立案研修(国際評価技術本部)、事

			<p>業指標に関する戦略立案研修（製品安全センター）を行い、事業運営に生かしている。</p> <p>さらに、機構の業務が真に顧客に必要な価値を創造するために、経営に関する有識者からのアドバイスを得ながら、経済産業省の所管課室とともに顧客目線で現在のリソース・サービスを見直し、価値協創ガイダンスに基づいてビジネスモデルや戦略等の検討を行っている。</p>		
<p>（２）情報セキュリティ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成 31 年度は重点的に次の対策に取り組む。</p> <p>① 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統</p>	<p>(2)情報セキュリティ対策 サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成 31 年度は重点的に次の対策に取り組む。</p> <p>① 政府機関等の情報セキュ</p>		<p>ア 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。</p> <p>さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバーセキュリティ対策ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。</p> <p>経済産業省等関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、標的型メールの情報(378件)を活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント(標的型攻撃メールによる情報搾取等)の発生を未然に防止した。また、外部から提供された機構に対する不正通信情報(17件)に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適切に対処した。さらに、不正通信情報においては、その内容に応じて一部の通信の遮断を行った。</p> <p>イ サイバーセキュリティ基本法に基づいて内閣サイバーセキュリティセンターが行政機関等に対して行うサイバーセキュリティ対策を強化するための監査に対応し、必要に応じて機構の情報セキュリティ関係規程類の見直しや情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。</p> <p>情報セキュリティに係る規程等については、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準との整合を図るため、令和元年 10 月 15 日付けで改正を実施した。また、内閣サイバーセキュリティセンターによる監査の指摘事項への対応として、必要な対策を行ない情報システムの情報セキュリティの強化を図るとともに規程改正等を完了した。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関する e ラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、トラブルの発生等にも踏み込んだ公開サーバー緊急連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。</p> <p>情報セキュリティ教育については、令和元年 9 月 2 日から 10 月 31 日までの 2 か月間、全職員を対象として e ラーニング研修及び自己点検を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト（合格条件は正答率 80%以上）を義務づけた。また、有識者による講演会を 2 種類実施した。1 つ目（同一内容で 5 回開催、延べ</p>		

<p>一基準（平成30年）を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p>	<p>ののための統一基準（平成30年）を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p>	<p>参加登録者507名)は、情報セキュリティに関する正しい知識と最近の情報セキュリティに関わる動向を取り上げた基本的な内容とした。また、2つ目(参加登録者128名)は、情報や情報システムに加えて、近年話題となっている社会インフラや生産設備など情報とモノの接点(IoT)を中心とした情報セキュリティを内容とした。</p> <p>研修や講演会においては、情報セキュリティに関する正しい知識と最近の情報セキュリティに関わる動向を取り上げ、最新の情報セキュリティ対策に関する知識や注意事項への理解がより深まるよう工夫した。</p> <p>令和元年10月を情報セキュリティ月間とし、情報セキュリティの確保にあたって役職員が日常的に留意すべきポイントや日頃の情報セキュリティ対策の実施状況に対する自発的な確認を促すこと等により、情報セキュリティに対する意識のさらなる向上を図った。</p> <p>標的型攻撃メール訓練については、より実践的な形に近づけるため抜き打ちで実施するとともに、送付元の名前を実在の人物に似せる、実際にあった攻撃手法に似せる等、標的メールの内容を工夫して実施することで、職員の練度を高め、機構全体としての情報セキュリティの維持・向上を図った(年間で3回実施)。また、添付ファイルを開封した場合でも、情報システム課や情報統括官室への連絡が重要であることの周知を図った。</p> <p>公開サーバー緊急連絡訓練を令和2年2月3日から7日に実施し、機構の公開システムから部門ごとに選定した各システムに対して、改ざん等のインシデントが発生した際に緊急連絡が定められたとおり適切に行えることを確認した。また、トラブルの発生にも踏み込んだ対応に関する演習として、情報システムセキュリティ責任者及び管理者を対象として令和2年1月29日に情報セキュリティインシデント対応演習を机上演習方式で実施し、対応能力の向上を図った。</p> <p>さらに、機構の公開システムについては、定期的な情報セキュリティ診断を実施し、診断結果に基づき、セキュリティ対策を行った。</p>		
<p>② 国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったとき等においては、速やかな役職</p>	<p>② 国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったとき等においては、速</p>			

<p>員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役員（派遣職員、外部調査員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p>	<p>やかな役員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役員（派遣職員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。</p>										
<p>（3）情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別</p>	<p>（3）情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するた</p>		<p>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定について電子起案を活用し迅速に行う。</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求があった場合に円滑に対応し、開示の手続を実施（請求16件）した。</p> <p>なお、開示・不開示決定を迅速に行い、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条に基づく開示決定等の期限（開示請求があった日から30日以内）を超過したものはない。</p> <table border="1" data-bbox="747 1539 1442 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報公開請求数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公開等を適切に実施する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。</p>		情報公開請求数	令和元年度	16	平成30年度	11		
	情報公開請求数										
令和元年度	16										
平成30年度	11										

<p>するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映した、eラーニング等による指導を実施する。</p>	<p>めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員等を含む）への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映したeラーニング等による指導を実施する。</p>	<p>令和元年度新たに個人情報の件数が1,000件を越えたものについて、個人情報ファイル簿を公表し、個人情報保護委員会に連絡した。また、令和元年度の非識別加工情報の募集について、スケジュールを作成し、個人情報保護委員会に連絡した。</p> <table border="1" data-bbox="747 298 1484 432"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人情報ファイル簿数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>事故調査員や委員会委員等のマイナンバー（全347件）について、専用事務室において適切に保管・管理している。</p> <p>ウ 役職員（派遣職員等を含む）への個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映したeラーニング等による研修を実施する。</p> <p>4月の新規採用職員研修において、新入職員（選考採用を含む。）への教育を行った。また、機構全職員に対して個人情報保護に関する基礎的な知識を習得し、理解を浸透させるためのeラーニングを令和元年11月25日～令和2年1月10日に実施した。その結果、受講対象者の役職員（656名）全員が受講を完了し、理解度確認のためのテストの正答率100%（全員合格）を達成した。</p>		個人情報ファイル簿数	令和元年度	13	平成30年度	19		
	個人情報ファイル簿数									
令和元年度	13									
平成30年度	19									
	<p>(4) 保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続</p>	<p>ア 機構が保有する資産について、定期的に適切な管理状況を確認するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p> <p>現場資産担当者に保有資産の登録状況を見直し、今後も適正に管理できる体制作りを行った。 令和元年12月から令和2年2月に資産管理適正化推進期間とし、資産及び少額備品について、適切な管理を行っているか確認を行った。また、新規登録や移動の際には、迅速に資産ラベルを発行・貼付することにより、資産台帳と現物が速やかに一致するように取り組んだ。</p> <p>イ 知的財産権について、NITEの知的財産ポリシーに基づき、適正な管理を行う。</p> <p>知的財産権の更新や放棄等の対応を適正に行った。また、知的財産権に影響のある共同事業等の新規及び更新に係る契約案件については、事前合議での確認や必要に応じ顧問弁理士にも確認を行い、適正な管理を行った。</p> <p>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。</p>								

	<p>可能な開発目標 (SDGs) を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に取り組む。</p>		<p>「環境物品の調達を推進を図るための方針」を策定し、運営会議や関係者へのメール、契約適正化推進月間を通じて周知徹底を図り、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目において調達目標である 100% 調達を達成した。</p> <p>エ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)に定める 2013 年度を基準に 2020 年度(中間目標年度)までに温室効果ガスの総排出量 10%削減を目指す計画を踏まえ、機構の実施計画に掲げる 10%削減を実現するため、エネルギー消費効率の高い機器の導入、温室効果ガス排出係数の少ない電気の使用等に努める。</p> <p>温室効果ガス排出抑制実施計画を達成するため、温室効果ガス排出係数の少ない電力を調達したほか、機構本所においては使用見込み電力量のうち 20% (569,169kWh) について、温室効果ガス排出のない電力を調達・使用した。</p> <p>平成 31 年度施設整備費補助事業により交付された補助金を元に、複数の事業所において老朽化した建物設備を更新したことにより、エネルギー使用の効率化を図ることができる環境を整えた。</p>		
<p>(5) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員(派遣職員等を含む)の安全を確保する。</p>	<p>(5) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員(派遣職員等を含む)の安全を確保する。</p>		<p>ア 保有する施設・設備について耐久性や安全性を確保するため中長期の営繕計画を更新することで、必要な施設の営繕を適切に行う。</p> <p>機構の中長期営繕計画について重要機器の更新計画と併せて見直し、精度の高い営繕計画へと更新を行った。(再掲)</p> <p>中長期営繕計画に基づき設備更新の必要性が認められた平成 31 年度施設整備費補助事業として、経年劣化等により老朽化した基盤設備の緊急改修を大規模災害時においても機構の業務を停滞させることなく持続的に実施できる環境を整備した。また、更なる災害対策として令和元年度施設整備費補助事業も実施することが決定し、着手した。</p> <p>○平成 31 年度施設整備費補助事業</p> <p>1. 老朽化対策(国土強靱化) 11.2 億円 (1) チラー設備更新等工事一式(10 件) 6.7 億円 (2) 作業準備棟整備一式 4.5 億円</p> <p>2. 老朽化対策(その他) 5.0 億円 非常用発電機更新等工事一式(4 件) 5.0 億円</p> <p>○令和元年度施設整備費補助事業</p> <p>バイオテクノロジーセンター災害対応事業 7.99 億円</p> <p>機構の中長期営繕計画について重要機器の更新計画と併せ見直しを行い、精度の高い営繕計画へと更新を行った(再掲)。</p> <p>イ 役職員(派遣職員等を含む)から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適切に対応し、事故の未然防止を推進する。</p>		

役職員から報告された事故・ヒヤリハット情報を労働安全衛生法に基づく衛生委員会を活用してとりまとめ、本所、かずさ事業所、大阪事業所の各衛生委員会の間で連携して対策を考えるとともにイントラ等で機構全体に情報を共有して職員の意識づけや対策を行う体制を構築することにより、事故の未然防止を推進した。

新型コロナウイルス感染症対応として、咳エチケットやマスク着用、手洗い、換気の遂行、発熱時対応等の労働安全上必要となる情報を収集・職員へ提供するとともに、必要に応じて消毒等の処置を実施した。

ウ 消防計画等に基づく防災訓練を実施するとともに、毎年実施される政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、役職員（派遣職員等を含む）の防災への意識向上と緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。

消防計画に基づく、防災訓練（避難訓練）を令和元年11月12日に実施した。今年度の防災訓練においては、火元の想定を隣接する独立行政法人国際協力機構（JICA）東京の宿泊棟とし、初めて JICA との合同訓練を実施した。具体的には、避難訓練、消火器訓練、AED 訓練及び消火栓・放水訓練を行い、双方の施設を行き来して実施した。

なお、東京消防庁に依頼し、令和2年3月17日には VR 防災体験車による災害疑似体験を JICA と合同で行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止した。

初の合同訓練は、一層、役職員に防災への意識を向上させ、火災等の災害時に迅速な実動体制をとれるように定着させた。また、例年行われる政府主導の津波防災の日（11月5日）に係る全国訓練へ参加し、令和元年11月5日に全事業所を対象に緊急地震速報の地震訓練を実施した。

エ 事故・災害等の緊急時においては、BCP 等に基づき、迅速な初動対応及び復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCP に基づき、職員の安否確認及び業務時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年1回以上行う。

●事故・災害等の緊急時対応

第15号台風（9月9日）の影響にて、かずさ事業所にて長期停電が起きたため、緊急に発電機稼働のための燃料調達等を実施した。

新型コロナウイルス感染症の対応として、海外渡航の禁止、Web 会議等の遂行、マスクの配布等による職員の感染防止対応を講じ、感染者発生時を想定して、事務所消毒の準備を行った。また、消毒用エタノール等の不足により事業継続が危ぶまれる事態に対し、業務の優先付けを検討するとともに、消毒用エタノールを確保したため、BCP の発動には至らなかった。

令和元年度に数度起きた震度 5 以上の地震発生や台風の際には、緊急安否確認を実施して職員の安全を確認するとともに、被害が生じた事業所における施設の補修等を適宜実施した。

平成 30 年度に整備した BCP、初動対応マニュアル及び復旧手順書について、度

			<p>重なる台風等の災害を踏まえて、より実効性のある内容に規程類を見直した。</p> <p>●事故・災害を想定した訓練 令和元年度の非常参集・災害対策本部立ち上げ訓練は、初の試みとして令和元年10月15日に本所、かずさ事業所及び大阪事業所の3拠点が連携した実践的な合同訓練を実施した。奇しくも、10月12日から東日本各地は台風19号に襲われ、訓練前日まで災害対応に追われることになったが、想定外にも5事業所の職員の安否確認を行い、すべての事業所の災害対策本部員が参加する形で本部会合を開き、緊急討議を行った。これにより、各事業所の職員の危機意識を高める機会となった。</p> <p>訓練は、非常参集、安否確認、施設等点検、生物遺伝資源の保全（BCP発動）、災害対策本部立ち上げ等の訓練を敢行した。とくに、本部機能の大阪移転というBCPの実動訓練は、あまり例のない訓練であったが、事前準備・予行練習を徹底し、概ね計画どおりに実行することができた。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について」における所見について、報告書の所見を踏まえ、抜本的な対策として、監事監査の実効性担保のために令和2年度に監事の補佐業務を専業とする職員1名を新たに配置するための準備作業を実施。なお、令和2年5月時点で、当該配置転換は済みであることを確認。